

令和5年矢巾町議会定例会12月会議目次

議案目次 1

第 1 号 (12月5日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	5
○開 議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	7
○請願・陳情	8

5 請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦を求 める請願

○議案第76号 矢巾町行政区設置条例の制定について	8
○議案第77号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について	9
○議案第78号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について	10
○議案第79号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について	12
○議案第80号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	13
○議案第81号 矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例の一部を改正する条例について	14
○議案第82号 矢巾町立徳田児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについて	15
○議案第83号 矢巾町立煙山児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決	

を求めるについて	15
○議案第84号 矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決 を求めるについて	15
○議案第85号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議 決を求めるについて	18
○議案第86号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めるこ とについて	19
○議案第87号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動セ ンター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール 場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めるこ とについて	22
○議案第88号 矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決 を求めるについて	25
○議案第89号 矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管理者の指定等に関し議 会の議決を求めるについて	29
○議案第90号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について	32
○議案第91号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） について	32
○議案第92号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につ いて	32
○議案第93号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について	32
○散　　会	34

第 2 号 (12月6日)

○議事日程	35
○本日の会議に付した事件	35
○出席議員	35
○欠席議員	35
○地方自治法第121条により出席した説明員	35
○職務のために出席した職員	36

○開 議	3 7
○議事日程の報告	3 7
○一般質問	3 7
1 昆 秀 一 議員	3 7
2 村 松 信 一 議員	7 6
3 小笠原 佳 子 議員	1 0 1
4 藤 原 信 悅 議員	1 2 1
○散 会	1 3 4

第 3 号 (12月7日)

○議事日程	1 3 5
○本日の会議に付した事件	1 3 5
○出席議員	1 3 5
○欠席議員	1 3 5
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 3 5
○職務のために出席した職員	1 3 6
○開 議	1 3 7
○議事日程の報告	1 3 7
○一般質問	1 3 7
1 水 本 淳 一 議員	1 3 7
2 高 橋 安 子 議員	1 5 7
3 高 橋 恵 議員	1 7 6
4 赤 丸 秀 雄 議員	1 9 1
○散 会	2 1 4

第 4 号 (12月8日)

○議事日程	2 1 5
○本日の会議に付した事件	2 1 5
○出席議員	2 1 5
○欠席議員	2 1 5

○地方自治法第121条により出席した説明員	215
○職務のために出席した職員	216
○開 議	217
○議事日程の報告	217
○一般質問	217
1 木 村 豊 議員	217
2 横 澤 駿 一 議員	225
○発言の訂正	235
○発言の申出	249
3 小 川 文 子 議員	249
4 吉 田 喜 博 議員	271
5 高 橋 敬 太 議員	285
○会議時間の延長	302
○散 会	318

第 5 号 (12月12日)

○議事日程	319
○本日の会議に付した事件	319
○出席議員	319
○欠席議員	319
○地方自治法第121条により出席した説明員	319
○職務のために出席した職員	320
○開 議	321
○議事日程の報告	321
○議案第94号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） に対する訂正について	321
○散 会	323

第 6 号 (12月14日)

○議事日程	325
-------	-----

○本日の会議に付した事件	325
○出席議員	325
○欠席議員	326
○地方自治法第121条により出席した説明員	326
○職務のために出席した職員	326
○開 議	327
○議事日程の報告	327
○請願・陳情の審査報告	327
5 請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦を求める請願	
○議案第90号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について	328
○議案第91号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	329
○議案第92号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	329
○議案第93号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について	329
○議案第95号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について	331
○議案第96号 訴えの提起に関し議決を求めることについて	332
○議案第97号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）について	333
○発議案第8号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦に向けた取り組みを求める意見書の提出について	336
○閉会中の継続調査の申出について	337
○閉会中の議員の派遣について	337
○町長挨拶	338
○散 会	340
○署 名	341

議案目次

令和5年矢巾町議会定例会12月会議

1. 請願・陳情
 - 5 請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦を求める請願
 2. 議案第76号 矢巾町行政区設置条例の制定について
 3. 議案第77号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
 4. 議案第78号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について
 5. 議案第79号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について
 6. 議案第80号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 7. 議案第81号 矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例の一部を改正する条例について
 8. 議案第82号 矢巾町立徳田児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについて
 9. 議案第83号 矢巾町立煙山児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについて
 10. 議案第84号 矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについて
 11. 議案第85号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについて
 12. 議案第86号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについて
 13. 議案第87号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについて
 14. 議案第88号 矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについて
 15. 議案第89号 矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについて

- 1 6 . 議案第 9 0 号 令和 5 年度矢巾町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 1 7 . 議案第 9 1 号 令和 5 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 1 8 . 議案第 9 2 号 令和 5 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 1 9 . 議案第 9 3 号 令和 5 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 2 0 . 議案第 9 4 号 令和 5 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）に対する訂正について
- 2 1 . 議案第 9 5 号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
- 2 2 . 議案第 9 6 号 訴えの提起に關し議決を求めることについて
- 2 3 . 議案第 9 7 号 令和 5 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 0 号）について
- 2 4 . 発議案第 8 号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦に向けた取り組みを求める意見書の提出について
- 2 5 . 閉会中の継続調査の申出について
- 2 6 . 閉会中の議員の派遣について

令和5年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第1号）

令和5年12月5日（火）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会議期間の決定

第 3 請願・陳情

5 請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦を求める
請願

第 4 議案第76号 矢巾町行政区設置条例の制定について

第 5 議案第77号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第78号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第79号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第80号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第81号 矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

第10 議案第82号 矢巾町立徳田児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求
めることについて

第11 議案第83号 矢巾町立煙山児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求
めることについて

第12 議案第84号 矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求
めることについて

第13 議案第85号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を
求めることについて

第14 議案第86号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めるこ
とにについて

第15 議案第87号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センタ
ー、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る

指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについて

- 第16 議案第88号 矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求
めることについて
- 第17 議案第89号 矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の
議決を求ることについて
- 第18 議案第90号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について
- 第19 議案第91号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につ
いて
- 第20 議案第92号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第93号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
7番	齊 藤 勝 浩	議員	8番	小 川 文 子	議員
9番	木 村 豊	議員	10番	小笠原 佳 子	議員
11番	山 本 好 章	議員	12番	高 橋 安 子	議員
13番	水 本 淳 一	議員	14番	村 松 信 一	議員
15番	昆 秀 一	議員	16番	赤 丸 秀 雄	議員
17番	谷 上 知 子	議員	18番	廣 田 清 実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長 高橋昌造君 副町長 岩渕和弘君

政 策 推 進 監 略 課 兼 未 来 戰 略 長	吉 岡 律 司 君	總 務 課 長	田 村 英 典 君
企 画 財 政 課 長	花 立 孝 美 君	稅 務 課 長 兼 會 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	佐 々 木 智 雄 君
町 民 環 境 課 長	田 中 舘 和 昭 君	福 祉 課 長	野 中 伸 悅 君
健 康 長 寿 課 長	浅 沼 圭 美 君	産 業 觀 光 課 長	佐 藤 健 一 君
道 路 住 宅 課 長	水 沼 秀 之 君	文 化 斯 ポ ーツ 課	高 橋 保 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 口 征 寬 君	上 下 水 道 課 長	浅 沼 亨 君
教 育 長	菊 池 広 親 君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	南 幅 正 勝 君
子 ど も 課 長	田 村 昭 弘 君	農 業 委 員 会 会	中 川 和 則 君

職務のために出席した職員

議 會 事 勿 局 長	吉 田 徹 君	議 會 事 勿 局 長	高 橋 俊 英 君
主 事	渋 田 稀 結 君	補 佐	

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和5年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより12月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（廣田清実議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、当職から議会関係の報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（廣田清実議員） 次に、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田清実議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

2番 高橋 敬太 議員

3番 横澤 駿一 議員

4番 ササキマサヒロ 議員

の3名を指名いたします。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第2、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の12月会議の会議期間は11月24日に開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から12月14日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、12月会議の会議期間は本日から12月14日までの10日間と決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 請願・陳情

5 請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦を求める請願

○議長（廣田清実議員） 日程第3、請願・陳情を議題といたします。

10月24日に開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。5 請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦を求める請願については、会議規則第92条第1項の規定により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、5 請願第2号については総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第4 議案第76号 矢巾町行政区設置条例の制定について

○議長（廣田清実議員） 日程第4、議案第76号 矢巾町行政区設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第76号 矢巾町行政区設置条例の制定について提案理由の説明をさせていただきます。

このたびの条例制定は、行政区長制度の廃止に伴い、行政区長に関する規則を廃止するところから、新たに行政区に関して必要な事項を定めるものであります。

主な内容といたしましては、町行政の円滑な運営と効率的な行政事務の執行を図るため、区域を定め、その区域に行政区を設置することとし、このたびの行政区再編後の行政区を45行政区と定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論がないと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第76号 矢巾町行政区設置条例の制定についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第77号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第5、議案第77号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第77号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をさせていただきます。

このたびの条例の一部改正は、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法

等の一部を改正する法律において、子育て世代の負担軽減、次世代の育成の観点から、出産される方々に係る産前産後期間の国民健康保険税を減額する旨の規定が地方税法に盛り込まれたことから、所要の改正を行うものであります。

その改正内容ですが、出産される方に係る国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額について、令和6年、来年の1月以降、単胎妊娠の場合は産前産後4か月相当額を、多胎妊娠の場合は産前産後6か月相当額をそれぞれ減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第77号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第78号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第6、議案第78号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第78号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をさせていただきます。

このたびの条例の一部改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第49条の規定の施行に伴い改正される電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律において、利用者証明用電子証明書が個人番号カード用利用者証明用電子証明書と移動端末設備用利用者証明用電子証明書にそれぞれ規定が変更されることから、所要の改正を行うものであります。

その主な改正内容ですが、これまで印鑑登録証明書をコンビニエンスストアで交付を受ける際に、利用者証明用電子証明書が登録された個人番号カードを使用する必要がありました。法改正により、これまでの利用者証明用電子証明書が個人番号カード用利用者証明用電子証明書になり、さらに新たに移動端末設備、いわゆるスマートフォンに登録する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が創設されたことから、本町におきましても、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を搭載したスマートフォンによる印鑑証明書の交付に関する規定を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

16番、赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 確認です。今まで印鑑登録証明のカードを持っていましたが、それでも交付は受けられるのでしょうかという確認です。よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

従前の印鑑登録証につきましては、窓口での交付のみとなっておりまして、今回の部分は、コンビニにおきましてはマイナンバーカードでの交付はこれまで可能でございましたし、スマートフォンに新たに電子証明書をひもづけすれば、スマートフォンでもマイナンバーカードの代わりとして交付ができるというものでございます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第78号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第79号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第7、議案第79号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第79号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について 提案理由の説明をさせていただきます。

このたびの条例の一部改正は、健康志向の高まりにより、町民総合体育館のトレーニング室を毎日多くの町民の皆さんに利用していただいておりますが、日中に就業されている方々にも利用の促進を図りたく、所要の改正を行うものであります。

その改正内容ですが、現行の午前9時から午後9時までとしておりました使用時間を1時間半延ばして、午後の10時半まで延長できるものとするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番、昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 改正後の文言についてなのですけれども、「午後10時30分までとす

「することができる」と、なぜこれ「する」というふうにならないで、「することができる」というふうになったのか、その意図をお教えください。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをいたします。

今回できる規定とさせていただきましたのは、10時半まで延長することができる、まずやってみるということを大前提にしておりますが、続けているうちに利用者が少なかったというふうになった場合は、指定管理者あるいは町と協議により元の9時までに戻せるというふうな形で、いわゆるできる規定というふうにさせていただいたものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田清実議員）　よろしいですね。

その他質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第79号　矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第8　議案第80号　矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第8、議案第80号　矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第80号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をさせていただきます。

このたびの条例の一部改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に規定する特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の読替規定について、内容が一部見直しをされたことから、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第80号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第81号 矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第9、議案第81号 矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第81号 矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をさせていただきます。

このたびの条例の一部改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例において引用する条項が繰下げとなることから、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第81号 矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第82号 矢巾町立徳田児童館に係る指定管理者の指定等に
関し議会の議決を求めるについて

日程第11 議案第83号 矢巾町立煙山児童館に係る指定管理者の指定等に
関し議会の議決を求めるについて

日程第12 議案第84号 矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に
関し議会の議決を求めるについて

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

日程第10、議案第82号 矢巾町立徳田児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めるについて、日程第11、議案第83号 矢巾町立煙山児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めるについて、日程第12、議案第84号 矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めるについて、この3議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第82号から日程第12、議案第84号までの3議案については一括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました3議案につきましてご説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第82号 矢巾町立徳田児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めるについて、次に議案第83号 矢巾町立煙山児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めるについて、次に議案第84号 矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めるについて提案理由の説明をさせていただきます。

矢巾町立徳田児童館、同じく矢巾町立煙山児童館、同じく矢巾町立不動児童館の管理については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会に指定管理を行わせるべく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たりましては、平成18年度から18年間、指定管理による運営を行っております社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会は、子どもと保護者が安全かつ安心して利用できる居場所づくりに取り組むなど、地域の児童福祉に貢献をし、これまでの管理運営も良好であり、今後におきましても施設の安定的な管理及び運営が見込まれることから、紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地、社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会会长、藤原義一が指

定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、指定管理者の候補者として選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定に当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定の内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導をしてまいります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。議案第82号から議案第84号までの3議案について、質疑、討論を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

ご異議がないようなので、質疑、討論を一括して行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第82号 矢巾町立徳田児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 矢巾町立煙山児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めるについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第85号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等
に関し議会の議決を求めるについて

○議長（廣田清実議員） 日程第13、議案第85号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の
指定等に関し議会の議決を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第85号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し
議会の議決を求めるについて提案理由の説明をさせていただきます。

矢巾町立矢巾東児童館の管理については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの
3年間、特定非営利活動法人矢巾ゆりかごに指定管理を行わせるべく、地方自治法第244条の
2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たりましては、平成18年度から18年間、指定管理による運営を行つ
ております特定非営利活動法人矢巾ゆりかごは、子どもと保護者が安全かつ安心して利用で
きる居場所づくりに取り組むなど、地域の児童福祉に貢献をし、同施設のこれまでの管理運
営も良好であり、今後におきましても施設の安定的な管理及び運営が見込まれることから、
紫波郡矢巾町大字西徳田第4地割1番地54、特定非営利活動法人矢巾ゆりかご理事長、半澤
久枝が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続
等に関する条例第4条の規定により、指定管理者の候補者として選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定に当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を
図るため、協定内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極
的に指導をしてまいります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第85号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第86号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の
議決を求ることについて

○議長（廣田清実議員） 日程第14、議案第86号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第86号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについて提案理由の説明をさせていただきます。

矢巾斎苑の管理については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、株式会社JAシンセラに指定管理を行わせるべく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たりましては、平成21年度から15年間、指定管理による運営を行っております株式会社JAシンセラは、地域の葬祭事情に精通し、施設利用者の心情に配慮し

つつ、住民サービスの向上に努めており、同施設のこれまでの管理運営も良好であり、今後におきましても施設の安定的な管理及び運営が見込まれることから、紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割91番地、株式会社 J A シンセラ代表取締役、浅沼清一が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、指定管理者の候補者として選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定に当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導をしてまいります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

11番、山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 矢巾斎苑の運営について、ちょっとお伺いしたいのですけれども、この近辺では、火入れというのですか、火葬の日時の紹介があるのですけれども、その場合、矢巾町の場合は、以前コロナの関係で、火入れの時間前からということでやっていたのですが、大分コロナも収まってきて、新聞とか、あと町の慶弔の報告で、ご法事する時間が記載になっているときがあるのですけれども、そういった部分について、今の運営はどのようにになっているのか、もしお分かりになればお願いしたいと思いますけれども。言っている意味分からないです。

○議長（廣田清実議員） ちょっと指定管理にはならないので、もしも分かれば、これはきっと関連ということで説明を求めていると思いますけれども、答えられる部分がありましたら。

田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的に火葬の時間、例えば午前であれば、午前10時というふうになっておりますので、ほとんどが葬祭業者さんにお願いして進行しているかと思いますが、午前10時の火入れというのがあって、その前にお寺の和尚様に拝んでいただくとかというふうにやっておると承知しております。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 個人によって10時45分にするのか、やるのは葬祭業者さんに個人が

お願いする部分で、掲載しているのは……。

11番、山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 管理するほうから言われて、火入れの時間前にやるというふうに、何かコロナの関係でやっていたというふうに認識していたのですが、そういうことではないのですね。葬祭会社が決めているということでおよろしいのですか。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、火入れは基本的に10時だと思います。コロナの関係で、たしか前であればある程度、9時40分とかから挙げるというのがあったと思うのですが、それを9時15分から例えば30分ぐらいかけて、参列の方があまり密にならないようにというふうにコロナ禍の間はやってまいりました。そこは、町としても、そこまでコロナ対策という部分はもうやらなくてもいいというふうにお話ししておりますので、あと実際挙げる、参列の方の時間に関しては葬儀会社さんによって多少違うかもしれません、町として必ずこの時間から始めてくださいとか、そういうことは今時点ではやっていないところでございます。

○議長（廣田清実議員） 基本的に変わっていないということでしょう。

よろしいですか。町として時間をずらしてくださいということは言っていないで、10時というものは決まっているので、葬儀会社さんのほうで、コロナで、密になるのか、ならないのかということを判断しながら、人数のこともあるでしょうし、そういうことでやっていて、町のほうは10時からというものは書いていないということでしょう。

では、もう一度、11番、山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 矢巾の場合は、火入れの時間をきっちりやりたいということで、15分前にご法事とか終わらせるようにというふうなのがあったというふうに私の中では記憶しているのですけれども、現在もそのようなことでよろしいですね。それを町のほうでお願いしているのか、管理している側のほうで勝手にそこのところは決めているのか、ちょっとそこのところをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、火葬の火入れが10時、これはもう決まっておりますので、そこに向けてどういうふうにご法事とかをやることかと思います。例えばですけれども、私自身喪主をやったときで言わせていただくと、コロナ禍のときにやったのであれば、葬祭業者さんと打合せし

たときは、9時15分から大体30分にかけて参列者の方をお迎え入れすると。その後に、うちのお寺の和尚さんに拝んでいただいて、10時に火入れができるようにという流れでやりましたので、基本的に10時の火入れという部分だけは変わっていないことをご承知いただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 町のほうの姿勢は変わっていないということでおよろしいですか。

その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第86号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めるについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時06分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

これからもまだ指定管理のことが続くので、指定管理に関する条項に入っているかをしっかり答弁していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

日程第15 議案第87号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについて

て

○議長（廣田清実議員） それでは、日程第15、議案第87号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第87号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

この4つの施設の管理については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、矢巾観光開発株式会社に指定管理を行わせるべく、地方自治法第244条の2の第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たりましては、平成18年度から18年間、指定管理による運営を行っております矢巾観光開発株式会社は、同社所有の旧源泉ポンプ設備やボイラー設備など、町施設と一体的に効率的な管理を行い、利用者に対するサービスの向上を図っており、これまでの管理運営も良好であり、今後におきましても施設の安定的な管理及び運営が見込まれることから、紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地、矢巾観光開発株式会社代表取締役、高橋昌造が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定により、公募によらない指定管理者の候補者として選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定に当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導をしてまいります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番、小川文子議員。

○8番（小川文子議員） この議決をする際に、町長はこの場所におられるのか、退席されるのかについてお聞きをいたしたいと思います。中身ではないのですけれども。

○議長（廣田清実議員） ちょっと待ってください。採決するのは私たちで、町長は当事者ですけれども、採決はできませんから。

○8番（小川文子議員） 普通自分が関係する団体のときは、退席をするような傾向がございましたけれども、今回の場合はそれに当たるかどうかをちょっとお聞きしたかったのでございます。

○議長（廣田清実議員） 基本的に退出しなければならない場合は、私たちこの前全協でもお話ししましたとおり、役員が採決に加わる場合は退席しなければならない。当事者であろうが、採決に加われませんから、ということを考えれば、退席しなければならない理由がないと思うのですけれども。

○8番（小川文子議員） そういう判断であれば、それでよろしいです。それを聞きたかったので。

○議長（廣田清実議員） 議会の運営上は、そういうふうなルールになっておりますので、それはまさしく曖昧な部分があったのです。観光開発の役員が議員の中におおりましたので、そのときは退席してやると。今回は、役員入っておりませんので、退席しなくてもいいし、採決する人間が関係者であれば、退席しなければならないという部分はありますけれども、関係者と言えば関係者ですけれども、議決に関われませんので、その部分は理解していただきたいと思いますけれども、よろしいですか。

その他質疑ございますか。

15番、昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 今言っていることは、多分町長が町長に対して指定管理をするということで、そこで適切な指導をするということだったのですけれども、自分に対して自分にどういうふうな適切な指導ができるのか、そういうところを私はお伺いしたいです。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 会社の仕組み上、町長が社長という立場でトップにいるわけでございますけれども、契約等に関しましては、その辺は町長代理ということで、副町長が代理でそういった契約関係を結んでございますし、指導に関しましても組織的に、町のトップは町長でありますけれども、組織全体で指導しているというふうに理解していただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 副町長は答弁ありますか。

岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 補足させていただきますが、いずれこの指定管理者の指導、監督に当たりましては、町として対応するものでございまして、私を含め、あと産業観光課、組織として一緒になって、指導、監督に当たってまいりますということでございます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第87号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めるについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第88号 矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に
関し議会の議決を求めるについて

○議長（廣田清実議員） 日程第16、議案第88号 矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めるについてを議題といたします。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第88号 矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町営キャンプ場の管理については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、矢巾観光開発株式会社に指定管理を行わせるべく、地方自治法第244条の2第6項の規

定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たりましては、令和5年度から指定管理による運営を行っておりま
す矢巾観光開発株式会社は、矢巾町国民保養センター等の公共施設と一体的に効率的な管理
を行い、利用者に対するサービスの向上を図っており、これまでの管理運営も良好であり、
今後におきましても施設の安定的な管理及び運営が見込まれることから、紫波郡矢巾町大字
南矢幅第13地割123番地、矢巾観光開発株式会社代表取締役、高橋昌造が指定管理者として最
適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規
定により、公募によらない指定管理者の候補者として選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定に当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を
図るため、協定内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極
的に指導をしてまいります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさ
せていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質
疑ございませんか。

2番、高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） キャンプ場についてですが、キャンプ場というのはレクリエーションの要素が非常に強いこと、あとは少し前ですが、一時期全国的にキャンプブームがあつて、
各地域、各組織、いろいろなノウハウも蓄積されているかと思うのですが、そのような外部
の運営が入る余地を残すためにも、公募としたほうがやはりよいのではないかと思いますが、
どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話がありましたとおり、確かに公募によるやり方という
こともあったかと思いますけれども、先ほど町長からも説明の中で、提案理由の中でお話が
ありましたが、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条というの
は、矢巾町が出資する法人もしくは公共団体もしくは公共的団体ということで、それに対して
指定管理を公募によらないでやることができるというような条項がございます。それにな
ぞらえまして、本町でもキャンプ場を矢巾観光開発にお願いすることで、温泉施設との相乗
効果が見込めるのではないかと。お互い西部地区の活性化に向けて、そういう位置づけも
ありますと、特に温泉施設ばかりではなく、ゲートボール場、あと屋内ゲートボール場という

ことで、そういった関連施設も一緒になって指定管理をすることで、町としてもいろいろ利用者の向上につながるのではないかということで、今回公募によらない指定管理ということでお願いするものでございます。

○議長（廣田清実議員） 2番、高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 西部地区の施設の連携を見込んでということでしたが、もう少し今の段階で具体的なビジョンであったり、どういうふうに利用者を循環させていくのか、何かお考えがあれば、教えていただきたいのですが。

○議長（廣田清実議員） 今は指定管理に関することだから、ビジョンのことを決議しているわけではないので、そういう部分であれば、この指定管理にビジョンが関わっているのであれば質問を認めますけれども、今の段階では、指定管理の中でやっている部分なので、違う質問の仕方をしてもらえますか。

2番、高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 選定理由の中に、そういった西部地区の連携を見込むというような内容だったかと思うので、その選定理由についてもう少し深く教えていただけたらと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） これまでキャンプ場につきましては、役場のほうで受付をしておったわけでございますけれども、やはりキャンプ場と距離があり過ぎるというところがございます。一旦役場で受け付けたものを、またさらにキャンプ場に足を運ばなければならないというよりも、やはりキャンプ場に近い保養センターのほうで受け付けたほうが、お客様も、あつ、こういう施設があるのだというふうに保養センターのことを認知していただける機会にもなりますし、またキャンプした後、あそこには入浴施設ございませんので、シャワーとかというのもないですし、立ち寄れるというようなきっかけになってくれればなというふうに思います。

また、保養センターを利用している方も、キャンプ場を逆に利用するというふうな方も今後出るかと思いますし、現に今利用されている方の中でも、そういった思考の方がいれば、進んでやっている方もいらっしゃるというふうにお聞きしておりますので、観光開発のイベントも含めまして、相乗効果が今後も一層見込まれるような仕掛けをお願いするような形で進めたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、実はキャンプ場は町の管理にしておったのですが、高橋敬太議員もご存じのとおり、今この西部地域は熊の被害で、本当は1年キャンプ場を町で管理して、次、町内にはキャンプ同好会とかあるわけで、本来はそこにお願いするのが筋だったのですが、やはり今熊の被害でキャンプ場も、本当に私ども町と、それから矢巾観光開発株式会社が一体となって、電気柵をキャンプ場に設けたりしてやってきた経緯があるのです。そういうことで、何か事故なり事件が起きてからではあれなので、そういう取組もありましたので、将来いわゆる有害鳥獣の被害がまず考えられないような時期が来たらば、民間にお願いするのも一つの方法だと思いますので、今のところは、今回も11月までキャンプ場を開放することにしておったのですが、10月の末で、これは町と矢巾観光開発と一緒にになって、事故があったら大変なことになるからと、そういうものに本当に一緒にになって考えていかなければならない今状況下にありますので、そういうことをひとつご理解していただいて、今後のキャンプ場の運営なりビジョンについてはご指摘のとおりです。まずは検討させていただきますが、今のところはそこをご理解賜りたいと。私も、どうも今日答弁に立つのに、いわゆる矢巾観光開発の社長でもあり町長の立場ですが、いずれそのところはご理解をしていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第88号 矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求ることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第89号 矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管理者の
指定等に関し議会の議決を求めるについて

○議長（廣田清実議員） 日程第17、議案第89号 矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管
理者の指定等に関し議会の議決を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第89号 矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管理者の指定等
に関し議会の議決を求めるについて提案理由の説明をさせていただきます。

矢巾勤労者共同福祉センターの管理については、令和6年4月1日から令和9年3月31日
までの3年間、一般財団法人盛岡地区勤労者共同福祉センターに指定管理を行わせるべく、
地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たりましては、平成16年度から20年間、指定管理による運営を行っ
ております一般財団法人盛岡地区勤労者共同福祉センターは、同法人が隣接地に所有する大
ホール及び体育館と一体的に効率的な管理を行い、これまでの管理運営も良好であり、今後
におきましても施設の安定的な管理及び運営が見込まれることから、紫波郡矢巾町流通セン
ター南1丁目2番7号、一般財団法人盛岡地区勤労者共同福祉センター理事長、内館茂が指
定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に關す
る条例第5条の規定により、公募によらない指定管理者の候補者として選定したところであ
ります。

なお、指定管理者の再指定に当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を
図るため、協定内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極
的に指導をしてまいります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせ
ていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質
疑ございませんか。

7番、齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 私のほうからの質問ですけれども、指定管理者制度、82から89議案
の総体を論じてなのですが、指定管理者の選定をするに当たっては、当局においては外郭団

体と考えられるわけで、公募と非公募あるわけですが、特に仕様書には明確になって業務の委託をされているかどうかと。

また、あと実績評価なわけですけれども、実績評価においては実績を評価できる、管理運営が良好、適切に管理運営という文言はあるものの、根拠となるエビデンスですが、数値的なものとか評価体制の確立みたいなものはあったのでしょうか。そこをちょっとお聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

指定管理におきましては、まず公の施設の指定管理委員会、矢巾町は組織されてございます。その中で指定管理候補者の選定を行います。選定の方法につきましては、選定基準がちょっと細かいので、内容までは申し上げられないのですけれども、大きな項目で選定基準が5項目、審査項目が11項目、それから審査の内容が29項目にわたりまして資料や聞き取り調査を行い、選定することになります。それに基づきまして選定されました事業者においては、受託を受けた翌年から実際の運営内容について、書類をもって提出していただきます。運営状況、管理状況、それから資金の状況とかです。そういった部分につきましては、公の施設の管理委員会のほうにも提出していただいて、委員において、管理課から説明をいただき、具体的な判断をしていただくという状況でございますので、今のところそういう判定基準の中で明らかに運営がまずいのではないかとか、それからお客様に対するサービスが悪いのではないかといった基準もございますので、そういうものをしっかりと判断して次の指定管理、あるいはあまりひどい場合については、直接指導等に入っていることは実際今まではございませんけれども、そういうことで指導も入っているということでご理解いただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ちょっと補足させていただきますが、齊藤勝浩議員もご存じのとおり、この制度がスタートしてから20年たつのです。そこで、これはやっぱり20年を節目ということで、制度そのものの見直しをして、検証しなければならない時期に来ております、制度自体そのものをです。だから、当初この指定管理者制度が導入されたときは、経費の節減とか、あとはまず民間にとか、NPO法人とかにお願いすることによって新たに、いわゆる新規の就業の場の確保とか、そういうものがいろいろ検討されてできた制度なのですが、いずれ私

ども本町でも平成18年度からこのことに取り組んでおりますので、齊藤議員の今ご指摘あつたことも踏まえながら、ただ指定管理するということではなく、町民の目線から見ても、また周りの方々からも見ていただいて、おかしくないかと言われないような、やはりそういった検証の時期に来ておりますので、そういうことも踏まえながら、今検討していきたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

7番、齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 町長からも今お話がありましたが、指導していくと。あと、公募によらない形で、特に非公募の部分については、これから取組のところで進めていかれるのだとは思いますが、私的には町の発展施策、あと競合の原理というのもやっぱり必要ではないかと。高橋議員も先ほどキャンプ場の件でお話しされましたけれども、プレゼンなどをして、数値を明確にした形で、透明性を確立していくような検討をしていただきたいと思いますが、どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今齊藤議員からご質問あったことも踏まえて、今後意を体して、しっかり指定管理者制度、先ほども答弁させていただいたのですが、慣れ合いとか、そういうことはあってはならないで、だからやはり私どもも自己検証しながら、そしていろんな分析させていただいて、本当に指定管理制度で民間なりNPO法人とか、そういうところにお願いしてまずよかったですと言えるような仕組みづくりを今後ともしっかりと考えていきたいと思いますので、ご質問本当にありがとうございました。今後も襟を正して、意を体して取り組んでまいりますので、ご理解をいただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第89号 矢巾勤労者共同福祉センターに係る指定管理者の指定等に

関し議会の議決を求めるについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第90号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について

日程第19 議案第91号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第20 議案第92号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第21 議案第93号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

日程第18、議案第90号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について、日程第19、議案第91号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第20、議案第92号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第21、議案第93号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について、この4議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第18、議案第90号から日程第21、議案第93号までの4議案については一括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました4会計の令和5年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第90号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入につきましては、14款国庫支出金の公共土木施設災害復旧費負担金、16款財産収入の分取林売払収入を新設補正し、1款町税の個人町民税、固定資産税、17款寄附金のまち・ひと・しごと創生寄附金（企業版ふるさと納税）、21款町債の緊急自然災害防止対策事業債を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の財政調整基金積立事業を増額補正し、町長、町議会議員選挙費を減額補正し、3款民生費の障害者支援事業、4款衛生費の予防接種事業、8款土木費の道路橋梁総務事業、11款災害復旧費の道路橋梁災害復旧事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,932万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億9,932万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第91号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入につきましては、4款県支出金の保険給付費等交付金、6款繰入金の一般会計繰入金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款保険給付費の一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、5款基金積立金の財政調整基金積立金をそれぞれ増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,232万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億8,791万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第92号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入につきましては、1款保険料の第1号被保険者保険料、7款繰入金の事務費等繰入金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、1款総務費の一般管理費、2款保険給付費の施設介護サービス給付費をそれぞれ増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,851万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,851万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第93号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。補正の内容でありますが、収益的収入及び支出のうち、支出の第2款農業集落排水事業費用の営業費用を22万1,000円増額補正して、総額を3億3,446万9,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費を1,985万7,000円増額補正して、総額を4億6,653万5,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。一括上程いたしました議案第90号から議案第93号までの補正予算4議案については、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第90号から議案第93号までの補正予算4議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算4議案については、12月14日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議なしと認めます。

よって、4議案については12月14日午前10時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日6日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。本日は大変ご苦労さまでした。

午前11時53分 散会

令和 5 年矢巾町議会定例会 12 月会議議事日程（第 2 号）

令和 5 年 12 月 6 日（水）午前 10 時 00 分開議

議事日程（第 2 号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高橋 恵	議員	2番	高橋 敬太	議員
3番	横澤 駿一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉田 喜博	議員	6番	藤原 信悦	議員
7番	齊藤 勝浩	議員	8番	小川 文子	議員
9番	木村 豊	議員	10番	小笠原 佳子	議員
11番	山本 好章	議員	12番	高橋 安子	議員
13番	水本 淳一	議員	14番	村松 信一	議員
15番	昆 秀一	議員	16番	赤丸 秀雄	議員
17番	谷上 知子	議員	18番	廣田 清実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋 昌造	君	副町長	岩渕 和弘	君
政策推進監修課 兼未来戦略課長	吉岡 律司	君	総務課長 兼選挙管理委員会書記長	田村 英典	君
企画財政課長	花立 孝美	君	税務課長 兼会計管理者 兼出納室長	佐々木 智雄	君
町民環境課長	田中館 和昭	君	福祉課長	野中 伸悦	君

健康長寿課長	浅沼圭美君	産業観光課長	佐藤健一君
道路住宅課長	水沼秀之君	文化スポーツ 課	高橋保君
農業委員会 事務局長	田口征寛君	上下水道課長	浅沼亨君
教育長	菊池広親君	教育次長 兼学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	南幅正勝君
子ども課長	田村昭弘君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君	議会事務局長 補	高橋俊英君
主事	渋田稀結君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

また、17番、谷上議員は都合により遅参する旨の報告がありましたので、よろしくお願ひいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

15番、昆秀一議員。

1問目の質問を許します。

（15番 昆 秀一議員 登壇）

○15番（昆 秀一議員） 議席番号15番、新誠会の昆秀一でございます。

まず初めに、矢巾町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画等についてお伺いいたします。矢巾町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画は、本年策定が進行しています。これらの計画は、老人福祉法、介護保険法に基づき、一体的に策定しています。計画の期間は3年間であり、来年度は介護報酬の改定もされる予定となっています。高齢者を取り巻く状況は厳しくなる一方、介護職員、特に訪問介護員の不足が懸念されています。ほかにも独り暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれるなど、各種課題が山積しているように思われます。加えて、第1号被保険者の増加などの問題もあり、介護給付費も増加しています。そのような中において、この高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画をどのように策定していくのか等について、以下お伺いいたします。

1点目、現在の高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画をどのように評価、検証して、次期計画の策定に結びつけているのでしょうか。

2点目、上位計画である第8次総合計画との整合性をどのように取っているのでしょうか。

3点目、訪問介護員の不足をどう解決しようとしているのでしょうか。

4点目、計画の今後のスケジュールはどうなっているのでしょうか。

5点目、次期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定する上で、特に注意していることはあるのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　15番、昆秀一議員の矢巾町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画等についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在の高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の評価につきましては、住民ニーズ調査及び介護事業所調査を行い、加えて給付費の動向及び地域支援事業等の取組状況を評価、検証することにより、次期計画におきましては地域支援事業の充実などを強化して、取り組む項目を精査しているところであります。

2点目についてですが、現在策定中であります第8次矢巾町総合計画の基本理念を考慮し、目指すべきまちの将来像などを念頭に置き、総合計画に係る施策の方向であります介護保険制度の適切な運営及び高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進などに示されております方向性に沿って、計画内容の検討を行ってまいります。

3点目についてですが、国では現在、来年度の介護保険制度見直しに向け、介護人材不足の解消の一つとして、ICT化の導入により業務の効率化を推進するなど検討されております。町内におきましては、令和3年度に訪問介護事業所が1か所開所しておりますが、介護人材が不足している状況である旨、ケアマネジャーの皆様からご意見をいただきておりますことから、訪問介護員を含めた専門職の介護人材の確保につきましては、国が先導して取り組むべき課題として、県を通じて直接的な支援を強く要望してまいります。

4点目についてですが、現在は計画案を作成中であり、12月中には矢巾町介護保険事業計画等検討委員会において検討を行い、年明けにはパブリックコメントを実施した上で、年内に計画決定を行う予定であります。

5点目についてですが、各種介護保険事業の適正な運営のほか、住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らし続けることができることを目指し、フレイル予防の取組をより一層強化し、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進すべく、計画策定作業を進めているところ

であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） まず、介護保険料なのですけれども、現在基準段階で月6,500円となっています。これ今後どれだけ増えていくのでしょうか。年金は増えないのに物価は上がる一方で、町民の暮らしはますます苦しくなるばかりであります。加えて、要介護者の増加による保険給付がかさんできていることも要因として挙げられますけれども、次の見直しでも増えてくることが予想されるわけですけれども、ただこれ仕方ないと手をこまねいて見ていくだけでは何も解決しないわけで、一体この状況をどのように見ているのか、またどのように解決に向けて計画していくのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

介護保険料につきましては、国ほうでの介護給付費財政調整交付金、いわゆる様々な乗じる係数だとか、新聞報道等でも出ておりますが、12月中にということで、例年の計画よりもちょっと押している形です。それで、その内容につきましては、我々のほうでも国から示されるものを今本当に待っている段階で、そこから精査するというような状況でございます。今議員からお話をありましたとおり、6,500円で据え置いております。今第8期、そして第7期と同じ保険料を選定させていただいておりますが、そこからどのように今後高齢化の率、そして要介護、給付の状況ですね、そこを鑑みながら、町ほうでの介護保険料の算定というふうになっております。できるだけ私どもも、予防的な部分に力を入れながらの介護保険料の上がり幅を精査できるように、これからも予防活動を進めていきたいというふうに捉えております。

以上お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 介護保険料も含めて、町民からはアンケートを取られているようすけれども、今現在アンケートの結果をどのように扱って、集計して、計画に生かそうとされているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

住民ニーズアンケートということで、前回同様介護予防・日常生活圏域ニーズ調査ということで、介護保険の要介護認定を受けていない65歳以上の方、要介護1から5の認定を受けている方ですね、1,000名抽出させていただきまして、544名の回答をいただいております。また、在宅介護実態調査ということで、これも今の期と同じような対象者になりますが、在宅で生活している要介護者の皆様のほうに、200名に通知をし、95名のご回答をいただいております。それらのアンケート内容を今我々のほうでは精査をしながら、一人一人お声を聞き、様々な自由記載のところもございましたので、そういうところを、介護保険の策定委員会の中でもご意見を頂戴しながら、今精査しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）　そこで、各サービスについてなのですけれども、まずサービスを提供する事業所というのは、矢巾町は隣接する盛岡市もあることから、大変充実しているようだ思うのですけれども、やはり先ほど申し上げたようにヘルパーの不足、特に夜間のヘルパーが不足しているという声を聞くことが多いのですけれども、その点の解消法は、国からだけでなく町でもするべきだと思うのですけれども、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えします。

ご質問にありましたとおり、本当にヘルパーの方々の、これはこのエリアだけではなくて全国的にということで、非常に不足しているということで出ております。この件に関しては、何度か私どもも県を通じて國のほうに要望しながら、介護報酬をそもそも上げていただくような取組だとか、様々行なってきているところでございます。今回の介護保険計画の中では、やはり1つ核になるのがこの人材確保の部分だというふうに捉えております。これは、介護保険の策定委員会の皆様のほうからもご意見を頂戴している内容で、要望活動ももちろんのですが、県、そして町のほうでできることということをもう少し推し進める形のことが必要ではないかなというふうに今担当、我々のほうでは考えているところでございます。

県のほうでは、県社協を通じて様々奨学金制度とか、資格を取る際の奨学金制度とか、いわゆる直接的なところの部分に関して整えているところでございますが、いろいろ調べていくと、他県ではとか、各自治体でそのような取組をされているところもあるようです。ここ

ら辺に関しましても私どものほうで、さらにヘルパーさん以外の部分も、人材確保という点では今期の次の第9期の核になる問題というふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 人材確保をよろしくお願ひしたいと思うのですけれども、矢巾町では認知症対策に力を入れているように感じるのですけれども、ただ宣言や条例をつくったから、それでおしまいというわけではないと思うので、何らかの効果が生まれてこないと、何の意味もないことになってしまいかねません。認知症施策に対する今後の動き、非常に大事になってくると考えるのですけれども、町としてはその辺を今後どのようにしていこうと考えられているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町のほうで経過を踏まえながら、昨年度認知症の人にやさしいまちづくり宣言、そして4月には条例ということで、議会の皆様のほうにもご理解いただき、ご可決していただきまして条例制定したところでございます。ここから私どもが推し進めているところは、多くの方々に理解していただく、様々なアンケートでお声を聞くと、やっぱり年代だとか地域によって、まだまだ認知症に関わる部分の理解が不足しているのではないかというようなご意見も頂戴しております。その部分につきましては、さらなる理解啓発を進めていこうところで捉えております。

また、実は先日、土曜日ですね、12月2日に脳とカラダのいきいき健診ということで、岩手医大が全国8か所の大学ということで、矢巾町が対象の健診事業を行ってきている成果報告会と、そして記念講演会を行いました。やはり今後は医大、そして様々な医学的な部分の関係機関も含めて、予防的な取組をより推し進めていく必要性があるというふうに捉えております。記念講演会は、約200名の方々においでいただきまして、8か所の、平成28年からこの健診は行いましたが、そのリーダー的な九州大学の先生がおいでになった中では、やはり生活習慣予防の活動、予防の取組は認知症にもつながることであるということで、一体的に進めていく必要があるなということを再認識したところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 認知症施策といつてもいろいろあって、まず予防というものがあるのですけれども、そのためには居場所づくりというのが大切になってくるのですけれども、これ矢巾町で地域差があるように感じているのですけれども、その辺町としてはどう考えてこの問題に取り組んでいるのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、居場所、そして役割づくりが非常に大事だというふうに捉えております。エン（縁）ジョイネットワークの中でえんじよいサロン、それから通いの場、社協を中心こびりっこサロンということで、様々な形での集いの場、居場所をつくり上げてきたわけですけれども、やはり全くない地域もございます。そういう部分を生活支援コーディネーター、生活支援体制整備事業の中でいろいろコーディネーターの皆様の力を借りながら、居場所をつくり上げてきた実績もございます。

また、この事業をやっていく中で、やっぱりコロナ禍でなかなか集まれない、どうしようかということもあったのですが、参加の皆様、そして地域のリーダーの皆様と継続できたことは本当に皆さんのお力があったからこそだというふうに捉えております。少しずつではございますが、先日も1か所、えんじよいサロンを立ち上げというところがございますので、今後も居場所づくりのところは推し進めていかなければならないと思っておりますし、健康長寿課だけではなくて福祉課、そして多世代の方々が集えるような仕組みづくりも必要なことだろうというふうに捉えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） それから、介護が始まるきっかけとして、認知症よりも多くなってきているのが脳血管疾患、いわゆる脳卒中です。それらの予防も非常に大切になっていています。岩手県では、全国でもワーストワンになっておりまして、この予防、喫緊の課題となっていると思います。認知症でも脳卒中でも病気の原因は食生活にあることが多いようです。あとはストレス。そのためには、食改善だったり適度の運動が欠かせないように思いますので、その辺の脳卒中の予防策については、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

脳血管疾患になっての血管性の認知症もございます。その予防の部分につきましては、1つはやっぱり健診だというふうに捉えております。特定健診、そして特定保健指導、そしてさらなる自分の暮らし方を振り返られるきっかけづくり、健診以外の部分でも様々な部分で食生活改善推進員が行っている地域の栄養講習会だと、そういうふうな地域に入っての活動が今後さらに必要だというふうに捉えております。なかなか、コロナを言い訳にはできないのですが、その部分がこの2年ぐらい、本当に3年ぐらいできかねている部分はございましたが、今年度に入って地域の中で食生活改善推進員さんがいろいろ企画をしながら、保健推進員が企画しながら、少しずつできている地域もございますので、皆様のお力を借りながら、共に進めていくというふうに捉えております。

脳血管疾患に関しては、様々やっぱり運動のこともございますし、食生活のこともございます。一体的に今見直している健康やば21プランの中、そしてデータヘルス計画、国保に関わる部分ですが、それと一体となった取組が必要だというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）　脳血管疾患、いわゆる脳卒中ですけれども、そこら辺健診をしっかりとしていただきたいと思います。

私、一番というか気になっているのが人生の最期を見ることで、ACP、いわゆるアドバンス・ケア・プランニングなのですけれども、人生の最期をどのように締めくくるかというのが非常に大事になってきて、介護について先の見えないところでたくさんの、ご本人もそうですけれども、ご家族の方も非常に不安に思っていることがあるだろうかと思います。そこをある程度先を見越して、この場合はどうしたらいいかなど話し合うことも重要なと 思います。

そこで、ACPによって延命処置であったり、ご本人の望む最期をあらかじめ決めていければ、ある程度安心して介護に当たれるのかなと思うので、なかなか本人と家族が話し合う機会というのを持つことは難しいと思うので、そのところを町としても介護関係者とも話し合う機会をつくるよう推進することは、高齢者福祉計画なりに位置づけていくことも必要なではないかと思うのですけれども、どうお考えになられるでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えします。

ACPに関しましては、毎議員から何度かご質問いただいたり、ご提言をいただいているところでございます。今お話しされたとおり、少子高齢化、そして多死社会になることが国のはう、それから県の様々な動向を聞きながらも言葉として出てきているところでございます。先日も盛岡医療圏の医療、今計画を練っているところで、盛岡圏域の会議があったのですが、みとりと、いわゆる在宅の医療と介護をどうやっていくかということが1つ話題に上がっておりました。やはり自分の医療、そしてケアをどうしていくかということを自ら、家族が考える機会として、町としてもあらかじめ考える、備えておくというか、そういう部分の啓発的なところは町民の皆様対象、そしてコアな支援者の皆様対象で、いろいろ紫波郡の医療介護連携のセンターのほうでも行っていますが、様々一体となった取組が必要だというふうに捉えております。今お話ありましたこの計画の中に盛り込むという点は、私も同様のとおり受け止めておりますので、ACPにつきましては推し進めていく一つの大変な点だというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）　それから、ACPに関連して、ターミナルケアであったりグリーフケアについても、福祉計画に対する位置づけをしっかりとしていくことが町民の安心にもつながるのではないかと思うのですけれども、しっかりと今後の計画に対してある程度盛り込んでいくこと、グリーフケア、ターミナルケアだったりも必要だと思うのですが、その点はどうお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　ターミナルケア、グリーフケアに関しましても、在宅での医療、介護という点では大事な点だというふうに捉えております。この点に関しましても、このエリアで往診ができる医療機関という点も、様々関係機関の皆様からのお話では、このくらいの医療機関ございますが、往診という点でいうとなかなか難しい点もあるというようなことをお聞きしておりますので、そこら辺の体制づくりを一つのエリアではなく、やっぱり県域としてどう考えるか、県としてというところは今県のほうでも様々医療計画のところを練っているところでございますので、運動した一連の取組が必要だというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） それから、問題になっているのが介護離職の問題です。私も親の介護をしていますから、この問題、非常に実感しているのですけれども、こういう方々がますます増えていくことが考えられます。子育てが終わったと思ったら今度は親の介護と、そういう方やその両方をやられる方もあると思いますし、それと仕事の両立は非常に難しくて、ちょっと古いのですけれども、2017年の調査では介護による離職者は約10万人いて、働きながら介護する人、いわゆる介護離職予備群と言われる方は約346万人に上っていると言われています。この対策については、勤務先独自の支援策と労働者全員に適用される公的な支援策があって、仕事と介護の両立には、できるだけこれから支援策や介護保険サービス等を有効的に活用することが必要であると思うのですけれども、町としてはこの介護離職の問題についてどのように取り組もうとされているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 介護離職につきましても、今お話をありましたとおり、本当にこれは本当に企業の部分、その理解ですね、制度として介護休暇の取組を推し進めていくような、今育児休業のところで非常に推し進めているところはありますが、介護休業を取れる環境づくりという点では我々の分野、そして産業の分野とか、そういう部分での情報を発信しながら、制度としてその組織の中でつくり上げていくような何らかの働きかけが必要かなというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） それで、公的な支援策として、先ほど申し上げられたような介護休業制度、それから介護休暇制度が育児・介護休業法に規定されているわけですけれども、なかなか休みが取れないという方も多いのではないかと思います。特に自営業や個人商店、フリーランスではそういう休みが取れない場合が多いわけとして、そこのところをどのように首長としては支援していこうとされているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、お答えをさせていただきますが、今昆秀一議員からいろいろ

る、介護予防から始まって、それでご存じのとおり地域包括支援センターが設置されて、その中では、地域包括支援センターは大きく4つの役割を果たすことになっているのはもうご存じかと思うのですけれども、まず介護予防、それから1つは高齢者の権利を守ること、そして様々な問題に、先ほどお話あったACP問題もそうですし、それから栄養、例えばいろんなものがあるわけですが、そして何よりも充実したサービス、これが今求められておると。

この間新聞報道にも、恐らく日報にも出ておったはずなのですが、実は介護休暇制度とか、こういう制度の仕組みがしっかり社内でも周知されない。せっかく利用できるのに利用しないというような実態も浮かび上がってきてているわけです。今介護離職の問題というのは、やはり人ごとではないのです。だから、我が事としてやはり取り組んでいかなければならない。今まで地域包括支援センターも外に出て、受けるほうはやっているのですが、出ての介護予防教室とか、いろんなことの勉強会、研修会、なかなかできなかつたので、そういう意味で4つの大きな柱、役割を果たすことになっているのですが、今後地域包括支援センターとしっかり連携して、今ご指摘あったことについては一つ一つ丁寧に対応していきたいと。特にも介護離職というのは、これはあってはならないことなので、だからそういうことも含めて、特にも労使間でそういうことは労働基準法とか何かでもしっかりと決められて、定められておるわけでございますので、就業規則とかもあるわけですので、そういうことを今後地域包括支援センターを核として取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） ぜひそのように包括のほうを利用しながら取り組んでいただきたいと思いますけれども、その中の、包括の中の一つの役割で人権擁護という問題があります。そこで、今後身寄りのない高齢者がますます増えていくことが考えられるのですけれども、成年後見制度であったり任意後見制度の活用が求められてくると思うのですけれども、町としてはこの成年後見、任意後見についての推進をどのように図っていくのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 詳細については担当課長から答弁させますが、この成年後見制度、実は岩手医科大学の附属病院が本町にあれまして、身寄りのない方が亡くなるという事例が今出てきているのです。そのときに成年後見制度とか、そういう仕組みをしっかりとつくり上げて

おけば問題はないのですが。だから、今私ども、これも人ごとではない。今自分たちの町ではないよその市町村から、いわゆるこれから亡くなった後どうするかと、医大からもいろいろご相談されておるわけでございます。だから、そういうことも含めて、いずれ今後、今お話をあったことについても我が事として、特に身寄りのない高齢者の方、こういうようなものについては本町でもしっかり状況を把握しながら対応していかなければならぬと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　成年後見制度と任意後見制度をどう進めていくかという点につきましてですが、今ちょうど介護の計画と併せて、同じ期で成年後見の第2期の計画の見直しも行っています。この点につきましても審議会の中で、やはりまだ制度の理解が不十分だという点で、多くの方に知っていただくような取組、これは町社協のほうでも出前の相談、出張相談ということで、広域のセンターの職員の方が来てのそういう相談日を設けています。ご利用の数もある程度予約が埋まっているような状況で、こういう身近な相談、どうしたらしいのか分からぬけれども、まず一回相談してみようというような、このような相談の場を充実していく必要性があるかなと思っておりますし、今申し上げました理解、制度のことがなかなかご理解が難しいところもございますので、その点が今後進めていく重要な点だというふうに思っております。成年後見制度の利用のことと介護、そして障がいの計画の中でも連動して、計画の見直しのところを入れ込むようなつくりで考えておりますので、そのような進め方で取り組んでいきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）　それで、人材育成に戻るのですけれども、先ほどもヘルパーの不足についてお話ししましたけれども、介護職員不足については、現在処遇改善加算という形で上乗せされているわけですけれども、この処遇改善加算だけでは職員の不足は補えないというふうに感じます。もっと抜本的な施策を打ち出していかなければならないのではないでしょか。職員の不足は、サービスの不足にもつながります。したがって、利用者の不便にもつながってきますので、そのためにはやはり介護職を目指す若い人への魅力発信であったりシニアの活用、それから時には外国人労働者の活用も大事になってくると思いますが、その点町としてはどのように介護職員の不足を補おうとされているのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　介護職員の不足に関しましては、今ご指摘のあったとおりだというふうに受け止めております。矢巾町のほうでも今回計画の見直しに合わせながら、様々な事業所の皆様にお聞きしております。その中で、ヘルパー事業所は全部で7か所ございますが、5か所からご回答いただいた中で、やはり不足が2名、3名いらっしゃると、より我々のほうでも余裕を持った訪問介護ができるのではないかというようなご意見も頂戴しております。

介護の人材不足に関しましても、これも県要望の中で、何とかやはり1つは介護報酬を上げていただくというような取組も必要だということで、今年もこの介護報酬に関しまして、介護人材の確保という点では要望を行っておるところでございます。先ほど冒頭で申し上げましたとおり、もちろん要望活動も行っておるのですが、それだけでは多分次の期、そして今後矢巾町の高齢化の率、そして認定の状況を見たときに、我々のほうの試算ではやはり2040年に向かって矢巾町は高齢化がぐっと上がっていくだろうと、今からだからその準備をする必要性があるなと。そういう点では、人材の確保という点でも今計画の中の重要な点だというふうに捉えております。具体的な点は、この場ではなかなか申し上げられるところはございませんが、いずれにしても概念的な部分だけではない部分が必要になってくるように捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）　それから、職員の働き方に関わることなのですけれども、高齢者への虐待問題。というのは、お隣の紫波町の施設で職員による虐待があったわけで、本町でも影響があったことですので、お伺いしたいのですけれども、虐待というのはあってはならないことであります。本町としてはこの虐待の問題、職員もそうですし、家族の虐待も含めて、なぜそのようなことが起きるのか、そしてその予防法についてはどのようにお考えになられているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　高齢者の虐待につきましては、なぜ起きるのかという点では様々な要因があろうかというふうに捉えております。在宅、そして施設の様々なお暮らしになっている環境の中での違いがあると思いますが、やはりそこまで追い込まないような相談

できる場が、まず施設においても在宅においても重要な点だというふうに捉えております。私どももケアマネジャーさんのほうから、やはりご家族の様子とか、様々な環境の中でご相談を受けるような事案もございます。その際は、早く相談をいただきて、早く手だてがないかということ、例えばそれがサービスが入ること、できることをみんなで知恵を出し合う中で、悲しいそういうような事案に結びつかないようにすることが私たちの本当に大事な役目だというふうに捉えております。高齢者の虐待につきましても、連携、そしてケアマネジャーの皆様から連絡をいただきながら、包括、そして私どもを中心に様々ケース会議等、早急に対応するような仕組みができておりますので、そこをしっかりと進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 虐待についてなのですけれども、介護職員の虐待については業務の多忙化だったり、身体拘束だったりが考えられるのですけれども、いずれどんなことがあっても虐待は許されることではありませんし、介護する家族にしても最初から虐待しようと思って虐待しているわけではないと思いますので。私も親の介護をしていて、日常を介護によって侵害されたりすると、虐待まではいかなくても、冷たい扱いをしてしまうこともあるので、よく分かるのですけれども、本当にこの先いつまで介護が続くのか先が見えない、認知症で親がまるで別人のようになってしまったという思いはよく分かって、介護者を追い詰めてしまうものです。そのような思いで追い詰めてしまわれないように、身の回りの人間が助けを求めたり、同じ介護経験者に相談できたりする環境をつくる必要もあるかと思いますので、そういう相談が気軽にできて、何でも話せるところを幾つかつくっていただきて、話せるのもいいのではないか、どこかガス抜きできる場所、環境をつくってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、家庭なり施設なり、一番あれなのは一人でどのように介護したらいいかという判断を求められたとき、やはり虐待につながるのではないのかなと。やはりそういったことで、特に今施設なんかでは、夜間に虐待の事案が多く発生しているというのは、恐らくグループでやっているのであれば、そういうことはないと思うのですけれども、一人で判断して、こういうときはどういう対応、だから身体拘

東なんかもやってはならないこと、そういうようなことがいろいろあると思うのです。だから、施設介護、または自宅での介護、特に自宅の介護の場合は、今矢巾町では役場のそばにはえんじょいセンター、先ほどからお話ししている地域包括支援センターの役割も果たしているわけで、本当は基幹型のえんじょいセンターということで、まずあそこに設置をさせていただいたのですが、今後あそこを核として、各自治公民館なり、また今社協でやっているこびりっこサロンとか、いろんなものがあるわけですので、そういうところで身近に困ったことの相談ができるような体制整備を考えていかなければならぬということで、やはり1か所だけではなく、地域にもそういうみんなで支え合える、だからこそ私は地域コミュニティと介護というのは切り離せないと思うのです。だから、あそこのおうちで何か夜泣き声するとか、大きい声を出されているとか、そういうような情報をキャッチしたらお互いに情報を共有して、初期の段階で解決できるような仕組みを考えていかなければ、あくまでも虐待につながる前での対応を今後しっかりと考えていかなければならない。そのためにも、先ほどから言っている地域包括支援センターの中身ももう少し精査しながら、そしてできる限り相談窓口を、今あそこも日中だけなのですが、電話とか何かの対応もできるようなことも含めて検討してまいりたいと思いますので、そのところも含めてご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 虐待は、あってはならないことですので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それで、これも問題だと思うのですけれども、介護保険の範疇に入る若年性認知症という問題があります。65歳未満で発症する認知症のことを言うわけでして、全国で推計で3万5,700人いらっしゃるということで、この人数把握がなかなか難しくて、先ほどから言っている地域包括の推進員の方も把握なさっていないと聞きました。若年認知症の方というのは、高齢者と異なって現役で働いていることが多い、仕事上の困難や経済的な問題などに直面して非常に大変になってくるということです。支援策としては、高齢者と同じで介護保険サービスも利用できますし、ほかにも障がい者の認定を受けていれば、障がい福祉サービスも利用できることになります。さらに働いている場合には、雇用保険制度も適用になります。矢巾町には、岩手医科大学附属病院もありまして、そのような相談に乗ってくれるところもあると思うのですけれども、この若年性認知症についての施策については、町としてはどの

ようにお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　若年性認知症につきましては、先ほど議員お話あったとおり、なかなか実態というのがつかみ切れない部分があろうかなと思いますし、あとはやはり今回私どものほうで条例、そして宣言を行った際に誰もが入り得る身近なことだということをお伝えしております。それは、自分もだし、家族が認知症に関わることが何かあるかもしれないということで、決して恥ずかしいことではない、相談できるのだよということをしっかりと伝えていくメッセージも大事かなというふうに捉えております。そういう中で、やはり若年性認知症の場合は、医療の部分も専門的な部分にしっかりとつなげて、そして必要な手立て、制度を使っていただく、そして職場への理解という部分が重要な点だというふうに捉えておりますので、町としては理解をしていただくことをより本当に進めていくことの必要性を感じております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）　若年性認知症、実態把握されていないと思うのですけれども、高齢者の認知症もそうですけれども、本当にいつ誰がなるか分からぬわけとして、認知症を発症してから焦ってしまうかもしれないので、しっかりとこれも第9期の介護保険事業計画に位置づける必要があるように思うのですが、いかがでしょう。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問についてですが、これから本当に、今介護保険事業計画の策定委員会、今度12月13日に行う予定ですが、そういう中でも今回いただいたご提言を生かしながら、この計画の中にどういうふうに盛り込んでいくかをご意見としていただいて、そして精査してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）　また長くなつたので、何か言われるかもしれないので、そろそろ終わりにしたいと思うのですけれども、社会保障費の抑制にはまず予防促進が必要なことは当たり前であつて、なおかつ医療や介護のデジタル化による費用抑制が必要だと言われていま

す。町としては、この医療、介護のデジタル化についてはどのようにお考えになられるでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　それでは、今医療、介護のお話が出たのですが、やはりよく言われる医療、介護の川上と川下の話が議論されるのですが、川下はもうお医者さんが待って治療したり、または施設で介護したりと、おっしゃるとおり川上の取組がこれから非常に大事になってくるわけです。それで、川上の対応というのは予防なのです。特に今私どもがあれなのは、川上から川下に行かないように予防と、それから地域密着型サービス、住み慣れた地域でサービスを受けることです。だから、このことについては、やはり今後デジタル化は避けは通れないということで、今これは内部で、これからいろんなことを検討させていただきますが、ただ国の方向性が、ご存じのとおり、来年度の介護報酬、診療報酬なんかの、これもまだ決まらないわけで、そこで今うちで困っているのは来年度の介護保険料をどうするかと。今の状況では、今日も新聞なんかに出ていると、いわゆる介護のあれも1割から2割負担、今日たまたま新聞見たら、介護の2割負担対象を拡大すると。これまで、1割負担すればできたわけです、利用が。それがもう2割、そしてあれなのであれば、後期高齢者のように3割負担も出てくると思うのです。だから、これからデジタル化を含めて川上、予防で、そして予防してもなおあれなのであれば、今の若年性の痴呆症も含めて、地域でしっかりと支える仕組みを考えていかなければならぬと。だから、私どももやはり市町村として、できることはいろんなみんなで声出しをしてやっていかなければならぬと。だから、今ちょうどコロナもこういう時期に入ってきたので、先ほどもお答えしたとおり、地域コミュニティと医療、介護、保健、これは切り離すことのできないことなので、今後そのところにしっかりと意を用いて取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）　この項の最後にしたいのですけれども、いずれ各問題がある介護の問題に対して、しっかりと対峙された高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定されるよう求めまして、この項の質問を終えたいと思いますけれども、最後に所感があればお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　最後に、介護に関する所感と。やっぱりさっきお話したとおり、住

み慣れたおうちで、住み慣れた地域で人生を送る、それがまさにACPにもつながるのではないかと、私もそういう人生を送りたいなと思っております。それは、やっぱりお互いいろんな意味で、まずしっかりと先ほど言った取組も、昆秀一議員からもお話をあった脳梗塞とか、アルツハイマーとか、心筋梗塞とか、そういうことにならないような生活習慣をしっかりと送っていかなければならぬのではないかなどということで、これも人ごとではない我が事として今後取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくひとつお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

次に、第2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 次に、がん対策についてお伺いいたします。

がんや糖尿病、脳梗塞などの病気は、生活習慣が要因であるとの考え方の下、生活習慣病と名づけられております。ただ、幾ら生活習慣をよくしようとも、かかってしまう病気でもあります。中でもがんについては、日本人の2人に1人はかかる病気であると言われています。まずは、がんにならないこと、なりにくい体をつくること、予防することが重要であります。そして、がんになったとしても、早期発見、早期治療によって助かる事も多くあるはずです。そこで、がんの予防、検診が大切であることから、がん対策について以下お伺いいたします。

1点目、がんにならない体をつくるためには、何が重要であると考え、その推進を図っているのでしょうか。

2点目、がん検診率の向上をどう図っているのでしょうか。

3点目、がんに関する相談体制はどうなっているのでしょうか。

4点目、がんに関する正しい知識を身につけることは重要であると考えますが、どのような情報をどのように周知しているでしょうか。

5点目、小中学校教育の中で、がんを含めた生活習慣病をどのように扱っているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） がん対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、科学的根拠に基づくがん予防ガイドラインにおいて、禁煙、節酒、食生活を見直す、身体を動かす、適正体重の維持、がんの原因となる感染を予防、早期発見するの6項目ががんにならないために重要とされており、がんになりにくい生活习惯を身につけることや、がん検診を定期的に受けることで早期発見に努めるように、町ホームページや町広報紙等で周知活動を行っているところであります。

また、がん検診受診結果が精密検査対象となった方で、その後に受診の確認ができない方には、保健師が訪問や電話で受診勧奨を行うことにより、精密検査の受診を促しております。

2点目についてですが、検診を受けやすい体制として、昨年度から全てのがん検診と健康診査を集団健診から個別健診に切り替え、1日で全ての健診を受けられる体制にしております。また、令和4年度から令和6年度まで、成果連動型民間委託契約方式推進交付金を活用し、大腸がん検診受診率向上に取り組んでおり、今年度は未受診者への再勧奨のほか、年代を絞って検査キットの送付を行っております。これらの成果を重視した効果検証を行うことにより、他のがん検診の受診率向上につながる施策展開に生かしてまいります。

3点目についてですが、がん診療連携拠点病院にがん相談支援センターが設置されており、患者やご家族のがんの治療や療養生活に関するご質問や相談などについて、専門の相談スタッフによる対応を行っており、がんに関する様々な情報提供を行っております。町では、昨年度から、がん患者の経済的な負担軽減を目的に医療用ウイッグ購入費用の助成事業を実施しており、その申請の際には体調の確認を行いつつ、状況に応じてがん相談支援センターと連携して対応しております。

4点目についてですが、特定保健指導において、管理栄養士などの専門職がお一人お一人に合わせて生活習慣を見直すためのサポートを行っているほか、各地区での健康教育や栄養講習会において周知を図っているところであります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、がん対策についてのご質問にお答えいたします。

5点目についてですが、学習指導要領におきましては、小学校の5、6年生及び中学校の保健体育の中で、健康な生活と病気の予防について学習することとなっております。学習の内容は、がんの発症や進行には生活習慣が影響していること、またその予防のためには適切

な運動習慣と生活習慣、食習慣を身につけ、継続することが有効であり、子どもたちはがんを含めた生活習慣病になりにくい体づくりのため、学校では体育の授業等を通じた適度な運動や、日常生活の中では栄養の偏りのない食事を取ることに取り組んでおります。

また、生活習慣病の予防に関しましては、町教育委員会の委託を受けた岩手県予防医学協会が小学校4年生及び中学校1年生を対象に健診を実施しており、その健診の判定結果により支援が必要な児童生徒の保護者に対し、学校を通じて受診案内または生活習慣の見直しを促す取組を行っているところであります。

今後におきましても、子どもたちが生涯にわたり健康で豊かな生活ができるよう、家庭と連携し、各種検査、健診結果等を活用した健康の保持増進を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はあると思いますけれども、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（廣田清実議員） それでは、再開いたします。

再質問はありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） それでは、がん対策基本法のほうからお聞きしたいのですけれども、やはりがんに対する正しい知識の広報であったり衛生教育というものは重視されているわけですけれども、この正しい広報については町としてはどのような広報の仕方をしているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） がん対策に関わる周知につきましては、町長答弁にもございましたとおり、広報等で、そして町ホームページ等で行っておるところですが、正直なところまだまだ不足の点は多々あるというふうに捉えております。この点につきましては、個別のところも含めて、しっかりと周知を行っていく必要性があるというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） まず、がんという病気を知るためには必要なことがありますて、その上でどう生活していけばいいのか、それから併せて先ほど認知症でもありました食生活の改善も必要な場合もあるでしょうから、そういう知識、つまりヘルスリテラシーを高める努力を町としても、広報、ホームページばかりではなく、もっとしてほしいと思うのですが、その点についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員ご指摘のとおりだというふうに捉えております。今回私どものほうでも、町長答弁にありましたとおり、がんの予防に対する考え方もやっぱり変わってきているなというふうに捉えております。一つ、今回町長答弁にあったとおり、感染という点もがん予防につながるというところとか、様々な新しい知見、いわゆる科学的根拠に基づくがんの予防対策を推し進める必要性があるというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） また、やはり早期発見というので、がん検診、健康診断の実施が必要なのですけれども、その点は、受診率の向上に努めているのは分かるのですけれども、まだまだ十分とは言えない、もっと受診率を上げる必要があると思うのですけれども、なぜ受診率がなかなか上がらないのか、どうお感じになられているでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） がん検診の受診率につきましては、今まで50%ということでのほうでも目標を掲げており、今回の国の第4期のがん対策推進基本法の中では50から60に上がってきました。矢巾町もそこまで追いついていない本当に現状ですが、1つここ数年でいうと、コロナのせいにはできないのですが、やはりコロナによる受診控えということも1点あるかというふうに捉えています。ただ、私どものほうの大きくコロナ禍で変わった保健事業の取組は、がん検診の体制です。集団から個別に大きく変わりました。その中で、令和4年度に関しましては4つかな、前年度と比較して受診率が向上している、上がっている検診もございます。そういうところをさらに体制を整えながら進めていく必要があるというふうに捉えております。国の60にはまだまだですが、まだまだと言わず、今後自分が検診を受けようという行動に結びつけるような働きかけをこれからも進めていきたいと思って

おります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 受診率を上げるためにには、がんをさらに知ることが必要なのではないかなどと思うのですけれども、がんは社会とともに姿を変えていく病気であると言われております。食生活の変化、運動不足、少子化、性行動の多様化など、マイナス面に配慮しながら時代に応じた対策を進める必要があります。がんの罹患率は、現在年平均で男性57万人、女性41万人程度と言われておりますし、これが20年後には男性で61万人、女性は50万人と推計されていまして、男性は20年で13%、女性は何と3割も増えると見込まれております。

ただ、治療後の5年生存率は65%に達しておって、がんは早期発見、早期治療をすることと医学の進歩で助かる命も多くなってきています。今後も肉食や運動不足といった欧米型のライフスタイル、また妊娠や授乳ががんのリスクを低下させるとと言われていることから、少子化が乳がんを増やすとも言われております。食生活の改善は重要であります。乳がん発見には、マンモグラフィーのほか、別の苦痛を伴うことのない検診の方法もあるようですし、何よりも自己触診というのを実施することが重要であると言われておりますけれども、これらに対して何か所感があればお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

科学的根拠に基づくがん予防のチラシの中で、やはりがんの原因は1つではなくて、複数の要因が関連して発生すると、そして様々な要因の中で予防的なところが町長答弁にあるような内容になります。今議員ご指摘があった乳がん検診に関しては、自分で気づくという点で自己触診の点、この点につきましては正直なところなかなか本町でここ数年取り組めていない点だというふうに捉えていますので、今後いろんな場面で機会を捉えて自己触診の周知について、そして多分書面でお見せするだけではどうやってやつたらいいのということになると思いますので、ある意味対がん協会とか、様々な専門的な機関と連携して、検診に一回おいでになったときに何かできるようなこととか、できることを考えてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 補足させていただきますが、先ほどからのご質問の中で、なかなかいいご質問をいただいているなということは、私も最近は心筋梗塞を罹患してから真面目に受けておるのですが、頭では分かっていてもなかなか受診をしないと、だからその動機づけをやはりこれからしっかりと考えていかなければならない。特に働き世代の方々に対しての受診、効果的な受診勧奨をやはり考えていかなければならぬと。それから、今女性の受動喫煙のこともあったのですが、女性もたばこを吸わないからってがんにならないわけではないので、そういうことも含めて、先ほどお話あった、浅沼課長も答弁させていただいたのですが、やっぱりこれからそういう受診の動機づけをするのにはしっかりと情報提供と、それから今ナッジ理論というのがよく言われるので、このナッジ理論に基づいた、そしてそれに併せてインセンティブと、あとはできるのであれば最後は強制的にという4つの考え方があるのですが、その中でもナッジについては簡単、分かりやすくて、ああ、そうかと、こういうがん検診を受けなければというような魅力的というか、そういうこともしっかりと、それからやはりがん検診を受けなければと規範的な訴えもすること、それに併せて何と言っても一番大事なのはいわゆるタイムリーな情報提供です。このことにやはり今後しっかりと取り組んでまいりたいということで、実は私、県のほうのがん対策のほうの委員もやらせていただいて、その中でやっぱり一番あれだったのは、全体目標で言われたのは科学的根拠に基づくがん予防、がん検診の充実、それから患者本位のがん医療の実現、ここが一番大事だと思うのです。尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築ということです。このことが県の計画の中で示されたので、町としてもそういうことを踏まえながら、しっかりと受診率の向上に努めてまいりたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） そこで、がんの情報に関してなのですけれども、ほかの病気もそうなのですけれども、セカンドオピニオンの活用というのが有効な場合があります。また、日本ではセカンドオピニオンの活用が進んでいない状況ではあるのですけれども、セカンドオピニオンを活用して別の医師の意見を聞くことができますし、またほかの治療法や選択肢、今の治療に納得することにつながるのではないかと思うので、このセカンドオピニオンについては町としてはどのようなお考えをお持ちでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

セカンドオピニオンの活用について、改めてという点は今までお示しするようなことはなかったというふうに捉えておりますが、そういう相談の場ができるのだということを何かしらの場でお伝えしていく必要性があるかなと思っております。それは、ご本人の納得できる治療に向かう一つのステップだというふうに捉えておりますので、その点は私どもも様々関係機関、専門機関とも今の治療の在り方とか、どういうふうに治療を進めていくかという点も、知見をいただきながら考えていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　それで、今お話あったとおり、やはり今国でもかかりつけ医をしっかり設けることが大事だと。それから、チーム医療のお話もされておりますので、昆秀一議員からあった、やはりお一人のお医者さんだけではなく、医療チーム、または今お話あったセカンドオピニオン、そういうものをしっかりと構築していくことはがんの予防にもつながることなので、地元には岩手医科大学の附属病院もあるし、郡の医師会もあるので、そういう機会を捉えながら、前向きに検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）　セカンドオピニオンだったり、主治医以外にがんの情報を得るところというのは、いろいろあると思うのですけれども、なかなか簡単にほかに相談できない状況も多くあるように思いますので、まずは気兼ねなく相談できるところ、医大でもいいですし、町としてもそういうところを発信していただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

岩手県でも岩手のがん相談支援センターということで、拠点病院、岩手医科大学ほか様々な県内の各病院のほうがチラシ等でホームページ上に掲載しております。こういう相談先があるということを私どものほうでも周知を進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） それから、そういうところに相談できればいいのですけれども、今は情報をインターネットで得ることが多いと思いますけれども、ネットには誤った情報があふれていることがあります。ですから、しっかりとした情報を得る必要があるために、1つには国立がん研究センターが運営するがん情報サービスというのも利用できるのだと思いますので、そういう正しい情報を得られるように、町としてもなお一層努力していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今昆議員からご指摘あったとおりだというふうに受け止めております。今本当にネットで、そしてちょっと調べると、いろんな情報が得られます。ただ、これがどうなのかというところをそういう専門の、がんの本当に専門機関のところに確認できるような、そういうふうな仕組みを進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） そこで、子どもへのがん教育についてなのですけれども、がん教育を受けた児童生徒、保護者等の大人にがん検診を勧めるということが調査で分かってきています。ある自治体では、がん教育を開始してから、そこの町民のがん検診受診率が急上昇していることが確認されたそうです。特に子宫頸がん検診と乳がん検診については、子育て世代や働き盛り世代の受診率が増えたのが大きな成果だったということで、このようにがん教育は子どもたちの将来を支えるだけではなく、逆世代教育を通して日本人全体ががんから守る力を持っているということですから、ぜひ本町としても子どもたちへのがん教育に力を入れてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） 質問にお答えいたします。

がん教育の目的は、子どもたちが生涯にわたって健康で過ごせるようにというような目的で行われているものでございます。したがいまして、保健体育の中で取り組んでいるものはございますが、なりにくい体づくりということで、体育の授業でありますとか、あとは特別活動、様々な場面で体系的に行われております。その中で、本町といたしましても、ほか

のところで、ほかの市町でやられているものほかに、栄養教諭を活用した規則正しい生活習慣づくりであるとか、規則正しい栄養バランスの取れた食事の有効性等々、そういう子どもたちへの指導、また間接的に、直接的に保護者への啓発になるような取組も引き続き充実させてまいりたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） ぜひ子どもたち逆世代教育もありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

がんになるリスクを減らす方法というのは、たくさん言われておりますて、大豆に乳がんの予防効果があるとか、高齢となつてもたんぱく質は大事だとか、野菜や果物は加工せず食べるほうが有益であるとか、コーヒーが肝臓がんのリスクを下げるとか言われていますけれども、先ほど町長も申し上げられたように喫煙はがんの原因のトップであります。ほかにも、喫煙は脳卒中や心臓病のリスクも増やす要因となっています。よくたばこ税を払っているから文句言われる筋合いないと言われる方もいますけれども、喫煙によってどれだけの医療費の予算が使われているか問題としないのは私はおかしいと感じていますし、何より受動喫煙は大問題ですので、できるだけ町民全体に禁煙を進めていただきたいと思うのですが、そのための第一歩として町としても受動喫煙防止条例を目指してほしいと思うのですけれども、がんと喫煙の関係について、町としてはどのような考え方をお持ちでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきます。

これは、市町村とか都道府県ではない、やっぱり国がやるべきことだと思うのです。だから、受動喫煙防止というのは、これはかなり前から出ておるわけですので、一時車の中でたばこ飲む人と飲まない人であれなのですが、いろいろ議論になったこともあるのですが、医学的なデータ、根拠も今もうしっかりと示されておるので、そういうことを考えた場合には、これは市町村とか都道府県ではなく、国が先導的な取組、役割を果たして、そして先進的な取組を都道府県なり市町村にお示しをして、それにしっかり取り組んでいく形が私は一番理想な形ではないのかなと。

ただし、いつまでもそう言っては解決できないので、今あったことについては今後、私も

今は町村会の理事をやらせていただいているので、町村会を通して県なり国にも要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 国でやることもあるのですけれども、やっぱり身近な町がやることもあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますけれども、これで町ができることう一つに、小児がんについてのことなのですけれども、小児がんは文字どおり小児のかかるがんでありますけれども、がんにかかるしまって、その治療に伴う影響で定期予防接種ワクチンの抗体が失われる子どもを対象に、再接種の費用を独自に助成する自治体があるようですけれども、本町としてはそのような助成は行われているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

何らかの事情で、またかかりつけ医の先生がいらっしゃると思いますので、そういうやり取りの中で助成については行っている事案もあるというふうに捉えております。体制的には、町のほうでもそういう定期の期間内で受けられなかつたような事情がある場合、かかりつけ医の先生とのやり取りの中で判断したような助成制度は現行もあるというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） そういう助成制度があればいいのですけれども、まずない場合はそういうのをやっぱり続けてほしいと思います。

それから、胃がん発症の大きな要因と言われるヘリコバクター・ピロリ菌、これはピロリ菌の感染有無を調べる検診を中高生に導入する動きが全国の自治体に広がり始めているそうです。これ感染期間が短い10代半ばまでに除菌すれば、胃がんの発症リスクをほぼ抑制できると言われているためですけれども、ただ日本小児栄養消化器肝臓学会では、症状のない15歳以下の子どもに対して胃がんや予防のためのピロリ菌検査や除菌をしないようにと提案する指針も出しており、学会では賛否が分かれている状況であります。一定の効果が示されるのは明らかではありますけれども、正確なエビデンスを得るためににはこの先30年か40年

かかるということでした。それを受けたからではあまりにも遅いので、岩手県では一関市で中学3年生と20歳以上40歳未満の成人者を対象に、希望制でピロリ菌検査を実施しているようです。このようなピロリ菌検査については、花巻市も今年度から実施するようとして、本町としてもピロリ菌検査の実施、検討してはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、私どもも医学的な見地からピロリ菌の除去についてコメントする立場にはないのですが、いずれ私自身も最近、ここ四、五年前にやはりピロリ菌を除去して、胃の中が非常にきれいになったということを言われておりますが、いずれのことについては私どもは紫波郡医師会ともよく相談しながら、特にも帯状疱疹のワクチン接種も郡の医師会と相談して、これはもう今年の11月から本町と紫波町で、両町で実施をさせていただいたわけですが、そういったことも含めて医学的な見地、知見をお聞きしながら検討してまいりたいと思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）　それから、この項で最後にしたいのですけれども、岩手県では平成26年に制定された岩手県がん対策推進条例がありますけれども、その後平成30年に一部改正が行われております。この条例、国のがん対策基本法の趣旨を踏まえて、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的としております。その中で、市町村の役割が第5条にあるのですけれども、そこでは「市町村は、基本理念にのっとり、その地域の特性に応じたがんの予防及び早期発見に関する施策を推進するよう努めるものとする」とあるのですけれども、本町として地域の特性をどう把握して、どのようにこの施策を推進するように努めておるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたします。

今昆秀一議員からは、第3次の岩手県のがん対策推進計画の策定のこと、ここの中には、岩手県のがん対策の推進に当たっては、やはり一番あれなのは県民をはじめ医療機関、大学、検診機関、関係団体、企業、事業者、県や市町村などの行政機関等による一体的な取組が必要であり、それぞれの主体が役割を担いながら、お互い連携、協力してがん対策に取り組むことが期待されているということで、一番最初の前文にこういうことが記述されておりますので、私どももそういった記述の意を体して、本町としてできることから速やかにやってま

いりたいと思います。だから、先ほどからもお話をあったとおり、がん対策は国家的な課題でもあるし、私ども市町村にとっても非常に大事な、大きな町政課題でもあるわけですので、そのことについて一つ一つ丁寧に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくひとつお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　補足させていただきます。

地域の特性という点で言いますと、矢巾町の死因はやはり第1位はがんです。その中でも、やはり過去の状況を見ますと、大腸がんが平成29年から令和3年の5年間の年齢調整を含めた死亡の状況を見ると第2位です。大腸がんが第2位になっております。がんのうちでも大腸がんでお亡くなりになる方が第2位という状況です。そういう状況を鑑みて、私どもも成果運動型、いわゆるPFSの取組を行っておるところでございます。成果運動型のこの取組を通じてナッジ理論を使った様々な取組を行っておりますので、こういう部分で知見を得たことを、我々別のがんの様々な検診体制のほうに結びつけていきたいと思っております。

なお、昨年度、がん検診精密検査を受けていただいた方の中で、大腸がんに関しましては4名の方の発見がございます。できるだけ精密検査を受け、そして早い治療の段階に持っていくように我々も推し進めていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　よろしいですか。

次に、3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）　次に、子ども・子育て支援についてお伺いいたします。

本町の人口は、2万7,000人前後で推移しておりますが、出生率は伸びずにいます。そんな中、子どもを取り巻く環境も変化し、子ども・子育て支援についてもさま変わりしていくことが考えられます。各自治体においても子ども・子育て支援事業計画を策定し、事業の推進を図っております。岩手県でもいわて子どもプランを策定しており、本町においても第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画を策定しております。子どもは、地域の宝であります。その宝を導き、輝かせるのは、大人の役目でありますことから、みんなが連携、協力しながら子どもを健やかに育むことの重要性を共有していくことの必要性から、以下お伺いいたし

ます。

1点目、本町の出生率をどう考え、その向上を図っていこうとされているのでしょうか。

2点目、子どもの貧困についてどう考え、支援していこうとしているのでしょうか。

3点目、子どもの実際の声をどのように支援に結びつけさせているのでしょうか。

4点目、本年4月にこども基本法が施行されていますが、子どもの権利をどう広めているのでしょうか。

5点目、本町の子ども・子育てについて、どのような特色があり、重点的に取り組もうと考えていることはあるのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 17番、谷上議員が遅参で今入りましたので、よろしくお願ひいたします。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 子ども・子育て支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、国全体における少子高齢化の状況は本町におきましても顕著であり、県が発表する最新の保健福祉年報において本町の出生率は、平成29年の出生数が226人、人口1,000人当たりの出生数が8.1人に対し、令和3年の出生数は170人、人口1,000人当たりの出生数は6.1人と大幅に減少に転じております。

出生率の向上に向けた取組といたしましては、今後も子育てに優しいまちづくりを進めんべく、例えば祝金や各種子育てに関する無償化、無料化の取組を推進し、子育て環境の充実を図ることにより、子育て世帯の定住化を促し、他の施策と併せながら、子育て支援に必要な取組を総合的に勘案し、町全体として進めてまいります。

2点目についてですが、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもたちが夢や希望を抱くことができる社会の実現に向け、支援に取り組んでいくことが大切であると考えております。経済的な側面に限らず、子どもたちが心身ともに安定して毎日の生活を送ることができるよう、そのご家族の状況に合わせた相談への対応や、利用可能な制度を紹介するなど、お一人お一人に寄り添い支援を行っており、今後もさらに関係課と連携を図りながら、子どもの貧困対策の充実に取り組んでまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

(教育長 菊池広親君 登壇)

○教育長（菊池広親君） 引き続き、子ども・子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、こども基本法において、子ども施策を策定、実施、評価する際に、子どもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取し、意見を反映しなければならないこととされております。このことから、令和7年度からの第3期矢巾町子ども・子育て支援事業計画策定におきましては、保護者のみならず、子どもたちの意見も伺い、その内容を精査した上で計画に反映させてまいります。

4点目についてですが、こども基本法と児童の権利に関する条約の内容や考え方については、国が周知することとされており、その方法について動向を注視しており、こども家庭庁では子どもたちに分かりやすいホームページを公開しておりますので、国や県と連携して周知、啓発に取り組んでまいります。

5点目についてですが、町独自の取組としましては、保育施設における副食費や学校給食費の一部無償化、児童館利用料無料といった支援を行うことで、子育て家庭の経済的負担軽減を図っております。

また、育児に不安を抱える保護者の居場所として、地域子育て支援拠点事業として広場を3か所設置し、子育てについての相談や助言等を行っているほか、福祉課、健康長寿課、学校教育課、子ども課が連携し、安心して子どもを産み育てることができるよう、相談支援体制の充実に努めています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） まず、子どもの人権に関してお伺いしたいのですけれども、1994年、政府が批准した子どもの権利条約で、子どもは親の所有物でも国の所有物でもなく、一人の人間として基本的人権を持っているということを基本理念としております。したがって、児童の人権を無視するような虐待はあってはならないことあります。弱い立場である子どもに対する虐待防止については、町としてはどのような考え方で防止対策をしているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

児童虐待の防止につきましては、矢巾町要保護児童対策地域協議会というものを設置しておりまして、そちらで30人ほどの委員がいるわけですけれども、そちらの構成機関のメンバーでもって虐待の早期発見に努めておりまして、通告があった場合はケース会議を開いて、児童虐待防止の支援に努めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 子どもの権利についてですけれども、政府が子ども権利条約を批准して29年にもなっているのですけれども、このことを知らない人が多いのではないかと思っております。一口に子どもの権利といつてもいろいろあります。生きる・育つ権利、差別されない権利、子どもによって最もよいことを考えてもらう権利、それから意見を聞かれる権利は、子どもの権利の全てに関わるものとして特に重要な権利と言われております。その中で、教員による子どもの権利の認知度は、約3割が知らないという調査結果が出ております。子どもと接する機会の多い教員ですらそのくらいなのですから、普通の親はもっと認知度は低いのではないかと思うのですが、今後子どもの権利を広めていく必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

子どもの権利の周知につきましては、昆議員がおっしゃるとおり、多分保護者の方はあまり知らないのではないかなどというふうに思われますので、今後関係機関、関係課と連携して、周知に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 子どもの権利、どうすれば守られるのかというところですけれども、子どもや障がいのある方が生きやすい社会というのは、誰にとっても生きやすい社会であります。そのためには、子どもや障がいのある方の声をしっかりと聞く必要があると思っております。つまり子どもの声を聞くことはもちろんのこと、子どもが意見を表明するサポートをすることが大事なのではないかと思っておりますけれども、この子どものアドボカシーについては、町としてはどうお考えになられているでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど教育長答弁にもありましたとおり、こども基本法においては、保護者のみならず、子どもの意見も聞くというふうな方向になってきておりましたので、国のほうでも、こども家庭庁のホームページには「こども若者★いけんぷらす」ということで、小学校1年生から20代の皆さんの意見を聞くというぶらすメンバーを大募集ということをやっておりましたので、それに加えて矢巾町においても、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定する際は、小学校、中学校にタブレットを配付しておりましたので、そちらを活用して意見を聞いて、計画に反映させたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 今障がいのある方についてもお話ししたのですけれども、障がいのある子どもについての支援は特に必要になってくると思うのですけれども、そういった方々は大変自分の意思を表明するのが難しくて、親だったりの保護者などがそういう子どもたちの意思表示、意思決定を手伝ったり、代わりに意思決定することもあると思うのですけれども、その場合の相談機関はちゃんとあるのですけれども、まだまだ敷居が高いと感じる人もいるのではないかと思うのですけれども、その点については町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

子どもに限らず障がいの方ということで、こちらのほうでお答えさせていただきますが、確かに子どものほうは自分の自己主張、なかなか難しい点もあると思います。今昆議員の話したとおり、保護者であったり周りの方が代弁というか、意思を酌んでお話ししていると、伝えているという形になっていると思いますので、そういった相談できる場所ということで、矢巾町でもいろいろな障がいの関係の事業所がありますので、そういったところへの声かけとか、今矢巾町では紫波町と一緒に基幹センターという形で、相談を受け付ける基幹センターも設置しておりますので、そういったところに相談しながら、障がいの子どもの声をできるだけ聞いて、対応していきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） そういう子どもたち、声出せない方たちに相談機関というのは、敷居を低くして、もっと相談しやすいような体制をつくっていただきたいと思います。

子どもの貧困についてお伺いしたいのですけれども、貧困とはお金にばかり目が行きがちですけれども、貧困の定義は人としての尊厳が守られ、人権が守られ、社会参加の機会が保障されていないということです。お金があっても貧困と言われることもあるわけです。つまり貧困とは、経済的困窮だけではなく、人を社会的孤立に追い込む、居場所さえも奪い、人間が生きていく上で精神的豊かさ、安心感、人とのつながり、自尊心、希望、安定した居場所を奪うものであります。この貧困は、日本はOECD36か国中35位の48.3%、つまり約半数は貧困であると言われております。子どもの支援は、大人への支援であります。子どもの貧困対策は、適正な社会的相続と非認知能力を高めることにあります。社会的相続とは、自立する力の伝達行為でありますし、非認知能力は学力以外の意欲であったり、自制心、やり抜く力、社会性などであります。この非認知能力を高めるには、基本的信頼というものが必要になってきて、この基本的信頼、つまり周りを信用できなければ目標を持てない、コミュニケーションがうまく取れない、やり抜く力、社会性が育たないことにつながってきます。この基本的信頼については、どういうふうに育てていこうと考えているのか、お考えがあればお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） 質問にお答えいたします。

まず、学校教育におきましては、第2期の矢巾町教育振興基本計画において、人権尊重の理念、それを正しく子どもたちが理解をし、生命を大切にし、社会生活の基本ルールあるいは善悪の判断、思いやりを持つ、そういった子どもを育てましょうということで示して、各学校、学校教育に取り組んでいただいているところでございます。これは、子どもの権利条約の趣旨も踏まえた取組であるものというふうに認識してございます。具体的に各学校におきましては、いじめあるいは暴力、虐待等の課題を踏まえて、人権が尊重される、一人一人が大切にされる、そういった学校づくり、学級づくり、そういったことに資する子どもたちの実践的な態度であるだとか、行動力の育成をするために、学校全体を通した道徳教育、その充実でありますとか、いじめ防止対策、そういった取組を充実させて、子どもたちを育て

ていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 今の答弁、あんまり子どもの貧困についてというのは触れられていなかったように感じるのですけれども、今ひとり親家庭、母子家庭、父子家庭は、特に母子家庭の貧困率が高いようあります。子どもを育てるのは支出が伴い、消費税が高いので、減税は消費税減税が有効であると言われておりますけれども、それから母子家庭は持家率が低く、母本人の名義の持家に限ると11.2%しかないということで、家賃の負担がある世帯も多いと言われております。それから、今は電気料金等の光熱費も負担となってきていて、母子家庭は生活を切り詰めないとやっていけないという悲鳴が聞こえてきます。しかしながら、給料は上がらないし、多少の減税や給付金ではあまり役に立たないという現状、町としてはどう見ていて、その支援をどうしていこうとされているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

確かに母子、父子家庭に関しては、収入がどうしても低い関係があって、貧困の傾向にあります。確かに物価高騰などもありますので、経済的な問題も非常に絡んでくると思います。町としては、まず第1にこういった方々の相談に乗るというのが町の考え方でございます。いろんな経済的な問題、また家庭の問題等ありますので、福祉課としてはそういった方の、まず一人一人のお話を聞いて、その方に対してどのような支援が一番必要なのかというところを重点的に行いたいと思います。また、経済的なものにつきましては、町のほうで制度というよりは、県のほうの福祉制度がございますので、そういった制度を紹介しながら、その方に合った支援の方法を教えるというか、お伝えしていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） そこで、母子家庭の食生活であったり居場所づくりとして、一助くなっているのが子ども食堂であります。矢巾町ではここかむ食堂なのですけれども、これ町としてはどのような支援を子ども食堂に対して行っているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

ここかむ食堂につきましては、母子寡婦福祉協会のほうで実施している内容でございまして、直接的な支援というのではないのですけれども、場所の相談であったり、あと具体的な支援というか、ものについては様々な企業からの寄附とか、あと社会福祉協議会のほうからの寄附という形で運営しているところでございます。今後につきましても、このここかむ食堂が安定的に行えるよう、またここかむ食堂の目的は、先ほど昆議員からもお話がありました孤立的なところを防ぐという意味もありまして、居場所づくりが主な内容でございます。そういうところを町としては支援しながら、生活に困っている方が孤立しないように、こちらのほうで支援を今後とも進めていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） この子ども食堂、今全国で広がっているようとして、各所で無料あるいは少額で食事や場所が提供されているようとして、都道府県別の人団比による充足率を見てみると、1位が沖縄県、沖縄県の貧困率が高いということであろうかと思いますけれども、これトップダウンで行政の支援が厚いからとも言われております。ですが、行政の支援がなくても、地域共生社会の中で、地域の支援は地域でできるように仕組みをつくっていかなければならないと思うのですけれども、その点について何か考えがあればお伺いしたいのですけれども、町内の子ども食堂は少ないよう思うのですけれども、町としてはどうお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

確かに現在矢巾町では1か所ということで、あと福祉施設のほうで、放ディのほうでやっているところも始まっておりますので、今後地域の方々と連携しながら、この子ども食堂、1か所から2か所というような感じで増やしていくように、ちょっと母子寡婦福祉協会とも連携しながら、検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 子ども食堂が増えていかない理由の一つに、そもそも子ども食堂と

いうのは1人で行ける無料または少額の食堂なのですけれども、そこを経済的貧困のためだけの支援ではないということを誤解されている人がいて、食事を取りることもできない貧乏な人が来るものだと思っている人も多くいるようです。この食堂では、必ずしも経済的貧困な方ばかりではなく、そこに行っていろんな相談などがたり、居場所づくりの場所であることをあまり知られていないようですので、ぜひそのところを誤解のないように広報活動していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君）　お答えいたします。

先ほど私もお話ししたとおり、この子ども食堂に関しては、様々な方の居場所づくりということで、主に目的として設置しているものでございます。ですので、そのところを、やはりもう一度皆さんの方々に基本的なところを周知しながら、単なる食事を取りところという意味ではなくて、皆さんの相談の場、そして居場所づくり、そして地域の方々との触れ合いの場ということを、目的を改めて周知しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）　ぜひそのようにして子ども食堂を進めていただきたいと思いますけれども。

それから、先月教育民生常任委員会で子どもに関わる支援についての視察をしてきたのですけれども、その中で非常に興味深かったことをお話ししたいのですけれども、それは大阪府の門真市の取組であります。門真市では、子どもの貧困対策事業として、様々な主体の長所を生かす子どもを真ん中においたネットワークを開いて、子どもの未来応援ネットワーク事業というものを展開しておりました。そこでは、子どもの未来応援団として養成研修を受けた人たちがボランティアで応援団となって、気になる子どもがいた場合にはすぐに子どもの未来応援チームと言われる元校長先生たちの集まりに連絡が行って、必要な場合は情報の収集をしてアウトリーチで行うということで、大変すばらしい取組だなと感じて帰ってきたのですけれども、ぜひ本町でもこのような取組ができるものなのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　お答えいたします。

ただいまの取組をお聞きしまして、大変いい取組だなというふうに思っております。これ

がいわゆる継続的にきちんとなされること、そしてその支援が子どもにきちんと届くこと、こういうふうな体制づくり、どのようにあればいいかというのを今後検討してまいりたいなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）また、子どもの居場所づくりとしても門真市では、今子ども食堂の話があったのですけれども、子ども食堂のほかに宿題カフェといって市内の空きスペースなどをを利用して居場所の確保をしたり、さらに宿題カフェを発展させた子どもＬＯＢＢＹ、企業のロビーを企業の寄附などで賄い、予算をあまりかけない形で造っているということで、これも本町としても大変参考になると思いました。何よりも公務員である職員の評価を気にしない頑張りというのが必要だと改めて感じてきたのですけれども、これ職員に頑張ってほしいと思うのですけれども、よろしくお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどの質問とも関連するかと思います。そのことも含めまして、今後検討させていただきたいというふうに考えております。いずれこれが子どもたちの支援につながることがやっぱり第一義でございます。その辺り、今の取組も含め、町としてまた別な取組ができるかもしれません。その部分も含めて検討させていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）今紹介した子どもＬＯＢＢＹの取組なのですけれども、非常にすばらしいと感じたので、ぜひ本町でも取り入れてほしいと思い、ほかのもあるでしょうけれども、やはり参考にしてほしいと思って。この子どもＬＯＢＢＹというのは、4点について重点的に取り組んでいて、1点目としては保護者や子育て関係者を対象とした子どもの、先ほど言った非認知能力、いわゆるＥＱを向上させるプログラムの実施。それから、2点目に子どもの居場所及び保護者の相談支援の場としての活用。3点目にキャリア教育、イベントの実施がありまして、これ70企業と提携して行っているということとして、子どもの視野を広

げて、その中で将来の夢や目標を見つけて、それに向けて努力し、生きる力をつけることを目指すということです。そして、4点目には、不登校児童支援があるそうですので、このような取組、ぜひ本町でも取り入れていただきたいと思いますので、ご紹介いたしますので、お考えをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　恐らく自治体の規模等につきましても、違うものもあるのかなと思います。そして、矢巾町は矢巾町の持っている資源というのがやっぱりございます。これも含めて総合的に検討させていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）　それから、視察に行ったのが奈良県の葛城市でして、ここではA Iを活用した相談システムを構築していました、これも大変に参考になる取組だなと感じて帰ってまいりました。というのは、A Iによる相談というと少し冷たい感じを受けるのですけれども、あくまでもA Iはその取っかかりとして、実際の相談には臨床心理士が一人一人に向き合う中で相談に乗っているということです。せっかくのG I G Aスクール構想による1人1台端末環境を活用するという意味からも、大変有効だなと思いました。詳しくは、子ども課の職員も視察研修に同行しましたので、報告あったと思いますけれども、これ予算約1,000万円からできるそうなのですけれども、システムはできたとしても、結局は人の関わることですので、そこがネックになってくるのかなと私は感じておりますし、会計年度任用職員としても臨床心理士を雇うなどして、児童生徒たちに少しでも多く寄り添えるようにしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　ただいまの質問にお答えいたします。

A Iが入り口になって、その後ろのほうには臨床心理士、いわゆる心の専門家がいるというふうなシステムとお伺いしました。恐らく人件費も結構かかるものというふうに思います。まず、その人材の確保ができるかどうかということ、そしてそのシステムも含めまして、子どもの相談に乗って、そして子どもの気持ちを変えていくのはやっぱり人なのだと思っています。ただし、その人というのは、それなりの専門的な知識や技能を持っていなければ、誤った方向に導くことも考えられます。慎重に検討したいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 今まで言った支援したからって急に問題が解決するわけではないと思うのですけれども、まずその辺の機運の醸成というものが必要ではないかと思います。そこで、本町として子どもの貧困は絶対になくすのだという本気度、やる気を見せる条例をつくることを提案したいと思います。子ども貧困対策条例を制定することによって本町の本気度、やる気度を内外に周知することができますし、各種取組を条例の中に位置づけることで安定的に推進していくことを保障すべきものであります。そして、さらに取組を発展させていくことにもつながってきますので、ぜひこの子ども貧困対策条例の策定の検討をお願いできなくないでしょうか。ぜひ前向きな答弁をお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

子どもの貧困については、まず矢巾町でも考えなければならない課題ということで、今後これについては、条例については検討させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で15番、昆秀一議員の質問を終わります。

暫時休憩に入ります。

再開を1時、13時といたします。

午後 0時06分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

ここで浅沼健康長寿課長より発言の申出がありましたので、許します。

浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 午前中の昆議員からのがん対策の中で、特別な理由による予防接種の再接種の助成があるかというご質問ということでしたが、私がちょっと質問の捉えを間違えてお答えしましたので、答弁を修正させていただきます。訂正させていただきます。

矢巾町では、この特別の理由、いわゆる骨髄移植等による医療行為によって定期予防接種の効果が認められないというような場合の費用助成に関しましては、本町のほうでは今取り組んでいないところでございます。県内でも、このような費用助成の制度を行っている自治体がございますので、参考にしながら、今後この件に関しましては検討してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしくお願ひいたします。

引き続き、一般質問を行います。

次に、14番、村松信一議員の質問を許します。

1問目の質問を許します。

（14番 村松信一議員 登壇）

○14番（村松信一議員） それでは、1問目の質問に入りたいと思います。議席番号14番、矢巾未来の会、村松信一でございます。

質問事項といたしまして、令和6年度予算編成方針について町長にお伺いしたいと思います。さきに閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2023によると、国は時代の転換点とも言える内外の構造的な課題の克服に向けて大胆な改革を進め、新時代にふさわしい経済社会を構築しなければならないとし、そのため人への投資の強化、GX、DX等の加速、少子化対策・こども政策の抜本強化、包摂社会の実現などにより新しい資本主義を加速させ、その上で中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営を図るとしております。このような状況下での本町の令和6年度当初予算編成について伺います。

1点目、町は予算編成に当たり、国、県補助金などの積極的な活用やふるさと納税の取組により、町財政運営に必要な収入の確保に努めると思いますが、令和6年度の歳入についてどう見込んでいるのか。また、ふるさと納税の運用が10月より厳格なものとなりましたが、寄附額の見込みはどうか。

2点目、厳しい財政の折、公債費の削減等に努めると思いますが、見直しを検討している事業はあるのか。また、物価高により、従来のやり方のままでは経費が膨らむが、どのような手法により削減を図るのか。

3点目、矢巾町公共施設等総合管理計画の計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間ですが、令和6年度の予防保全型の管理はどのように進めるのか。また、この計画において、第8次総合計画策定時に公共施設等の方向性の精査を行い、総合計画に盛り込むこととなっておりますが、どのような精査を実施されたのか。

4点目、空き家について、長年放置することは美観の問題以外にも小動物による不衛生状態の問題発生につながり、町全体のイメージダウンにもなります。改修、解体するには、アスベストの事前調査や処理など様々なハードルがあります。空き家解消を進めるため、アスベスト事前調査等への補助を考えてはどうか。

5点目、減災の取組について伺いたいと思います。

1点目、平成23年の東日本大震災の折も、本町の水道事業は無事に水の供給ができ、優良な水供給自治体として評価されております。今後もいつ災害が起こるか予測がつかない状態の中、災害時に断水が起こった場合の供給対策を伺いたいと思います。

2、田んぼダムについて、令和4年、5年度の施政方針で重点的に取り組むことを明記しており、流域全体で被害を少なくする流域治水の考えに基づいて、煙山ダム2杯分の貯水効果がある田んぼダムの取組を進めるとありました。推進のためにどのような対応をしたのか。令和6年度は、どのように推進する考えであるのか。

6点目、町から町内の各組織や諸団体、地域や町民に対し委託や委嘱などを依頼し、活動等を実施している事項は多岐にわたっておりますが、有償、無償にかかわらず、法律で定められているもの、町独自のものなど、どのようなものがどれくらい存在しているか、全体としてどう把握しているのか。本当に必要な組織、役職、依頼内容を精査する必要があるのではないか。

7点目、令和6年度の予算編成において、農畜産物を生かした矢巾ブランド化のための産業振興センターと、中小企業振興基本条例推進のための（仮称）矢巾町地域産業育成・お役立ちセンターにおいて取り組む計画の内容を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 14番、村松信一議員の令和6年度予算編成方針についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、予算編成に当たり作成いたしました財政見通しにおきましては、令和6年度の歳入の決算見込額を114億円程度と見込んでいます。また、ふるさと納税の運用が本年10月より厳格化されたところであります。現在新たな返礼品や事業者の開拓に向けて前向きに取り組んでおり、来年度の寄附額につきましては今年度の動向を見極め、計上してまいります。

2点目についてですが、見直しを検討しております事業につきましては、現在予算編成中であり、具体的に事業をお示しできるところに至ってはおりませんが、既存事業を第8次矢巾町総合計画に適合する事業へ見直しを行うよう令和6年度予算編成方針に定め、編成を行っているところであります。

物価高に対応した経費の削減につきましては、中期的な視点により公債費を低減していくことにより、単年度収支のバランスを黒字化していく必要があると認識しており、そのために事務事業全体をいわゆるスクラップ・アンド・ビルトで見直しを図りつつ、経費の抑制を継続してまいりたいと考えております。

3点目についてですが、矢巾町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、令和6年度以降におきましても持続可能な財政運営を図りつつ、予防保全を通じた施設の長寿命化に努めてまいります。

また、第8次矢巾町総合計画における公共施設等の方向性の精査に向けて、第7次矢巾町総合計画における修繕等の状況を把握し、方向性の検討資料としております。引き続き、基本方針に基づき、建設工事費の高騰など社会情勢や人口動態、財政状況等を総合的に勘案しながら、施設ごとの方向性につきましても精査、検討を進めてまいります。

4点目についてですが、空き家のみならず、全ての建築物の改修、解体を行う際には、事業者がアスベストについて含有の事前調査、飛散防止の封じ込めまたは囲い込み作業を行わなければならないことから、発注者がその費用を負担しているところであります。

空き家の解体につきましては、速やかに着手していただいているところですが、着手を阻む一因として解体費用の高騰が想定されますことから、今後国、県に働きかけながら、補助事業の導入が可能か研究をしてまいります。

5点目の災害時に断水が起こった場合の供給対策についてですが、基本的には給水車や給水タンクを活用し、断水地域へ拠点給水を実施することを想定しております。断水規模が広範囲に及ぶ場合には、公益社団法人日本水道協会を通じて応援要請を行い、他の事業体からの応援を受けるほか、自衛隊への災害派遣要請を含め、対応することとしております。

また、当町では、東部系給水区域と西部系給水区域にブロックを分けて給水を実施しており、非常時においては東西ブロック間での水の運用を行うことで、断水区域の縮小に努めることとしております。ほかにも令和元年度には盛岡市と、令和3年度には岩手中部水道企業団とそれぞれ災害等緊急時の相互応援給水に関する協定を締結しており、現在盛岡市との間に緊急連絡管を流通センター地内に整備しており、断水時には活用する計画としております。

なお、築川ダム利水のための水道施設整備時におきましては、災害等の緊急時の相互応援給水機能を付加させるべく盛岡市と協議を重ねており、方向性がまとまりましたなら、議員各位、町民の皆様にご報告することとしております。

次に、田んぼダムの取組の推進のためにどのような対応をしたかについてですが、近年はゲリラ豪雨や線状降水帯発生による長時間の降雨など、季節を問わず自然災害のリスクが増加する中、減災効果があるとされる田んぼダムの取組が全国で注目され、本町でも令和3年度から試験的に導入を図り、初年度は調整器具の選定及び2.6ヘクタールの水田における器具設置、実際の効果検証を行ったところであります。

また、昨年度は対象圃場を10.7ヘクタール、今年度は11.4ヘクタールにまで拡大をしているところであり、さらに圃場整備を実施または予定しております矢次、広宮沢地区におきましても、全ての水田の排水溝に器具の取付けを予定しておりますことから、下流域の岩崎川及び芋沢川における内水氾濫の抑制効果が期待できるところであります。

ご質問の令和6年度の取組についてですが、田んぼダムの仕組みやもたらされる効果について、水田及び水路を管理する各地域の多面的機能支払制度団体に対し、県及び土地改良区と連携を図りながら、排水調整ます設置に向け説明会を開催することとしております。

6点目についてですが、現在、町の事業に日常的に関わりのある団体や役職は約80程度あると認識しており、地域の皆様には多岐にわたりご協力をいただきしておりますことに、まずもって感謝を申し上げます。町では、各種事業を効果的に実施する上で、コミュニティや各種団体、個人の方々などのご協力をいただき進めていくことは大変重要であり、それぞれの組織、役職につきましては、法律により人数や補助率、単価等が規定されているものもありますことから、一概に見直しを行うことは難しい場合もあると捉えておりますが、少子高齢化の影響により、各組織や役職の担い手不足が深刻な昨今の状況を鑑み、第8次総合計画の中で各組織や役職の必要性と、有償または無償の在り方について見直しを行ってまいりたいと考えております。

また、7点目についてですが、（仮称）産業振興センターの令和6年度予算編成における計画につきましては、労働者協同組合法による希望する事業者同士の事業体設立について、現在協議を進めている段階でありますことから、予算化については見込んでいないところであります。また、矢巾町地域産業育成・お役立ちセンターにつきましては、今年度、中小企業振興基本条例の推進のため、中小企業の学びや活動として、町内経営者及び社員が共に学び合う機会を創出したほか、次の世代、いわゆる次世代の人材育成事業として、町内中学校

における職場体験、高校の探究学習等に地域企業とともに町も積極的に関わっているところであり、令和6年度におきましても、このような取組を地域産業育成・お役立ちセンター事業として、各関係機関と連携を図りながら実施をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、税収、それからふるさと納税について伺いたいと思います。本町の住民税のまず非課税世帯は、全世帯のおおむね何%ぐらいなのか。そして、令和になってから非課税世帯の増減傾向はどうなのか、まずこれを伺いたいと思います。そして次に、町民税の見込みについて、令和5年度対比でどのように見込んでいるのか。そして、新規宅地造成、今3か所やっておるわけでありますけれども、宅地が全て完売した場合の固定資産税の見込みはおおむねどれくらいになるのか。

以上をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木税務課長。

○税務課長兼会計管理者兼出納室長（佐々木智雄君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、住民税の非課税世帯でございますが、当初課税時点では約1万900世帯ほどの世帯数がございまして、そのうち約2,200世帯、20%ほどが非課税世帯ということになっております。

次に、非課税世帯の増減の傾向でございますが、これは令和に入りましてから少しづつ増えてきているという状況でございます。

それから次に、町民税の見込みについてですが、令和5年度と比べてどのようになるかということですが、6年度の予算については現在編成中ということですので、具体的なところはまだ申し上げられませんが、5年度と6年度の大きな違いといたしまして、5年度の課税の際には譲渡所得による課税が、大きな課税がございましたが、6年度に向けてはこの課税がなくなるということになりますので、そういったことが大きな要因としてまず1つあるということをご承知おきいただきたいと思います。

次に、新規宅地造成の3か所の件でございますが、こちらにつきましては令和6年から8年にかけて恐らく新築が進んでいくものと思われますが、3地区で、今のところ見込みとしましては430棟ほど新築されるのではないかというふうに見込んでおりまして、金額的には2,700万円ほどの固定資産税の増収を見込んでいるというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 質問では、もう少し知りたいところがありまして、ふるさと納税の返礼品のことです。答弁でちょっと分からぬところがありましたので、詳しく知りたいと思います。

まず、返礼品や事業者の開拓に向け取り組んでいるということありますけれども、返礼品や事業者の見直しはなかったのか、そしてまた企業版ふるさと納税を呼び込むための方策は何か考えがあるのか、以上をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ふるさと納税返礼品について、私のほうからご質問にお答えいたします。

今年10月1日からの地場産品の基準の厳格化に伴いまして、町では返礼品と事業者を精査したところでございます。それを一時的に返礼品の提供を取りやめたところでございます。引き続き、地場特産品等の掘り起こしに努めながら、新たな戦略を立てて取り組んでまいります。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうからは、企業版ふるさと納税の呼び込みに対する考え方ということで、改めてなのですが、企業版ふるさと納税は正式名称を地方創生応援税制と申します。企業が地域再生法の認定自治体が実施するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対して寄附を行った場合に、その企業が税制上の優遇を受けられるという仕組みですので、名前は似ておりますが、ふるさと納税とは全く別のものですので、同様の視点で申し上げることはできませんが、令和5年度には4法人から3,500万円の寄附をいたしているところでございます。その3件が、トップセールス及び未来戦略課で行っている営業がベースになっているところでございます。すなわち矢巾町を知っていただき、政策に共感していただくことが最も重要なことだと考えているところであります。その点につきましては引き続き強化してまいりたいと思います。

また、事業はそれぞれ担当課で行っております。各課においても、そのような営業が行えるように調整することができれば、例えば町長あるいは未来戦略課だけではなくて、オール矢巾町でPRしていくことができれば、こちらはさらなる共感を呼ぶことができるのではないか

いかなと思っておりますので、そのような調整を内部で進めていきたいと考えております。

あとは、最近は成功報酬型ではありますけれども、自治体と企業版ふるさと納税を行いたい企業のマッチングをする企業がございます。そういうところを積極的に活用しながら、企業版ふるさと納税の増額に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　ただいま答弁いただきましたふるさと納税、いわゆる今まで登録していた業者、それから返礼品、これの入替えがあるということですか。ほとんどそれを見直ししなければならないということですか。それとも、今まであった返礼品に何かまた新しいものを追加するということなのでしょうか。その辺のところを詳しくちょっと教えていただきたいと思います。そして、それはいつ頃確定して、新たな返礼品として、ふるさと納税として、いつ頃からそれが新たな方法ができるのか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　現在、県を通じて総務省に問い合わせている部分がありますので、これまであった中での見直しということで、それが基準に合致したものかどうかというような問合せ等も含めて、今見直しを図っているところでございまして、いつ頃かというと、なかなか矢巾町だけでなく、全国相手に対応されているようでございますので、その辺はお時間がかかるのかなと思います。あと、確実に基準に合っているというものにつきましては、それは新たな取組として、新たな特産品を見つけて、ふるさと納税の返礼品に加えていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問はありませんか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　分かりました。

では、次の2点目に質問しました見直しの事業についてです。ちょっとこれについてお伺いしたいと思いますが、事業の見直しについて、現時点で予算編成中のことで、主要事業の見直しでも対象や廃止、事業縮小などもあるという、そういう考え方で私はおりますけれども、この事業縮小や見直し、それから廃止が決定した場合は、私たちにはいつの時点でそれを説明し、マスコミ等には公表するのでしょうか。それについて伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 事業見直し及び公表等に関しましてお答えいたします。

例えば主要事業におきましても、見直しはしたいというふうに考えています。ただ、国の補助とかで実施しております子育てとか福祉に関する事業につきましては、こちらは見直しはできないというふうに考えています。見直し対象としては、主に町の単独事業、こちらを考えておりまして、現状と課題、今後の見通し等を見据えまして、予算のほうを重点的につけていきたいというふうに考えています。縮小とか廃止、新たな事業、こちらのほうをいずれ検討しているわけなのですけれども、公表につきましては当初予算の議決後に、それぞれの事業において公表のタイミングというのはどうしても異なるかと思われますので、そのタイミングを見ながら、隨時公表のほうを行っていきたいと思います。町民に不安等ないように、なるべく早期にやっていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、3点目の総合管理計画について伺いたいと思います。

公共施設等総合管理計画における公共施設等の方向性の精査に向けて、これから検討するということですけれども、総合計画の策定までは僅か3か月ほどしかないわけです。それで、方向性の精査はもっと早くに行うべきではなかったでしょうか。実は、公共施設等の点検結果、それからデータベースや各種長寿命化計画がもともとありまして、それに修繕の必要性があると分かっている施設もあります。例えばさわやかハウスは、現在健全資産とされております。配電盤設備は、日本電機工業会更新推奨時期を経過しており、更新の必要性が点検事業者から指摘されていると記載されているのです。それから、予防保全と言っておりますけれども、さわやかハウスの施設カルテには、当該施設は本来機能のほか、災害避難場所として指定されていることから、毎年度改修予算の要望はしているものの、予算化されていないと記載されているのです、このように。ですから、このままでは、本来は予防保全ということをうたっているわけでありますけれども、これ事後保全になるのではないでしょか。

ほかにも学校教育施設長寿命化計画、令和3年の2月策定における個別施設の整備計画の中には、令和6年度施設整備の部位修繕として、例えば煙山小学校が2,000万、不動小学校が1,000万、北中が1,600万を計画しているわけです。そしてまた、都市公園施設長寿命化計画においては、健全度で最悪のDと評価されている施設が2施設あるわけです。C判定でも緊急度の高いとされている施設が24施設あります。これら以外にも様々な修繕等が必要となっ

ていると思われますが、どの修繕を行うか、何を優先するかどうか、検討もこれから行うのでしょうか、それとも全部精査して、それはもう完成しているのでしょうか。全て精査して総合計画に盛り込むことは、本当に可能なのでしょうか。まず、そこまでお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

総合管理計画全般についての考え方ということでお話しさせていただきます。管理計画の考え方といったしましては、ある意味大規模な新設の施設設備、それから除却する必要がある施設設備等の状況について、例えば国のインフラ長寿命化計画や、それから第7期、これから第8期の総合計画の策定にも入りますけれども、入っておりますが、この部分の基本構想や基本計画において定められた部分について、矢巾町公共施設等総合管理計画に定めるものになります。ですから、大規模なものについて、それから高額なものについては総合管理計画に定め、それから個別の長寿命化計画に落とし込んでいくというスタイルになってございます。

そういった中で、今回ご指摘のありました例えばさわやかハウスの例がありました。これも、我々のほうの施設管理担当総務課のほうでも把握はしてございました。例えばこちらの管理課のほうで書かれた変圧器全体のお話で記載にはなっていましたけれども、日常の設備点検の報告、専門の業者に頼んでおりますけれども、例えば保健福祉交流センターの高圧の変電、キュービクルにつきましては、真空遮断器なども20年経過していますよとか、それから保健福祉交流センターの各変圧器も、これも20年経過しておりますので、そろそろ更新が必要ですということで、この変圧器につきましては法令に基づく定められた期限ではないということ、その部分については日常の保全管理、点検において確認しながら、この表現が正しいかどうかはあれですが、だましながら使っているというような状況でございます。

ただし、議員ご指摘のとおり、この施設につきましては、災害対策基本法に定められた矢巾町の9つの大切な基幹避難所でございます。そういったところで、災害はいつ来るか分かりませんので、いざというときに電気が通らないとか、設備が機能しないということはあり得ないことでございますので、ご指摘のとおり、こういった部分については財政、それからその施設担当管理課としっかり情報を共有して、この点検状況も加味しながら、今回の予算のほうにも反映させてまいりたいというふうに考えてございます。いかんせん予算というものは、どうしても義務的経費、扶助費等のほうをやはり確定させて、それからどれくらい

我々の余力があるかという部分で財政のほうも苦労してございますので、そういった部分で予算要求、それから予算編成の時期に集中して考えなければならないという部分もございます。ただ、それを中長期的な目で資産管理をやっていかなければならないことも承知してございますので、そこら辺のバランスも担当課、財産管理課の総務課もしっかりと把握して、取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、この件、もう一点ちょっと伺いたいと思います。今の答弁では、どこまでの更新や修繕等を、総合計画に盛り込むとは言っていますが、盛り込むかものはつきりしないわけですね。そして、他の更新や修繕との兼ね合いもあるわけであります。必ずしも全てを予防保全はできないと思いますけれども、財政状況を総合的に勘案しながら精査するには時間がかかると思うのです。これ今になって時間がないというような形になりますけれども、ずっとあったわけですよね、この計画は。ですから、早め早めに今後は検討すべきと思うが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

ご指摘のとおりだと思います。今回の計画につきましては、令和7年度までという10年間の区切りもございますので、7年度まで待たずに必要な見通しが入るような計画にできるように研究しながら、この計画書を実効性のあるものにできるようにしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） よく分かりました。

それでは、4点目の空き家について再質問をしたいと思います。空き家の解体費用の補助事業の導入が可能か検討することありますか、もう一步踏み出して、補助事業に向けて前向きに検討を、これをまずしていただきたい。

さらに、平成2年頃までに建てられた家屋には、低濃度のP C B廃棄物が入っている可能性があります。それは蛍光灯の中のトランスでありますけれども。P C Bの特措法は、令和

9年、2027年の3月31日で終了となっているわけありますけれども、このようにP C Bが含まれている可能性があるということで、分かりませんけれども、処分期限があることから、これもしあった場合に確認を呼びかけることが、そういうことでコンデンサーの特措法で令和9年3月31日までになっていますよというようなことを何かで告知しなくてもいいのでしょうか。もしあった場合の行政の処分手続の窓口は、確立されていますでしょうか。

以上について伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） 前段についてお答えいたします。

昨日ご可決いただきました空家条例、そちらのほうの基となっております空家等の特措法のほうがこの12月13日に施行される予定となっております。それに伴いまして新たな指針が示される予定となっておりまして、そちらのほうを見極めながら、前向きに検討してまいりたいと思ってございます。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） それでは、私のほうからP C Bの部分についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、P C Bに関する廃棄物に関しては、これは県のほうで担当しております、県のほうではP C Bの廃棄物処理実施計画というものを定めて計画的に行っておりまして、いろんな相談窓口に関しましては、矢巾町の場合は盛岡広域振興局のほうの保健福祉環境部のほうが相談窓口のほうになっております。

それから、今議員ご質問あったように、令和9年の3月末で期限が終わるということで、まさに今これ県のほうで事業者向けの説明会を来週予定しております、当課のほうにも案内がございましたが、矢巾町という一事業者としてやっぱり参加しなければならないと思っておりまして、当課のほうで職員出席して、この説明会のほうを受講してきたいなと思っております。受講したならば、当然矢巾町として様々な施設を管理しておりますので、各施設管理課と情報共有をして、適切な処理を行わなければならないものはきちんと漏れなくやるようにしたいと思っておりますし、あと説明会の中で一般の町民の方ともやはり情報を共有したほうがいいなと思うことがありましたら、それについて、県と相談しながらにはなりますけれども、ホームページ等でお知らせしていきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） P C Bにつきましては、よく理解しました。

それでは次に、5点目の減災について伺いたいと思います。現在本町には、自家水、井戸水を使用している家庭もございます。電源が消失しましても、簡易発電機があれば給水は可能なわけであります。答弁の災害時の給水対策は理解できます。広域大規模災害となつた場合、答弁のような供給体制が全てうまくいくとは限らない場合もあると思います。不備が生ずる場合もあると思います。水は命の源でもあり、遠くに行って供給いただかなくても、身近なところに水があれば、それを確保できれば多くのメリットがあるのだろうと思いますので、このことから身近な水の供給先として、自家水を供給できる協力家庭を災害時の水供給先として登録しておくと、そして水の安定的な供給場所として確保する考えについてまず伺いたいと思いますが、その場合は事前に水質検査料の補助等くらい考えてみてはいかがかということでお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問のありました自家水の供給場所のリスト化、水質検査料の補助というものについては、自助、共助、公助、近助、この観点からしてもかなり重要なものと考えます。その中でも、共助、自助の範囲かなとも考えます。なぜ公助が入っていないかというと、自家水道という性質上、公衆衛生の安全確保の観点からしても、今の水道法、厚生労働省の取扱いにおいても、水道事業管理者が自家水の水質のほうまでカバーし合うというところまでは現状ではなっておりません。なぜかというと、やはりもともとの水質がどうなのかというのが分からなければ、そこに幾ら町単費とはいえ、補助を出すのはなかなか厳しいと。それが原因で町民の多くの方に何かしらの害が、生じないと思いますけれども、害が生じた場合に責任はどうなるのだということになりますし、それを防ぐためにも、その補助制度というのはなかなか難しいというのが現状になっております。

では、災害時に自家水の利用者の方が困ってどうするのだと。そういう場合においては、大災害時ですので、避難所等が開設されるかと思います。ここは町長答弁にもありましたように、我々の給水車による給水とか他事業体との連携、自衛隊との連携によって給水は確保できるものと考えております。また、1トン程度の簡易水槽も10基ほどありますので、それらも活用して、避難所等のほうには拠点給水場所ということで、ぜひそちらを活用していただきたいと。個別に自家水利用者の方から、では俺のところの自家水が壊れたので、どうしたらいいと、切り替えたいのだという相談を受けましたらば、これは直生活、命に関わるこ

とですので、6リッターの給水パック、そちらのほうは提供したいと考えております。

なお、その上で、それを永続的にずっと続けるわけにはいきませんので、給水を自家水から町水道のほうに切り替えてはどうですかというような相談をもって対応したいと。自家水道の組合、矢巾町にも何か所かあります。同様な事例ではないですけれども、その自家水の組合のほうからは、以前にも自分たちの自家水の水源が枯れてきたとか、自家水道の水位が下がってきたというようなご相談を受けたことがあります。そのときには、電気の修理業者さんを紹介したり、町水道に切り替える手続、その段取り等を行って、身近に対応してご相談には乗っておりますので、自家水だからそっちで考えてください、そういう態度ではなくて、その辺については自家水の利用者とも協力し合いながら進めていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 分かりました。

それでは、5点目の田んぼダムのほうについて伺いたいと思いますが、答弁にございます排水調整ます設置ということで、田んぼダムの説明会を計画しているということでありましたが、これはいつ頃やられるのかということ、それをまずお伺いしたいと思います。

それから、令和5年3月の会議の一般質問で、多面的機能支払交付金の契約に関する説明会の開催を提案いたしました。検討するという答弁をいただいておりましたけれども、今度はそういうことは、ちょっとといつやるのか分かりませんけれども、田んぼダムの説明会ということを計画しているのであれば、そういったときに契約に関する説明も一緒にやられてはどうかということです。

なぜかといいますと、これは国の交付金なのです。それで、ある一定の金額を超えると、書類というのは30種類ぐらい出さなければならない、全てそろえますと。それを簡素化しているものとか、それから準備しているものとか、すごくあるのです。だから、それが統一されていないのです。最低必要なものは、見積書であるとか、いろいろあるのですけれども、30種類ぐらいある中で最低必要なものとして、それぞれが簡単なやつをそろえてとか言って、いろんな国の監査なんかもあります。これは用意したほうがいいですよとか、これは必ず用意してくださいとかいう形ではなくて、やわらかく説明、指導を受けたりしているわけすけれども、最低それらはそろっているわけですけれども、そういうすごくある書類の中でも

やっぱり統一するべきだと思うのです。最低必要なのはこれとこれとか、そういうことでの説明会に最低必要なものを契約の中で準備してくださいとかいう、そういう説明会をしていただきたいということあります。

それから、もう一点聞きますけれども、答弁にございました2.6ヘクタールの試験的導入の実施の効果検証も、4年度の10.7ヘクタールですか、それから5年度の11.4ヘクタールの拡大は、これは試験的なものではなく、本格的な田んぼダムとして機能する装置を取り付けたものなのか、それとも試験的なものなのか、まずお伺いしたいと思います。この場合、取り付けた装置は耕作者が管理すると思いますけれども、これは多面的機能支払交付金事業との兼ね合いはどうなっているのか、この点について伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいま多面的機能支払交付金事業のお話がありましたけれども、この事業の活動計画が、これは5年計画になりますけれども、ちょうど今年度末に終了する組織が多いということで、来年の3月になりますけれども、事業の計画の更新を予定している組織が29組織のうち25組織あるということで、その更新の説明に合わせて田んぼダムに係る説明もできればいいのかなというふうに考えてございます。

次の試験導入の話でございますけれども、お話があった令和4年、令和5年、去年と今年度も実施しておりますけれども、あくまでも試験的なものでございまして、煙山の西部地区のほうで、広げるという意味の横展開ができるかどうかの実証実験でございましたので、本格的な装置の運用につきましては、先ほどお話しいたしました多面の計画変更のときに、地域によって賛同していただける地域とそうでない地域があるかと思いますけれども、それらの組織において説明をしながら、耕作者と、あと管理する側の調整によって装置の取付けができるのかなというふうに思ってございます。なかなかこちらから一方的にやりなさいというものではなくて、これはやはり多面的支払いというのは自主的な組織でございますので、そういった方向性につきましては矢巾町で方針を示してまいりますけれども、そういった自主的な運営に委ねるという部分も理解いただきたいなというふうに思ってございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 先ほど質問した田んぼダムの説明会の折、契約書類の在り方についても含めて説明会を開いたらどうかということについてはどうなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 計画更新時に合わせて個別になるか、それとも全体の説明になるかどうか分かりませんけれども、行ってまいりたいと思います。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。その他。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、この1問目の最後の質問を町長に伺いたいと思います。町から各組織や町民に依頼している事項は、精査するということなのでありますけれども、まずこれをまとめますと、新しい時代に向けた地域人材の活用の在り方と、それから住民協働のまちづくりの在り方を考えることだと思います。それで、町民も加わった検討委員会のようなもので、二、三年後をめどに抜本的な見直しをしてはどうかということをまず検討いただきたいと思います。特にその場合、都市化が進む地区と農村文化が残る地区があり、皆さんもご存じのとおりです。今後、文化を生かして人を呼ぶことではなく、その姿そのものの暮らしが文化に生きてしまうようなときが来そうでなりません。いわゆる農村文化を生かすのではなく、文化が生きる農村づくりが農村文化の保全につながり、そのような地区が移住、定住の場所として大人気となることも考えられます。いろんな法律規制がありますが、今後の少子高齢化を考えれば、人口密度解消特区のようなものも考えられないわけではないわけであります。今後、各組織や役割の必要性と在り方の検討をするときには、ぜひともこのようなことを考えに入れて検討いただきたいと思いますが、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、まず1つは二、三年をめどに検討委員会を立ち上げるかということですが、この矢巾町が合併してちょうど70周年の節目が令和7年の3月なのです。矢巾町と徳田村、煙山村、不動村が昭和30年の3月に合併して、ちょうど再来年3月。そこで、当時合併したときの思いは、この山村の地域コミュニティの価値観の共有、価値観の共創だと思うのです。価値観を共有しながら、価値を共につくり上げていくということではなかったのかなと思うのです。

その中で、私がまず今考えておるのは、これは職員もそうですし、議員さん方も、おうちに帰ればみんなコミュニティにそれぞれ属しているわけですので、今うちのほうでは、財団、地域活性化センターというところがあるのですが、今はそこに職員3人派遣して、もう終わったのもおるので、地域づくりの中核となる人材を今養成しております。そして、職員もやはり地域コミュニティ、地域づくり、まちづくりについてのしっかりした理念とか、信

念とか、そういうものを持ち合わせてほしいということで今研修に出して、それから議員さん方も地域に帰れば、これはコミュニティ会長さん、もう来年4月から45の地域コミュニティになるわけですが、それぞれこれまでも地域に対しての愛着とか、つながり、こだわり、いろいろあったと思うのです。そこで、そういうものを議員各位にもやっぱりもう一度原点回帰していただきて、昭和30年3月に合併したときの、先人、先輩たちが築き上げてきたものをもう一度、当局だけではなくみんなで力を合わせて考えるときが来ているのではないのかなと。そのための議論は大いに、第8次の総合計画の大きな柱には地域コミュニティの構築、今村松信一議員から協働社会と、これは何を言わんといったら、互いに心を通わせ、力を合わせて、そしてまちづくりをすることなのです。だから、そういうことを当局だけではなく議会も一緒になって考えていくうではありませんか。そして、みんなでつくり上げたものが強いのです。

先ほど昆秀一議員の質問にもあったのですが、介護のこととか、いろいろがん対策とか、これもやはり原点回帰すれば地域コミュニティなのです。だから、みんなでこれまでやってきたことを掘り返してみて、今各小学校には耕心田と、心の田を耕すというのが校長室にあるのです。この耕心田、今まさに私たちが求められているのは、職員も議員の皆さん方も、お一人お一人もう一度耕心田の原点に立ち返って取組を考えていきたいと。のために私もしっかり先導的な役割を果たしていきますが、皆さん方にもしっかりした応援、お力添えをいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「1問目はありません。終わります」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ここで暫時休憩といたします。

再開を14時5分といたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、2問目の質問、農業経営の在り方について町長にお伺いをいたします。

町内には、9農事組合法人ほか、個人、会社方式等の組織経営体においては、農業経営に対し、補助金や各種支援策を有効に利活用し、各種作業においては最新の農業機械を導入し、効率的運営がなされております。また、補助金のほか、様々な面で優位な農業経営でもあります。

しかし、多様な地域事情により、法人化に向けた進展がない地域組織も多く存在します。今後、早急な法人化が必要と捉えておりますが、第8次総合計画（案）でも集落営農組織の法人化を推進するとともに、農業生産力及び農業所得の向上を図り、経営近代化を推進する必要があります。法人化に対して、どのような方策を考えているのか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　農業経営の在り方についてのご質問にお答えをいたします。

町内の農事組合法人につきましては、それぞれ特色のある経営がなされ、一例を申し上げますと、米の生産のみならず、小麦や高収益作物栽培との二毛作に取り組むなど、組織的な運営に取り組まれております。

しかしながら、町の営農組合数全体に占める農事組合法人数は約3割にとどまり、現在法人化を目指す営農組合からの相談も数件のみとなっており、組合員の高齢化や生産コストの上昇など、農業を取り巻く環境が厳しさを増しておりますことから、今後の課題と認識しております。

なお、法人化を目指す地域の集落営農組織につきましては、法人化への勉強会、先進地事例調査、構成員への制度説明会を開催し、農業改良普及センター及び岩手中央農業協同組合とともに積極的に支援をしてまいります。

また、法人化へのメリットといたしまして、法人化後の基幹作業に必要な機械の導入や運営に必要な資金調達に関しまして、国及び県補助金、制度資金メニューの提案を行うなど、申請に係るワンストップ化を図って対応してまいります。

今後につきましても、法人化を目指す経営体の状況に応じて相談を重ね、課題の解決に向けた取組を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問はありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　それでは、まず1点目です。法人化になっていない地域は多くある

わけですけれども、ない地域では数件単位で四、五人くらい集まって、10町歩ぐらいですね、それで完結農業に取り組んでいるグループが多くあるのです。完結というのは、春の初期作業から秋の収穫までそのグループがやるということです。ですから、集落営農単位ですと、30件とか40件くらいのグループになるのでしょうかけれども、それをまとめて法人化に向けて取り組もうという発想から、完結農業に取り組んでいる数件単位のそういった小規模なところを法人化するというようなことも早道ではないかと思うのです。それで、集落単位でそういうのが2つか3つできたら、そういった人たちがまた一つの法人になるような方法を考えればいいのではないかと、そのように思うわけです。やっぱりいろんな問題があって、なかなかできないのです。このことについて、小さい法人をいっぱいいくるというようなことの考え方について伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話がありましたとおり、集落営農単位で法人化するというメリットもありますし、小規模でやるメリットもあるわけでございますけれども、農業経営につきましては様々な経緯がございまして、矢巾町でも先ほどの9農業法人のほかにも小規模な法人を加えて22あるわけでございまして、そういった法人化経営を目指すということにはいろいろ社会的責任を負わなければならない、義務負担とともに含めて、そういったことがありますことから、なかなか法人化に踏み出せないというような地域もあるやに聞いてございます。

いずれにしても、メリットの話として今村松議員からもありましたとおり、法人化する場合には機械化の部分でもいろいろメリットあるわけでございますが、生産組織の構成員、あとは数件単位が法人となる場合は、その人たちの周りの意見が合致しないと、なかなか方向づけをすることが厳しいというところがあるわけでございまして、町といたしましては法人化を目指すそういった組合もしくは団体があった場合には、必要なサポートを構築しながら、関係機関と連携してサポートを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 今の答弁ですと、そういった小単位でもまず支援をすると、積極的に支援することの考えでよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） やはりいろいろ後継者問題がございますので、そういった農

業経営体があってもよろしいのではないかなというふうに捉えてございます。

○議長（廣田清実議員） 支援すること。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） そこをちゃんと答えて。

他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、次の質問ですが、農業経営基盤強化促進法が改正になりまして、令和7年3月までには各地区において人・農地プランに代わる地域計画を作成することとなっております。各地域への働きかけはどのように行っているのか、また今までどのように行ったのか。そして、関係者がほぼ重なる多面的機能支払交付金事業の地域資源保全管理構想との関連はどのようにあるのか。また、留意点があれば、その留意点について伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 地域計画につきましては、令和4年度、昨年度から全31地区で説明会を実施しております。今年度も今月から、12月から来年の3月にかけて農業委員とともに、順次地域計画策定に係る意見交換会を実施することと計画をしてございます。地域資源保全管理構想との関連性につきましては、地域計画に農用地の集約化の方針、これを記載する必要があることから、いずれの計画についても整合性を図ってまいりまして、最終的に地域の農地を維持することを目標として掲げてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「2問目はありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

次に、3問目の質問を許します。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、教育に係る予算編成方針について教育長にお伺いいたします。

令和3年4月から小中学校の全児童生徒がタブレットを使用するようになりましたが、こうした教育環境の大きな変化がある中での令和6年度の教育行政に係る予算編成について伺いたいと思います。

1点目、タブレット導入から3年が経過いたしますが、現在の活用状況を伺いたいと思います。タブレットを使用した授業には、様々なメリットやデメリットもありますが、この場合、メリットを生かしたもので利活用ができていると思う点は何か、伺いたいと思います。

そして、今後の教育の中で、さらにどのような利活用を考えているのか。

2点目、タブレットの導入等、教育現場の環境に大きな変化がありますが、理科授業においては実際に観察、実験することも大きな意義があると考えております。機器の導入とともに必要となる観察や実験を行う授業時間、これも確保されていますでしょうか。教員、それから補助教員などの確保はできているのか。

以上について伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　教育に係る予算編成方針についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、国の諮問機関である中央教育審議会はその答申において、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することを示し、この答申によりG I G Aスクール構想が実施され、児童生徒一人一人がタブレットを活用した授業を受けることが可能になったところであります。

学校の授業では、児童生徒が予想する場面や自分の考えをまとめるなどの場面でタブレットに自分の考えを入力し、教師はその結果を瞬時に把握し、学級全体で交流したい回答を映像装置に映し出し、学びの定着を図る活用を行っておりますし、児童生徒一人一人の理解に応じたドリル問題の取組もなされている状況であります。これらの取組が個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資するものであり、大きなメリットと捉えております。

今後におきましては、引き続き児童生徒の学びの質を高められる授業の実践を積み重ねるとともに、メリットを生かした効果的な活用場面を広げられるよう努めてまいります。

2点目についてですが、理科の授業においては、直接的な体験となる観察、実験はなくてはならない学習活動であります。予想する場面、結果を記入する場面においてタブレットを活用することで、従来よりも短時間で児童生徒の意見を集約でき、結果からの考察等の思考力を高める場面の時間を確保できると捉えております。

また、理科の補助教員につきましては、県内のどこの公立小中学校にも配置されていないと認識しております。一方で、小学校においては、高学年の教科担任制が進められており、2つの小学校には理科や英語の専科教員を配置しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） タブレットの使用によりまして、子どもの荷物を減らすことや教師の授業時間の準備の負担軽減になっていますでしょうか。教員同士や、それから保護者との情報共有がスムーズになるような使い方ができていますでしょうか。

また、タブレットを使った効果的な授業を行うための研修などはあるのでしょうか。そして、県内で教員の異動が毎年あるわけでありますけれども、他市町村での経験を生かせるよう、教員同士の情報交換などは行われているのでしょうか。

以上につきまして伺います。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、1点目の子どもたちの荷物を減らすことにつながっているかという質問についてでございますが、タブレット導入とは別に、子どもたちの教科書と教材を学校に置いていくことも可能であると、そういった対応もございます。したがいまして、タブレット導入が全て子どもたちの荷物を減らすことにつながっているかということにはならないかと思いますが、幾分子どもたちの負担軽減には寄与しているものというふうに捉えてございます。

また、教員の授業準備の負担軽減にというところでございますけれども、先生方の声として、児童生徒へのプリントを配付することの回数が減ったと。印刷製本、あるいは実際に配付する、そういった時間の削減にもつながっていると、そういった声も聞かれてございます。負担軽減に大きく寄与しているのではないかという認識でございます。

また、3点目の教員同士、あとは保護者との情報共有がスムーズになるような使い方に関してですけれども、教員同士につきましては、毎朝先生方で朝礼を行うのですけれども、1日の流れでありますとか連絡事項、そういったものを口頭でやり取りしていたもの、あるいは紙の配付をしていたものを端末のほうにデータ送信をしてというようなことで、短時間で、しかも効率的に共有ができるというふうなこともあります。

また、保護者との情報共有につきましても、例えば今のこの時期でありますと、インフルエンザ等々感染症の罹患報告等、そういったものの学校と保護者とのやり取りについて、保護者、学校、双方の勤務時間を気にせずに報告ができるといったところで、お互いの情報共

有等々についてスムーズにできていると、そういった声も聞こえてございます。

また、タブレットを使った効果的な授業を行うための研修につきましてですが、教育研究所におきまして、今年度につきましては I C T を活用した授業実践、それを町内の先生に授業実践を委嘱するような形で、この夏に町内全先生方にその実践報告の発表をしていただき、それを基に全職員で協議をすると、そういった場面を持っております。また、各校において、各校のニーズに応じた研修会を講師を派遣する形で実施をしてございます。そういった意味では、先生方のスキルアップにつながる研修のほうは、本町では充実させられているかなという認識であります。

あとは、教員の異動に関わっての他市町村での経験を生かせるような情報交換の場面でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、本町では町内の先生方を一堂に集めて、同じコンテンツを見て協議等をする場面も設けております。当然そこには、他市町から新たに来た先生方もおりますので、そこでの交流ということも行われているものというふうに認識してございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 学校にタブレットを導入して安心したことが 1 つあります。毎日交差点等に立って 19 年になりますけれども、子どもたちにこの頃というか、1 年くらい前から、タブレットで楽しいということを聞きます。ほとんど全員が楽しいと言います。それで安心しました。

次の質問に移りますけれども、タブレットを使用するに当たって、生徒の I T リテラシーの育成が必要となると思いますが、どのように指導しているのか。

それから、タブレットの活用については、先生においてはやっぱり試行錯誤があると思うのです。その中で、教員の負担になって、あるいは過重になっていないかという心配もあるわけであります。

それから、不登校の児童です。児童生徒が自宅でタブレットを使って勉強することはできるのかどうか。タブレットの話を、「自宅に持つて帰るの」と言ったら、持つて帰るときもあるし、置いてくるときもあるという、いろいろなのです。そこで、今の件についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） お答えいたします。

情報モラルを含めましたリテラシー、いわゆる情報活用能力、そちらの指導につきましては、技術科においてまず基本操作あるいは情報セキュリティーについて学びます。あとは、道徳におきましてはモラル、情報モラルについて、やっていいのか悪いのかといったところも含めての情報モラルを学びます。あとは、算数、数学におきましては、目的に応じたデータの収集と、あとは分析、あるいは批判的に物事を考察するだとか、そういう力も身につける、そういう場面もございます。また、国語におきましては、その情報が本当に正しいのかどうかと。そういうものの学びを通して力をつけるというように、例えばでお話ししましたけれども、各教科等におきましてＩＴリテラシー、情報活用能力ですね、体系的に身につけるような仕組みになってございます。

2点目についてですが、教員の負担についてですけれども、タブレットを導入してもう数年たつところではございます。そうではありますが、新しい国挙げての取組ということで、新しいことをやろうとすると、どうしても負担感といいますか、不安、戸惑いもあるのも実際のところでございます。そういう気持ち、思いを持たれている先生方がいるということでも認識してございます。負担過重になっているかどうか、そういう先生もいるのかなというふうに思っているところでございますが、ただ本町といたしましてはそのままにはせずに、先ほども申し上げましたとおり、各校に講師を派遣して、学校のニーズあるいは先生方のニーズ、あるいは先生方のスキルの習熟度別と言ったらいいのでしょうか、そういう段階的に、本当にニーズに合った形で、先生方が負担感なく新しいものに取り組めるような研修のほうを準備してございます。

3点目の不登校の児童生徒の自宅での活用につきましてですけれども、議員が先ほどお話をされたとおり、家庭に持ち帰るというところにつきましては、学校からの今日は持っていてくださいねというふうな促しもあろうかと思いますが、子どもたちが主体的に持っていて使おうかなと、そういう形で持ち帰る児童生徒もおります。持ち帰って、不登校児童生徒だけではなく、漏れなく子どもたちが端末に入っているドリルですか、こちらのほうを活用して勉強ができる、学びを続けることができる、そういう体制を整えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） ありがとうございました。令和5年3月に策定されました小中学校の教職員働き方改革アクションプランの中で、全小中学校ともICTの活用を掲げております。ICTの活用とは、この場合は主にタブレットでよろしいと思いますけれども、タブレットの活用の中で、5年度もあと残すところ3か月になりましたが、学校で教職員が掲げております働き方改革プランの中でICTの活用ということを掲げておりますけれども、どのような進捗状況か把握していますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） お答えいたします。

働き方改革に関わってですけれども、現在時間外在校時間等、いわゆる超過勤務の時間のほうですけれども、今、月ごとに取りまとめているところでございます。今年度についても、昨年度との比較ということで見ていくところではございますが、まだ分析の途中、年度の途中ということともございます。

また、昨年度と今年ですか、コロナ禍が明けたということもあって、単純にその数字の比較では、働き方改革にどれくらい寄与したかというところの分析が単純な比較では難しいなというふうに捉えております。今後、じっくり分析はしていきたいなというふうに考えてございます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、先生方の感触といたしましては、様々な諸会議であるとかをペーパーレスで進められるとか、あとは保護者との対応についても、勤務時間を気にせずにやり取りができるだとか、そういう声もございますので、時間に表れない気持ちの面での少しの効果というところもあるのかなというふうに捉えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） ちょっと質問なのですけれども、タブレットを活用すれば全員が同じ勉強するばかりではなくて、例えば宿題なら同じ宿題なのですけれども、そうではなくて、必要や趣味に応じた勉強をそれぞれすることも可能になるわけでありますが、このような活用方法は現在行われていますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） お答えいたします。

本町で子どもたちに配付をしておりますタブレットのほうには、AIを使ったといいますか、そういう子もたちの理解度あるいは習熟度に応じて、端末のほうで、アプリのほうで、その子の得意あるいは得意なところを分析して、その子の状況、状態に合った復習問題であるとか類似の問題、そういうものが準備されると、そういうドリル教材を準備してございます。個別最適化された学びというものがタブレットによって提供されると、そういう体制を整えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、最後の再質問であります。理科及び算数、それから数学は、科学技術創造立国の基盤といたしまして特に重要とされております。本日の新聞記事にもありました。日本の高校生の数学的応用力や、それから科学的応用力の3分野において、世界のトップレベルであるとの記事がありました。皆さんも御覧になったと思います。喜ばしく思います。学力・能力の育成と過ごしやすい学校づくりは両立できるのかとの議論の必要性が高まるとも記載されておりますが、以下本町の科学の学習を中心に伺いたいと思います。

子どもたちが学校における観察、実験などの教育活動を通じて、自然及び科学技術に関する関心や探究心を高め、科学的な知識、技術及び態度を習得させることで、科学的な見方や考え方を養う必要があるとされております。長年理科を中心とした教育論文を募集し、全国の優秀な教育実践校を表彰している民間企業があります。40年以上になると思います。50年くらいになります。岩手県でも入賞した学校が2つあります。例えば盛岡ですと東松園小学校とか、それから河南中学とか、矢巾町ではたしか不動小学校が優良校になっています。小さい学校では畠小学校です。女子の本当に少人数のところでした。それから、田瀬小学校とか、何十年かの間に、こういった理科の研究というか、そういう教育で表彰を受けたところが多くあります。これには、多数の上場企業が賛同されておりまして、今は名称が変わりまして、やっぱり募集はしているようありますけれども、科学が好きな児童生徒の育成に努められておりました。かつてその受賞校の表彰式の挨拶に、大人になったらノーベル賞を受賞できるような人になってほしいという文言が入っていました。その会社は、実際にノーベル賞を受賞した方がいる会社でありましたけれども、今考えてみると、何とも大きな夢のある話であったと思っております。

そこで、理科教育に係る教材の整備について、本町について伺いたいと思いますが、国の指針では全ての学校が最低限整備すべき設備として最重点品目が指定されているわけありますけれども、矢巾町の小中学校で理科教材の基本的な重点設備品目で不足しているものはないのか、最後に伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） お答えいたします。

本町におきましては、今議員のご指摘がございました国で示されております重点設備品目、そちらにつきましては全ての学校で全品目充足されているということでございます。そういう状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で14番、村松信一議員の質問を終わります。

次に、10番、小笠原佳子議員の一般質問を受けます。

小笠原佳子議員。

1問目の質問を許します。

（10番 小笠原佳子議員 登壇）

○10番（小笠原佳子議員） 議席番号10番、公明党、小笠原佳子でございます。通告に基づきまして一般質問をいたします。

質問1、防犯カメラ助成制度創設について、町長、教育長にお伺いいたします。昨年から今年にかけ全国で発生いたしました連続強盗事件は、多くの人々に不安を与えました。こうした犯罪を防ぐには、地域の住民による人の目が大切でございます。高齢化や人間関係の変化などで、その抑止力は低下していると思います。それに代わるのは、防犯カメラをはじめとした機械の力であろうと考えます。特に高齢者宅を狙った犯罪対策や、通学路、公園、小中学校などへの設置は犯罪防止に威力を發揮いたします。災害への備えと並び、犯罪防止は暮らしの安心を支える重要な施策と考えます。町民の不安解消と地域の防犯力向上の観点から、防犯カメラの整備推進について以下お伺いいたします。

1、当町における防犯カメラの設置状況及び運用に関する諸整備はどのようにになっているのかお伺いいたします。

2、今後、行政区で防犯カメラの設置要望があった場合の考え方についてお伺いいたします

す。

3、小中学校へ防犯カメラ設置状況と不審者の学校侵入防止対策についてお伺いいたします。

4、防犯カメラつきの自動販売機がありますが、公募方式による導入について、どのような見解にあるのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、小笠原佳子議員の防犯カメラ助成制度創設についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町が管理する防犯カメラは、公共施設やごみの不法投棄などが多発する箇所などに設置しており、年間を通じて保守点検業務を業者に委託しております。

なお、防犯カメラの設置場所及び台数に関しましては、お答えしかねることにご理解をいただきたいと思います。

2点目についてですが、行政区から防犯カメラの設置要望があった場合の考え方につきましては、各行政区に対する助成制度として、前年に翌年度の意向調査を実施しながらコミュニティ整備事業補助金を交付し、行政区掲示板や防犯灯の設置費、ごみ集積所や公民館の整備等に対する補助を行っております。このほかの補助メニューとしてコミュニティ活動促進事業を設けており、コミュニティ活動の促進に寄与する内容と判断した場合には補助対象としております。

これまでに行政区から防犯カメラ設置に関する具体的な要望はありませんでしたが、公民館等のコミュニティ内の施設において防犯を目的とした設置要望があった場合には、その活用方法や情報の管理方法も含め、設置の妥当性についてコミュニティと相談しながら検討してまいります。

4点目についてですが、防犯カメラの特性として、連続または感知の都度、24時間撮影が可能であることから、犯罪の抑止効果が期待できるとともに、犯罪発生時においては容疑者の特定にも役立つなど、大きな役割が期待できる利点がありますが、一方で不特定多数の人物を撮影することで個人のプライバシーを侵害するおそれもあることから、周辺住民の理解が必要不可欠となるものと認識しております。

今後は、公共施設等において自動販売機を設置する事業者に対し、自動販売機の更新や新規の設置の機会を捉え、防犯カメラつきの自動販売機の設置について検討していただくよう

呼びかけてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　引き続き、防犯カメラ助成制度創設についてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、防犯カメラの設置状況につきましては、6校のうち2校に設置しております。

次に、不審者の学校侵入防止対策につきましては、国、県の通知、マニュアルを参照し作成した各校の危機管理マニュアルにおいて、児童生徒の登下校時も含めた様々な場面を想定し、それぞれの場面に応じた対応を策定しており、このマニュアルに沿って対応することとしております。

また、各校におきましては、児童生徒の登校後は昇降口や職員玄関を施錠する、来校者はインターホンで対応した後、目視による確認を経て入校を許可するなどの対策を徹底しております。ほかにも不審者が侵入した場合に備えまして、校長室、職員室などにさすまたを設置するなどの対策を講じております。今後におきましても、不審者から児童生徒を守るための安全管理に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　それでは、再質問ですが、答弁書の中に、保守点検業務は業者に委託しているということありますけれども、実際に防犯カメラが矢巾町内に行政で設置されているけれども、これに関する要綱というのですか、運用に関する諸整備については、特に何か答弁には載っていないのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

矢巾町が設置し、または管理する防犯カメラの画像の取扱いに関する指針ということで、内規で定めてございます。これにつきましては、この指針は町が設置し、または管理する防犯監視カメラにより撮影し記録される画像について、個人情報の保護に配慮した適正な画像の取扱い等が行われるよう、実施機関を対象として基本となる事項を整理してまとめている

という状況で、機械の保守点検については個々にやっているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 内規があるということで、ちょっと調べたのですけれども、私は分かりませんでした。それで、具体的に台数は示せないということは、ある程度理解するのかなということは思ったのですけれども、2点目に行行政区で今のところ要望はないということですけれども、ごみ集積所の不法投棄とか、私も公園の前に住んでいますが、早朝、深夜の騒音等、結構やっぱりあります。これからそういう要望が行政区としてもあり得るのではないかということは感じております。答弁書の中には、そういった場合には意向調査をしながら補助金を交付していくということで、そういう対応は、必ずしも何もしないということではないという答弁をいただいておりますが、具体的に幾らぐらいの補助をしていただけるのか。

また、内規はあるわけですけれども、コミュニティと相談しながら検討していくと、設置の妥当性とかということについてのそういうことは出ておりますけれども、そういうことを検討するとしたら、ガイドラインというのですか、おっしゃるとおり肖像権やプライバシーの保護が求められるわけですから、事前に住民に意識調査とか、やっぱり運用の規定を設けるとか、そういうことは必要だと思うのですが、この点についてお聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） まず、私のほうから、集積所とかの話が今ございました。

その点に関して、町民環境課のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、先ほど町長答弁にもございましたとおり、不法投棄が多い場所に監視カメラを昨年度設置いたしまして、実際これ効果があったと思っております。今年度につきましては、例えばごみ減量推進員の皆様の会議とかでも、やはり各集積所でルールを守らないとか、あるいはいわゆる本来廃棄していけないものが捨ててあるとかというお声がありましたので、今年度貸出用の監視カメラ、小型のものなのですけれども、これを当課のほうで用意して、ご要望があったところに、長期は無理なのですが、例えば1か月単位ですとか、そういった感じでお貸しするのを始めたところで、今は1台買ってある場所に、多発している集積所がありましたので、そこにちょっと今お貸しして、どんな感じかなと思ってお試しでやっているところでございます。そこに関しましても、やはり画像というのは、先ほど町長答弁にもご

ざいましたとおり、やっぱり個人情報保護の対象になっておりますので、基本的にこの画像の取扱いについては、いわゆる不法投棄、法律違反に当たるような行為があった場合に、それを確認して警察のほうのお力をお借りするということを当課では考えておりまして、例えば自治会のほうで画像を見ていただくというのは、これは適切ではないなと思っているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ちょっと1つ補足させていただきます。今本町は、盛岡・紫波地区環境施設組合のほうでごみの収集処理を行っているわけでございますが、ごみの収集の業者さんにおいて、独自にごみ集積所に何時何分に集積に行ったといったものを全部アプリで入力して管理して、そこに本来収集できないものが捨ててあれば、それをスマホで写真を撮って、全部データを集積して対応するというふうな取組を行っておりますし、そういう場合に、例えば住民の方から何でごみが収集されないのだといったような場合は、こういう理由でこれは収集していないのですよというふうにお答えできるような、そういう迅速な対応も今行っているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） コミュニティのほうからの防犯カメラの要望に関しましては、町長答弁のとおり、今のところはないというふうな状況ではございますけれども、今後、確かに議員ご指摘のとおり、要望、そして補助に関してのご相談というのは十分あり得ると思います。設置に関して、これは先ほど町が設置して管理する指針に関してはお話をあったところですけれども、町が設置ではないことになりますので、これは行政区に補助を出して、行政区が設置するものに対して補助を出すというふうなたしか考へで今お話ししていると思うので、その補助の額はどれくらいというのは、大変申し訳ありません、これから検討させていただくところですが、その設置運営に関するある程度ガイドライン的なもの、こういったものを含めて検討のほうを進めていきたいというふうに考えるところでございます。

お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

地域住民の同意、コンセンサスのところについてご説明申し上げます。ただいま企画財政課長が申し上げたとおり、地域で設置することになりますと、地域コミュニティの課

題ということになりますので、コミュニティの補助金で申請するということは、そのコミュニティの同意が取られているというのが大前提になりますので、そういったことで地域での同意をいただくという形、必要があれば我々も当然お邪魔してご説明という形になると思います。そこら辺は、ご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今行政区からの要望については、そのような対応ということはとても納得できるということは感じました。ただ、教育委員会の前に、大阪市の公園の自動販売機の中にということを先にお話しさせていただきたいと思うのですが、大阪市では、矢巾町と大阪市を比べるのはどうかと言われるかもしれませんけれども、防犯カメラの設置費用や水道光熱費の負担を、公募方式を採用することによって初期費用もかかっていないし、ランニングコストもゼロということで、そしてなおかつ行政財産の目的外使用料として、1台当たり平均5万7,000円の設置料まで取っているそうなのです。そうしますと、211の公園で1,261万円もの增收になっているという、そういうことを聞いたときに、防犯カメラが設置でき、なおかつ自主財源の確保も進んで、防犯対策もできるという三拍子そろってすごいなと思ったのですけれども、ただ矢巾町でそれをできるかというときに、答弁書には更新の機会を捉え検討と、望みがあるのかないのかちょっと分からぬ答弁なのですけれども、呼びかけとありますが、矢巾町で実際に自動販売機の設置業者がそういうコスト面で合うのかということは実際のところいかがでしょうか、お聞きします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

行政財産の使用許可という部分になると思います。行政財産の使用許可につきましては、面積当たり、それから期間ということで金額がはじき出されますので、自動販売機の面積であれば、そんなに大きな金額にはならないというふうに考えてございます。

それから、今大阪のほうの例いただきましたが、自動販売機に防犯カメラをつける目的が何になるかというところが問題になるのかと。自動販売機を守るために業者がつけるものなのか、あるいは防犯、それを行政が防犯として頼みたいということになると、また料金のほうも変わってくるのかなというふうに思ってございますので、使用目的の部分で考え方が変わってくるかというふうに考えられます。矢巾町として、公園とか一般の町民の皆様の安全

を守るために、不特定多数、行政財産の敷地に置かせてくださいということになれば、そういった考え方でやることであれば、また考え方も料金も変わってくるということで、そこはちょっと整理してやっていかないと、今ちょっと即答はできかねますので、いろんなパターンが出てくるということでご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　それで、今総務課長から答弁させていただいたのですが、自販機の設置場所、公のところか民間のところ、それから今自動販売機が本町で何台設置されているか、そういうようなものを総合的に勘案しながら、そしていろんな犯罪の抑止効果が期待できるものですので、これは私どもといたしましては、例えばここであれば矢巾交番、紫波警察署なんかとも連携しながら、そしてやはり一番あれなのは、安全安心のまちづくりが私どもの本当に一丁目一番地の対応なわけでございますので、そういうことをちょっと精査させていただいて、検討させていただきたいということで、今自動販売機がどのぐらい設置されているかということも含めて検討させていただきたいと。そして、関係する機関、団体とも協議の上、方向性を定めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　それでは、学校のほうの防犯カメラのことについてお聞きしたいと思います。学校に、不審者対策ということで小中学校の防犯カメラ、6校中2校のみの設置ということになっているのですけれども、2校というのがどこなのか、ここにないということは言えないということなのか、ちょっとよく分からぬのですが、2校にとどまっている理由がありましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

2校にとどまっている理由というところについては、すみません、持ち合わせておりませんが、今の世の中の流れといいますか、ニーズといたしまして、防犯カメラというところが議員のご指摘のとおり上がってございます。そういうことも踏まえて、各学校には次年度予算、その要求に当たりまして、我々のほうで学校に赴いて説明をして、必要であればということでお話をさせていただきました。その結果、既に設置済みの学校での増設、あるいはまだ設置されていない学校からの新設、そのどちらの要望もなかったということでございま

す。その声といたしましては、理由といたしましては、カメラをつけても、それを見ている人間の配置というところでちょっと不安だなど。常に誰かが見ていないと、不審者侵入という目的でのカメラの効果の部分、そこがちょっと体制として整えられないというふうなこともあります、まず今やっている危機管理マニュアルにあるような、子どもたちが登校したば昇降口を閉めるであるとか、そこを徹底していこうというような声がございました。一部紹介をさせていただきます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今ご答弁いただきまして、小中学校にそういう意見を聞くというときには、次年度に対しての予算を取るというときには、額というのはもう決まっているものなのでしょうか、それとも額に関係なく、いろんなものを出してくださいというような要望を取るのでしょうか、お聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） お答えいたします。

国の助成制度がございます。その中で、100万円以上のものであれば、半額助成といった制度がございます。そういうものがございますということで、説明、紹介をさせていただいていたところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 防犯カメラがなくても、そういうふうにできているということで、大変古い話で恐縮なのですが、うちの20歳から30歳ぐらいの子どもが中学校に行っているときはちょうど中学校が荒れておりまして、ガラスが割れたりなんかしまして、防犯カメラはつけないけれども、防犯カメラ作動中というステッカーをつけたら、そういういたずらがなくなったというようなことがあります、この話を聞いたときに古き時代の話かななんて、ちょっと余談ですが、思いました。今小中学校では、防犯カメラに頼らないスクールガードの皆さんとか、また関係者の皆様が、本当に感謝申し上げるなということをちょっとお聞きして思ったのですけれども、ただ不審者と言うのかどうかあれなのですけれども、知らない人に児童生徒が声をかけられるというような事案は最近ないものでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） お答えいたします。

声をかけられるということについてですが、その後大きな事案に発展したということはないですけれども、日々学校のほうで、子どもたちに不審者と思われる方からの声がけであるとか、あとは写真撮影をされただとか、そういった場合はすぐ連絡をするようにと、「いかのおすし」というふうなキャッチコピーですか、そちらのほう随時触れながら、子どもたち、保護者に周知しているところですけれども、そういった効果が出ているのだと思いますけれども、怪しい人、知らない人から声かけられた、じっと見られた、スマホで撮影された、そういう声は情報として上がってはおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） そこで、今そういうこともあるということをお聞きしまして、見守るということに関して、本当にスクールガードの皆さんとか、お願いしていくありがたいと思っているのですけれども、人のすることというのは限度があるのかなと思いまして、見守りの防犯カメラを生徒用に登下校のところにつけているというところに関しては、防犯カメラが、端末を所持した子どもが通ると、それが保護者に、今ここに子どもが通りましたみたいな、スマホでそういう連絡が渡るような機能が一般的にあるということをちょっと今回このことを知ったとき調べまして、今すぐ矢巾町でこのことが必要でないかもしれませんけれども、やはりそういう防犯カメラが必要になるようなこともあるのかなというふうに思いましたので、このことについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまの質問にお答えをいたします。

スマホの位置情報等、例えばお子さんがスマホを持っていて、今どこにいるかということは防犯カメラがなくても確認はできるというふうな今状況にあります。ただ、スマートフォンを持たせるか持たせないかというのは保護者の考え方もあり、そして学校のほうで好ましくないというふうなことも指導をされることがあります。一般に防犯カメラの大きな役目というのは、1つは抑止力、もう一つは犯人特定、こういうことが大きな役目かと思います。学校におきましては、先ほど次長が答弁したように、入り口を1つにして、そこからの人を確認するというのが今の基本の対策でございますので、これを一層強化しな

がら、そして万一入ったときにはどう対応するかと、この部分を重点として扱ってまいりたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今の教育長のお話で、確かに私は東小学校に月1回ぐらいだけなのですけれども、朝伺うのですが、しっかりチェックされて入っておりますので、その部分はやっぱり安心なのかなということは感じております。

この項の最後なのですけれども、今教育長もおっしゃいましたけれども、防犯カメラの設置の効果は3点あるということで、一番大きいのは、おっしゃったとおり、犯罪の抑止ということがやっぱり大きい、2つ目は証拠写真の撮影というのがあると、3点目は防犯カメラがあることで守られているという安心感があるということがあるそうです。今の時点では、町として積極的に防犯カメラをどこかにということではないので、何か要領、要綱をつくったり、条例つくったりするようなことは考えていないという答弁でございましたが、設置の目的の明確化や、撮影をする範囲とか、カメラ本体の管理運営体制とか、ここに防犯カメラがありますよという表示をすると、画像をどういうふうに適正管理するとか、プライバシーの保護など、そういうことをきちんと定めたガイドラインの整備はやっぱり必要になってくる、今はそうでなくても、そうなのかなということを考えております。警察や防犯協会と連携して、他の市町村ではもう導入が進んでいるわけですから、この点について最後お考えをお聞きして、終わりにしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 今の質問についてお答えいたします。

防犯カメラの設置状況について私もちょっと調べてみたのですが、先ほど議員のほうから大阪市の事例がございました。あとそのほかに、最近は自治体と警察と、それから飲料メーカーが協定を結んで設置しているというのが今全国的に進んできております。今東北では、今年の6月に宮城県で取組を進めてまいりました。先ほど町長の答弁もありましたとおり、防犯という位置づけの中ですので、我々としては警察、それから飲料メーカーとこれからお話をしながら、検討して進めていければいいかなというふうに考えております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ここで暫時休憩に入ります。

再開を15時15分、3時15分といたします。

午後 3時05分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、2問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、2問目の質問をいたします。

質問事項は、学習用端末を活用した児童生徒の悩み相談についてでございます。教育長にお願いいたします。教育相談こころの相談室とは、令和5年度より本県の県立高校で実施されている取組です。教職員等の体罰、ハラスメントに関する児童生徒の自死事案の再発防止及び様々な悩みを抱える生徒に対し、問題の深刻化を未然に防止する観点から、各県立高校に整備されました。これは、1人1台端末等を利用して相談体制の構築を推進するものであり、生徒の悩みについて相談方法の選択肢を広く整えることで教育相談体制の充実を図ることから、以下伺います。

1、学習用端末を使い悪口を書き込むといったいじめは、本町でもあるのでしょうか。あった場合、何件でしょうか。

2、本町の小中学校における児童生徒の学校での悩みなどについて、相談体制の現状と課題についてお伺いいたします。

3、端末には、児童生徒が教職員に悩みを相談できるような専用のアプリは導入されているのでしょうか。

4、本町の小中学校で、学習用端末を活用した児童生徒の悩み相談を新設する考えはないかお伺いいたします。

お願いいいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 学習用端末を活用した児童生徒の悩み相談についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、学習用端末を使って悪口を書き込むといったいじめ案件は、本年

11月20日時点において認知しておりません。

2点目についてですが、児童生徒は悩みを抱えた場合、教員への教育相談のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用して悩み相談をすることができます。相談を受けた学校は、相談内容を共有し、スクールカウンセラー等の専門職等とともに連携して支援策を検討し、当該児童生徒の心のサポートに当たるなどの重層的な支援体制を構築しておる現状であります。

また、相談体制における課題についてですが、現在は学校以外の相談窓口として、24時間子供SOSダイヤルやふれあいメールなど、児童生徒が直接電話やメール等を活用して相談できる仕組みも年々充実しているところであります、今後において児童生徒が相談できる窓口が拡大する中、適切な相談機関を選択できるように周知等に努めることが課題の一つと捉えております。

3点目についてですが、町が配付した学習用端末には、児童生徒が教職員に悩みを相談できる専用アプリは導入していないところであります。

4点目についてですが、県立高校においてこころの相談室が運用開始されたことは承知しているところであります。この県の取組は、まだ新しいものでありますので、県の取組状況等を注視するとともに、他の自治体におけるアプリ導入の成果と課題、予算等の情報収集に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 先ほどの村松議員の学習用端末の使い方について、様々お聞かせいただきて、とても納得した部分もいっぱいありましたけれども、私としては学習用端末を使った相談ということを今回提案したいと思っております。その中で、矢巾町で行われているかどうか分からぬのですけれども、例えば健康観察というような形を学習用端末を使ってアンケートということで、その中に気持ちがいいときは赤色のカードを表示するとか、嫌な気持ちのときは青のカードを提出するとか、そういうことで、その時々のその子の気持ちをはかるようなことをしているような事例もあるそうなのですけれども、矢巾町ではアプリは入っていないということ、悩みを相談するような専用アプリは導入していないということなのですけれども、何かそのようなことに代わるような取組があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） お答えいたします。

今議員がご紹介してくださったスタンプ的なといいますか、わくわくするようなアプリの導入につきましては、先ほど教育長答弁からもありましたとおり、本町においては導入してございません。ただ、そういったものがあるというようなところについては、こちらとしても承知をしているところでございます。先ほど教育長の答弁にもございましたけれども、やはり心のやり取りにつきましては、人と人との対面でのキャッチボール、それが第一かなというに考えてございますが、ただ自分の言葉で、あるいは自分の表情で自分の思いを伝えるのにちょっと壁があるお子様がいるということも事実でございますので、そういったツールも生かせるものかなというふうに考えてございます。そういったものを導入しているところの様子等につきましてもちょっと注視をしながら、その扱い、導入等につきましては慎重に考えていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今そういうふうに電話もできないし、メールもできないし、先生に言うこともできないと、そういう子に対してはどうするのですかと聞こうと思ったら、先におっしゃったので、この部分は、必ずそういうお子さんはいらっしゃるのではないかなどということを自分としても想像いたしますし、先ほどの村松議員の話だと、とても学習用端末というものが生徒にとって身近なツールにすごくなっているなということをちょっと感じましたので、その中であくまでもこれは初期段階の、自分はちょっと今嫌な気持ちなのだけれども、そういうことをちょっと提案したいなということで思っております。

これ先進事例で、多分もう皆さんご存じなのかもしれません、静岡の掛川市では、タブレットを導入したのはいいけれども、いじめとか、そういう悪口みたいな書き込みが多くて、それではちょっと困るということで開発したのがこころの相談というシステムなのですけれども、こころの相談ノートという部分なのですけれども、2021年の12月から22年の5月末までで、半年間で453件寄せられたそうなのですけれども、内訳はいじめが179件で特出しているのですけれども、勉強についての悩みが56件、家庭について52件ということで、そういう形のものが来たと。それに関して運用開始以降は、悩み相談の件数が本当に同月に比べて

2から6割どんどん下がっていく水準になっているというのです。結局システム導入の大きな効果としては、暴力行為や暴言とか出席停止などの問題行動に行く前に、そういうことを察知できたということがすごく大きいということが出でおりました。子どもたちの悩みは、問題行動にまで発展したら、やっぱりそれを回復させる、改修するのというのは本当に大変だと思います、多大な時間と労力が要ると。そういう問題行動になってしまふ前に、嫌な気持ちということを自分が発信することができるものがあるということが早期に芽を摘んで、それが絶大な効果を生んでいるということが記入されておりました。本当にこのシステムをどんどん改修されて、児童生徒が悩みを共有したい相手を最初に指定するようなことも、そういうふうな手も加えられているということでございます。

今の時点では、矢巾町としてはこういう導入はしていないということですけれども、ぜひお考えいただいて、身近な道具で、そして今年始まってまだ新しいシステムだということなのですけれども、県立高校の導入においては教職員の方々に新たな負担をかけていないということをお聞きしておりますので、この点もちょっと大きいかなと思って提案させていただきました。お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） なかなか難しい質問ですよね。

（「すみません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまの質問にお答えいたします。

掛川の例として、いわゆる問題行動が非常にそれで抑止されたという結果になったということでございます。県のほう、いわゆるこころの相談室、これから運用していくわけですけれども、内容的には一元的に復興庁が全部の情報を集めて、そして適切なところにつなぐというのがこのシステムの概要です。ですので、最終的には専門家、いわゆる適切な相談場所につなぐということがこの目的であります。ですから、アプリを使うといったときに、そのアプリで相談したときに、どの相手につないでいくかという選択肢がきちんと担保されていないと、アプリを導入しただけではその成果が出てこないということがこのシステムの流れというふうに捉えております。そうすると、相談する先というのは、心の専門家がやっぱり必要になってくるわけで、今現在矢巾町内の学校にはスクールカウンセラーを全部配置しております。これがいわゆる心の専門家であります。よって、例えば先生方が日常の観察から、あっ、この子ちょっとというときにはその辺りを注視しながら、きちんとつないでいくということが現在取られているというふうに認識しているところであります。今後において、検

討していく一つの視点となると思いますが、現段階においては早期に導入というふうなことは考えておらないところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 答弁ちょっと重複している部分があるので、質問の内容をちょっと変えながらやつてもらえばよろしいかと思います。よろしくお願ひします。

他に再質問ありますか。

（「また重複するかもしれないで、やめます。すみません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ちょっと意見のほうが多いので、そういう部分でいければ、今の答えは前の南幅教育次長が答えてている中でもう出ているので、なかなか次も答えづらいという部分があるので、そこら辺はちょっと工夫していただければと思います。

それでは、他に再質問ありますか。

（「いいです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 次に、3問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、3問目は矢巾町の活性化に向けてということで、町長にお願いいたします。

コロナ禍を経て、様々な交付金が使えるようになりました。地方創生に係る交付金や補助金は多くありますが、地方自治体での活用にはばらつきがあると感じております。新型コロナが終息し、経済や社会活動が元に戻つていければ、この地方創生関係交付金の形も変わっていくと考えられます。今地域の特性を生かし、地方創生関係交付金の活用で地域を活性化していくことができるチャンスであると捉えております。地方創生関係交付金は、地方自治体が従来の縦割り事業だけでは対応し切れない課題を克服することを目的とするものであることから、これを活用した取組は、政策分野が広範にわたり横断的な取組となることが期待しております。

1、当町として地域の特徴や強みは何と考えているのかお伺いいたします。

2、その我が地域の特徴や強みで、誘致したい業界はどういう業界と考えておられるのかお伺いいたします。

3番目、地方創生関係交付金を利用して横断的に取り組んでいる事例はあるのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　矢巾町の活性化に向けてについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、地方創生の観点から見た本町の特徴や強みは、岩手県のほぼ中央に位置し、交通アクセスに恵まれていることから、日常生活や企業活動の利便性が高いこと、コンパクトで住みやすいまちづくりが実現し、人口が増加傾向にあること、また近年は岩手医科大学及び附属病院の移転等もあり、医療や福祉面が充実していることなどが挙げられます。

2点目についてですが、産業の誘致に当たっては、土地利用の見直しを図りながら立地環境を整えていく長期的視点と、既存の不動産等を活用する短期的、中期的視点が必要であると考えておりますが、交通アクセスのよさが強みとなる流通業、生活環境のよさや人口増加を背景としたサービス業、医療福祉分野の産業集積が見込めるヘルスケア産業のほか、製造業、飲食業、娯楽業などを考えているところであります。

3点目についてですが、地方創生関係交付金を活用して複数の施策を横断的に進めている事業といたしましては、矢幅駅東西自由通路に交付金を活用して整備した矢巾町情報発信ステーションを拠点に、町内外への観光情報の発信や特産品販売による地域経済活性化などの取組を進めています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　まず、1点目なのですけれども、この答弁書を頂いて読んだときに、人口増加傾向ということで幾つか文言出しているのですけれども、ここについてちょっと違和感がありまして、2022年が2万7,377人で、この間の12月の矢巾の広報を見ますと2万6,367人、国勢調査で令和2年が2万8,056人、そして今宅地開発の話とかが出ておりますが、こういうことを織り込み済みで人口が増加傾向ということをおっしゃっているのかなど、そこをちょっとお聞きしたいなと思いました。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えいたします。

今議員おっしゃったとおり、住民登録そのものはないかもしれないのですけれども、国勢調査で言いますと、実際の住民基本台帳よりかなり多いということ、そしてあとは今後宅地

造成があるということ、こういったところを見込んで人口増加傾向というような表現を使わせていただいたところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 人口が、住民登録自体も増えていくようなことが本当に望まれるというふうに思います。

2点目の産業の誘致に当たりなのですから、答弁書の中に製造業、飲食業、娯楽業とありますて、よく飲食業に関してはファミレスがないとか、カラオケボックスがあるといいよねとかということをよく若い方からは言われるのでされども、これまで企業からそういったところの何か引き合いというか、問合せみたいな実績があるのか、また娯楽業といったときには具体的にはどのような業種というか、どのようなお店を言うのかをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） では、私のほうからその点についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、そのような引き合いがあったのかということでございますが、例えばカラオケとかどうこうという形で具体的な形でお答えすることはできませんが、様々な企業が矢巾町に関心を持っていただいていることについては間違いございません。私どもも今年度に入りましてから様々営業して歩いておりまして、12月5日の時点で延べ89の企業とやり取りをさせていただいております。その中からは、様々な可能性だったり、私たちが考えている以上にやはり企業が見ている数値は厳しいなということだったりするところを実感しているところでありますが、矢巾町への出店を強く希望しているというところもございますので、そういったところにつきましては引き続き企業の誘致というところで図っていきたいなというふうには考えております。

また、企業誘致を進めていく中ですごく感じることが最近ありますて、外から連れてくることばかり、私たちそれを企業誘致というようなお話をしていますが、本来であれば既存の企業が発展して拡大していくということも同じ効果があるのだと私は思います。それらが両輪でいくからこそ産業が発展していくということを考えますと、例えば経済センサスなんかで飲食店、矢巾町に85あるのです。あれ、そんなにあったっけかという形で思うと思うので

すけれども、これが少ないと見るかどうかということは別として、既存のものを盛り上げていくという視点もこれからは必要なのかなと思っています。当然これは、企業誘致を頑張らないということではなくて、こちらも盛り上げ、なおかつ外からも呼び込むというようなことを捉えていく必要性があるのかなというふうに考えているところでございます。

また、娯楽というようなところでございますが、娯楽業につきましては日本標準産業分類で言いますと、スポーツ提供型、例えばフィットネスジムであったり、あるいはゴルフ練習場であったりというようなものが分類の中にはございますし、遊技場といったようなところもございます。矢巾町に遊技場、ゲームセンターが1あることになってありますし、フィットネスジムが3あるということ、これが矢巾町における娯楽施設という形での分類に今なっているところですが、そういう意味では、それだけに限らず分類の中で、やっぱり娯楽というのは人々が、町民の皆さんのが楽しいなと思ってくれたり、リフレッシュしてくれる場所だと思いますので、そういったサービスを提供する企業なんかにもお声がけはしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今89もの企業が矢巾町に関心を持ってくださっているということを聞いて、本当にうれしいことだなと思いました。その中で、答弁にもあるのですけれども、ヘルスケア産業ということで、ここに医療福祉分野の産業集積が見込めるヘルスケア産業を誘致していくことをまた考えているようなことも出ておりますが、本当10年後はこのビジネスが今の自動車産業の7倍近くに市場規模が成長するとよく聞いてはいたけれども、やっぱり医大のある矢巾町、本当にヘルスケアの産業が来るというのはすごいことだなと思うのですが、高齢化の進む自治体が抱える健康とか、福祉とか、地域課題、様々あると思います。ヘルスケア企業がそうやって矢巾町に来てくださることでデジタル技術が結びついて、地域の発展がすごく期待できるのかなというふうに思うのですけれども、この点について、話せる段階で何かありましたらお聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうからお答えいたします。

ヘルスケア産業の集積ということは、北上、奥州市等については半導体の集積、あと盛岡、ここら辺、紫波につきましてはヘルスケア産業の集積というようなことを県のビジョンとし

ても持っておりますし、今議員もおっしゃいましたように、矢巾町には岩手医科大学がございます。そういう意味で、環境は整っているかなと思っているのですけれども、ここで大きな勘違いをしてはいけないのが、医大があるから企業が来るとかということでもございませんし、医大があるから健康になるということでも全くないと思っております。

そういう意味では、議員がご指摘のとおり、デジタル技術を活用してという、まさに的を射たところだと思いますが、まず私たちが考えておりますものにつきましては、ヘルスケア産業というものは標準分類の中で具体的にはないのです。なので、製造業の中でのヘルスケアをやるところであったり、サービス業でヘルスケアをやっているところだったりというものがそれぞれあるのですが、ただ単に企業がそこに移転してきてもらって、事業を営んでもらって、税金を落としてもらうという関係ではなくて、ヘルスケア産業の地元の企業のサービスが矢巾町に浸透して、町民の皆さんに浸透として健康になっていただくというような循環をつくり出して初めて出来上がるものなのではないかなと思っています。そういう意味では、今岩手医科大学さんのほうと議論を重ねておありますし、全国では大学と連携して、そういう企業とか研究拠点を誘致している例というのがありますので、できればそういう形に持つていって、やっぱり岩手医大があって、なおかつヘルスケア産業の集積地というのは矢巾だよねというような形をつくることができればいいなと思っておりますし、今それに向かって検討を進めているところでございますし、検討だけではなくて実際にアクションを起こしながら企業の方々と、あるいは医大の方々と議論を進めているところでございますので、そういう状況であるということをご報告させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今本当に期待の持てるお話で、自治体のそういう課題が、本当健康福祉の地域課題がそのことによって克服できるという、すごく希望の持てる話かなというふうに聞きました。

最後のところに、矢巾町の情報発信ステーションについてが出ていているのですけれども、確かにあそこは空き店舗で、それが今観光発信、情報発信になっていたり、物産品の販売になったりとかして、駅に降りてお店があるということはやっぱりいいことだなというふうにもちょっと感じてはいるのですけれども、今後のイベントや企画、また各種団体との連携とか、そういうことについてお考えがあつたらお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今行っている情報発信ステーションの事業につきましては、主に観光事業とかコミュニティ活動の紹介等、そういったものを来場された方に紹介するというものがメインでございますけれども、今後はそういった今お話がありましたイベント等を通じまして、その場所にこういうものがあるのだ、情報発信ステーションというような場所が、i c o t t o という名称ですけれども、そういったものを紹介しつつ、皆さん気軽に集い、気楽に情報発信に触れられるような場になってくれればなというふうに思ってございますので、今現在は委託してございますけれども、その委託先と連携を密にしながら、矢巾町の情報発信に努めてまいりたいと思ってございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） もうこれで最後にしますけれども、企業誘致に優位になるために、企業が来やすい環境整備は不可欠であると思うのですが、インフラ整備の状況とかもありますし、地域の特性の優遇措置などもあるかと思います。企業誘致を考えて、矢巾町の地域の特性を生かしたときの国の交付金事業などを活用する考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えいたします。

企業誘致に際してということで、個別の企業を呼んでくるときの補助金、交付金というところは、今のところ念頭に置いているところではございませんが、例えば用地を開発するときといったものにつきまして、新たに区画整理事業が必要であるとか、あるいは何らかの補助がある場合というものは大いに期待するところでございます。そういうインフラ整備におきましては、そういう自治体の負担あるいは事業者の負担、形態によって全く違いがありますし、現段階で具体的な構想がどうこうという話があるわけではないので、概論としてお話を申し上げますけれども、活用できるものがあれば活用していく方向にしたいと思います。

また一方で、個別の企業さんにヒアリングなんかをしていきますと、おおむね二極化したお話を聞くことがあります。1つは、例えば国の交付金なんかは要らないよというところがあります。それは、しがらみになってしまったり、足かせになってしまったり、目先のことによってお金が欲しいあまり本来のやりたいことが、自由度が失われてしまうということは企業の成長にとって大きなマイナスだという企業と、いやいや、たくさんお金をもらっていない

きたいよというようなところがございます。様々な財務状況や事業展開を見ますと、圧倒的に前者のほうが広がりが多いというふうに認識しています。そういう意味では、矢巾町に来るから何かお金ないかなというような企業よりは、本当に矢巾町の政策や地域環境にはれ込んでいただいて、なおかつ私たちの営業とマッチングして、歩調を合わせて地域課題の解決に何らかの形で連携して、そして地方に来る意味というものを本当に考えているような企業と連携していきたいなと思っているところが、今議員がおっしゃった交付金をどのように活用していきたいのかといったところの現段階での私が思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ないです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で10番、小笠原佳子議員の質問を終わります。

次に、6番、藤原信悦議員の一般質問を受けます。

藤原信悦議員。

1問目の質問を許します。

（6番 藤原信悦議員 登壇）

○6番（藤原信悦議員） 6番、町民の会、藤原信悦でございます。

1問目の質問は、矢巾町中小企業振興計画についてお伺いいたします。農業や商工業の振興は、町の発展には不可欠であり、本年3月には令和3年6月に制定された矢巾町中小企業振興基本条例に基づき矢巾町中小企業振興計画が策定され、10年後の目標達成に向か、重点施策を短期的で3年後、中期的で6年後、長期的で10年後に分けて取組を始めることになっていますが、その進捗について伺います。

1つ目、計画では4つの基本方針、1つは共学・共育・共生の地域づくり、具体的には地域のくらしを支える元気な中小企業を育てる、2つ目は新事業創出、地域課題解決のための新たな仕事づくり、雇用づくり、3つ目が地域住民との協働、矢巾町民の困りごとに応え中小企業をつなぐ場づくり、4つ目が地域の人材の育成、地域のあらゆる世代が生き生きと活躍できる場づくりに基づき、それぞれの施策に取り組むことになってますが、具体的な進捗はどうなっていますでしょうか。

2つ目、取組の中で新たに発生した課題はあるのか。また、その解決に向け、どのような取組をしているのか伺います。

3つ目、中小企業振興計画の推進機関として、（仮称）矢巾町地域産業育成・お役立ちセ

ンターを立ち上げ、推進することになっておりますが、具体的にはどのように運営されるのか。また、町民、金融機関、中小企業関係団体、教育機関、大学との連携はどのように図られているのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 6番、藤原信悦議員の矢巾町中小企業振興計画についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、計画の基本方針の1つ目、共学・共育・共生の地域づくりにつきましては、主に中小企業の経営強化を目的としております。今年度は、経営者及び社員が共に学べる場として、中小企業の学び舎活動を3回実施したほか、生産性向上や販路開拓等の取組に対する経費の助成や事業継続計画策定に係る講座の開催等の取組を行ったところであります。

2つ目の新事業創出につきましては、地域産品の消費喚起を図るため、首都圏で開催された出展会への参加支援のほか、新商品開発や新技術導入費用に対する補助を行っております。

3つ目の地域住民との協働につきましては、にぎわい創出イベントを実施した団体へ補助を行うことで地域企業と住民をつなぎ、地域内における経済循環の活性化を図ることに寄与しております。

4つ目の地域の人材の育成につきましては、町内中学校の職場体験及び高校の探究学習におきまして、今年度新たに地域内で地域企業とともに連携して取り組むことで、次の世代における今後の人材育成事業の仕組み構築につなげることができたものと捉えております。

以上のことから、それぞれの重点施策における短期的な事業から着実に取組を始めており、基本計画の目指すべき将来像の実現に向けて堅実に進んでいるものと認識をしております。

2点目についてですが、町内教育機関で過去に実施した職場体験におきまして、町内企業との連携が希薄だったことから、職場体験事業が町外へ流出していたことが今回の人事育成事業を実施していく中で確認できたところであります。このことから、今年度は町及び商工会が自動的に窓口となり、教育機関と地域企業をつないだ結果、多くの企業が地域の中学生を受け入れ、町内での人材育成に係る連携体制が確立できたものと捉えており、引き続きこの体制強化を図りつつ、円滑かつ積極的な事業展開を目指してまいります。

3点目についてですが、（仮称）矢巾町地域産業育成・お役立ちセンターとして今後推進する事業といいたしましては、中小企業の強化を図る学びの場の創出、新事業創出等を目指す

企業実践への支援、地域住民と地域企業との協働を見据えたマッチングの促進、次の世代、いわゆる次世代の人材育成を図るための事業実践の相談窓口機能を想定しております。今挙げた事業につきましては、既に町として実施しておりますことから、今後町主体での実施から発展し、自主的にセンター事業として取り組めるよう、要綱制定や予算確保等の準備を進めてまいります。

また、町民、金融機関、中小企業関係団体、教育機関及び大企業との連携につきましては、現在設置しております中小企業振興円卓会議のほか、矢巾町企業連絡会における研修や交流事業を通じて連携を図っており、実際に交流事業に参加した企業同士の取引があり、1企業のPR動画制作といった仕事につながった事例もありましたことから、引き続き新たな仕事づくりという観点におきましても、効果的な事業を推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） まず、大きいところから行きます。中小企業振興計画について、当然関係する団体、企業等あるわけですけれども、その方々とはどのような頻度で打合せをなさっていらっしゃるのか、そこをお聞きいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 先ほど町長からの答弁にもございましたけれども、いずれにしても学び舎活動、あるいは学校、中学校、高校とのそれぞれ探究学習、職場体験、いろいろあったわけでございますけれども、関係団体、商工会あるいは企業あるいは金融機関、学校等集まりまして、その都度、事業の都度事前打合せから始めまして、あとは終わった後の洗い出し、その辺も含めまして、毎月と言っていいほど打合せ等は行っている状況でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 以前頂きました計画書のこのところ、4つの大きな施策と重点項目があります。これを突き合わせてみると、従来からやっている話、これは無視して、従来の流れでしかちょっと動いていないような気がするのです。ということは、関係団体さんに町はこうやりたいという、この部分がよく伝わっているのかちょっと疑問な部分があります。その辺についてはどのようにになっているのかを聞きたくて、さっき説明という形でお尋ねし

た部分です。どのようになっていますでしょうか、この下ろし方について。計画があって、施策方針があって、それぞれわざわざ4つずつ項目つけています。本来であれば、この下に、この項目ごとに項目を選んで実行計画書をつくらなければ動かせないと思うのですけれども、その都度何か動いているみたいなので、ちょっとそこがばらばらになるのではないかという不安があってお尋ねいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話がありました4つの体系があるわけでございまして、その体系ごとに、先ほどの町長の答弁でも各種事業を展開しているというふうなお話をさせていただいているところでございますけれども、確かに今議員がお話ししたとおり、目に見えるような部分がはっきり分からぬというようなところがあれば、その辺は多分実施する側のPRが足りないのかなというふうにも思ってございますし、各事業者、この基本計画に当たはめました町民、企業、学校関係、金融関係、そういった产学研官金を含めまして、その辺の連携不足というところも否めないところもございますので、そこはしっかりと今後やっていきたいなというふうに思ってございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） みんなで何かをやろうとすると、やっぱり同じ目標と、そこに到達するための流れ、手立て、相互に理解していないと、誰かは右に行って、誰かは左に行って、ある人は後ろからたくさんかもしれません。そういう状況だってある話ですので、その辺はぜひ吟味してやっていただきたいと思います。動いてもう8か月になるのですけれども、ある程度その辺をはっきりさせておかないと、最初の重点課題として取り組んだ4年が無意味に終わる可能性があるので、ぜひそれをお願いしたいということ、そういうことでございます。

それで、もう一つお願いしたいことは、言葉の定義が、ちょっとやっぱりこれを間違うと、ばらばらに解釈されてしまうと。例えば共学・共育・共生の地域づくりの中の回答で、経営強化の目的は何ですか、皆さん、関係団体さん、了解しているのでしょうか。生産性の向上、これはどういう形になるのか。そういうふうにやっぱり一つ一つの言葉についても丁寧に吟味しないと、最終的には何をやったのか分からなくなるような状況にならないか。正直申し上げまして、この資料をもらったときに、私だったらこういうふうには作りません。とにかく実行計画まで落として初めて出します。そうでないと、とっても怖くて出せないと私は思ったので、ちょっとお聞きしたのですけれども、その辺についてお考えを伺います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 共学・共育・共生の地域づくりにつきましてはということで、経営者と社員が一緒に学ぶ学び舎活動ということでお話をさせていただいたわけでございますけれども、それがどういうふうに生産性向上や販売開拓に影響というか効果があるのかというようなお話しになるかと思いますけれども、経営者と社員とが問題点を洗い出ししまして、どういった形にすれば、それが経費削減になったりとか経営向上につながるかということを学ぶ機会を、講座を立ち上げたという意味で、共学・共育・共生という意味でお話をさせていただいたものでございまして、実際今年開催しました3回の講座のご紹介をさせていただきますと、1つは町外から講師先生をお呼びしまして、「私たちは何のために働くのか」というようなことをテーマにやりました。これは、6月にやったものでございます。2つ目は、7月に実施したものでございますけれども、「共に学び、共に育ちあう会社づくりを社員と経営者が一緒になって考える」というようなテーマをやりました。3つ目につきましては、8月に実施したものでございますけれども、これは町外の農事組合法人の生産組合の代表者の方をお呼びしまして、「私たちの描く地域の未来」ということをテーマに、それぞれ3回に分けて開催したところでございます。これは、経済同友会と共に実施したものでございますけれども、参加した方からの意見を聞きますと、自分の会社なり自分を見直すいいきっかけになったというふうな効果を聞いてございます。まさしく先ほどお話ししました共学・共育・共生の地域づくりに合致するのかなというふうに思ったところでございまして、今後もこののような形で学びや活動を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） ちょっとかみ合っていないような感じで、もう少しあみ砕いて質問していただければ。理解できていないような気がします。

他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 今の説明聞いて、いいと思ってきっちりやっている話は見えてきました。そういう話をしてくれれば、この4つの項目、それからそれぞれの4つの項目、どういうふうに下ろしたか分かるし、進捗も分かるわけです、お互いに。お互い分からないと、どこかで破裂することだってあり得るですから、せっかく始めたことなのですから、ぜひ4年でやっていただければと思います。

問題は、この計画の中での中小企業の区分の仕方ですけれども、質問でございます。中小企業の区分には、中小企業と小規模と2つあるのです。流通センターにあるのは、あれは支

店さんだから、動かそうと思っても本店は別にありますので、なかなか難しいのですけれども、どちらの割合が矢巾町の場合は多いのでしょうか。それによってやり方も変わるのではないかと思うのですけれども、その辺お考えと現状を教えてください。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 件数とすると、矢巾町の場合はやっぱり小規模のほうが多いかと思います。ただ、数字に関しましては、ちょっと今現在押させていませんので、お話しすることはできませんけれども、今お話をあったとおり、確かに小規模事業者と中小企業者と、そこはやはり使い分けをしながら育成していくかななければならないのかなというふうに思っていますし、やり方もそれに合わせて講座なり、研修なり、そういういたものもやっていかなければならぬと思っておりますので、いろいろとご指摘ありがとうございました。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 会社のトップというのは1人しかいないのですけれども、トップの下にどれだけのスタッフを抱えられるか。町長も優秀な部下の方いらっしゃいますけれども、抱えないとトップが自分で全部考えなければならないというレベルになってしまって、やはりまず小規模事業者さんに立派なスタッフがつくように教育して、トップが考える方向に持っていくけるようにしないと、中小の間でまたずれが出てきたりしますので、その辺も進めるときにはぜひ考慮いただければと思いますが、ご意見を伺います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） その辺今トップが、例えばたくさんの社員を抱えている場合と、トップのみで動いている場合と、確かにいろいろなケースがあろうかと思います。それは、やはり経営体系に応じたフォローアップというか支援をしていかなければならぬというふうに考えてございますので、今お話がありましたとおり、それに合わせた形で、こちらのほうとしても正式なセンター立ち上げの際には一つの体系ばかりではなくて、いろんな体系に対して支援できるような方策をこちらも考えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） ちょっと最後に確認したいことが1つあります。産業振興センターという言葉が前の産業振興の質問のときになってきて、このときには令和6年度に設立すると

いう話がありました。今回仮称ですけれども、矢巾町地域産業育成・お役立ちセンター、この組織の違いというのをちょっと説明いただけますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 地域と地域をつなぐという意味では、同じような組織ではございますけれども、役割といたしましては、やはりお役立ちセンターのほうについてはあくまでも中小企業が中心となりますけれども、産業振興センターにつきましてはそれが農業だったり、いろんな産業分野が絡んでの連携というふうな形になりますので、逆にお役立ちセンターと産業振興センターがお互いに連携し合うこともあるかと思いますけれども、今のところは別々の立ち位置の中で事業を進めていくというふうな形になってございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「結構です」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 次に、2問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） それでは、2問目の質問に移ります。

農業における人手不足、後継者問題に対する取組についてお伺いいたします。10月25日、産業建設常任委員会所管事務視察で、新潟県上越市の特定地域づくり事業組合、星の清里協同組合を視察いたしました。この事業協同組合は、地元の8つの農業法人を組合員とし、主な事業の一つに組合員への労働者派遣による人手不足解消があります。そもそも特定地域の組合については、労働派遣業が認められた組織になります。組合員の耕作面積は、平場で400ヘクタール、山手、山のほうに200ヘクタールの総計600ヘクタールの農地を管理している組合でございました。従来の農業法人の枠を超えて人手不足に取り組んでいるこの事例から伺います。

1つ目、町内の農業専従従業者の人数と平均年齢は。また、後継者となる意思のある方は何人ぐらいいるのか。

2つ目、町内で後継者がいない、存続が難しくなっている農家や農業法人等はどれくらいあるのか。

3つ目、星の清里協同組合の事例は、令和2年6月に施行された地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律、通称人口急減地域特定地域づくり推進法によるものであります。組合認定は、各都道府県の知事が行うと。認定要件としては、過疎地に限らず、人口規模、人口密度、事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区

とある。当町は、比較的人口が多く、人口密度も平米当たり400人を超えており、県下ではたしか1番、盛岡を抜いております。まち中心部から離れた地区は、そういう人口密度はあるのですけれども、私が住んでいる4号線東側であるとか、引き合いに出して申し訳ございません、町長のお住まいの西側のほうとか、こちらのほうはこういう状況ではございません。中心部から離れた地区は、法に定める認定対象要件を満たす地区としてなり得るのか、この辺をお伺いします。

4つ目、特定地域づくり事業協同組合には、運営費の2分の1以内で公費負担があります。それを国と市町村が2分の1ずつ負担することになっておりまして、運営面でも助かる制度でございます。特定地域として認定された場合、町として負担は可能かということでござります。

最後になります。現在農業の中軸として活躍している団塊の世代も、ここ数年で就農できなくなる人が増えることは明白であり、担い手も少なくなる中で、矢巾町の農業の将来はどうあるべきか、また具体的にどのような施策をお考えか、これについても伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　農業における人手不足、後継者問題に対する取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、直近の国勢調査及び農林業センサスによると、第1次産業のうち、農業従事者は1,014人となっており、農業に年間150日以上従事する者の平均年齢は65.9歳となっております。

また、昨年度実施いたしました農業経営に係るアンケートによりますと、回答いただいた有効回答数1,200件のうち、後継者がいると回答した経営体は126経営体、後継者はいるが、本人の意向が定まっていないと回答した経営体は501経営体となっております。

2点目についてですが、先ほどのアンケートによりますと、今後おおむね10年以内に農業をやめたいと回答した経営体は302経営体であり、そのうち252経営体が後継者がいないことが主な理由になっております。

3点目についてですが、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の令和2年6月の施行を受け、特定地域づくり事業協同組合制度がスタートしたところでありますが、令和5年11月現在、全国で91組合、94市町村が協同組合認定されており、

岩手県内におきましても葛巻町及び大槌町において、それぞれ認定を受けたところあります。

議員ご承知のとおり、本制度の認定基準といたしましては、地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じるまで人口が急激に減少するほか、高齢化の進行及び若年層の減少、人口密度や地域の事業者数など、様々な地域の事情を鑑み、都道府県知事が認定することとされております。

本町における知事認定につきましては、現段階において総務省自治行政局ガイドラインに示す基準に合致する地域とはなっておりませんが、今後地域において取り組む機運があった際には、地域が抱える課題の洗い出しと、特定地域づくり事業の内容について話し合いを進めてまいります。

4点目についてですが、特定地域づくり事業協同組合の認定を受けますと、組合の運営費の半分について、町が2分の1を補助することとされておりましたことから、今後知事の特定地域づくり事業協同組合の認定があった場合は、組合運営費の補助について検討が必要と考えております。

5点目についてですが、町内における農業の担い手として、認定農業者や農事組合法人、営農組合組織が地域の農地を引き受け、水稻及び高収益作物栽培を行っております。しかしながら、営農座談会等の懇談の中でも、今後の担い手不足による基幹産業の遅れや経営の継続への不安の声も伺っております。

ご質問の本町の農業の将来がどうあるべきかにつきましては、食料自給率の維持及び国民の食料生産の一翼を担う本町の農業として、矢巾ならではの農業の確立を目指していきます。具体的には、来年度中に策定する地域計画策定の過程の中で、10年後における水稻作付及び地域農業の在り方について、地域の担い手をどう確保するか、また効率が図られる作業形態の在り方について、中心経営体及び関係団体、行政が一体となり、計画を策定してまいります。

また、農業従事者の拡大といたしましては、新規就農者の掘り起こしのほか、Uターン者を対象とした定年帰農を促す補助金を導入し、一度実家を離れた方が実家の農業経営を引き継ぐきっかけとなるよう、多様な人材の確保に向け、取組を推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○ 6 番（藤原信悦議員） やはり農業後継者の問題については、なかなか大変な問題だと思います。矢巾町農林業ビジョンというのが平成31年の3月に作成されておりますけれども、この数字を見ても、総農家数は平成17年の1,591に対して2年度は912減の670。やっぱり激減ですよね。それから、経営体も1,461から454と減少しています。非常に矢巾町は、特定地域づくり対象外になり得るところではありますけれども、この激減を盾に取って、何とか特定地域づくりの組合の申請ができれば、既存の農業法人はそのままにして組合になってもらえばいいわけです。それから、単独でやっている人も、自分が組合員になると手を挙げれば入れるわけです。そして、その中にいろんな人が出入りしながら、春は田植をやったり、草刈りやったり、除草剤後の刈取りをやったり、いろんな仕事もできるし、ほかの産業へもこの組合は派遣できますから、工場とか食品加工業とか、だからそういう意味で非常に使い勝手のある私は制度だと思っています。この辺について、やはり県知事の認定を取るというのは、町長ご自身としてなかなか難しい話だとお考えでしょうか。できれば、何とかやるぞという、条件さえそろえればやるぞということをひとつ言つていただければ、大変皆さんも心強いのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今ご提案がありました特定地域づくり推進法に伴うこちらの協同組合のことなのでございますけれども、よく似ているのが中山間等地域直接支払交付金、これも当初は矢巾町は該当にならなかつたのですけれども、県の特認地域ということで、特別に不動地区が中山間地域に指定されたと。これは、当時町長が県議のときにいろいろ工面していただいて、特別に不動地区が中山間地域に選定されたという、認定されたというところがございます。今新しい、藤原議員からもお話をございました特定地域づくり事業協同組合もやはりいろんな条件がございまして、あくまでもやはり旧村単位でこういった地区が選定されなければならないということで、国あるいは県の認定の仕方が変われば、矢巾町も旧村単位にはなりますけれども、そういった町全体としてではなくて、旧村単位、徳田、不動、煙山、いずれかの地区でこういった認定を受けられる可能性はゼロではないと思いますので、そういった動向を見据えながらこういった事業を使えば、運営に対しまして非常に農家さんにもいろいろなメリットがあるということも踏まえて、町としても国や県に対して働きかけを行つていけばいいのかなというふうに感じてございますので、いろいろとまたご指導いただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 本当は区切りのいいところで切ればよかったですけれども、ちょ

っと皆さん、声がらがらになっておりますので、ここで暫時休憩に入ります。

再開を、ちょっと短いですけれども、16時30分といたします。

午後 4時21分 休憩

午後 4時30分 再開

○議長（廣田清実議員） それでは、再開いたします。

他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） この特定地域づくり事業協同組合の利点、もう一つあるのです、働く人にとっても。というのは、働く人は特定地域づくり事業協同組合の職員となります。星の清里もそうでしたけれども、給与はちゃんと定額出るわけです。それから、保険もつく、社会保険が掛けられる、それから退職金も何か話ししていました。つくろうと思えば、幾らでもつくれる法人なのです、企業として。そういう意味で、そういう待遇面でのすごいメリットもあります。それからもう一つは、私たち20年代までに生まれた人は、どっちかというと古いから、1つの企業に一生いるという頭を持っているのですけれども、今は地域おこし協力隊の方々を見れば分かるとおり、自分の好きなところで好きな仕事をしながら、こだわらずに暮らしていきたい、子どもたちを育てたいという人たちもいるわけです。そういう人たちがもしこっちは移住してくれて、そして働いてくれて、生活も保障できるのであれば、お互にWIN・WINの関係になると思います。ですから、この辺の考えで一生懸命しつこく食い下がるのですけれども、ぜひ何とかできないかというのが私の本音でございます。この辺で、あとほかに問題になりそうなこと、設立に当たって問題になりそうなことというのは何かあるのでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 本来特定地域づくり事業の目的というか、それは今お話があったとおり、労働者の派遣が主なものかというふうに思います。そうなると、当然運営する先立ちという人が必要になってくるでしょうし、それが皆さんに理解を得られた中で運営ができるかどうかというのがございます。その先頭、先立ちに立つ人が誰かいれば、リーダー的な人がいればいいのですけれども、なかなかちょっと今難しいところかなということがあります。

先ほどの質問の中で、お役立ちセンターなり産業振興センターの話もございました。これ

は、あくまでも産業間の連携とかの話でございますけれども、労働者の派遣についてもこういったセンターを通じてやってやれなくはないと思いますので、制度を利用して財政的な援助をいただくのは一番いいことなのですけれども、運営費とか、それこそ社員となっていろんな健保とか、保険なり利用できるといういい面もありますけれども、そういったのではなくて、別な形でもしできるのであれば、それも検討する余地があるのかなと思いますので、使える補助事業なり、支援なりというのは使うにこしたことはないのですけれども、そういった別な手法も考えながら、今必要な労働力不足に対して労働派遣できるような仕組みづくりというのも大切かと思いますので、そこは検討させていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 実は、私もお役立ちセンターにくっつけたらどうだというあれもちょっとあったのですけれども、組織上違う団体なので、それらしいものがつくれて、農業だけではなくて、ほかともつなげれば、派遣だってもっとしやすくなるしねと思って、言おうと思っておりました。

いずれ農業問題、後継者問題については、はっきり言って、身近な話しますけれども、私の宅地の隣の畠3反歩、草ぼうぼうです。後継者が亡くなりました、若くして。これは、もう役場さんにはしゃべっていますけれども、亡くなつたのです。相続人誰もいないと。では、私が草刈つたらいいかといったら、よその土地の草を刈るわけにいかないので、でこういう状態があちこち続くようになつたら矢巾町大変だなと。住宅地以外は、全部草ぼうぼうになるのではないかという恐怖感から、いろいろと質問させていただいた次第です。いろいろと県とかとのやり取り、大変だと思いますけれども、ぜひこの辺について何か明るいご発言をいただければ、発言を閉めたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 地域特定のはなかなか難しいのだから、それ以外のところを考えたほうがいいのではないか。そこを言ってもらえれば。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

何か今藤原信悦議員さんから答えを出していただいたようです。それで、実は私、今課題になっているこの法律のガイドラインを引っ張り出して見ていたのです。それで、担当課の職員等は認定にならないと。ただ、ここに希望を持てるのは、過疎地域でなくても可能性はあるということを書いています。そこで、駄目もとでいいのだから、認定申請したらいのではないかということで、今ちょっとここを、最終的にまず県を通して国にお願いしな

ければならないのですが、それで今私読み解いてみてあれなのは、近年の人口の動向とか高齢化の進行、それから若年層の減少と、人口密度や地域の事業者数ということで、一番あれなのは地域づくり人材の確保について、特に支援を行うことが必要と認められる地区なのです。町ではないのです。だから、ここにちょっと可能性を見いだして検討していきたいと。

それから、今藤原信悦議員からご質問いただいている内容は、人手不足、農業の後継者問題なのです。この間も日報に、ここでお名前出していいのか、間野々地区で阿部さんのご一家、おじいさん、そして息子さん、お孫さんのことが出ておったのですが、ああいう明るい話題もあるのですが、いずれこれからは農業の人手不足、後継者、これは深刻な問題です。だから、あらゆることに、先ほど村松信一議員のあれでは、いわゆる法人化の関係、ただ法人化もつくり上げても継ぐ人がいなければ駄目なわけです。だから、先ほどからいわゆる商工業の振興、農業の振興で人手不足、後継者不足、やっぱりこれは原点、一度ゼロからスタートして調べてみなければならぬ。1次産業、2次産業、3次産業、足し算すれば確かに1次産業がゼロでもいいのですが、掛け算であればもうゼロなわけです。だから、この1次産業、農業、本町のやっぱり根幹をなす大きな地域振興にも関わることですから、ここところは、担当課はなかなか前向きではないのですが、挑戦すること、それからあとはこれ中小企業団体のあれがあるのですが、そことちょっと相談して、中小企業中央会ありますので、そこにも私はお願いしておりますし、そこには県庁OBの専務もおりますので、こううことの人脈を使って前向きに検討させていただく。だから、何回も言うように、過疎地域でなくてもということがありますので、一縷の望みを託してみたいと。いずれ後継者問題、人手不足問題は、これからさらに深刻になるので、その歯止め策をこれから全体的な中でしつかり考えていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で6番、藤原信悦議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集されますようお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 4 時 39 分 散会

令和 5 年矢巾町議会定例会 12 月会議議事日程（第 3 号）

令和 5 年 12 月 7 日（木）午前 10 時 00 分開議

議事日程（第 3 号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高橋 恵	議員	2番	高橋 敬太	議員
3番	横澤 駿一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉田 喜博	議員	6番	藤原 信悦	議員
7番	齊藤 勝浩	議員	8番	小川 文子	議員
9番	木村 豊	議員	10番	小笠原 佳子	議員
11番	山本 好章	議員	12番	高橋 安子	議員
13番	水本 淳一	議員	14番	村松 信一	議員
15番	昆 秀一	議員	16番	赤丸 秀雄	議員
17番	谷上 知子	議員	18番	廣田 清実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋 昌造	君	副町長	岩渕 和弘	君
政策推進監課 兼未来戦略課長	吉岡 律司	君	総務課長	田村 英典	君
企画財政課長	花立 孝美	君	税務課長 兼会計管理者 兼出納室長	佐々木 智雄	君
町民環境課長	田中館 和昭	君	福祉課長	野中 伸悦	君

健康長寿課長	浅沼圭美君	産業観光課長	佐藤健一君
道路住宅課長	水沼秀之君	文化スポーツ 課	高橋保君
農業委員会 事務局長	田口征寛君	上下水道課長	浅沼亨君
教育長	菊池広親君	教育次長 兼学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	南幅正勝君
子ども課長	田村昭弘君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君	議会事務局長 補	高橋俊英君
主事	渋田稀結君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

13番、水本淳一議員。

1問目の質問を許します。

(13番 水本淳一議員 登壇)

○13番（水本淳一議員） 議席番号13番、町民の会、水本淳一でございます。

まず初めに、不動地区の活性化策についてお伺いします。まちの変遷を見ますと、昭和30年に煙山村、徳田村、不動村の3村が合併し、人口約1万4,200人の矢巾村となり、さらに11年後の昭和41年、町制が施行され、人口約1万3,400人の矢巾町となりました。

不動小学校は、今年創立150周年を迎え、この11月2日に記念式典が行われましたが、学区の再編等にもかかわらず、全校児童数は年々減少しており、現在は180人を下回っています。

不動地区は、第7次矢巾町総合計画において、ほぼ全域が農業的土利用ゾーンとなっていますが、基幹産業である農業も価格の低迷や高齢化、後継者不足など、いろいろな問題を抱え、地域の活力が低下しており、戸数も減少しつつあります。不動地区の活性化を願い、以下についてお伺いします。

1点目、不動地区の活性化には、企業誘致や宅地開発が不可欠であると思います。第7次矢巾町総合計画後期基本計画の進捗状況を見ますと、室岡地域の大規模町有地及び矢巾中学校跡地の利活用方針が令和5年度中に決定の見込みということですが、その内容と進捗状況をお伺いします。

2点目、将来の方向性を決めるに当たり、地域の意見を聞いて進める必要があることから、地域懇談会の今後の予定をお伺いします。

3点目、町営火葬場の岩清水地区への移転の請願がありましたが、移転した場合の利点と問題点についてどう認識しているのかお伺いします。

4点目、小学校の周辺を核とした地域の活性化が必要であり、不動地区の子ども、子育て世帯を増やす施策を考えるべきであると思いますが、その考えについてお伺いします。

以上、4点についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　13番、水本淳一議員の不動地区の活性化策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、室岡地域の大規模町有地については、都市計画マスタープランにおいて、農村中心集落と位置づけられておりますエリアの一つに包含されているところであります。町内に2か所ある農村中心集落につきましては、今後小中学校適正化方針の動向を鑑みつつ、農村中心集落そのものだけではなく、波及するエリア全体の在り方を踏まえ考えていくことで、第7次矢巾町総合計画後期基本計画において総括するものと考えております。その上で、第8次矢巾町総合計画期間において、農村産業法、地域未来投資促進法及び都市計画法における地区計画制度などの活用に関する地権者との協議について検討してまいります。

2点目についてですが、様々な施策を推進する上で、地域のご意見を伺うことは非常に重要なことと捉えておりますことから、不動地区活性化協議会に働きかけ、地域の皆様との懇談会を開催してまいりたいと考えております。

3点目についてですが、矢巾町火葬場の在り方の方向性は、第8次矢巾町総合計画の期間内において検討することとしており、具体的な検討前ではございますが、議会への請願がありました岩清水地区へ移転した場合の利点といたしましては、現在の火葬場では会葬者の受付場所や待合室が狭隘であることから、それを改善するための動線等の空間を広く確保した施設整備のため、現在地での整備と比較して余裕のある用地を確保できるものと考えております。

一方、問題点といたしましては、新たな用地を取得することから、地権者の同意をいただくことなどが必要となってくるものと考えております。

4点目についてですが、少子高齢化の状況を鑑み、地域の宝であります子どもを持つ子育て世帯に対して、子育てに優しいまちづくりをより一層推進できるよう、不動地区に限定することなく、子育て施策と他の施策を併せながら、町全体として子育て環境の充実に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 1点目の質問の大規模町有地及び矢巾中跡地の利活用の方針で、第7次矢巾町総合計画後期基本計画の進捗状況において、指標、室岡地域の大規模町有地及び矢巾中学校跡地の利活用の方針ということで、今年度中に決定するということで、もう一度ちょっと確認しましたけれども、これは8次総に向けてそれまでに決まるということで、今まだ新たに何かはっきりというか、この方向だと分かるところは今のところはないかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

7次総の計画では、まちづくりの指標につきまして、室岡地域の大規模町有地と矢巾跡地の活用方針を決定する、これ目標2件ということなので、この2つに結論をつけるということを目標にしております。

ご質問は、達成度、見込み判定をちゃんとやるよと言っているのに、何か見えていないではないかということが根底にあることだと思いますけれども、まずここで7次総における方向性は達成できたということで、私どもはAということでお示しはしているところでございますが、これどのような形でそうなったのかということの説明をさせていただきたいと思います。まず、室岡地域の大規模町有地につきましては、今年度中に教育委員会のほうで矢巾町立学校の再編に関する基本方針というものが示されることになっております。これは、町立の小中学校の老朽化等を踏まえて、今後どのような形にしたらいいのかというのを人口の動態を見ながら、抜本的に、計画的に、場当たり的にならないように示していくという考えが基本的に示されることになっているのですが、今後土地利用の関係や本町の財政にもこのことは大きなインパクトがあります。そのことから、その結果を受けて、8次総において具体的な調査とビジョンを策定して、市街化調整区域における地区計画ガイドラインによって、既存集落の維持と活性化につながる土地利用の誘導を進めていきたいということをひとま

ず7次総の総括として決めたいということで、まずこれが一つの結論ということで考えております。というのも、やっぱり早急に何かしますということではなくて、慎重に出たものを考えてから取り組みたいというものがございます。

なお、手段といたしましては、これまで都市計画法における地区計画制度というものを想定していたのですが、今回答弁でもお示ししましたように、農村産業法や地域未来投資促進法という法律も活用の視野に入れて、幅広い視点で具体化していくということを検討しておりますし、大規模町有地だけではなくて、岩手中央農協さんが今ございますけれども、そこら辺周辺一帯をやはり今後不動地区の中心として、改めてどのように集約していくのかという議論を進めながら、8次総の中で取り組んでいきたいというふうに今のところは考えているところでございます。そういう意味で、方向性が1つついているということで、まず1つA。

また、矢中跡地につきましても同様でございまして、町立学校の再編に基づく基本方針を踏まえてこれも決定したいと考えております。矢中跡地については、本年度地域経営推進費を財源としております地域連携型PPP推進事業という中で、在り方というものを検討しておりまして、活用策を検討しているところであります。この結果一つをもちまして7次総の総括としたいと思っております。これもやはりこの土地がどのように今後活用されていくべきかということを考えていきたいと思っておりますが、そういうことを一つ結論づけたということでAということです。

議員から見ると、不十分ではないかということになると思いますけれども、今の段階では8次総に向けてそのような考えでいるということです。そのことはご理解していただきたいのですが、どうしてそのようにしたのかということなのですが、令和4年度に実施しました人口減少社会における持続可能なまちづくりに関する有識者会議というところでご意見をいただきしております。町有地の活用についてはそれぞれの土地をどのように扱うかという議論の前に、短期的ではなくて、中長期的にどうするのかというビジョンを持ってきちんと取り組まないと、同じような問題を繰り返しますよねという非常に厳しい意見をいただきおりまして、当局もこの反省に立ちまして、場当たり的な対応ではなくて、きちんと検討、調査を踏ました上で今後の町政に結びつけたいという意識でございますし、議員の期待に応えるべく頑張りますので、ご理解をいただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありませんか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 1点目については了解しました。

2点目ですけれども、これもそういうことだと思いますけれども、地域懇談会の今後の予定ですけれども、以前お伺いしたときはコロナ禍で予定が立たないということで、これから全体的な関わりもあると思いますけれども、これからはコロナの問題もなく進められると思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。計画とかそういうのは、まだ全然懇談会の予定とかはこれからということですね。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

地域懇談会におきましては、今年度各コミュニティのほうから開催要望をいただきまして、計6回開催させていただいているところでございます。今後も同様に、積極的に取り組みたいというふうに考えております。

なお、地域から要望をいただくというのが今までの地域懇談会なわけなのですけれども、地域の問題解決と一緒にやっていくというふうな形にだんだん切り替えていかなければというふうに考えています。その方法といたしまして、ワークショップという方法を地域の方々と一緒にやっていこうというふうに考えていまして、その準備として、今地域の役員の方々と問題点であるとか状況を資料としてまとめるための地域カルテというものを作成中でございます。こういったものをもちまして、これから地域の皆さんと話し合いを進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それでは、3点目の質問の町営火葬場の件ですけれども、岩清水地区への移転については、2年ほど前になりますけれども、岩清水コミュニティさんの方から請願が出され、議会のほうでも火葬場の在り方について検討を求める意見書を提出しております。6月会議で高橋安子議員が一般質問を行った際は、担当課において参考となる他の自治体への視察などを通し、情報収集を始めたということですけれども、現時点で何か情報が集められているのかお伺いします。

また、現在火葬炉等の改修を行い、火葬場の耐久性を延ばしている状態だと思いますけれども、改めて建て替えの時期がいつ頃を想定しているのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、視察を通じて何か情報がということでございますけれども、視察してみて思ったのが、先ほどの町長答弁にもありましたとおり、レイアウトがやはり今の矢巾町の矢巾斎苑とは違うなというところを感じたところでございます。今の矢巾斎苑ですと、ご遺族の待合室が正面受付入って右側にあって、実際の告別をする斎場が左側にあるということで、ご遺族が実際告別するときに移動するときには受付の前を通りながら行くという、どうしても会葬者と動線が交わってしまうことがあるのですが、やはり最近の火葬場の傾向を見ますと、そういう動線がぶつからないようにレイアウトしているなというふうに感じたところでございます。なので、次の施設を考えたときは、やはりそういう動線というのがすごく大事になるなということで、町長答弁でも述べさせていただいたところでございます。

それから、建て替え時期につきましては、いつ頃というのも含めて第8次総合計画の中で検討したいなと思っておりますが、それこそこれも視察の中でお伺いしますと、実際ある自治体ですと、まず用地を決定するまでに時間を要するというところもあります。用地を決定してから実際建設をして、供用開始までやはり3年から4年はかかるというふうなお話を伺っておりますので、それらをスケジュール感を持って計画を立てていかなければならぬのだと思いますし、ご承知のとおり火葬場に関しては国等の補助金がないものですから、全部単独での事業となりますから、財政との協議も必要になってくるかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それでは、4点目の質問になりますけれども、不動地区の子ども、子育て世帯を増やす施策ですけれども、不動地区はほぼ全域農業的土地利用ゾーンということで、特に農業世帯の子育て支援も必要であると思います。2023年における日本の基幹的農業従事者は116万人であり、その平均年齢は68.4歳ということです。年齢構成は70歳以上の層がピークになっているということで、矢巾町はそれよりも若いという、昨日何かお伺いしましたけれども、今後10年から20年先を見据えますと、基幹的農業従事者数は大幅に減少することが確実であり、それどころか今の状況が續けば、さらに米農家が減少し、米の需要に対し供給が追いつかないという予測もあるということで、NHKの番組がありましたけれども、このようになる前に深刻化する農業後継者問題の解決が喫緊の課題であり、昨日ですけれども、藤原信悦議員の質問でも取り上げられておりますけれども、その中の一つとして子

育て世帯が容易に参加できる環境づくりも重要であると思います。

これは、不動地区と挙げておりましたけれども、町の農業地域全体の問題でもあると思いますけれども、ちょっとネットで、農業協同組合新聞で「特集 第50回 JA全国女性大会特集号 農業の新世紀づくりのために」というのがありましたけれども、その中で子育て支援、その取組についてということで、全国農業協同組合中央会の佐藤皓一さんという地域振興部長の記事が掲載されていました。その中で、最初のところを見ますと、「本号では特集として「農村女性の子育て支援を考える」を企画した。JAではこれまで高齢者福祉対策には力を入れてきたが、子育て支援は注目されてこなかった。しかし、少子化の進行は都市部より深刻で、次世代を担う子どもたちの減少は、農業や集落の維持にさえも影響する。一方で農村の豊かさは子育てにとって都会にない良い環境もある。女性が安心して出産・子育てができるためのJAの果たす役割について、JA全中地域振興部の佐藤皓一部長に提言してもらった」ということで、その内容がずっとあるわけですけれども、そういうことで佐藤皓一部長も地元自治体と連携して、これから進めていかなくてはならないではないかということを載せていましたけれども、町でも農業協同組合と連携し、子育て世帯が農業に容易に参加できる施策を考えなければならないのではないかと思います。その点についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話をございました、子育て世帯が農家に容易に参加できる環境をということで、施策をということでお話をございました。町全体といたしましては、小中学生の家庭を対象に、地元学び塾というものを年3回程度毎年行ってございます。小学生、各学校のほうに案内募集をかけまして、毎回二十数名程度参加いただいてございます。直近ではリンゴの収穫ということで、選果場とかに行って、どういう農作物の流れがあるのかというようなことも実際行ってございます。

不動地区に限ってお話をさせていただきますと、不動中山間地域協定というものがございますし、あとは農業法人が幾つか不動地区にはございます。そういった身近なところで、身近な組織で農業体験とか、収穫祭とか、そういったもののイベントを開催していただいて、積極的に農業と子育て世帯が触れ合えるような場の提供というものが今後必要なのではないかというふうに思ってございますので、地元学び塾以外にも、そういったイベントの仕掛けというものを各農業法人あるいは不動中山間地域協定のほうに、組織のほうにご提案をさせていただきたいなというふうに思ってございます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それと、今不動地区の活性化、4点にわたってご質問、まさにこのとおりだと思うのです。まず、室岡地域の大規模町有地、それから地域懇談会の開催、そして町営火葬場の岩清水地区への移転、それから不動小学校を中心とした子どもたちの子育てのこと、これを考えたとき、やはりこれから不動地区活性化協議会と、それから岩手中央農業協同組合がしっかりと連携して、ちょうど私がそれで今考えているのは、今までには今さえよければとか、急場、そのときだけ、その場しのぎとかではなく、やっぱり先ほど吉岡政策推進監答弁したとおり、しっかりと政策立案の中で、特にも不動の3ヘクタールについては農協さんです。例えば農村環境改善センターの底地は、農協さんなのです。建物は町のもの。そういうようなものも、いつかはやはり解決しなければならないと。だから農協さん。

それから、農協さんもあそこの室岡地域には、いわゆる建物が所有されてあるわけです。この間も浅沼組合長とも、行って話をしてきたのですが、いずれ考え方は、双方ともやはり将来はそういうことはしっかりと考えていかなければならぬと。だから、3ヘクタールの町有地、それに併せて農協の今所有しているものも一緒に考えて、そしてそれは不動地域、矢巾町にとってやはりどういう政策を掲げてやっていけば一番喜ばれるか、そのことにしっかりと取り組んでいかなければならぬと。

それから、もう一つは、いわゆる地域懇談会、不動地区の活性化懇談会は毎年やっておったのですけれども、コロナ禍の関係で、今はちょっと当番が今回どこだったか、和味でなかつたかなと思っているのですけれども、和味であればすぐ高橋コミュニティ会長さんに話をして、当番幹事はしっかりとやらなければならないのだということで、不動地域の課題の解決のために、活性化協議会ともしっかりと協議していきたいということで。

あとは、火葬場の関係も、これはちょっと私出過ぎたことになるかもしれません、今駅前にあるシンセラ、こういうものも火葬場の移転と併せて、やはり検討しなければならない時期が来ているのではないかと。

一番最後に、子育ての関係。今子育ては、簡単に言えば大変だとかつらいとか、いろいろあるのですが、子育てが楽しくなるような、やっぱりそれを、特にも不動地域は農家の方々が多いわけで、地域と職業、農業とそういったコミュニティをしっかりと結びつけて、つながり、こだわり、そういうものを維持しながら、だから私は少子化対策はやっぱりしっかりと地域コミュニティを構築することではないのかなと。遠回りかもしれませんけれども、いろんな、今度も児童手当もいろいろまた国では考えていることもあるのですが、そういうことも含めてもう少し、だから不動地域のあれは、岩手中央農業協同組合とも一緒になって

考えていくことが非常に大切ではないのかなと。

だから、先ほど答弁させていただいたとおり、不動地区の活性化協議会、岩手中央農業協同組合としっかりとこれから連携を図りながら、そして方向性をお互いに示しながら、不動地域にとってこの政策が一番よかったですと言えるような落としどころを模索していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 次に、2問目の質問を許します。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それでは、2問目、野生動物の被害対策についてお伺いします。

矢巾町内の有害鳥獣による農業被害状況を見ますと、以前は大半がツキノワグマによるものでありましたが、平成30年頃からイノシシが目撃されるようになり、令和2年度に初めて農業被害が発生しております。その後、年々被害が増え続け、令和3年にはツキノワグマ、イノシシによる年間の被害総額合計が初めて500万円を超えております。

今年は、熊による人的被害が例年になく全国的に多発しております。環境省の発表によりますと、熊によってけがや死亡するなどの被害を受けた人数について、4月から10月末時点の速報値で180人に上っております。これは、今年7か月間の集計にもかかわらず、これまで最多だった平成20年度の158人を既に上回っております。7か月間というのは、4月から10月までということです。また、今年度10月末時点の都道府県別の被害人数では、最も多い秋田県の61人に次ぎ、岩手県は42人に及んでいます。

矢巾町においても多数の目撃情報が寄せられており、人的被害が懸念されることから、以下についてお伺いします。

1点目、令和4年度、5年度に町に寄せられた熊やイノシシの目撃情報の件数及びそれの捕獲頭数についてお伺いします。

2点目、令和4年度、5年度の野生動物による被害状況とその対策についてお伺いします。

3点目、町では、イノシシなどによる農作物への被害防止のため、不動山間地域の山沿い、大白沢地区及び城内山沿いに、合わせて約11キロメートルの電気柵を設置しましたが、その効果についてお伺いします。

4点目、ツキノワグマやイノシシの目撃情報があった場合、地域住民に対し、注意喚起をどのように行っているのかお伺いします。

5点目、矢巾町獣友会に所属している会員を鳥獣被害対策実施隊に任命し、有害鳥獣駆除をしていますが、獣友会の会員数及び実施隊員数等の状況についてお伺いします。

6点目、他の自治体では、熊の駆除を公表するたびに殺処分したという話がありますと、動物愛護家などから熊を殺すのはかわいそう、殺す必要があるのか、税金泥棒、役場を辞めるなど、大量の苦情が寄せられ、中には1時間以上の抗議を続ける人もあり、業務に支障が出た自治体もあったということです。

矢巾町では、駆除に当たり、電話等によるクレーム、抗議等はなかったのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 野生動物の被害対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、昨年度の熊の目撃件数は19件で、3頭が捕獲されております。また、イノシシの目撃件数は34件で、4頭が捕獲されております。今年度は11月末時点で、熊の目撃件数は47件で、12頭が捕獲されております。イノシシの目撃件数は7件で、4頭が捕獲されております。

2点目についてですが、昨年度の野生鳥獣による農作物被害の問合せは5件、今年度は10月末時点で6件寄せられており、それぞれの農作物被害状況に合わせたわなの設置の検討のほか、餌になり得る農作物の適切な管理について助言を行っております。

3点目についてですが、設置後にイノシシの目撃情報が減少していることや人的被害が発生していないことから、一定の効果があったものと認識しております。

しかしながら、農作物被害は継続して発生していることから、今後も被害状況に合わせたわなの設置など、引き続き町獣友会と協力して効果的な対策を講じてまいります。

4点目についてですが、熊等の鳥獣目撃情報が入り次第、町のホームページやわたまるメール、町の公式ラインを活用して情報発信するとともに、町教育委員会を通じて学校連絡網メールで児童生徒の保護者への連絡を行うなど、周知を図っております。

また、目撃情報があった現場付近につきましては、紫波警察署及び矢巾交番の警察車両とともに、町広報車でパトロール及び付近の住民に注意喚起を行い、町民の安全確保に努めているところであります。

5点目についてですが、町獣友会の会員数は、4月末時点で27人、鳥獣被害対策実施隊は23人となっております。また、鳥獣被害対策実施隊は、男性が21人、女性が2人となっております。

6点目についてですが、全国的に他の自治体におきましては、鳥獣保護に関する問合せが多く寄せられると伺っておりますが、本町に有害鳥獣の駆除に関する問合せは、現時点ではないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 12月に入り、そろそろ熊も例年ですと冬眠ということで、質問の時期が過ぎるのではと思いましたが、矢巾町でも過去に人身被害があったということで、今後に備え、あえて質問させていただきました。

今年は、全国的に熊の目撃情報や熊による人的被害がこれまでになく多い年で、またイノシシ等の目撃情報の増加や農作物等の被害も問題になっております。

環境省は、熊によってけがや死亡する等の被害を受けた人数について、12月1日、新たに公表しましたが、それによりますと4月から11月末時点の速報値では、いずれも統計開始以降最多で、被害件数は193件、人的被害を受けた人は212人、死者は6人に上がっておりました。今年度被害を受けた人は、10月末時点で既に過去最多となっていましたが、さらに11月末で被害が拡大し、初めて200人を超えたということです。

また、今年度11月末時点の都道府県別被害人数では、最も多い秋田県の70人に次ぎ、岩手県は47人に及んでいるということです。12月に入ってからは、5日の朝に紫波町南伝法寺で熊が目撃されております。これは、矢巾町との境辺りになりますけれども、あと県内では12月に入っても熊の人身被害が続いており、12月2日には和賀町のほうで60代の男性が熊に左手をかまれた。それから、5日朝には、大船渡市の住宅地で40代の男性が熊に襲われ、頭をけがした。12月に県内で熊による人身被害が発生するのは、少なくとも2017年以降初めてということです。

ネットを見ますと、当町においては11月、12月以降の目撃情報はありませんが、今年は「アーバンベア」という言葉が新語流行語大賞のトップテンに入るなど、人里への出没が全国的に多い年になっております。矢巾町においても、まだまだ警戒を怠れない状況であると思います。

それで、再質問ですけれども、1点目ですけれども、捕獲した動物、これ聞いていいのかあれですけれども、殺処分しているのか、逃がしているのか、どのような処分をしているのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 捕獲した有害鳥獣でございますけれども、子熊の場合はそのまま放獣することもありますけれども、ほとんどの場合は殺処分ということで対応してございます。殺処分した部分については、町獵友会のほうで適切な処理という、解体なりもしくは埋葬なりを行っているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それでは、2点目の野生鳥獣による今年度10月末時点の農作物被害の問合せの件数ですが、この野生鳥獣の種類は何々か、それからそれぞれの件数、あとは全体的な被害額をお知らせ願います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 先ほど町長答弁にもありましたとおり、熊、イノシシ以外の野生鳥獣の種類でございますけれども、キツネが2件、タヌキが2件、あとハクビシンも最近増えてきてございます。

被害額につきましては、水本議員の質問にもあったとおり500万ちょっとになってございますけれども、その内訳につきましは、令和4年度、被害面積が164アール、あとは金額が熊が大体400万程度、残り、イノシシが83アールで54万円程度というふうになってございます。

今年度、令和5年度につきましては、今まで農業被害、ハクビシンが5件、タヌキが1件の計6件となってございます。被害額につきましては、令和5年度、今年度の分についてはまだ集計されてございません。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それでは、3点目ですけれども、熊対策として電気柵を設置していますけれども、雑草が電気柵のワイヤーに接触して漏電するのを防ぐため、草刈り作業が結構大変だと思いますけれども、私も養蜂業をやっていて、昔遠くのほうに置いていたときはやっておりましたけれども、熊の爪跡とかあったり、箱を遠くまで持っていかれたりという、そういう被害がありましたけれども、町では総延長11キロメートルにもわたる電気柵の草刈りなどの管理などをどのようにやっているのかお伺いします。

あとはまた、今後も電気柵の設置を行うとしておりますけれども、令和6年度はどの辺り

を検討しているのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 町内でも電気柵が張られている、個人で張られているものから、組織で張られているものもございます。組織的に共同設置したものについては、不動中山間地域協定と、あるいは町内地区の電気柵の管理組合がございますけれども、そちらにつきましては今お話をあった草刈り作業等、それらの日常管理については、町のほうから維持管理をお願いしているところでございまして、金額についても、例えば人夫賃とか電気料の部分、こちらを助成しているところでございます。

今後の有害鳥獣の対策の取組についてでございますけれども、今年度から個人に対する電気柵の設置補助をしているところでございまして、それは山間地域だったわけでございますけれども、最近ではハクビシン等で平場のほうでも農作物被害出ているということで、令和6年度からはそういった平場地区の補助についても考えていかなければならないのかなというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 4点目の質問ですけれども、いろいろ注意喚起を行っているということで、この中で地域の方から防災ラジオで熊の目撃情報を放送しているけれども、防災ラジオは全戸に普及していないので、防災無線も活用していただきたいと。子どもが歩いていると、急に何かあった場合心配なのでという話もあったりしましたので、今回いろいろ調べて質問したわけですけれども、その点について防災無線の活用について、その用意はないかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 広範囲に被害が想定される場合には、確かに防災無線というものも有効かなというふうに考えてございます。現在は局所的に、この場所にいるということが分かっているので、わたまるメールなり、あとは学校を通じた学校網の連携を使ったりとか、あとは広報車による、町長答弁にもありましたとおり、注意喚起ということをやっているところでございますけれども、防災無線、防災スピーカー、そういったものの活用も、今後そういった被害の想定される状況を見ながら、活用も考えていかなければならないのかなというふうに捉えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 5点目の質問ですけれども、町獵友会の会員で活動可能な方が全て鳥獣被害対策実施隊員になっているのか、全員がそうになっているのかちょっとお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） お見込みのとおりでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） そうすると、活動できないという方もいてちょっと少なくなるといふとか、定員には全然何もないということで。

近年は、全国的にハンターの数が減少傾向にあり、岩手県でも狩猟免許取得者数は、平成元年度の約5,400人から令和2年度でありますけれども、3,600人に減っているということで、矢巾町においても減少しているのか、高齢化しているのか、新しく入ってくる人がどのような状態なのか、現在の獵友会の会員数や鳥獣被害対策実施隊の人数は足りているのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 確かに実施隊員の高齢化は進んでございます。一方で、若い隊員も徐々に増えている傾向でございまして、今年度からわなとか、そういういた許可を取るのに必要な助成も行ってございますので、そういういた助成している効果も出てきているのかなというふうには思います。実際実施隊の中でも、捕獲に携わる人というのが最近偏ってきている状況にございます。それが、やはりせっかく人数23人いるわけでございますので、何人かチームを組んでやるということも必要なのかなというふうに今考えてございます。今連絡網として、こういう目撃情報があった際に、獵友会の方にもすぐ動いてもらえるような形で、ラインのグループラインをつくりまして、そういういた情報が一目で見られるような、隊員の人たちが見られるような、情報を得られるような状況も今環境として整備してございますので、そういういたものも生かしながら、実施隊の皆さんに活躍していただけるような方法を考えていきたいと思ってございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、ちょっと早いのですけれども、ちょうど区切りがいいの

で、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時とします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、3問目の質問を許します。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それでは、3問目の魅力的な音楽のまちについてお伺いします。

田園ホールは、平成2年、地域交流とにぎわいの拠点として開館しました。音響効果にも優れており、当時としては県内初の音楽ホールで、人気アーティストのコンサート等や町民による手作りのいろいろな講演も盛んに行われています。開館当時、町民オーケストラを結成しようということで、町の助成により弦楽教室が始まり、これが田園室内合奏団、田園フィルハーモニーオーケストラにつながり、また同時に田園混声合唱団や町民劇場なども結成され、現在も活動が続けられています。田園ホール開館20周年の際は、田園フィルハーモニーオーケストラによりベートーヴェンの第九交響曲が演奏されております。

また、不来方高校音楽部は、平成28年、第69回全日本合唱コンクール全国大会において9年連続の金賞を、そして最高賞に当たる文部科学大臣賞、全国1位相当を受賞しております。

このような中で、町は町民一人一人が音楽に親しみ、もっと身近に感じられる機会を日常的につくり上げることを目指し、平成28年11月6日に音楽のまち宣言をしております。

不来方高校は、昭和63年4月に開校して今年で35年になるわけですけれども、その中で不来方高校音楽部は全日本合唱コンクール全国大会に29回出場しております。今年10月28日に行われた第76回全国大会では、15回連続23回目の金賞を受賞。また、文部科学大臣賞をこれまで8回受賞しております。

そのほか、煙山小学校の吹奏楽部が吹奏楽コンクールで、平成29年以来、東北大会金賞を連続9回受賞、東日本大会金賞を3回受賞、矢巾北中学校合唱部などもすばらしい成績を収めて、音楽のまちを盛り上げております。

また、これもネットですけれども、「音楽のまちってどんなまち！？」として、川崎市と浜松市を比較したネット記事もありまして、魅力的な音楽のまちを願い、以下についてお伺いします。

1点目、演奏する子どもたちのために新しい楽器を送りたいということで、ふるさと納税のクラウドファンディングを実施しましたが、その後の結果と今後の計画についてお伺いします。

2点目、芸術文化団体の高齢化や活動の停滞が課題となっているようですが、音楽のまち宣言以来の新しい団体等の参加状況についてお伺いします。

3点目、若い人ほど実力が身につきやすい。町内外にいる指導者の力を借りし、弦楽に興味を持つ子どもが増えるような支援も行ってはどうかお伺いします。将来、第九と一緒に弾けるような子どもたちを育てられたらいいと思います。

4点目、矢巾町が音楽のまち宣言に至った経緯と今後の取組についてお伺いします。お願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 魅力的な音楽のまちについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和元年度に実施したふるさと納税型のクラウドファンディングにおきましては、500万円のご寄附をいただき、町内小中学校に必要な楽器の聞き取りを行い、それぞれ購入をさせていただいたところであります。

今後の計画につきましては、現在のところ予定はございませんが、計画的に楽器の購入を進めてまいります。

2点目についてですが、令和2年度から矢巾町音楽祭を開催し、町内で音楽活動に取り組む中学生や高校生、一般の方々の発表の場として定着しております。

また、芸術祭の舞台部門においては、子どもたちが出演する新規の団体にもご参加をいたしております、今後も内容を検討しながら進めてまいります。

3点目についてですが、弦楽も含め様々な芸術活動に幼少期から取り組むことは、貴重な経験になると考えております。このことから、各団体と子どもとの世代間交流の場を企画するなど、支援を通じて子どもの学びの場の創出と併せ、団体の活性化にも寄与するよう検討してまいります。

4点目についてですが、音楽のまち宣言は、町民の皆さん方のお一人お一人がより身近に音楽を感じられるまちづくりを目指し、平成28年11月に宣言したところであります。音楽を大切にする心豊かなまちづくりとして、町公民館や矢幅駅へのピアノ設置のほか、音楽祭を中心に関連する取組を進めております。

今後におきましても、本町の芸術文化の拠点であります田園ホールを中心に、様々な音楽事業を催し、進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 「音楽のまちってどんなまち！？」として、川崎市と浜松市の2大都市を比較したネット記事を見ましたけれども、最近は移住ブームも手伝って、何とかのまちというフレーズをよく見るような気がし、検索してみると自称音楽のまちが非常に多く、その中でも特に神奈川県川崎市と静岡県浜松市の音楽のまちに関する情報量が群を抜いているということで、どちらが魅力的な音楽のまちかを勝手に比べてみたという内容の記事がありました。

その中で、川崎市は人口がもう150万人という大都市で、市制180周年の平成16年に、ミユーズ川崎シンフォニーホールの開設を機に音楽のまちづくりがスタート。川崎シンフォニーホールの世界水準の音響は、多くの世界的な指揮者からも高評価を受けているとともに、市民の晴れ舞台や音楽イベントの場としても親しまれているということです。そして、平成14年に川崎市とフランチャイズ提携を交わした東京交響楽団、地域密着で演奏活動を行っているということです。川崎市では、ほかにも昭和音楽大学、洗足学園音楽大学とか、4つの市民オーケストラとか、100を超える市民の合唱団とか、吹奏楽団や合唱団など、豊富な音楽資源に恵まれております。

一方、浜松市は人口78万、これも多いのですけれども、ヤマハやカワイ、ローランドといった世界に名立たる楽器メーカーが立地しており、音楽のまち活動歴も昭和56年からで、ユネスコ創造都市ネットワークの音楽分野での加盟認定は、世界で7都市目の偉業なそうです。浜松市というのは、音楽のまちと言わないで音楽の都と名のっているということです。

矢巾町は、人口、内容ともに、この2大都市とは比較にはならないと思いますけれども、私たちのまちに合った音楽のまちを目指していければよいと思っております。

再質問ですけれども、1点目の演奏する子どもたちのためのクラウドファンディングですけれども、これを実施した期間、結構途中でやめるとか、何かちょっと見たような感じがしますけれども、また以前小中学校に必要な楽器の聞き取りを行ったということですけれども、このクラウドファンディングで集まった500万円だけで十分な支援ができなかつたのではないかと思います。教育民生の視察で煙山小学校を訪問した際、吹奏楽部では楽器が結構古く

なっている。足りない楽器もあって、よその学校から借りているということも聞きました。また、そういうことで、煙山のばかりでなく、ほかの部分でもそういうことがあると思いますので、またクラウドファンディングなどを再開して支援を続けていただきたいと思いますけれども、その点についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをいたします。

まず、前回行われたクラウドファンディングの期間でございますけれども、令和元年10月21日から令和2年1月21日の3か月実施してございます。この際、更新されていない楽器もあったところでございますけれども、まず楽器の購入、種類にもよるのですが、1台当たり数十万、あるいは100万円以上かかるものもございます。要望をこれからも聞き取りを行ながら、クラウドファンディングという手法も含めて、計画的に楽器の更新を進めたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員）　それでは、2点目の芸術文化団体、新しい団体等の参加状況ですけれども、この間、芸術祭の状況、私たちのところしか見ていないのですけれども、若い人の参加がまだまだ少ないのではないかと思います。

先日、町民と議会の懇談会において、出席した町民の方から、音響のすばらしい田園ホールがあるのだけれども、どのような活動をしているのかちょっと見えていないというところがあるということで、活動状況が町民全体にまだ十分伝わっていないのではないかという感じも受けました。これからさらに広報活動に力を入れ、若い人たちの参加を促していくべきだと思いますけれども、その点についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをさせていただきます。

今年度開催しました音楽祭、芸術祭につきましては、音楽祭につきましては水本淳一議員、そして小川文子議員にもご出演をいただいたところでございます。そして、芸術祭、邦楽・ダンス部門も開催したわけでございますけれども、今回座組がよかつたと思っておりますけれども、バトントワリングですか、町民劇場の子どもたちが総勢約50人ぐらい出演いただいております。それで大いに盛り上がったところでございますし、あとは詩吟の会、これは

ちょっと人数は少ないのですけれども、小さい女の子、お母さん、そしておじいちゃん、3世代で詩吟を歌っている、これは本当に理想だなというふうに思ったところでございます。

田園ホールの稼働率につきましては、コロナ禍というところもあったところでございますけれども、75.2%をキープしてございまして、公立文化施設協議会に加盟しております県内の公共文化施設の中でもトップの稼働率を推移しているところでございます。

広報活動につきましては、これはイベントを開催するときにはもう課題になってございますけれども、田園ホールガイドを中心に、町のあらゆる媒体を活用しながら、町民の方々、そして若い皆さんのが、できるだけ多くの皆さんがステージに立てるよう広報、周知に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それでは、3点目の弦楽に興味を持つ子どもへの支援、あるいは4点目の今後の取組につながるわけですけれども、先日東京交響楽団団員の方で、町内在住の方、中塚さんという方ですけれども、その方からバイオリンは3歳からと言われているけれども、若い子ほど技術が身につきやすいので、矢巾町は音楽のまち宣言をしていることから、弦楽器を習う子どもたちへの支援などを行い、将来中学校の吹奏楽部とも一緒に第九の演奏などをはどうか、そのような体制があってもいいのではないかというご意見をいただきました。

ということで、音楽のまちということでちょっと質問をさせていただいたわけですが、県では世界で活躍するスポーツアスリートとなる人材の発掘、育成を目指し、平成19年にスーパーキッズ発掘・育成事業を開始しております。こういうのが音楽関係においても、このような支援があればいいのではないかと思いますけれども、このようなスーパーキッズのような事業は県のほうでやっていただきて、矢巾町は音楽のまちを宣言していることから、何か音楽のまちにふさわしい矢巾町独自の子どもたちへの支援があってもいいのではないかということで、また結構今いわてフィルの先生方に田園室内合奏団も手伝ってもらうというか、いろいろ指導していただきたりしていますけれども、このような方たちを利用といいますか、お願いしまして、子どもたちを育てるのもいいのではないかと思っております。声をかければ、結構そういう先生方も協力してくれると思いますので、お金もそんなにかかるないという話も聞きましたけれども、そういうことで若い子どもたちを盛り上げる施策を

お願いしたいと思います。その点についてお願ひします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

子どもたちの音楽に対する支援というところでございますけれども、音楽、芸術文化で活動、活躍していく人材の育成に、有識者の皆様のご意見をいただきながら検討していくというふうに思ってございますし、指導者の人集めというところ、今お話があったところでございますけれども、いずれは第九の演奏会というのも想定しておりますけれども、練習期間とか、あとは準備期間、かなり相当数かかるというふうにも聞いておりますので、その辺も十分計画的にいろいろ検討しながら、将来的には第九の演奏会ができるようにしたいなというふうに思ってございますし、あともう一つでございますけれども、町長答弁にもありましたとおり、音楽のまちというところで田園ホールを拠点というふうに答弁させていただいたところでございますけれども、音楽のまち宣言にはいつでもどこでも音楽が聞こえるというフレーズがありますとおり、今年度は徳丹城の曲家で曲家ミュージックフェスティバルを開催させていただき、一定の効果を得たというふうに思ってございます。

来年度につきましては、町内あらゆるところで、例えば駅前ですとか、駅の西側ですとか、そういったところでもいろんな皆さんが出発、演奏できる場、そして聞ける場、こういったものも考えていきたいというふうに思ってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それで、今までに時宜を得た再質問をいただいたのではないのかなと。

まず1つは、小中学校の児童生徒さんたちに対する楽器、このことについての支援は、煙山小学校の吹奏楽部、今は卒業したお子さんなのですが、私に直接「町長、楽器もう古くなつてしまっているから考えてほしい」と直訴があったことを今思い出しております。そういうことを、やはりだから子どもたちの夢を実現しておあげするということは、非常に大事でないのかなと。

あとは、再質問の2点目には、來るのは音楽祭とかいろいろな芸術祭、関係の方々がほとんどで、だからやはり若い人たちの掘り起こしもしなければならないと。

そして、3つ目のご質問では、スーパーキッズのお話あったのですが、水本淳一議員はもういわゆるバイオリンのプロですから、やはり英才教育を受けられてきたと思うので、私ごとで大変あれなのですが、私小学校に入学してから音楽と図工はずつと2だったのです。と

いうことはなぜかというと、小学校1年生、今も忘れないのですが、カスタネットを何かやれということで、いつだり鳴らすものですから、もうカスタネットも取り上げられて、それから反抗期が始まっている。図工も自分なりに上手だと思ったのですが、さんざん酷評されて、そういうあればあるのですが、やっぱり指導者です。最初にすばらしい指導者に、そういうことを上手に、だから音楽でもスポーツでも指導者ではないのかなと。

だから、そういうことも含めて今例えば、来年は実現できないのですが、来年の二十歳の集いのときには、やはり矢中とか北中の生徒さんたちが来て、校歌でもいいし、何かふるさとの歌でもいいし、心に響く、そういうものをやつたら喜ばれるのではないかと。あとは、不動小学校では、今コロナのあれで不動っ子の集い、小さいときからああいうふうなものにしつかり、あとは例えふるさと矢巾会も今人が集まらないのです。そういうときに煙山小学校の吹奏楽、全国常連校のものが行くと集まってくれるのではないかと。そうやって、本町の主要になるイベントなんかにうまく、ただ児童生徒のお子さんたちに負担にならないように、学校現場ともよく相談しながら、せっかくもう本当に小中高すばらしいものがあるわけですから、そのほかにも何か産技短とか医大にも軽音楽とかいろいろあるようですので、そういうものをやって、音楽のまちです。

今矢巾町でも絵画の関係で、コンクールとか何かいろいろ催しして、職員にもそういうものに、今なかなか県内ではもう知られた、何か先生になっておる職員もおりますので、そういう芸術文化の振興をみんなでつくり上げていきたいと。だから、これからクラブ活動を地域に移行するというものも、そういう原点回帰に振り返りながらやっていくことが、やはり指導者が一番私は大事ではないのかなと。それに併せて、お父さん、お母さんはじめ家族の理解、こういうふうなものをしつかりつくり上げて、音楽のまちをさらに磨きをかけていくたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で13番、水本淳一議員の質問を終わります。

次に、12番、高橋安子議員の質問を受けます。

高橋安子議員。

1問目の質問を許します。

（12番 高橋安子議員 登壇）

○12番（高橋安子議員） 議席番号12番、町民の会、高橋安子でございます。若者の意見を町

政に取り入れる考えについて、町長にお伺いいたします。

若者の地元離れが続いております。特に18歳での大学進学時と大学を卒業する22歳の就職時に、地元を離れる若者が多いと言われております。本町で生まれ育った子どもたちが将来も矢巾町に住み続けるために、あるいは町を一度出た若者が戻りたいと思えるような町を自分たちで考えるべきと思いますが、このことについて本町ではどのように考えているか、以下についてお伺いいたします。

1点目、小中学生の頃から、自分が生まれ育った故郷への思いを培うことも大切であると思いますが、今までに小中高校生を対象に、町当局とのまちづくりに関する懇談会等の開催を検討したことがあるのかお伺いいたします。

2点目、同じように親子で自分のふるさとを知る機会も必要だと思いますが、親子町政懇談会等を開催する計画はないかお伺いいたします。

3点目、高校生のみを募集し、矢巾町の将来を考えるフューチャーデザインによるワークショップ開催の考えがないかお伺いいたします。

4点目、本町出身で県外への進学をした大学生や就職した若者を対象に、二十歳の集い等の帰郷する機会を捉えて企業等と連携し、地元をPRできるセミナー開催の考えがないかお伺いいたします。

5点目、コロナ禍前に開催していた小中学生参加の子ども議会の開催について、再開する考えがないか。

以上、5点お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　12番、高橋安子議員の若者の意見を町政に取り入れる考えについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、小中高の児童生徒を対象としたまちづくりに関する町当局との懇談会につきましては、町民懇談会の対象を子どもに拡大して実施する予定でしたが、コロナ禍によりこれまで実現しておりませんが、次代を担う若者の貴重な意見をまちづくりに反映させるためにも、そのような機会を設定できるように検討してまいります。

2点目についてですが、非常に貴重なご提言として受け止め、対象となり得る年齢層や家族構成を検討しながら、またこれまでに開催してまいりました地域懇談会に親子での参加をいただけるような仕組みづくりを検討してまいります。

3点目についてですが、高校生のみを対象としたフューチャーデザインによるワークショップの開催は可能と考えております。町の将来を話し合うためには、参加者自身にある程度身近な地域での生活経験や町に関する知識があることが望ましいことから、開催に当たりましては、どのような方法で多くの高校生に关心を持って参加していただくべきかを検討してまいります。

4点目についてですが、現時点ではセミナーを開催するまでには至っておりませんが、県と協働、そして連携しながら、県外からの帰省者に向け、岩手で働く魅力のPRに取り組んでいるところであります。本町といたしましても、町内企業や関係団体、関係課等と連携しながら、県外へ進学した学生や就職した若者に対し、ご提言の二十歳の集いの場も含め、機会を捉えて本町の魅力のPRに努めてまいります。

5点目についてですが、これまで各小中学校を代表した児童生徒による町への提言として開催しておりましたが、現在は町長と語る会として、私が小中学校に出向き、町への提言をいただいておりますが、この提言を通じて、多くの児童生徒に本町のことをより深く理解していただく貴重な場にもなっておりますことから、引き続き学校とも協議しながら継続してまいりたいと考えております。

また、小学生の児童を対象とした町への提言の機会につきましては、先ほど1点目でもお答えしたとおり、次の世代、次代を担う若者の貴重な意見をまちづくりに反映させるべく取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 学校での開催ということであれば、先生方の負担になるかと思います。また、人選の際、生徒会等に限定されるのではないかちょっと考えるところでもあります。子どもたちの将来の夢や希望を語る場所としての誰でも参加できる懇談会にしてほしいのですが、例えば小中高の生徒それぞれでもいいのですけれども、児童生徒を対象とした町当局の懇談会について、町民懇談会の対象を子どもに拡大してという先ほど答弁がございましたけれども、それとは別にやはばーくとか、それから町の公民館とかで、土日の時間とか、あるいは春休み、夏休み、冬休み等の長期休業を利用して、子どもたちの本当のこれからの夢とか希望、このまちがどんなまちになってほしいというような、誰でも参加できるような懇談会もやってみてもいいのではないかなと思うのですけれども、そのような考えはないの

でしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

誰でも参加できる懇談会、大変すばらしいご意見かなと思うのですが、人を集めるのがちょっと難しい部分もあるのかなと思うところがありまして、いずれ検討してまいりたいと思います。逆に誰でも参加できるといいますと、確かに学校の先生に負担がかかるというのはございますけれども、総合学習の時間というのがやっぱりあるので、そちらのほうの活用をぜひ考えてみて、そちらと併せていずれどちらも検討してまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 今おっしゃったような総合学習の場でもよろしいのですけれども、それでは逆に地区懇談会に親子で参加できる仕組みを検討するというお答えが先ほどありました。この地区懇談会に親子で参加できる仕組みについてご検討されましたら、地域においてそういう説明とかをして、実は今度こういうふうな子ども対象の懇談会を予定しているけれども、子どもだけでもいいし、親子で参加してみませんかというような呼びかけもいいのではないかと思いますけれども、そういう若者たちが進学を機に地元を離れ、卒業しても地元に戻らない理由の一つとして、保護者自身が住んでいる土地に魅力を感じていない場合に、将来子どもに戻ってほしいと願うことをためらうからだとも言われておりますので、ぜひ親子でそういう懇談会を実施して、意見を出し合い、本町の魅力に気がつくことで、自分たちが地域づくりを町当局とともに考える、ここに住みたいという気持ちが強くなるのではないかかなと思っております。

子どもたちに本町の魅力を知ってもらうことも大切であり、できるだけ早い時期での開催を望みますが、地区懇談会については何か今年度は6か所実施したということでございました。これは、コロナの影響もあったから少ないのでかなと思って先ほどお聞きしましたけれども、年に6か所ずつだと、来年から45行政区になりますので、物すごく長い年数がかかりますよね。そうではなくて、子どもたちが純粋な気持ちでいられる間を利用して、こんな町になってほしいという子どもたちの意見が一つでも通ると、ここに住みたい、あるいは戻ってこようという気持ちが芽生えてくるのではないかと思いますので、ぜひそのような計画をしていただきたいと思いますが、今時点ですと地区懇談会は来年度はいつ頃からの実施かは

計画があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

今ご提言いただきました、先に地域の中で呼びかけて、あとはやがて親子での開催をしたいというふうなご提案、こちらのほうは、それこそまだ地域懇談会をいつ行うというふうな計画は立っていないところでありますけれども、機会を捉えて呼びかけて十分できることかと思いますので、取り組んでいきたいと思ってございます。

あとは、実際参加していただくのが、どういった状況になるかは分かりませんけれども、いずれ若い世代、早くからというふうなお話だったので、子ども会を中心にというふうな取組がもしかしたらいいのかもしれません。そういうところも含めて検討してまいりたいと思います。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） ぜひそのようにお願いしたいと、できるだけ早い時期に計画していただきたいと思います。実は、以前に仕事をしていたときに、中学生を対象に非行防止サミットというのを計画して実行したことがございます。その中で、子どもたちからの意見で、大きな声を出すことによって自分を制することができる。合唱コンクールをしませんかという意見が出されました。本当にその夢をかなえてあげたいと、一生懸命バスを探したり、会場を探したりして開催させていただいた経緯がございます。本当に中学生、小学生でもすばらしい意見、いろんなことを考えている子どもたちが多いのではないかなと思っておりますので、できるだけ早く計画を進めていただきたいと思います。

最近私の知り合いで高校1年生の女の子が、聞きたいことがあると訪ねてきました。その内容は、自分たちの先輩は高校を卒業すると都会の大学を目指して進学し、大学を卒業するとそのまま都会に就職して住み続ける人が多い。自分も2年後には大学を受験し、多くの先輩たちと同じように都会に就職する可能性が大きい。でも、今若者たちが矢巾町に住み続けるにはどうしたらよいか本気で考えているという女の子がいます。矢巾に住んでいる大人は、若者の地域離れについて何か対策を考えているのか聞きたいなということで私を訪ねてきました。このように、本町の将来を真剣に考えている若者が少なくないと思います。私は、その子に対して、子どもたちが都会に憧れるのは分かる。いいよと、1年でも、2年でも都

会に行って、いいところをいっぱい吸収して、戻ってきて矢巾のために働いてほしいということを子どもに話をしました。

この町内在住の高校生や親世代、祖父母世代参加のフューチャーデザインにより、自分たちの将来を真剣に考えてほしいと思います。フューチャーデザインというのは、矢巾がすごく早く取り組んだところでもあります。ぜひあるものを利用して、子どもたちや親子だけではなくて、地域の高齢者なども交えたフューチャーデザインの取組をみんなで考えていくればいいのではないのかなと思っています。それがまた町長がよく言われる地域コミュニティの活性化につながっていくのではないかなと思っておりますので、ぜひお願ひしたいと思います。

そこで、これとはちょっと違いますが、現在町長が小中学校に出向き、町長と語る会を実施しているとのことですが、今まで何校ぐらい実施したのでしょうか。来年1月には矢巾東小学校を予定しているようですが、これからどのぐらいの頻度で学校訪問をされる予定なのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

一番最後の出前授業というか、このことについては担当課からお答えさせていただきますので、それで今日質問の1点目の、いわゆる若者の意見を町政に取り入れると、これは本当に大事なことです。そして、私もちょっと県の教育振興のほうの審議会のメンバーになって、今いろいろ議論されているのは、小中の、高校も含めて、ふるさと学習に力が入っていないのではないかと。もう岩手県にはいろんな偉人が、本町にもおるわけです。そういうことを、いわゆるふるさと学習、偉人も含めて、それからふるさとの成り立ちとか。

そこで、今町史の編さんをやっていただきしておりますが、町史の編さんなんかも、私も作っていただいたのがありますが、ほとんど見ることがないのです。ところが、あれを目を通してみると、すごいことを書いています。だから、その町史の、もしあれなのであれば概要版でもいいので、そういうガイドブックというか、小学生、中学生、高校生用の、これはもう恐らく今日お話しすれば、菊池教育長がすぐ取り組むと思うので、社会科で4年生でも恐らく勉強していると思うので、そういう矢巾の歴史、ふるさとを知ること、これはまさにそのとおりだと、まずふるさと学習に力を入れていきたいと、それを親子で。今矢巾で生まれ育った人ばかりではない、転入されてくる方も多いわけです。もう昭和30年のあれからいくと、当時の人口が倍になって、そうするとそういう方々も多いわけですので、そ

いう親子の学習も非常に大事になってくるのではないかということで。

あとは、町民懇談会、子ども議会です。町民懇談会も、私ちょっと調べてみたら、令和元年5月14日にやって、最後が令和2年2月13日、1年足らずだったのです。それでも10回やっているのです。これをいろんなテーマを設けて、最初はちょっと格調高過ぎてあれだったので、矢巾町の未来とかいろんなもの、それから今の総合計画から取り出したまちづくりとかそういったもの、最後には若者が活躍できるまちづくりで終わってしまったのですが、子ども議会もあまりにも私たちの議会みたいに質問の答弁のすり合わせ、そうではなく自由奔放に、子どもたちは型にはめられると嫌だと思うのです、学校でやっている児童会とか生徒会のような雰囲気で。ただ、当局は答弁に困るかもしれません。そのときは、もう三役は出ないで、課長以下で、それが人事評価にもつながるかもしれませんし。だから、そういうことをやっぱりやるべきではないかと。だから、出前授業もあれではなく、子ども議会とか、出前授業もあらかじめ質問頂戴してそれにお答えするということではなく、そういうことをやはり考えていかなければと。

最後に、フューチャーデザインですが、うちの吉岡政策推進監は一応この先駆けをやったと。ただ、完結しないで途中で投げるのが悪い癖なのです。そこで、吉岡政策推進監の後、今職員4人で立ち上げて、矢巾町の未来プロジェクトを立ち上げて、これから進めると、この輪を広げていくということで。それで、若者の発想力が大事なのです。そして、毎日新聞にも5日、出たのです、フューチャーデザインのこと。今あのかだごどな、保守的な財務省が今度フューチャーデザインの発想を取り入れるということです。今日は、そのところだけを紹介させていただきたいと思いますが、社会的課題を直視するためにもフューチャーデザインを使うと、我々は痛みを伴っても将来世代の利益になることを選択する傾向があると。より持続可能な環境や財政を実現しやすくなると期待していると。やはり今さえよければいいとか、私先ほど水本淳一議員さんにも答弁したのですが、今よければいいとか、その場しおぎではなく、やっぱりこれからは若者の発想力、そして何よりも地域です、地域のコミュニティ。だから、少子化とか高齢化、いろいろあるのですが、地域がしっかりとして、家庭がしっかりとすれば、何も心配することなく、臆することなく人口減少問題に取り組んでいくことができる、やっぱりそういった意味で夢を実現できるような体制を、地域コミュニティを構築していくみたいなということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　ただいま高橋議員のほ

うから、町長と語る会のこれまでの実施回数についてご質問がございました。町長と語る会担当課といたしまして、お答えさせていただきます。

令和3年度から、子ども議会であったものを実施形態を変えて、町長と語る会ということで開催をさせていただいております。令和3年度、令和4年度と、それと今年度の矢巾東小学校ということで、これまでに今年度を含めて3回の実施となります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 語る会でちょっと1点だけお聞きしたいのですけれども、例えば学校訪問した際に何人ぐらいの生徒が参加して、どんな提言が出されたのかということをもし紹介できるのでしたらお願いしたいのですが。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） お答えいたします。

対象は、令和3年度、令和4年度は、中学校2年生が対象となってございます。したがいまして、すみません、今ちょっとぱっと数は出ないのですけれども、100名を超える、2学年の生徒ということになります。

これまでの取り上げられたテーマといたしましては、SDGs、そのカテゴリーを基に子どもたちが実際に感じているものを、与えられたテーマを基に自ら考えて質問、提言がされたということで、令和3年度につきましては高齢者にとっての住みよいまちでありますとか、子どもに対する支援というものが話をされたと。あとは、令和4年につきましては、再生可能エネルギーによるスクールバスの導入、また公園の遊具の新設など、あるいは矢巾町の街灯の増加と、そういったことが取り上げられ、子どもたちから提言がされたということになってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） それでは、2問目の質問に入らせていただきます。祝咲喜公園及びさつき公園の今後の対策についてお伺いいたします。

マレットゴルフ場がある祝咲喜公園について、昨年のオープン以来、町内外から多くの方が訪れ、マレットゴルフを楽しむ姿が見られます。特に高齢者にとっては、外に出る機会と適度な運動、参加者同士の会話もできて、健康寿命の一役を担っているのではないかと思われます。オープン当初、近くにはさつき公園もあり、子どもたちの元気な声も聞かれ、ふだん離れて暮らしている家族であっても、ゆっくりした1日をこの2つの公園を利用し、楽しむことができるのではないかと期待いたしました。そのことから、以下お伺いいたします。

1点目、特に高齢者が多く利用する祝咲喜公園のマレットゴルフ場は、木陰がなく、夏場の利用には熱中症などの危険があるとの意見を多く聞きます。今後の対策についてお伺いいたします。

2点目、祝咲喜公園、さつき公園とも、災害時の緊急避難場所に指定されているのは承知しております。しかし、さつき公園については、夏は草が生い茂り、公園としては活用されていない状況であります。あずまや等もあり住宅地も近いことから、管理を適切に行い、今後子どもたちや親子で遊べる公園として活用すべきではないかと思っております。

以上、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　祝咲喜公園及びさつき公園の今後の対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、祝咲喜公園マレットゴルフ場は、高齢者の利用が多く、特に本年のような猛暑の中での利用の際は、環境省が発表する熱中症警戒アラートにより、屋外活動の制限など、危険度に応じた注意喚起を行っているところであります。

また、木陰となる樹木の植栽につきましては、防水シートが根により破損することが想定されることから、県との整備協議時点から植栽はしないこととなっております。

今後も所有者であります岩手県や指定管理団体であります矢巾町マレットゴルフ協会と連携を図りながら、適切な施設管理を行ってまいります。

2点目についてですが、今年度のさつき公園の草刈り作業につきましては、従来どおり3回実施しておりますが、雑草の生育が想定を超えるものであったことから、今後は実情に合わせ作業回数を増やすなど、適切な管理に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 祝咲喜公園に、木陰となる樹木の植栽はしないという答弁でございました。新しいマレットゴルフ場を楽しみにしていた高齢者も、とても多いと思います。今年のような炎天下で、具合を悪くした人はいなかつたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

今年の炎天下の中で、具合を悪くした方がいなかつたのかという報告でございますが、指定管理者のほうからは実際倒れたとか、そのような報告は受けてはございません。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） マレットゴルフ場については、町内だけでなく、町外から多くの方がプレーを楽しんでいると聞いております。私たちも議長会でマレットゴルフをさせていただきましたけれども、私はそんなにうまくないのでけれども、簡単にできて、誰でも子どもからお年寄りまで楽しめる競技ではないかなと思って、楽しんでやらせていただきました。そのため私たちが今考えていることは、えんじょいサロン等でも、公民館の中でばかり活動するのではなくて、時には外に出て思いっ切り外の空気を吸ったり、プレーを楽しんだり、さつき公園を散歩するのもよいのではないかと考えております。町長はいつも、健康寿命を延ばすには居場所づくりが大切であると言われます。炎天下で外は使えないところをさせるのではなくて、外で伸び伸びとプレーするために、樹木の植栽ができないのであれば、何か別の方法で木陰になるようなことが考えられないのでしょうか。例えば風がない日は、大きなパラソルなどで日陰をつくるとかというような考えはないのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

今年度、このとおり非常に暑い時期が続きまして、私どものほうでも様々な方策を検討いたしました。それで、あそこに大型のタープのようなものとか、そういうものを設置できないかということで検討したのでございますが、やはり河川区域にありまして、近くにも川があるものですから、どうしても風が通常の場所よりは強いと。そのため、設置するためには確実に固定するアンカーと言われるものを打たないとやはり危険だと。よく私どもの行事等でも、必ずテント等はきっちりと固定させていただくのですが、そちらのところの対策で確実な方法というのがちょっと今年度の夏では判断することができませんで、今回は何かを設

置するということはいたしましたが、現在も何かもっといい方法はないかというのは検討しているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） ゼひ検討していただいて、せっかく遠くからバスで来ている方もいらっしゃるのです。そういう方が熱中症になって、病院近いのですけれども、病院に運ばれたなんていうことのないように、少しでも木陰をつくってあげれば、高齢者も遊びやすくなると思いますので、よろしくお願ひいたします。

それで、30年以上前だったと思いますけれども、部落対抗のゲートボール大会が毎年開催されておりました。子どもたちから高齢者まで、多世代の混合チームで競うのですが、子どもがなかなかゲートをくぐせず、泣き出してしまうことも度々ありました。そうすると、おじいちゃん、おばあちゃんが励ます姿がよく見られました。今は核家族化が進み、3世代同居という家族が私の地域でも少なくなっています。エン（縁）ジョイやはばの活動も、多世代交流も含めてということでございますが、なかなか思うようにいかない状況であります。このマレットゴルフ場を通して、地域での世代間交流が図れるのではないかと思いますが、今後マレットゴルフ場、祝咲喜公園で、各地区多世代混合の対抗マレットゴルフ大会などを実施する計画がないのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今町民スポーツ大会、5種目、6種目行ってございまして、マレットゴルフも大会に入っています。この方法につきまして、参加年齢を小学生から区分けするとか、そういった工夫をしながら、祝咲喜公園のマレットゴルフ、そういったもので活用していきたいなというふうに思ってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 本当に地区対抗というところの地域コミュニティのためになると思いますので、ゼひ実現していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、さつき公園についてお伺いいたします。先ほどの答弁では、雑草に係る答弁でしたが、何か私の質問が悪かったのかもしれないのですが、この公園を子どもたちや親子で遊べ

る公園として今後整備する考えがないかどうかというのをお聞きしたかったです。

先月、町民と議員をつなぐ会を開催した際に、子育て中の方から、本町のほとんどの公園で遊具が老朽化で撤去されてなくなった、子どもたちは家の中でゲームばかりしている状況であり、外に出て体を動かせるようなブランコや滑り台のある環境をつくってほしいとの意見が出されました。先ほど水本議員からも、公園の遊具についてのことをお話しされましたけれども。また、私が運営委員として行っている介護施設で、スタッフの方が利用者さんを連れて、年数回バスハイクを実施しているのだそうです。近くに広い公園がないことから、外へ出かけるため、ゆっくり散歩する余裕がないという意見も聞かれております。もしあそこの公園が使えるのであれば、ゆっくり歩いて行くこともできるのではないかなと思っております。また、開発も進んでおりますので、駅中心地に近いさつき公園をもっと活用すべきと思うのですが、例えば有事の際には取り外しのできる遊具の設置などの考えがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君）　お答えいたします。

今お話のございました件でございますが、私どものほうで現地のほうを何度も確認しておりますが、当初は芝生を張っておったのですけれども、密度が低かったのか、施工に何か問題があったのかはちょっと確認いたしかねるのですが、もうすっかり雑草に負けてしまつて、結構今年も頑張って短く刈る努力はしたのですが、すぐにまた雑草に負けてしまつて、これが実際のところでございます。そのとおり、あのままではお子さん方に遊ばせようとしても、何か草の中に入っていくような形で、親御さん方からしてみれば、やはりよくある南公園とかあっちのほうのような、芝がきっちり張ってあるところが欲しいという声は私のほうにも届いてございます。いろいろな形で、そのような状態に今戻していくといいますか、変えていきたいなという考えは私どものほうでもございまして、振興局の河川のほうと協議をしながら、ある程度状態を変更するのは、ちょっといろいろ手続等のほかにも問題点があるものですから、その辺を何か、例えば今町なかの公園であればボールを使って遊ぶところがないとか、そういう声もたくさん聞かれておりますので、伸び伸びとキャッチボールができる、サッカーのようなことができるような広場としての活用、こちらも考えてございますし、あとは今年度一部東側のところにもう一段階盛土をしまして、鉄道から見える範囲のところにヒマワリを植えて、夏場、ちょっと植えた時期の関係で開花がお盆過ぎにはなったのですけれども、そのようないろんな花とも親しめる、子どもたちも遊べる、そういうふうな

公園を目指していきたいなとは思ってございます。

遊具の設置については、ちょっと私どもだけでは判断し切れないところがございますので、公園の管理者として企画財政課、道路住宅課、様々なところで検討しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、さつき公園の管理については、これはもう本当に私の責任で、今課長が人ごとみたいな答弁したのですが、これはあってはならないことで、私も再三草刈り作業をしっかりやれと。私も現場に行ってみて、それでもともとあそことのところは祝咲喜とさつきと、できるのであれば、祝咲喜のほうはマレットゴルフ場をさせていただいて、ウォーキングコースとかそういう、そしてあそこもせっかくあずまやがあるわけですから、そういうようなものをうまく利用できるように。それあと、あそこの祝咲喜公園にはテントとか、できるのであれば仮設で簡易型のテントで、帰るときはすぐ折り畳んでプレハブの中に収めることができるような、そういうことを考えていきたいということで、誰でも簡単にテントを張れるようなものを、本当はあとは企業から何か提供していただき、パラソルみたいのをおもしをつけた。あそことのところは、さつき課長の答弁もあったのですが、風当たりが非常に強いです。だから、今度はそういうようなものが飛ばされて、あそこはそして煙山小学校の通学路というか、登下校のところにもなっておるので、だからそういうことにも細心の注意を払いながら対応していきたいと。

さつき公園のほうは、いずれ今年はちょっと対応が遅かったのですが、来年、そしてできればあそこさつき公園は、矢巾に入って矢幅駅に入る前にヒマワリなんかあれすると、矢巾はヒマワリのまちかと言えるような、こうしたことを私は夢に描いてプランニングして話したけれども、担当課が、実動部隊が動かないもので、だから今日は反省、私の責任のあれなので、来年度はしっかり地域の人たちにも喜ばれるような。

遊具施設も、これはやっぱりいろいろ抑えたり、安全装置をしなければならない。だから、遮水コートというか防水シート、中には、もう分かっていらっしゃると思うのですけれども、岩崎川のいわゆるヒ素のあれが含有されたものが入っているので、今度はこれが漏れ出したとか、漏出したとかいうことになれば大変なことなので、そういったことも含めて慎重に。

それから、世代間交流は、できるのであればマレットゴルフの競技人口の低年齢化も交えながら、前向きに検討していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　町長の責任でやると言いましたから。

他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員）　あと1点だけお願ひなのですけれども、今町長がおっしゃったように来年、令和6年度を楽しみにしております。それで、先ほど水本議員の答弁の中に、音楽のまちとして不來方高校の音楽部とかという話がありまして、コンサートを徳丹城のほうで開いたという話もありましたけれども、西側のほうが、駅西のほうがちょっと寂しいのです。それで、もしできればこのさつき公園を使って、コンサートというとなかなか大変だと思います。幸いにも北中近いです。煙山小学校もすぐ近くです。不來方高校も高校生ですので、あそこまで来ることはそんなに大変ではないと思います。練習の一環としてでもいいです。午後3時、4時頃からでも、夏であればまだ明るいです。あそこのさつき公園を使って、ぜひ音楽のまちをPRしてもらえばなと思います。それから、先ほど町長がおっしゃった、私も考えていました、ヒマワリを周りに入れて、ここはヒマワリのまちでもあるのだよというPRを含めて、さつき公園を大々的に皆さんに周知してもらえば、西側のほうも少しはにぎやかになるのではないかなと思っています。

最後に1つお聞きしたいのですけれども、例えばさつき公園にキッチンカーとか出店を呼ぶということはできるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　詳しいことは、担当課長のほうから答弁させますので。今野外コンサート、今年は徳丹城をあれして、それから前にも議会でもお話ししたことが、不來方高校にも野外コンサートあるのです、皆さん知らなかったと思うのですが。私、この間たまたま2階から見ていました、校舎の。よかったです、野外。だから、徳丹城とか不來方高校の野外、それから今おっしゃるとおりさつきでもいいし、祝咲喜でもいいし、あとは西部地域で、水辺の里、今ちょっと土砂があれして、これもちゃんと撤去しますので、そういう野外コンサートも子どもたちの成長に、私はそういうことが非常に大事だと思うのです。だから、これは前向きに検討させていただきたいと思います。

だから、さつき言ったように、児童生徒に負担にならないような、そしてあそこであれば何も煙山小学校の吹奏楽部、あそこで練習して、あそこで練習してうるさいと言う人はいないと思うので、そういうことも一つの取組だと思うので、そういうことを繰り返しながら音楽のまち、どこからでも音を楽しむことができるまちづくりをしていきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） キッチンカーの件についてでございますが、あちらの駐車場の部分にキッチンカーが来て営業をする分には、あと保健所の許可等はキッチンカーのほうで取る内容になりますので、基本的に問題はないかと思ってございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、これで昼食のための休憩といたします。

再開を13時、1時といたしますので、よろしくお願ひします。

午後 0時08分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、3問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） それでは、3問目の質問に入らせていただきます。少子高齢化での町営住宅及びアパートの考え方について、町長にお伺いいたします。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題を間近に控え、全国的に少子高齢化により、独り暮らしの高齢者や高齢者世帯が着実に増加しております。特に独り暮らしで近所付き合いのない高齢者が亡くなつて数日後に発見されたなどの痛ましいニュースを耳にするなど、その状況は深刻な事件にもつながりかねません。そのことから、以下についてお伺いします。

1点目、総務常任委員会で本年10月、神奈川県藤沢市のノビシロハウスを視察研修してまいりました。ノビシロハウスとは、学生や高齢者まで誰でも住むことができる多世代型高齢者住宅を目指し、2021年にオープンしたものであり、2階建てのアパートをリノベーションして、2階には若者、1階には高齢者が住み、毎日の声かけやコミュニティースペースでの交流会を実施しておりました。本町の町営住宅は、古いものでは昭和40年代に建設されたものもあり、老朽化が進み、すぐにでも建て替えが必要な住宅が多いようです。しかし、建て替えの話題は度々あるものの、予算の関係もあり一向に進展しない状況にあります。

このことから、このノビシロハウスの矢巾町版、もしくはテストケースとして町営住宅をリノベーションし、高齢者や若者の多世代が一緒に住み、コミュニケーションを図る町営住宅の利用を検討できないか、またその考えがないかお伺いします。

2点目、民間のアパートの経営者で、ノビシロハウスのような多世代が交流を図る賃貸住

宅を始める場合、リフォーム等に対して町からの補助を考えてはどうかと思いますが、その考え方がないかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 少子高齢化での町営住宅及びアパートの考え方についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町営住宅は公営住宅法に基づき運営しなければならないことから、議員ご提案の住宅のように、家賃や入居者を自由に設定することができないところではありますが、町営住宅にはおおむね多世代、多くの世代が入居しており、管理人を設置し、自ら自治活動を行っており、有事の際は町へ連絡するなど、住民同士の見守りは図られているものと考えております。

2点目についてですが、現状ではリフォーム等に対する補助制度はございませんが、収入はあるが、高齢であるためアパートに入居できない単身高齢者と家賃を安く抑えたい大学生をソーシャルワーカーとして活用し、マッチングするという民間ならではの発想に基づく取組は、独居老人に対すると、あまりいい表現ではないですが、いずれそういったお年寄りさんに対する見守り支援であるとの観点から、高齢者福祉の一環として本町に合った制度設計について検討をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はございますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 町営住宅が公営住宅法に基づき運営しなければならないということは理解しました。先日、第8次矢巾町総合計画の産業建設委員会でのヒアリングを傍聴した際に、本町では民間アパートの空き部屋も多いとの話を聞きましたが、現在空き部屋等の把握をしているのかどうかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまの質問にお答えいたします。

私どものほうで町内の不動産業者等から聞き取り調査を行っておりまして、その中で現在矢巾町内でのアパート等の需要につきましては、いわゆる高価格帯、10万円程度の高いアパート及び中価格帯、6万円から8万円ぐらい、それらのところに人気が集中しております、空きがあればすぐ埋まると。それに対しまして、低価格帯と言われるそれ以下のものについ

では空きが非常に多いと、半分も入っていないような物件が多くあるというふうに伺っております。それらについては、あまりいわゆる空き家情報といいますか、アパートの空き情報等には載ってこないというのが現状でございまして、なぜかというのを確認いたしますと、やはり低価格帯のアパートでは入居者の方とのトラブル等も非常に多いので、貸し出すほうもかなり人を選ぶといいますか、そういうふうな傾向があるというふうに伺っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 低価格のほうが空いていると、私にとってはちょっと不思議だったのですけれども、例えば本町は学生の町でもありますよね。あるのが医科大学ですので、裕福な家庭の子が多いのではないかと思うのですけれども、中にはやっぱり医学を志すのだけれども、うちがそんなに裕福ではないという子どもたちも多いのではないかと思うのです。その場合、例えば低価格のアパートとかに住んでいる方とマッチングさせて、今本当におじいちゃん、おばあちゃんと住む子どもたちも少なくなっていますので、そういうことを町として進めていってもいいのではないかとも考えております。

ノビシロハウスに行きましたらば、学生とか若者を募集すると、結構応募してくる子どもさんが多いのだそうです。それで、アパートの中でお互いに、朝「おはよう」という声をかけたり、あるいは帰りに「ただいま」、あるいは一緒に買物に行ってあげたりということで、すごくいい関係が生まれるということを聞いてまいりました。1ヶ月に1度くらい、そんなに長い時間ではないのですけれども、1時間ぐらい交流会を持つことによって、本当の家族のような感じの高齢者と若者の交流が生まれるということも聞いてまいりました。

ちょうど矢巾町、本町は、中心街は若者たちの町でもあるのですけれども、昨日的一般質問の中で、財産も何も引き継ぐ人がいないというような話、そういうところもあるという話も聞いております。できれば本当に孤独死させるようなことがないように、そういう方たちにこういうアパートをお勧めして、学生には家賃補助を幾らか町で負担して、二、三割ぐらい負担してもそういうマッチングをして、お年寄りとの関係を持たせるのもいいのではないかなど、つくづくノビシロハウスを見て私も感じてまいりました。これから世代を超えて、お互いがそれとなく支え合う居場所や地域をつくるのが狙いとのことでございますので、高齢者と若者が一緒に住むシェアハウスも各地に広まっていることから、矢巾町ではそういう考えは持っていないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君）　ただいまの質問にお答えいたします。

住宅政策という観点から回答させていただきます。現在私どもでいろいろ調査をしている中で、私どもも学生の需要というものが一定数あるものであろうというふうに事前には想定しておったのですが、調査を進めたところ、医学部の生徒さんに関して言えば半数も矢巾町内に住んでいないと。大学に入學して寮に入られて、1年たつとほぼほぼ盛岡市とかのマンションのほうに移られる方がほとんどのようでございます。薬学部等の生徒さんについては、いわゆるアパートに入ってはおるので、新築のアパートがやはり基本になっておりまして、また駐車場が2台ないと入らないと、ご自分の駐車区画と友達が来たときに止められる区画と、やはりそのような傾向があるというふうに伺っております。

実際私のすぐ近所にもアパートが結構ありますし、医大からも近いので、医大の方が入るのですが、12月ぐらいに転居していく方が非常に多くて、私が班長をしているときは何ですかと聞いたことがあるのですが、除雪したくないと、雪払いできないので、除雪の不要なところに引っ越しますというのが理由でございました。そういう方もいらっしゃるし、そのまま住んでいらっしゃる方もいらっしゃるのが実際のところでございまして、ただ、今の議員からお話がありましたとおり、多世代の方が住めて、若い方と高齢者の方が同時に住める、そういうニーズというのも一定数あるものとは私どもも思ってございます。どうしてもそういう方のニーズというのは、いわゆるワンルーム型のマンション、1Kというのが多いかと思うのですが、どうも町内の学生さんのニーズに限って言えば1Kは人気がないと、1LDKとか、部屋数の多いほうにお客さんが流れる傾向があるとのことでございました。それに対して、高齢の方というのはやはり部屋数要らないと、自分が寝て暮らせるところがあればいいよというニーズがほとんどでございまして、その辺をいかにして調整していく、マッチングしていったらいいのかというのが課題であろうと思ってございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員）　いろいろ課題もあるうかと思いますけれども、私はいつも新聞を見るたびに、慶弔欄がすごく多くて、出生欄のところがまるつきり少ないというのを、何かこれがもう何年も続いたら、高齢化になって、本当にうちの周りを見ても、先ほど言いましたようにお年寄り、高齢者の独り暮らし、あるいは高齢者世帯が多くなっています。財産も継ぐ人がないから、行く行くはアパートでも借りて住もうかなという声も聞こえています。そのときに、アパートを借りて1人で住むのではなくて、そういうもし善意の心で一緒に住ん

で、近くに住んでくれる若者がいるとすごく心強いのかなという気持ちもありますので、高齢者に優しい矢巾町において、ぜひこれから検討していただければと思いますが、今後のことについて最後に町長にお伺いして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたします。

このノビシロハウス、私もちよつと今回質問が出たので、勉強させていただいたのです。それで、多世代と、多くの世代、そして早く言えば関係のない人たちが、昔でいうと長屋みたいなところにいろんな世代の人が住むということですが、実はまだ誰にも一回も話したことがないのですが、今地域から核家族化で、実は私もそうなのですが、後継者がいずれ同じ敷地内に、まだうちを建てて住んでもらえるのであればあれなのですが、そこでこれから多世代というよりも、3世代、4世代、昔の、それこそ私たちが育ったときは、あとはおじ、おば夫婦とか、いとこ同士が住んだりというのが当たり前、大家族だったわけです。それが今どんどんなくなっていると。

私が心配するのは、社会保障の問題で、私たちのとき今考えてみれば、例えば子育てのあれも、介護のことも、同じうちの中で完結しておったわけです。おじいさん、おばあさん、ひいおじいさん、ひいおばあさんは、まず私たちのおやじなんかが見て、だから私はそういった住宅政策の一環として、いわゆる矢巾町もある意味では都市化してきているのですが、まだまだ、特に今矢巾町でも、市街地は別にして周辺部はどんどん寂れてきていると、空き家が出てきていると。この解消をするためには、私は3世代、4世代に何かの形で財政援助したほうが、これから地域コミュニティもいろんな意味で空き家も増えて、崩壊寸前なわけなので、できればそういった3世代、4世代に何か支援できるシステムを、そしてもう一度、いつも言っている原点回帰をできるようにやっていきたいということで、矢巾町もよそから入ってくる、おいでになる人たちはなる人たち、これまで住んでいる人たちは3世代、4世代が暮らせるような、そういった環境づくりを考えていきたいと。今第8次の総合計画の中に、その見出しを考えていきたいと。この間調べてみたら、全国でもやっぱり3世代の世代に補助を出しているところもあるのです。だから、そういうことを一つ検証しながら、その代わりただお金を出すのではなく、できるのであればお年寄りの介護、さつき答弁で独居老人と、いわゆるお独り暮らしの老人、お年寄りさん、そういったものもしっかり家庭でサポートすることなどを条件に考えていきたいなということで、これは第8次総合計画の中で検討させていただきたいということで、あるいはノビシロハウスの考え方も本町に取り入れる

ことができるかもしれませんので、その辺のところはしっかり住宅政策の一環として捉えていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で12番、高橋安子議員の質問を終わります。

次に、1番、高橋恵議員の質問を許します。

高橋恵議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（1番 高橋 恵議員 登壇）

○1番（高橋 恵議員） 議席番号1番、町民の会、高橋恵でございます。よろしくお願ひいたします。

最初に、地域の要望、要請に対する対応について、町長にお伺いいたします。現在町道に隣接する私有地などから、道路上に剪定されずに伸び切ってしまった枝や垂れ下がった木、草がはみ出し、通行の妨げになるとともに、歩行者や自転車、バイク、自動車など、車両を巻き込む事故につながりかねない箇所が複数あり、またこれからの冬の時期は除雪作業の妨げにもなります。歩行者及び自動車などの安全確保と道路の快適な利用のため、所有者は適正な管理をしなければなりませんが、所有者が不明など、対応が困難な場合もあり、これらのような解決できない課題について自治会では要望を出しております。所有者に草木等を切除していただくという原則に変わりはないと思いますが、これらのような自治会からの要望、要請に対してどのような対応をしているか、以下伺います。

1点目、令和5年4月1日から施行されている民法第233条の改正で、原則は従来どおり竹木の所有者に切除を求めるべきとしているが、催促しても越境した枝が切除されない場合や、竹木の所有者やその所在を調査しても分からぬ場合には、越境されている土地の所有者が竹木の枝の切除が可能とする内容に変更されております。町道など、越境されている土地の所有者はまちになるが、現時点で民法改正についての対応はどうなっているか。

2点目、町道などのほか、私有地においても草木等の切除について、後継者や相続人の所在が不明で、連絡が取れない問題も今後増えてくると思うが、町として対応策は考えているのでしょうか。

3点目、地域と行政の情報共有を図るため、このような道路上に草や木がはみ出し、切除を要望している件のほか、自治会からの要望や要請は多岐にわたると思います。それらに対

してどのような回答をしているのかを町ホームページなどに随時掲載することによって、行政の信頼も増すと思うが、取り組む予定はないでしょうか。

4点目、自治会からの要望、要請に対して、早急に回答が欲しいという声を耳にしますが、どのように対応されているのか。

以上、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　1番、高橋恵議員の地域の要望、要請に対する対応についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町道等の町有地に越境している竹や木につきましては、交通の障害となっているかなどの状況を確認し、慎重に判断した上で竹木の所有者に連絡し、その責任で切除していただくこととしておりますが、催告しても竹や木の所有者が相当の期間内に切除しない場合や、竹や木の所有者の所在を調査しても判明しない場合は、民法の規定により町で切除することとしております。

2点目についてですが、いわゆる所有者不明土地については、今後本町においてもケースが増えてくるものと想定しており、喫緊の行政課題になると捉えております。

国におきましても、所有者不明土地の問題解決に向けた各種法律の改正等が順次行われており、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定に基づき、市町村長の事務として不動産登記上の所有者情報以外の情報を調査し、勧告などを行うことが可能となりましたことから、ご相談があった場合には特別措置法にのっとり対応してまいります。

3点目及び4点目についてですが、竹や木の越境や所有者不明土地などに関する自治会からの要望や要請につきましては、個々の事案によって現地の状況や条件が異なることから、町ホームページなどで一律に回答を示すことが困難なことから、個別に相談いただき、それぞれのケースに応じた適切な解決が図られるよう、関係課で情報共有を図りながら、法律上可能な対応策を検討し、進捗状況を自治会と共有しながら、丁寧な対応に努めているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋　恵議員）　再質問です。1点目についてです。はみ出している竹木などで事故

やけがをした場合、通常その土地の所有者に損害賠償責任があると思います。調査にある程度の時間をするのは理解できますが、万が一すぐに所有者が判明しないときなどを見越し、少しでも歩行者や自転車、バイク、自動車などを巻き込む事故を未然に減らすため、町道にはみ出た竹木などに限って、12月から運用開始の住民総合ポータルアプリの道路破損通報機能を利活用できないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

町道部分につきましては、ただいまのご指摘のありましたような、すぐその場でもう交通に支障がある、特に車にぶつかるとか歩行者のところを塞いでいる、もしくは半分倒木状態になって電線等にかかっている、そういうふうな場合もございます。それらにつきましては、急迫の場合という分類になりまして、所有者等の調査をすることなく、道路管理者の権限として処理をさせていただいているところでございます。あと、程度がそこまででないと、邪魔にはなっていますが、喫緊のものではないという場合には、調査を行った上でとなってございますので、アプリの活用については当課の担当ではないので、私どものほうでは回答しかねますが、現状ではそのように道路管理者としては対応してございます。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 12月4日から、住民ポータルアプリやはナビ！のほうを運用開始させていただいているところでありますと、徐々に利用者の方増えているわけなのですが、道路の穴ぼこを最初想定して、写真を撮って、その写真に載っている位置情報を解析して、程度の状況とか判別して、早急に対応できるようにということで導入した部分ではありますけれども、実はこれは道路の穴ぼこばかりではないというふうに思っています。今議員からご指摘のあったはみ出している竹木であるとか、あとは例えば地震があったときの災害時の災害状況の通報であるとか、こういったことにも十分……

（「道路への落下物」の声あり）

○企画財政課長（花立孝美君） すみません。もちろん道路への落下物等も併せて対応できるというふうに考えてございます。ただ、のべつ幕なしに何でもかんでもというふうにはなかなかまいりませんので、状況を見極めながら対応させていただきたいと思っております。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 今のご回答で分かりました。大なり小なり道路にはみ出している竹木などを早急に今後も処理させていただきたいと思いますし、ポータルアプリに関しましては、まだ始まったばかりの機能ですので、住民の暮らし、安全を守るため、最大限の活用ができるよう今後期待いたします。

次に、2点目ですが、自分の敷地に越境してくる竹木や草木について、住民の中には隣近所、世帯の代替わりなどで付き合いが浅かったり、新たに引っ越してこられた、または売却され管理はほかの人など、どんな人が住んでいるのか分からぬ場合や遠慮もあり、切除をお願いするのをためらうそうです。そのような言葉をいただいております。その場合、各班の班長や自治会の役員に相談することが最適だと思いますが、そうすることもできない場合、町に相談する窓口があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員がお話しいただいたようなケースでは、町民環境課の環境係のほうにご相談をいただくケースが多いです。ただ、そこでもやはりご相談いただくのですが、我々ができることは、そこの所有者の方をこちらで登記簿とかを調べて、そちらの方に例えば隣の方が困っていますよとか、地域の方がこういうふうな状況で困っていますよというお手紙を発送するところまでしか今我々としてはできるところがございません。その土地が町長答弁にございました特別措置法等に該当するようであれば、例えばですけれども、さらに固定資産税の情報とかを確認するということは可能でございますので、そういう場合は答弁にあったとおり法律に基づいて手続をするというふうになっております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） ありがとうございます。住民の不安の声にもぜひとも寄り添っていただきたいと思います。

続きまして、同じく2点目についてなのですが、町道のほか、私有地においても草木等の切除について、所有者不明土地については今後本町においてもケースが増えてくるものと想定しており、喫緊の行政課題になると捉えているとのことでしたが、実際にはもう既に後継者がおらず、管理されていない草が生えている、もう処理されていない、またはほかに売却されているなど、所有者が誰なのか、個人や自治会だけでは調査し切れないのが現実だと思います。そのようなことからも、今後機会があれば町ホームページや広報やはばなどを利

用し、例えば町民の困り事Q&Aなどのコーナーを設けて、所有者不明土地などについてまちの対応を載せていただくとか、関連する地方公共団体の相談窓口の連絡先を周知することが必要だと思います。これに限らず、相談があってから動くのではなく、まちが率先して住民の暮らしに関わる問題や課題に取り組む姿勢を見せることが重要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

ホームページ等で事例を挙げて、例えばこういった際にはこういった対応がよろしいのではないかというふうな部分について載せることは可能だと思いますので、こちらも前向きに検討してまいりたいと思います。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 昨日ほかの議員からもありましたように、インターネットを利用して知りたいことを検索するのは簡単ですが、誤りだったりすることもありますので、ぜひとも矢巾町のことに関しては率先して情報発信をお願いしたいと思います。

3点目についてなのですが、私の聞き方が悪く、うまく伝わらなかったと思うので、再度お聞きいたします。質問の中で、地域と行政の情報共有を図るため、このような道路上に草や木がはみ出し、切除を要望している件のほか、自治会からの要望、要請は多岐にわたると質問しております。この件は、例えば道路整備、鳥獣被害、これから時期は道路の除雪などがあると思います。そのような意図の質問だったのですが、その点を踏まえ、自治会からの要望、要請内容に対して丁寧な対応をしているということですが、再度申し上げますが、一定の期間を設け、検討し、回答をホームページなどに記載し、透明性というか、町民に見える仕組みづくりが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

個人情報に抵触しない部分であれば、例えば例として、写真等を載せますと、どうしても場所が特定されてしまうとか、こういった部分ございますので、そういったところに注意した中で、できる限りの情報開示というのはできるかと思います。あと、例えば壊れていたものを直しましたとか、こういう部分であれば、そこは逆に十分、PRにもなろうかと思いま

ですので、そういうところも検討してまいりたいと思います。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） とても明るい回答をしていただき、ありがとうございます。何とぞ検討をお願いしたいと思います。

自治会としても、要望したのに思うような回答が来ない、または遅いとなると、自治会としても前にも進まない、保留案件だけが残って増えていきます。成り手不足と言われる中、役員の負担を減らせればと思いますが、スピード感を持ってやっていただけないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） いずれ要望等につきましては、当課だけではなく、全庁を挙げて早急に対応しているところでございますので、今後もそれに努めてまいりたいと思います。

○議長（廣田清実議員） その他ありますか。

（「ないです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 2件目について、消防団員の確保について町長にお伺いいたします。

消防団を取り巻く環境は厳しく、消防庁によると令和4年4月1日現在の消防団の組織概要などに関する調査で、全国の消防団員数は前年から2万人以上減り、78万4,000人と初めて80万人を下回りました。また、社会環境の変化により、若年層は子育てについて家事、育児など、役割分担している家庭も多く、以前と比べ、ますます参加に消極的な傾向となっております。

ある地域では消防団員の減少の背景に、操法大会への参加の負担が消防団員の成り手不足につながっており、それを十分理解し、操法大会を減らす努力もしてきたとの記事を見ました。

しかし、操法大会に限らず、様々な訓練が行われないと、操作の基本や技術の向上、技術習得には至らず、実際の現場で大きな事故やけがにつながりかねないと思います。まちとして今後どのように考えているのか、以下伺います。

1点目、現状を維持するために、今後町として過去に一般質問のあった学生消防団員への取組以外の団員確保の策はあるのでしょうか。

2点目、医療、看護分野、地域社会分野、防災環境分野などに通う学生は、防災分野に関心が高いと思われる所以、積極的に教育機関などに学生消防団活動認証制度をPRし、まず体験入団をしてもらい、就職試験に必要なエントリーシート、履歴書などの学チカ、学生時代に力を入れたことです。のテーマに使ってもらえるような仕組みづくりを検討してはどうでしょうか。

3点目、ファミリー・サポート・センター事業を活用し、各種訓練時に預かりサービスを活用し、かかった実費を負担するなど、家族の負担にならない参加方法などを検討してはどうでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　消防団員の確保についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、これまで消防団員の減少防止策といたしましては、昨年度から団員の出動報酬等の改善を図ったほか、学生消防団認証制度の導入、火災現場や災害時に真正に必要な能力を備えるための実践的な訓練の追求のほか、無理、無駄を排除した各種行事のコンパクト化により、ご家族を含めた負担軽減を図ってまいりました。これらの取組の成果として、昨年度は5名、今年度は10月末現在で8名の新規団員が入団しております。

今後におきましても、来年1月から町内企業のうち、特に災害協定等締結企業を主な対象として、新規団員獲得のための協力依頼を行うこととしております。

2点目についてですが、昨年度から学生消防団認証制度の導入により、これまで2名の学生に入団をしていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症禍の影響から、学校を直接訪問し、学校側に対する広報活動は不十分であったと認識しております。

今後は議員ご指摘のとおり、専攻する分野などの学生の特性を踏まえた上で、積極的かつ創意工夫により、本制度の周知を含めた募集広報活動を展開してまいります。

3点目についてですが、団員とそのご家族の負担軽減の一環として、来年1月から消防団員待遇改善アンケートを実施することとしておりますことから、本アンケートによる団員とご家族の意見を踏まえ、検討をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋　恵議員）　今町長の答弁で、学生、学校に対する広報、不十分であったということですが、専攻する分野によりましては、医療分野などは実務実習もありますし、国家試験対策などで難しい部分もあるかと思いますが、何とぞ募集活動のほうをよろしくお願ひいたします。

再質問をさせていただきます。1点目についてですが、団員の出動報酬などの改善など、すぐ効果が現れる方法もある一方で、費用対効果は低いかもしれません、来年度以降、若者が集まる二十歳の集いなどで、昨年や今年入団された団員に、差し支えなければ年齢、性別、入団のきっかけややりがい、そして今後どんな消防団員になりたいかなどを書いてもらい、それを表にしたり作ったりし、消防団員募集のチラシとともに配布し、関心を持ってもらうなどの考えはないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

消防団員の採用ということで、本当にご質問ありがとうございます。消防団につきましては、参考までにお知らせいたしますが、現在410名の定員に対しまして、町長答弁でもございましたとおり微増いたしました。現在300名ということで、徐々に増えてまいりました。それから、学生消防団につきましても、今まで2名の登録ということでございましたが、昨今医大のほうで災害対応の研修させていただいた際に、学生さん方たくさん参加していただきまして、その場で興味があればということで、今後1月に3名の方が入っていただけると、ありがたいお声もいただきましたので、これから前が明るいのかなというふうに思ってございます。

ご質問のありました勧誘の方法でございます。二十歳の集いなどでも、我々選挙のほうでもいろんなパンフレットを加えさせていただいておりますが、例えば消防団の現在活躍されている若手の皆様のそういう写真とか、あと活動とか、意気込みとかというのはもう紹介させていただくとか、あるいは二十歳の集い以外に町広報とか、いろんな媒体も使いまして紹介させていただいて、こういったすばらしい活動、地域に貢献しているのだよというような広報活動もさせていただきたいというふうに実は今考えてございましたので、目に見える形で、そして決して嫌だなと思われないような、明るい消防団活動なのですよということを周知徹底してまいりたいと思っておりますので、ご提言ありがたくいただきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 今後もいい方向に向かうように、検討をお願いいたします。既に働いていたり、高校卒業や専門学校を卒業したタイミングでの声かけも重要なと思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。

次も1点目についてです。東京消防庁の小学生、中学生から成る消防少年団では、主に応援救護訓練、火災予防広報、初期消火訓練などを行っております。ここまでとはいかなくても、小学校で行われている学年親子レクにおいて、消防団の仕事や防災について学び、訓練する機会を取り入れてもらうことで、子どもは自分たちは地域の人に守られているという意識づけにもなりますし、保護者には消防団の仕事を知ってもらうよい機会だと思いますが、検討してはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

小中学校、それから各施設におきましては、年1回なり2回の火災想定訓練を義務づけられておりまので、確かにそういった場に地域の消防団がお邪魔して消火訓練とか、避難の仕方、あるいは盛岡南消防署矢巾分署の署員も同行させていただいて、専門的なお話をさせていただくという機会があれば非常に勉強になりますし、実際何か起きた際には非常に役立つということだと思われますので、そういった機会を検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 児童生徒にはされていると思うのですが、保護者にもいいきっかけになると思いますので、消防団への入団にはすぐつながらないと思いますが、前向きな検討をお願いいたします。

次に、3点目についてですが、誰もがご承知のとおり、消防団員が減少すると当然火災時や災害時に人手が足りなくなり、いざというとき活動に多くの支障を来しますので、団員を減らすことなく、増やしていくことが重要だと認識しております。

ただ、出動報酬など、少しづつ改善されている一方で、一番問題なのはこれから団員にな

ろうとする、または団員として活動している方のご家族の理解や協力が得られず、入団や活動参加の妨げになっていることが一番の問題点ではないでしょうか。先ほども話したとおり、子育て世代では育児のほか、土日には習い事やスポーツ少年団などの付添い、送迎など、役割分担している家庭も多く、ボランティアをする余裕がないのが現状だと思います。

しかし、若年層に協力していただかないと、技術の習得にも時間がかかりますし、中年層では仕事でも責任のある立場になってきて、さらに協力してもらうのは難しいと思います。なおさら、これから女性団員も増やしていくことを考えれば、預かりサービスだけではなく、団員の家族に対して団員が参加しやすくなるサポートが必要だと思いますが、何かお考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

こうできます、こうなればいいですというのはなかなか言いづらいところでございますが、ご質問でございましたが、確かにファミリー・サポート・センター事業などにおいても、今ご質問あったとおり女性消防団員が登録するきっかけにもなるのかなというふうに私も気づかされました。そういう部分で、そういう制度も利用しながら、ご本人の意思も当然ですけれども、ご家族の理解、そして地域のバックアップがあって初めて地域の防災、それから安全を守れるという認識でございますので、そういう制度も紹介しながら、そして利用できるように、使いやすい制度にできるようにということで、我々も努力してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 3点目に関してなのですが、町内には様々なボランティア団体があり、いずれも人手不足、成り手不足などが深刻な問題になっていると思います。今後消防団だけではなく、ほか団体でも参加しやすい、したくなるような取組を模索するためには、アンケートは効果的だと思います。そこで、せっかく集めたアンケートを有効に活用していくだけだと思いますので、来年1月から行う消防団員待遇改善アンケートの回収後の取扱いはどうなっているでしょうか、最後にお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

アンケートの結果につきましては、一般の方に公表するかどうかというのまだ未定でございます。ただ、消防団の本部、それから消防団員、やっぱりアンケートを出された方が一番気になると思いますので、当然消防団の皆様にはこの内容についてはしっかり公表して、お互いの処遇改善のためにどのようにしたらいいかということで、検討する材料にさせていただきたいというふうに思っておりますので、現在のところはここまでのお答えとさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、町の消防団、はっきり言って今は住宅火災とか専門的なあれについては、もう広域消防本部があるので、本町であれば矢巾分署、例えばこの間できたプロロジスパーク盛岡、ここもやっぱり火災がもし発生したというときの対応をちゃんと分署とうちらの町の消防団、または地域の部がちゃんとすみ分けというか。それで、今町の消防団がなぜ必要なのかと。もう今そういった広域消防本部とか、いわゆる大規模災害があったときに、消防団の体制整備がしっかりしなければ問われるわけです。

そこで、今私たち、議員さんの中でも消防の団員のOBの、私も一応、OBですが、私はちょっともう駄目団員だったのであれですが、いずれははっきり言って機能別団員とかのほかに、これからは大規模災害のときには、今防災士も養成しておるのですが、町民、地域総ぐるみで、まち総ぐるみで対応していくかなければならないと。それを消防団だけに任務を負わせるこというのは、これから大変なことなので、そこで議員さん方にもお願いなのは、ひとつ団員の確保も含めて別な方法を今考えているのは、地域にはそれこそ防災士が今41、今度45になるので、養成させていただいておりますので、そういう防災士の人たちを中心とした大規模災害とか、それから今地域に入ってハザードマップとか、いろんな説明会も開催させていただいておるわけで、何か一つできるのであれば、昔は婦人消防協力隊とかあったのですが、そういうものに代わる、災害時もいわゆる全町民が防災意識を持って対応しなければならない、もう今そういうときに来ているのではないかななど。自らの命は自ら守る、地元の地域は自分たちで守るのだというようなやはり仕掛けをしておかなければ、これから大変だと思うのです。

だから、団のあれがなかなか難しい、団員の確保が難しいというのも、いわゆるポンプ操作とか、またはこれから来年であれば出初め式とか、もう本当に、あとは6月に行う大会とか、いろんな行事があるわけで、そういうものも一つ一つ丁寧に見直しをしながら、

入りやすい環境、お金だけではなく、そういう環境づくりを醸成していきたいなと考えておりますので、あと参考のためにも、岩手医科大学の学生がやはり学生消防団に関心を持ってもらったということで、そういうことも一つ一つ丁寧に拾い上げてやっていくことが大事ではないかなということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ないです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 次に、3問目の質問を許します。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） イベント開催時における熱中症対策について、町長にお伺いいたします。

この夏は、過去最高を大きく上回る暑さで、全国では児童や生徒が熱中症で亡くなるという痛ましい事故がありました。本町でもこのようなことがないよう、基本に立ち返り、来年の熱中症対策を十分に考える必要があると思います。

町としてもイベントを実施する場合、想定以上に暑熱環境が悪化し、熱中症患者の発生など、不測の事態が起こる可能性を考慮し取り組まれていると思いますが、7月29日の徳丹城西門マルシェについて、その日は午前10時前、既に30度を超えており、午後2時頃の34.9度を最高に、夕方6時過ぎまで30度を下回らず、暑さ指数も31を超えており、指針では厳重警戒で外出を避けるとなっていました。

しかし、当日の11時25分にわたまるメールにて、徳丹城西門マルシェを開催中とさらに参加を呼びかけるなど、酷暑日に迫る中のイベントの開催を疑問に思います。町民の命と健康を守るため、イベント開催に伴う暑さ対策を今後どのように取り組まれるのか、以下お伺いいたします。

1点目、環境省の夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2020に沿って、イベント企画時点での対策は適切に行われていたのでしょうか。

2点目、不測の事態が起きると、救急車両の不足や医療体制の逼迫により、医療機関への迅速な患者の輸送ができない。台風接近のため被害が大きくなる可能性があったことから、9月に開催予定だったチームオレンジやはば祭りは中止したが、徳丹城西門マルシェは参加者やスタッフに配慮し、中止の検討はされたのか。

3点目、特に高温の時期など、イベント中止の判断基準などはあるか。

4点目、イベントによって従事者は、出展者など個人だけではなく、町職員などもいると

思うが、熱中症による労働災害を防止するための安全衛生体制などの措置は講じているか。

以上、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　イベント開催時における熱中症対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、徳丹城西門マルシェにつきましては、史跡徳丹城跡の西側にあります駐車場を会場に、フリーマーケットやクラフト、キッチンカーなどの出店で、午前10時から午後2時まで開催したところであります。当日は晴天で、気温も高くなる予報だったことから、会場内に暑さ対策として、来場者用に日陰となるテントを4張り設営したほか、熱中症を含む傷病者の発生に、ここはちょっとあれですが、傷病者というのは極端な例ですが、そういう方が出たときに備え、看護師を1名待機をさせ、歴史民俗資料館内のエアコンを設置した部屋を応急処置の場所として確保し、冷たい飲料と氷等を準備するなど、環境省の夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドラインを参考に、万全を期して開催をしたところであります。

2点目についてですが、イベント開催時には必ず紫波警察署や盛岡南消防署矢巾分署に事前の協力依頼を行っているほか、会場が砂利の駐車場で、アスファルト舗装の会場より照り返しの影響が少ないこと、日陰となるテントの設置や応急処置体制を整えたことから、本イベントは中止せず、開催することとしたものでございます。

3点目についてですが、イベント中止の判断基準は特に設けておりませんが、今後も参加者や従事者の安全を第一に考え、判断基準の設定や開催時間帯について検討してまいります。

4点目についてですが、今回の徳丹城西門マルシェとして7月、8月、9月と3回開催したところでありますが、従事する職員には小まめな塩分、水分補給の徹底など、熱中症対策を講じているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋　恵議員）　1点目に関してなのですが、念のため、特に高齢者、乳幼児、車椅子で移動する人や身体に障がいのある人などは、熱中症のリスクが高いことから、会場にポスターや注意書きで応急処置の場所の掲示が必要だと思われますが、当日は掲示したりした

のでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

当日は、本部席、本部と同時に救護所ということで掲載をしておったところでございます。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 乳児は話せませんし、幼児や高齢者は熱中症に気づきにくいので、健康な人だけではなく、全ての人への細やかな対応をお願いいたします。

次に、3点目についてですが、イベント中止の判断基準は特に設けていないとありますが、これは町として荒天時も含めイベントの中止の判断基準がないのか、それとも暑熱環境による熱中症を想定しての中止の判断基準だけがないのか伺います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、熱中症対策、議員今回ご質問したのは、やはり今の日本の状況を踏まえて、特に矢巾町も同じような状況でのご質問だと思います。国ほうにおきましても、今年気候変動適応法を改正しまして、いわゆる今まで気象庁とか環境省のほうで出していました熱中症警戒アラートというのがありますけれども、これ今まで法的な位置づけがなかったのです。それで、やはりこの状況を踏まえて注意してくださいということで、このアラートを出していったのですが、来年度からはこれが法律、先ほどお話しした気候変動適応法に規定して、もう法律上の警戒情報ということで、1段格上げした状態で国も取り組むというふうになっておりまして、当然その中では我々地方公共団体も同じように取り組んでいかなければならぬというふうになりました。今はそこに向けて、矢巾町で熱中症対策としてどういうふうなことをやらなければならないかというのを洗い出ししなければならないと環境担当としては思っております。

今ご質問のあったイベントもですし、あるいはいろんな町が管理している施設もそうなのですが、今まででいう熱中症警戒アラートのさらに上の特別警戒情報というのも今度位置づけが出て、今まで日本で出たことはないのですが、そこは本当にもうかなり危険な状態だというふうな情報も出るような体制づくりになってきておりますので、そういうときにどういうふうにイベント、それから施設で対応しなければならないか。今ご質問のあったどうい

った警戒レベルのときにはどういう対応をする、あるいはイベント自体を中止するというのを、本町各課、イベント、それから施設担当課と一緒にこの対応方法をちょっと当課を中心となって検討したいなと思っているところでございます。これは、先ほどお話しした法改正が来年度でございますので、それに向けて体制をつくっていきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 今はないということでしょう、全てにおいて。

（「ないです、はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 今の説明で分かりました。町民や参加者の命を守るため、生命、体等の安全配慮義務をできる限り適切に、速やかにお願いしたいと思います。

次に、4点目に関してですが、ここ近年、世界的に温暖化の影響もあり、夏場は猛暑、酷暑が早くて長くなっています。今後も徳丹城西門マルシェは、徳丹城周辺の活性化にもなりますし、継続実施を希望いたしますが、行事が立て込んでいるとはいえ、この時期を避けて企画はできなかつたでしょうか。今後開催の時期を再検討されることを期待し、質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今回の西門マルシェにつきましては、新規事業ということで、まずやってみようということで始まったところがきっかけでございます。そういった中での高温ですとか異常気象、こういったものがこういったイベントにも影響してくるというのは、改めて感じたところでございます。西門マルシェに限らず、この前行った10月1日のロードレース大会、このときも残暑がかなり長引くという予報があり、これ1週間ずらしたほうがよかったのではないという意見もあったりで、そういったイベントにつきましては開催時刻など、そういったものも工夫しながら、引き続き開催に向けて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それで、今徳丹城の西門のマルシェだけ取り上げられておるのですが、例えば町のロードレース大会なんかも、これらもやはり暑さ対策を心配したので、これも実施するかしないか、そういう判断は最終的にいろんなことを勘案しながら決めていくのですが、そこで私も西門マルシェには顔を出させていただいて、一番暑い日にまず最初行って、

確かに暑かったです。

それで、議員さん方にもお願ひですが、やはりそういった徳丹城の活性化を図りたいと、担当課はそういうことで熱き思いで対応しておるわけで、ちょっと間違って前の日行ったら、徳丹城の草刈り部隊で議員さん方とお会いして、やっぱり私も徳丹城のマルシェを何とか成功させたいということで、そういった状況の把握とか、必ず一々全部報告することではないのですが、トップの責任として、今の何か起きたときの対策を常に想定して対応しておりますので、ただ足らないところも必ずあるわけですので、終わってからではなく、何か今もう緊急にこういうことでやはり中止すべきとか、延期すべきではないかというようなことがあつたら、ご遠慮なくご意見を賜りたいと、事故が起きてからではあれなので。今年の夏祭りも実は非常に暑くてあれだったので、いずれそういったこれからの中さ対策、それから開催の時期をずらすとか、いろんなことを想定しながら取り組んでいかなければならぬので、どうかやつたことに対してどうだったと言うよりも、やる前にみんなで知恵を出し合って、そして私たちは徳丹城のあそこの西門マルシェを通して活性化を図りたいと。最後に、マルシェとは別に曲家の前でやつたのですが、そのときは地元の選出の国会議員も来てもらつて、私最後までおれなかつたのですが、出演した連中が涙して、また来年も会おうと、そういう取組をしているということをぜひ分かっていただきたい、応援していただきたいなということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）以上で1番、高橋恵議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を14時20分といたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（廣田清実議員）再開いたします。

次に、16番、赤丸秀雄議員の一般質問を受けます。

赤丸秀雄議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（16番 赤丸秀雄議員 登壇）

○16番（赤丸秀雄議員） 議席番号16番、新誠会、赤丸秀雄です。1問目の質問は、第8次矢巾町総合計画の策定について伺います。

現在町では、来年度から始まる第8次総合計画策定に向け、鋭意取り組んでいる状況であります。議会でも特別委員会を設置して、当局の説明に対し意見などを述べておますが、私も町民から問合せをいただいている点があることから、以下の項目について、実施計画などと併せ、将来の方針、方向性についてどう考えているか伺います。

1、まちづくりの基本であるコミュニティ組織の在り方を地域と町が協働で検討すべき時期であると強く感じます。第8次総合計画前期基本計画にも関連する項目を掲げていますが、現状の課題、問題などをどう捉え、方向性や地域とともに歩む具体的な取組内容をどう考えているか伺います。

2、生活相談支援体制の充実を掲げていますが、窓口のワンストップ対応は基本であります。望むことは、一歩踏み込んで待ちの相談だけではなく、相談者の時間に合わせた訪問相談の強化を図ることも必要と考えるが、見解を伺います。

3、西部地域観光の活性化を8年計画でどのように実施する方針であるか、それぞれの観光資源について体系的にまとめる必要性を感じるが、どのように明示するつもりか伺います。内容は、ヒマワリ畑、南昌の湯、幣懸の滝周辺、城内山や南昌山、ジャンパランドと煙山ダム、水辺の里、総合グラウンド等々についてであります。

4、町内3小学校の施設、特に校舎、プールなどが老朽化してきてています。実施計画など、方針策定する必要を感じるが、どう考えるか伺います。

また、町民は、小学校の児童数格差に対することを気に留めておりますが、機会あるごとに町民説明を行う考えはあるか伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 16番、赤丸秀雄議員の第8次矢巾町総合計画の策定についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、コミュニティ組織の在り方につきましては、役員の多忙化や後継者不足、事業の負担感の増大、地域住民同士の結びつきの希薄化など、多くの地域がそれに問題を抱えていると伺っております。これらの問題に関しましては、各地域で具体的な状況や背景が異なることから、町が一律に解決策や望ましい組織の在り方を示すことは困難

なことから、それぞれのコミュニティに対して個別具体的なアプローチを行いながら、支援を図る必要があると考えております。

具体的には、各地域において住民の方々が一堂に会し、地域の問題や組織の在り方などを考えるコミュニティワークショップ等を幅広く展開し、町も地域の皆さんと一緒に参加しながら、解決に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

2点目についてですが、生活の困り事や不安など、様々な相談への対応につきましては、相談者が役場に来庁して相談するほか、来庁が困難な方に対しましては電話連絡を行った上で、職員がご自宅等を訪問し、相談支援を行っております、引き続きお一人お一人の状況に合わせた柔軟な相談支援に取り組んでまいります。

3点目についてですが、西部地域の活性化につきましては、主に本町の自然環境を生かした取組を進めてまいります。一例といたしましては、城内山は身近に登ることのできる里山であり、町の田園風景と都市化が進む町内一円を望むことができるほか、町のシンボル的な存在であります南昌山は宮沢賢治にゆかりがあり、初級者から上級者までを受け入れることのできる山であり、令和4年度には展望台を改修したことで、さらなるPRを図ってまいります。

また、短時間滞在型の煙山ひまわりパークは、町の観光スポットとして定着しておりますが、近隣のやはばアスレチックパークジャンパランド、体験型の施設と併せて観光コースの提案を行うほか、菜の花と矢巾温泉といった四季を捉えた複数施設により、相乗効果を図る取組を検討してまいります。

さらには、今年新たに煙山ダムの活用方法を検討し、水上スポーツであるサップ教室を実施したところであり、新たな活性化策として引き続き取り組んでまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、第8次矢巾町総合計画の策定についてのご質問にお答えいたします。

4点目についてですが、町内3小学校は建築から40年以上が経過し、議員ご指摘のとおり老朽化が進んでいる状況であります。これらの施設への対応は、矢巾町学校教育施設長寿命化計画において小規模修繕及び部位修繕を中心に対応することとしております。この計画の実施期間は令和7年度までとなっており、令和8年度からは今までの施設に係る調査結果等

を踏まえて、次期矢巾町学校教育施設長寿命化計画を策定し、対応することとしております。

次に、小学校の児童数格差についてであります、本年5月1日時点において、児童数が最も多い煙山小学校と最も少ない不動小学校の間には約460人の差がございます。教育委員会では、この児童数の偏りは好ましいものとは捉えておらず、令和3年6月に矢巾町立学校通学区域審議会に矢巾町立小・中学校の適正規模、適正配置について諮問し、令和4年9月に答申をいただいております。

今後の方向性につきましては、審議会の答申を尊重し、本年12月に矢巾町立学校の再編に関する基本方針を策定することとしており、その後具体的な計画案を策定する予定であります。この計画案を策定した後に、町民の皆様への説明も含め、各方面からのご意見をいただく予定であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 昨日の質問、また今日の質問でもコミュニティ組織の話が出ておりました。やっぱり皆さん気にしているところはそこだと思います。安全、安心がまちづくりの一丁目一番地であれば、2番手には必ずこれが来るかと私は認識しております。

そこで、コミュニティ組織について質問させていただきます。答弁書に、町が一律に解決策や望ましい組織の在り方を示すことは困難なことから、それぞれのコミュニティに対して個別的にアプローチを行いながら支援を図る必要があるとしています。そのことは、私も含め、昨日、今日質問された方も多くの方は認識しておるかと思います。具体的には、各地域において住民の方々が一堂に会し、地域の皆様と一緒に参加しながら町も支援すると答弁しておりますが、それは具体的にはどのようなことであるのか、再度質問させていただきます。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

ワークショップというのを、地域懇談会も行うのですけれども、少人数で班を組んで、例えば10人未満といった、地域ごとの課題に関して、みんなで話し合って解決方法を探るというふうな方法も一つ取れるのではないかというふうに考えてございまして、そしてその中のまとめ役というか、調整役というか、そういったのにまちの職員が支援して入るというふうな形でできないかというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今課長おっしゃったように、おののの各地域、今回は45行政区が4月からスタートするわけですが、いろいろな課題はそれぞれ違うかと思います。ただ、やっぱりよりよいまちづくりのためには、コミュニティ組織が欠かせないと踏まえますので、ぜひ今課長おっしゃったようなことを、特に新しい行政区のできるところには力を入れていただきたいし、悩み多い行政区がいっぱいあって、町に相談したいような話も随分私のところには聞こえてきます。その辺よろしくお願ひしたいと思います。

次のことでありますが、私も自治会役員を現在まで13年やっていまして、今危惧していることは隣近所のつながりの希薄化であります。災害発生時の共助、近助、当然公助、自助も入るのですが、高齢者への助けがなくなってきたこと。町は、個人情報保護の観点からは住民情報を共有しないと言っております。また、町内の老人クラブに入会しない人が多いために、地元では高齢者を把握し切れないのであります。私の地元では33%以下であります。

それから、自治会費は納めるが、自治会活動、運営に協力しないという発言を公然とする住民もあります。この中には、町の一斉清掃活動などにも当然出てきておりません。特に社会環境が変わった10年前頃、それ以前から厳しいものとなって、コロナ禍の3年間は特に一層厳しいものとなりました。この状況に対して、ほかの意見があれば見解をお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 今当課で進めていることに関しましてお答えしたいと思います。

いずれコミュニティの問題を全て解決する、それを町で解決するというのはなかなか難しいことなのですけれども、そして地域によって問題が異なるというのは町長答弁のとおりでございます。問題を共有して、お互いの先進事例になるものを学ぶ機会といたしまして、コミュニティ同士の情報交換会というのを今年度2回やってございまして、これが自治会の役員さんに参加いただいているわけですが、大変好評でございます。それこそ班単位で、それぞれの悩み事をお互いに聞き合って、うちはこうしている、そっちはどうだというふうな情報交換することによって、それぞれ本当に参考になるというふうな意見いただいているところで、こちらのほうを今後も継続していきたいというふうに考えてございます。よろしくお願ひします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 先ほどの繰り返しになりますが、安心、安全の次にコミュニティ組織の在り方は重要と踏まえますので、今課長おっしゃっていただいたようなことは、町として、全体として取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、西部地域の活性化のことで伺います。自然を活用して、矢巾らしい観光の在り方、そして人が散策に集う在り方を次期総合計画に具体的に盛り込むことを期待しての質問でありますましたが、ちょっと具体性に欠けるので、再度確認しますが、どのような構想を8年先に描いているのか、何かお話しできることがあればお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 先ほど町長の答弁の中で、一例としてということで何点かお話をさせていただいたところでございますけれども、上位計画である8次総の中では、西部地域の観光活性化について、まず方向性としてですけれども、町のシンボルである南昌山麓に広がる自然豊かな観光スポットと連携し、西部地区エリア全体の魅力を発信しながら、人を呼び込む地域づくりを進めますということで、これは方向性でございますけれども、情報発信ということもございますけれども、矢幅駅にできました情報発信ステーションico-tも含めまして、そこから町全体、特に西部地域の観光情報、あるいは観光コース、例えば先ほど町長の答弁にもありましたけれども、いろんな施設の組合せ、そういうものを提案できればいいなというふうに考えてございます。

8次総の下位計画でございます観光ビジョンの中でも西部地域活性化について触れてございまして、そういう観光ビジョンを基に、今後具体的な方向性、構想を進めてまいりたいというふうに考えてございます。今のところ具体的な構想というのがまだ形になってございませんで、例えば先ほど別の議員の一般質問での町長答弁にもありましたとおり、旧マレットゴルフ場、今土砂がいっぱい積まれているわけでございますけれども、そういうところも活用の方向で、土砂を取り払った後に、これは内部で検討されていることなのですけれども、例えばオートキャンプ場とかに活用するとか、そういう一応検討もしてございます。具体的にそういうものは、民間事業者とやっぱり組んでやらないといけないところもございますので、そういう一つ一つ構想を検討しながら、西部地域の活性化につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 財政が厳しいから一つ一つということしか言えないと思いますが、せっかく総合計画、8年間の基本計画をつくるわけです。その中で、佐藤課長がいつまでいらっしゃるか分かりませんが、8年先に夢をどのような形で、絵にすることはお金がなくてもできますから、そういう構想だけでもやっぱりつくっておくべき必要性を私は感じます。次の項目の中でお話しするのだけれども、今はお金ないけれども、仮にふるさと納税が15億とか20億のとき、そういうところに回せる金ができるかもしれません。そういうところも踏まえて、やっぱり将来構想はつくっておく、それは何も公表する必要ございませんので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問は、煙山ダムの活用に水上スポーツのサップ教室を実施したとありますが、教室の参加人数や、町内にサップ人口はどの程度おられるのか把握しておるでしょうかという部分と、煙山ダム、53年前の岩手国体オープン競技でカヌー競技を開催したわけですね。矢巾町のカヌー協会も、それに合わせて設立されたと聞いております。ぜひこういう部分をお聞きしたいので、質問します。サップ人口の部分、ちょっと分かる範囲でお願いします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） サップに関しましては、二、三回講習会という形で今年やらせていただきましたけれども、PRの仕方がちょっとうちのほうがまずかったのかどうかは分かりませんが、なかなか参加してくれる方が少なかったと聞いております。多くても10人ぐらいというふうな、1回にわたって10人ぐらいというふうに聞いております。どうしても人数多くなると、水上スポーツでございますので、事故とかあった際には大変でございますので、やはり人数は限られた中でやりました。

それで、県のサップ協会の助けをいただきながら、援助をいただきながら進めていったところでございますけれども、町内のサップ人口というのはちょっとうちのほうでも把握していないくて、恐らく煙山ダムをベースにはしていないと思います。例えば御所ダムとか、そういったところをベースにして活動しているかと思いますけれども、私のほうではちょっと捉えておりませんので、申し訳ございませんが、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今スポーツも多様性になっていますので、今は競技人口が少ないかもしれません、その辺の頃はよろしくお願ひします。

次の質問は、児童数の学校格差が生じることはという部分の質問で、後で質問項目をお話ししますが、まず地域住民関わることも多くありますと。ただ、町民の思っていることは、例えば人数が多いから合奏で全国的規模大会に出場できるとか、それからクラス編制ができれば、マンネリ化が防げて、学習や運動に活力が生まれるなどと想定していることだと私は感じております。私、4小学校が取り組んでいる特徴、特筆すべき内容や県内の小学校規模の実態を聞かれる住民の方々にはお話しはするのですが、聞かれた方は目の前の事象を捉えがちになることが実態ですので、事あるごとに説明は教育委員会からお願いしたいという部分の質問がありました。

質問ですが、今述べたこととは直接関係ありませんが、教育委員会で定める教育施設長寿命化計画や学校再編に関わる基本方針は、上位計画の町総合基本計画策定と連動するつくりとなっていないように私は感じておりますが、その辺はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、第8次の総合計画に関わっては、これは町の計画とスタート年は一緒ということになります。ただし、その後、町の場合には4年、4年の8年のスパンになりますが、教育のほうの基本計画は国の計画が5年ごとというスパンになっておりまして、これが県も同様でございますので、その部分に合わせて今後は5年というふうなスパンで考えてまいります。ただし、我々の方針といいますか、教育振興基本計画、これの最上位の計画は町の総合計画でございますので、その辺りは情報の連携を取りながら、方向性がずれないような形で取り組んでいくという形で取り進めてまいります。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　この項の最後にしますが、今回再質問した内容で、このような部分がやっぱり町民の方も気にしているところであります。我々は、当局側から8次総の、ゼロ次案、1次案かもしませんが、まず1回は聞いております。あと3か月間の中で2回ほど説明があるようなので、その中で明確にしますが、私が今説明した部分で何かお答えできる見解があればお聞かせ願って、最後の質問といたします。

○議長（廣田清実議員）　すみません、もう少し具体的にお願いします。いいですか。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） では、お答えさせていただきますが、第8次総合計画の中で、特にも西部地域の活性化のお話もあったのですが、やはり併せて東部地域の活性化も考えていかなければならないということで、今水面下で交渉させていただいているのは、まず徳丹城の周辺に、今西部だけでヒマワリ畑をやっているのですが、年明けたらばヒマワリの種をまいて、今のところ4,000平米ぐらい、分かりやすく言うと4反歩ですね、今用地お借りすることで、水面下で交渉させていただいておりますので。あと、西部地域は、いわゆる煙山ダムとか城内山の周辺だけあれなのですが、例えば北伝法寺、この間も釈迦堂の公民館で勉強会があつたのですが、釈迦堂、それから館山にも登られたことがあるかと思うのですが、その途中にお花畠があったのです。今これも手入れがなされておらないので、やっぱりそういった一つ一つ。あとは安倍の道、もうこれも分かるところと分からないところが、何か紫波町までは安倍の道というのは明らかにされておるのですが、矢巾に入ってからちょっと途切れ途切れになっているところがあるので、そういった安倍の道とかも含めて、いずれお金かけることもそうなのですが、みんなでアイデアを出しながら西部地域、東部地域の活性化。

そして、今のところ観光協会も、私会長をやらせていただいておりますが、できれば来年の1月から準備期間として、まず観光協会の専任の職員をお願いして、4月から本格的に、やはり読んで字のごとく、観光というのは光を観る、まちの光を観ていただきたいと。今ままであれば、やはりただただあれなので、しっかりした観光振興の基本計画をつくって進めていきたいなということで、ちょっと時期を逸したと言わればそれまでなのですが、第8次の総合計画の中に観光振興も取り上げていただいて、あれをしっかりサポートする観光協会の事務局の体制も整備していきたいなと考えておりますので、そのところはひとつご理解。

それから、今日は議員さん方にオフレコの議場でお話しするのはあり得ないことなのですが、今藤沢第2地区に、これまだしっかり決まっていないのであれなのですが、スイミングスクールの話が持ち上がっているのです。前には県の水泳連盟から、赤丸秀雄議員さんもあれで、まずできるのであれば県営プールをというようなお話を過去にはあった。だから、そういうことも含めて小中学校のプール、もしそういうふうなものが想定されるときは、そういうところともよく協議しながら、そして今老朽化したのをまた新たに造り直すよりも、そういうものをうまく、もうプール熱とか、いろんな問題も抱えておりますので、その辺のところはまず町の教育委員会ともよくお話し合いをしながら、学校現場ともあれして、できるのであればスイミングスクールとか県営プール、誘致できた暁には、もう1年を通して、そし

できれば水泳でオリンピック選手を出せるぐらいの意気込みを第8次総合計画では考えておきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひをいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 2問目は、ふるさと納税取組の強化について伺います。

当局から、再三財政が厳しいと聞かされることが多いが、知恵出しそれば幾ばくかの財政を潤し、町民の幾つかの施策要望に応えることができると思います。

そこで、以前の最多額15億円を超えるふるさと納税額に匹敵するよう、町民一丸となって取り組む体制構築を望むことから、以下提案を含めて伺います。

1、10月から一部ふるさと納税に対する運営制度が変わったようありますが、当町ではどのように見直しを図り、今後のふるさと納税額の推移をどのように想定しているか。また、先月までの金額は目標値に対してどうであるか伺います。

2、国、県内の各自治体でも工夫を凝らし、納税額アップに苦心しています。全国のアイデア事例が多く公開されておりますが、それらを参考にする考えについてどうか伺います。また、町では何を主眼として今後取組強化を図るつもりであるか、方向性も伺います。

3、ふるさと納税を何に利用するか、全国にアピールをして取り組む方策を掲げている自治体があります。町も第8次総合計画がスタートするタイミングで、目的を明確にし、さらなる強化を考えてはどうか。そのために、マーケティングにたけている町民の中から会計年度任用職員を募って、取組強化を行う考えがあるか伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ふるさと納税取組の強化についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本年10月の国の告示改正に伴い、本町では返礼品の地場産品基準の厳格化により返礼品を精査した結果、今年度は昨年度の7割程度の寄附額と見込んでおります。また、10月末までの寄附額は約2億6,000万と、厳格化前の駆け込み需要により、同時期の対前年度比で約160%で推移しております。

2点目についてですが、各自治体におきましても趣向を凝らした返礼品が公開されており、

本町でも他自治体の先進的な事例を参考に、矢巾ファンの獲得を目指し、地域特性や地域特産品等の掘り起こしに努め、来町していただける流れを創出するべく、既存のペイペイ商品券のほか、町内店舗のみで使用可能なクーポン券等の事業者発案の新たな返礼品を追加することとしております。返礼品を選ぶだけのふるさと納税制度ではなく、応援したい自治体を選んで寄附するという制度本来の趣旨にのっとり、町の魅力を発信して、事業者の販路拡大の支援に努めてまいります。

3点目についてですが、ふるさと納税の使い道を選択して、まちづくりに関わることができるものもふるさと納税の魅力の一つであることから、具体的な使途、いわゆる使い道を明確にすることで、賛同される多くの方々に応援していただけるよう努めてまいります。

また、さらなる強化を目指すためのマーケティング戦略につきましては、ポータルサイトの特性を生かした販売戦略を立てて既に取り組んでおり、費用対効果を見極めながら、引き続き効果の高い施策を推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まず1点、単純な質問をさせていただきます。

今年度の昨年度に対する部分で、7割程度の寄附額にしかならないような答弁でしたが、10月末では160%という形で言っていますが、去年の5億8,000万に対する7割程度なのか、これは控え目に見た金額でそういう答弁したのか、まず確認させてください。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 昨年度5億7,800万ということで、令和5年度は一応予算額ベースで4億ということだったのですけれども、昨年度の7割5分ということで考えていただければと思います。予算額4億については、これはあくまでも見込みでございますけれども、十分間に合うのではないかというふうな見込みを立ててございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 分かりました。目標に対する7割、去年の7割ということであれば、当然4億は達成できる額なので、1つは安心しましたが、それではちょっとお話をさせていただきます。皆様もご存じだと思いますが、ふるさと納税の現状、概要を少し話させていただきます。

ふるさと納税は、2008年にスタートして16年目となり、当初は全国で総額81億円程度であったものが、昨年、2022年度は9,654億円と1兆円近くにまで来ております。市町村別人口1人当たりの実質収支の資料が今週出たのですが、トップは400人の村の和歌山県北山村で122万何がしと。それから、東北のトップは、矢巾町の友好都市である普代村が11万二千八百何がしという発表で、東北でトップだそうです。総額では、宮崎県の都城市、ここが195億円という形で、上位6自治体が100億円を超え、26番目の自治体までが50億円を超えているものが現状であります。

本町の過去を見ますと、私が議会にお世話になった過去8年間の推移ですが、平成27年、109万円、28年、397万円、29年、1億7,200万円、30年に今までの最高の14億400万円、以下5億7,000万、7億500万、5億7,900万という形で本町では推移しております。

私、28年に初めてふるさと納税の質問をしました。そのとき300万円台だとあったので、町長に2桁数値が違うのではないかと、3億だったら分かるのですがというお話ををして、そうだな、頑張ろうなというような意味合いの回答をいただいたことを記憶しております。その後、職員の努力もあり、その次の年には1億7,200万、そして2年後には10億何がしという形になっています。

そこで質問ですが、北山村は英語教育に力を入れることを宣言して取組強化を図った結果が先ほどのような話、それからこの自治体以外にも民俗資料館の修繕や若手起業家の支援の部分、建物であったり、パソコンであったり、そういうところの支援を明確にして、目的を明確にして取り組んだ結果が結構いい成績のようです。このような取組がありますが、当町ではこれに対してどのような見解をお持ちなのか伺います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 細かい目的別の寄附集めということになりますと、何かクラウドファンディングのほうがどっちかというと似合っているのかなというふうに、ふるさと納税だと若干、地方創生計画の中でも定めているものの中で使途を決めているという部分ございますので、確かに今赤丸議員お話しのとおり、一つの目的をもう少し明確にして全面的に出せば、それに集まるお金も多いのではないかというのは確かだと思います。その辺は、今後ふるさと納税のPRの仕方として考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） その考えも一理あると思います。私は以前から、ふるさと納税は真

心と誠意、そしてアイデア勝負だと今まで述べてきました。普代村は、職員が配達以外は自分たちの手作り取組でありますという部分。それから、去年大幅に伸びたのが山形県の上山市、ここは少額返礼品を設けましたら、約2.5倍の27億円を集めることができたと、返礼品額も3,000円程度。ここは、たまたま米粉を使ったショートクリームですか、それが受けて、半年待ちとかというような形で話題にも乗っております。

当町でもヤマブドウを使ったサブレとか、それからこの前資料を頂いたのですが、スイーツですか、こういうものであれば返礼品を、何も万単位でいただきなくとも返せる品物であるかと思います。そういう工夫も私は必要ではないかと考えております。ですから、当町も力の入れ方では、まだまだ取組強化を図れば、額が前達成した15億並みのものが果たせるのではないかと思っておりますが、この辺はどのように考えておるのか再度伺います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、赤丸秀雄議員に今叱咤激励をいただいたと思っておりますが、いずれこの制度がスタートしたのが平成20年、私が町長に就任させていただいたのが平成27年で、27年に就任したときにふるさと納税の実態を職員から聞いて、本当にがっかりしたのです。先ほどお話をあったとおり100万程度で。そこで、やはりふるさと納税に力を入れなければならない。当時の担当職員から聞いても、ふるさと納税の意味も分からぬでやっていたと、ふるさと納税していただいたところから苦情が来たということで、そこが本町のふるさと納税の起点で、平成20年から26年までは全然ふるさと納税の取組がなかったのです。

27年からスタートして、それで今ここまで職員の努力によってまず実績を築き上げることができたのですが、ただ赤丸秀雄議員がおっしゃるように真心と誠意、それも大事なのですが、やっぱり返礼品になるもののあれが、今度また原産地表示が厳しくなるということで、本町では本当にこれからある意味では厳しい取組が求められるということで、今1つは、まだあれなのですが、できれば遅くても年度内、できるのであれば、相手方はもう進んでおるのですが、うちのほうの対応がちょっと遅れているので、葛巻町と一緒にふるさと納税の共通返礼品と。これはもうトップ同士で了解をもらって、やるべということで今進めております。ただ、進めるのには、やはり返礼品の内容をしっかりとあれして、または皆さんのここに何といったってふるさと納税をやっておあげしたいということを、そういうものを今内部で検討させていただいております。

あともう一つ、これがどういうふうに化けるかどうか。実はこの間、保養センターと秋ま

つりにおいてになっていただいた大江裕さんが、矢巾町のアンバサダーになっていいということの了解をもらったのです。今企画財政課のほうで、これもなかなか進まないのですが、大江裕さんが矢巾町で、私でよろしければぜひ協力をさせていただきたいというような、そういうことを一つ一つ積み重ねながら、あとは煙山の佐々木弘見さん、皆さんにもコピーをおあげしたはずですが、あみちゃんライズで、いわゆるスイーツですね、私はあれはうまくいくのではないのかなということで、共通返礼品の中にあれも考えていきたいなということで、議員さん方からもひとつ。

今ヤマブドウのお話とかがあったのですが、絶対量、特に今年は不作であれなのです。だから、そういう意味でこれからヤマブドウもあれなのであれば、できるのであれば耕作放棄地とか町有地をあれして、やらなければ前に進まないわけで、そういうことでふるさと納税、これまで最高額十四、五億やったのですが、もうそういうことを目標にして進めていきたいということで、これは赤丸秀雄議員さんの思いと私たちの思いは、本当にへちよことへちょこがぴたっと一致する、そういう思いでありますので、そういうことを捉えながら返礼品、ふるさと納税に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）町長もそういうところ、私が言うのもあれですが、努力されているというのは聞いておりますし、また何よりも通称企業版ふるさと納税のところは、やっぱり町長裁量で、トップセールスで確保しているというのも当然だと、当然というのはいただいているのがすごいなということの当然でありまして、そういうところに努めているというのを認識しております。

次の質問は、矢巾町は返礼品の話をすれば、音楽のまち、スポーツのまち、一頃は日本一の餅まき、現在は県の対がん協会や岩手医科大学附属病院もあります。人間ドックとイベントを抱き合わせ、地元ホテルとの連携によって、またそのイベントの部分であれば、ニューヨーク・タイムズで紹介された盛岡市の観光とタイアップを考えた施策、返礼品、この辺も矢巾町を売り出すきっかけではないかと。また、町で売り出している、先ほどの繰り返しになりますが、ヤマブドウ商品、サブレや、今町長おっしゃっていただいたスイーツ、これは少額返礼品に対応可能でありますし、それから米や牛肉は、県産であれば返礼品に含められるということで政府の方針も出ていますので、それらを、矢巾町では米、リンゴ、野菜等の小分け配達をきめ細かく行えば、まだまだ納税額を増やせる余地が私としてはいっぱいある

と思うのですが、その辺について担当課長はどのようにお考えなのか伺います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今議員ご発言の中で、対がん協会の話もありましたけれども、一応体験型の返礼品ということで、こちらはパッケージとしてあります。実際今ありますので、そちらを利用している方々もいらっしゃるかと思います。

あと、小分け配送につきましては、ただいま定期便というものがございます。要は一回に返礼品を受け取るのではなくて、毎月小分けで頂くといったものもございます。一度に小分けで、いろんな返礼品としてお送りするということも可能ではございますので、そこはやり方だと思います。いろいろなご意見を承りながら、またニーズ調査もしながら、そこは努めてまいりたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今課長おっしゃったように、小分けも考えていただきたいのもさることながら、人間ドックは、これは県のがん協会とタイアップしている、返礼品に入っています。ここで一步踏み込んだ話をしてほしいのです。ただ入れているのだ。来る方は、新幹線で来たり、飛行機で来たりするのです。知らないところに来て検査を受けるわけですから、その後のフォローとか、そういうのもタイアップして、それから今お話ししようとしているのは、ふるさと納税を納める方は、結構節税対策のためにやっている方があつて、30万、50万の寄附を何とも思っていないのが調査からいえば25%もあるのです。そういうところをターゲットにすればいいのと、それから先ほど私言った少額返礼品の部分もきめ細やかにやつたり、それから私東京にも2回いたのですけれども、米2キロか3キロです。それ以上のものを買ったって、置くところないです。それぐらい狭いのです。そういうところも考慮すれば、やっぱり小分け配送は絶対必要だと思うのですが、その辺をぜひ考慮していただきたいと思います。

それで、質問は、マーケティングにたけている町民や矢巾にゆかりのある方を雇用して、取組強化を図ることを提案したいと考えます。雇用契約は、やっぱりこういうものですから、1年契約がベターであると思うし、それを20万や何ぼで雇用するのではなく、四、五十万かけて、最低でも年間500万ぐらいおあげできる。それから、今目標が4億、5億です。それに対して、この人がやつしたことによって6億、7億になったときは、最大で500万程度のインセンティブをつけるとか、成果報酬型の雇用をすればやりがいもあるのです。これ全国の

自治体で、やっているところはあるのです。そういうところ、民間にいれば当然の話ですけれども、これが行政としてはできないのであれば、行政で無理とおっしゃるのであれば、非営利組織等への委託でも構わないと思うのですが、そういう形で働きがいのある雇用形態にしないと、増えても増えなくても毎月20万もらえるのだみたいな話になってしまふと、それなりの仕事しかないと私は自分の経験からは思います。

そういうことも考えながら、やっぱり町長が何度も言う、町民も含めてお互いに知恵を出して、アイデアを出し合って、ふるさと納税に少し取り組んで、町財政の少しの潤いでいいですから、夢見てみたいなと思って質問しましたが、これについて見解をお願いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　私のふるさと納税をやろうとしたきっかけは、ちょっと不純だったかもしれません。ということは、ぜひ矢巾町に屋外ドームを造りたいと、そして何とかふるさと納税でため錢をつくって、それをもと、基金にして、ところが財政運営が非常に厳しくて、ふるさと納税のため錢を財政運営に使わなければ収支が合わないということで、だから私は本当に最初はそういう不純な動機で、夢を持って取り組んだのですが、今赤丸秀雄議員がおっしゃるように、ここまであれして、ここで落ち込むのではなく、さらに何とか、今矢巾町でできれば、知事さんもマニフェスト、39の政策の中に、スポーツ医科学センターを考えると、それに合わせて本町に、できるのであれば県営の施設1つ抱き合させてやっていきたいということで、もう一度奮起して、十四、五億の実績をつくったこともあるので。

あとは、何回も言うけれども、担当する職員、知恵比べなのです、これは。もうよそでどういう動きをするか。だから、うちの政策推進監がやったときは、何も彼がいいポリシーを持っているのではないです。よそがどういう動きしているかというのをいち早く察知して、そしてそれに負けないような、対抗した結果だったのです。だから、できるのであれば先ほど言ったように、まだ担当には話をしていないのですが、観光協会を立ち上げて、そして観光振興と先ほどの対がん協会との、今本当にがんというのがあれなので、そういう検診を受けることとか、岩手医大も巻き込んで、そういう地元にあるものを、よく私天地人と言うのですが、天の時と地の利と人の和をうまく利活用して、ふるさと納税にもう一度再挑戦をさせていただきたいと思います。何とか議員の皆さん方からもいろんな意味で、叱咤激励していただくこともあれなのですが、サポートのほうもひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） この項の最後の質問になるかと思います。私も節税している方がそんなにいるのだという部分で、ちょっと勉強させてもらいました。単純にお話しします。まず、所得税や住民税減税のために取組を利用している方がおりますから、12月は普通はボーナス時期ですよね、これが確定したときに申し込むから12月は申込みが多いと。それから、節税も、誰でも節税になるかというと、これは違うのです、当然。医療費控除とか、そういうのを無視して考えてもらいたいのだけれども、250万以下の所得の人は節税になりません。500万では2万8,000円、800万では11万8,000円、1,000万では14万4,000円、2,000万では52万6,000円ぐらいのふるさと納税を最大ですれば、それで節税が半分になるという部分です。

こういう利用をされて東京都とか横浜が一番困っているのは、東京都では令和5年度の予測は675億円の減収、これは土地の価値も違うのですが、いわゆる特養、特別養護老人ホーム75棟を建てる分、100人規模で、高層ビルですから建てますが、100人収容できたとすれば75施設分、7,500人分、横浜市に至っても200億円近くの減税になっていると。だから、東京都はこれに反対しているという部分であります。私もちょっと知らない方もいるのではないかと、こっちの後ろのほうには、そういうことを思って調べてみました。もし見解があればお聞かせ願いたいし、なければこれで終わります。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 通常の自治体であれば、交付税で、要するに寄附として持っていた分が補填されるというふうな制度がございますけれども、東京都とか横浜とか、そういうところは普通交付税の不交付団体ということで、出していくばかりということで、今赤丸議員お話あったとおり、寄附によって損しているというのは現状かと思います。これを国ほうでも問題視してございますし、地元ほうでもただ持っていてかかるばかりで、財源がなくなるということで、そういったことで今国ばかりではなくて専門家の人たちも、やはりこういったふるさと納税の在り方というのがいかがなものかということで、いろんな意見が出てきております。そのたびに国ほうでも制度の見直しをかけたり、今年の10月のように返礼品の厳格化を図ったりとか、そういったもので今後のふるさと納税の在り方については、これからまだいろんな変遷を経て、本来の在り方に行くのかなというふうには思っておりますけれども、やはり矢巾町を応援してくれる寄附者の方に一つの気持ちとして返礼品を出すというようなことは、やっぱりひとつ信念として持ち続けながら、矢巾町の魅力を発信していきたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「この項はないです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1時間過ぎましたので、暫時休憩といたします。

再開を15時35分といたします。

午後 3時23分 休憩

午後 3時35分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、3問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 3問目は、町内移動の利便性向上の交通網整備について伺います。

私、今年1年で4か所の自治体を訪問して、各町の交通網の在り方を学習しました。また、現在では全国の多くの自治体で、公共交通網対策が問題、課題となり、メディアでも取り上げることが多くなりました。そこに、2024年問題による運送業関連の働き方改革が来年4月からスタートし、今でも他業種より賃金が低いと言われる運送業関連の人手不足と離職者が多発すると想定されています。

国では、ライドシェアの検討を始めていますが、観光地や過疎地を対象としたものと私は捉えており、5Gによるタクシーなど、自動運転導入も含め、まだまだ先の近未来の話であります。

このような状況下でありますが、町民の町内外を含めた移動手段をどのように考えているか、以下伺います。

1、全国的な課題、問題として、人口減少や高齢化が進み、公共のバス運行路線が大幅に削減されています。どこの自治体もこの対応に苦慮しているが、住民等の移動手段確保には、自治体財政によるバス運行の委託、デマンド型交通の導入が必要不可欠であります。この運行体制を考える上で共通していることは、利用者の300メートルほどにバス停を設置し、住民の8割以上をカバーし、それ以外のところをデマンド型交通で対応、そしてほぼ年間を通して運行していることであります。このことを町はどう捉えているか見解を伺います。

2、現在の町で運行している予約型乗合バスの利用料金ですが、複数の町民から料金が高いのではという声があり、他自治体の運行料金等を踏まえれば高いと感じます。料金改定、見直しの考えはないか伺います。

3、町は、第8次総合計画策定で町内くまなく説明会を開催して、町内移動手段についてどうあるべきかヒアリングすべきと考えます。よく町は、公共交通対策推進委員会など、有識者の意見を伺いながらと答弁しますが、利用するのは町民であることを第一義に考えることが最重要と思いますが、見解を伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 町内移動の利便性向上の交通網整備についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町で運行しております市街地循環バス及び予約型乗合バスは、公共のバス路線を補完するものとして実施しているものであり、限りある資源を有効に活用しながら、交通空白地の解消を図っております。市街地循環バスは、JRの発着に合わせた運行時間の調整やICカードの導入を行っており、また予約型乗合バスは利用者からの要望による乗降所、やはり乗り降りするところの追加設置など、利便性の向上に努め、平日のみではありますが、通年運行としているところあります。

ご提言の住民の8割という点につきましては、現行の大型バスによる運行では、利便性を担保するダイヤの構築が難しいことから、現在の形となっているものであり、大型バスの運行が難しい地域を含め、町内全域をデマンド型の予約型乗合バスによる対応としているところでありますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

2点目についてですが、本町で実施をしております予約型乗合バスは、その移動方式から、民間事業者によるタクシー事業と競合するものであり、タクシーとの違いを明確にするため予約制とし、乗降所、やはり乗り降りをするところから目的地への移動とすることにより、一律に低廉な料金で町内全域の移動を実現しております。あくまでも採算性を考慮した民間事業者による交通サービスと、公共性を考慮した自治体による公共事業という点で差異があることにご理解をいただきますようお願い申し上げます。

また、他自治体の料金と比較し、一概に高いとの認識にはないところであります。加えて逼迫した町財政において無制限に財源を投入することは困難でありますことから、今後も現在の利用料金を維持しながら、さらなる制度の周知と乗り降りするところの充実による利便性の向上に努めてまいりますので、併せてご理解いただきますようお願い申し上げます。

3点目についてですが、公共交通に特化した説明会は行っておりませんが、町民の皆様に

機会を捉えて、隨時町内の移動手段についてはどうあるべきか、現在の公共交通についての周知に努めつつ、ご意見をいただいているところであります。

また、本町の公共交通会議並びに現在新たな枠組みとして行っております盛岡都市圏地域公共交通会議におきましても、コミュニティや老人クラブなど、地域の代表の方も委員として委嘱されており、様々なご意見をいただきながら進めております。盛岡都市圏地域公共交通計画策定におきましては、盛岡市、滝沢市、そして本町、この矢巾町の3市町それぞれにおいてワークショップや各年代のアンケートを行い、計画策定する予定でありますことから、今後も事業者主体ではなく、利用者の立場からのご意見をいただきながら進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 各自治体のコミュニティバスやデマンドタクシーの運行状況を学習させてもらった結果、私の運行体制に対する考え方も変わってきております。特徴として、単なる市町民の移動の便利さを追求することだけではなく、まちづくりの一環として取り組んでいる自治体が非常に多いことあります。

一例ですが、愛知県の知多半島にある南知多町は若者の定住化と観光客の足確保、それから先日行つきました新潟県見附市は健康維持等イベントへの参加推進、またお隣の零石町は地元タクシー会社の保持と通勤者、買物の足確保など、運行に当たっては地域住民と何度も意見を重ね、まちづくりの在り方を考えて運行時間や乗降場所を設定して、その上で国や県への助成申請を行い、財政措置しているとのことでした。

昨年のバス路線廃止延長は、全国で6,670キロと言われています。政府は、ライドシェア導入を行おうとしていますが、現在の運行規定では、タクシー営業区域外で町中心部から15キロ以上離れたところであります。ですので、矢巾町では法律が変わっても、将来的にもライドシェア導入の適用はあり得ないと私は考えております。

そのことを踏まえ再度質問しますが、今回データ要求や意見交換の中で、当局側もバス運行に工夫を凝らし運営されていることは理解できました。しかし、どうしても改善していただきたいことがあります。1つは、町のイベント開催時は、住民ニーズを把握して、会場まで来たい人の足確保に努めていただきたい。今のデマンド型乗合バスは、土日運行していない部分であります。

もう一つは、徹底して住民説明を行い、町の運行スタイルを理解していただきたいことで

す。短期間に実施願うとは言いませんが、スケジュール作成の上、小まめな対応に努めていただきたいのですが、このことについて見解をいただきます。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

土日の運行につきましては、これまで少なくとも今のデマンドを使っての運行というのは大変難しいというふうな形で、事業者と協議の結果なっているものでございます。ちょっと今後その事業者と再度協議のほうを進めながら、またデマンド以外の方策が取れないか改めて検討してまいりたいと考えます。

あとは、住民説明をしてほしいというふうな件、それにつきましては議員から度々お話を頂戴しているところではございますが、こちらについてはまだまだ確かに周知が足りないのかもしれません、随時機会を捉えて行っているところでございまして、今後さらにこちらの周知に努めてまいりたいと考えております。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まず、土日の運行をデマンド型でやっていただきたいという話をしているのではないのです。イベントを企画したとき、何名の町民等を集めのか、そこに対して足確保、例えばできないかもしれません、スクールバスは土日運行していないと思うのです。要は、運転手を確保すればいいことではないですかというような、極端な例です。そういうことを検討していただきたいということです。

それから、住民説明、行っておりますと言うのですが、私は45行政区ぐらいのイメージを考えているのです。特に車を運転できない人を対象に説明するのです。それを夜やったり、ここでやりますから来てくださいでは誰も集まらないというのを以前から言っています。そこをぜひ考慮して行動してほしい。

質問、もう時間もないでの、今のデマンド型乗合バスの利用料金の話ですが、500円で運行している自治体もあります。400円のところ、300円とあります。でも、乗り合いにした場合のときの料金は、割り引く制度があるのがほとんどであります。ぜひここは町でも、どうせ採算を重視しているわけではないのでしょうかから、ですから100円、200円割り引いたっていいと思うのです。特に夫婦で同じうちから行って、同じところに降りるのです。そのとき、500円、500円で、片道1,000円ではないですか。往復したら2,000円ではないですか。これは、

年金生活者等にはきついと思います。若い方だってそうです。子どもさんと乗ってもそうです。だから、そこはぜひ考えてほしいのですけれども、まずこの部分の料金の見直し、特に乗り合ったときの料金の見直しをお願いしたいが、どうでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

料金の見直し、先ほどの町長答弁の中ではご理解をというふうな形で答弁させていただいているところですけれども、こちらのほう、確かに他自治体も乗り合いに関しては安くなっているというはあるかと思いますし、以前定期券の検討もしてみたいというふうなところもお話しさせていただいたところですが、ちょっとまだ実現できていない部分がありまして、こちらのほうを実証実験等をできないか事業者のほうと協議を進めて、できるものに関しては実現していきたい。もし乗り合いではなくて全体的に安くできるのであれば、それが最もいいのではないかと思うところもあるので、そちらも含めてちょっと検討させていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 1分半あるので、ちょっと質問させてください。二戸の金田一地区に、12月2日の新聞、岩手日報がありますが、AI活用により乗合送迎バスを運行したということで、これは本当にいいのかなと。我々も後発隊でいけば、こういうシステム導入もできたのかなと思います。

それから、情報ですが、県交通さんは来春にまた人員確保はできないそうで、減便を当然想定しています。という情報はいただいています。そういうところもあったり、それから今回じよいじょの機関資料が、これ四半期に1回発行しているようですが、これの中にデマンドのお話あります。こういうのを使ってもいいですから、ぜひ予約型乗合バスのアピール、これをやっぱり活用してほしいのです。平均1,900円程度かかる経費で、500円しかもらえないところに、1,400円の負担が1件当たり発生するかと思うのですが、やっぱり必要としている住民もおるということを踏まえて運行してほしいのですが、今お話ししたことについて見解があればお伺いして最後とします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

赤丸秀雄議員には、毎回デマンド交通を含めて交通政策のご質問をいただいておるところ

でございますが、まず今最後にお話しされた岩手県交通、これは今もう休止とかというあれではない、路線を廃止。これは、私ども市町村にとっても深刻な問題であります。この間も新聞報道で出ておったのですが、金ヶ崎の町長さんと地元の高校の生徒さんたちが何とかなくさないでほしいと、路線を廃止しないようにと。これは県交通よりも、県とか国が本来しつかりサポートしてやるべきことではないのかなと。

そこで今議論が出ているのは、ライドシェアの関係です。これがどのようになっていくか、ちょっと私もこれから動きを注視していかなければならないのではないのかなと。今自家用車でお金を取るということは、法律で禁じられておるわけでございますので、そういったことで。あとは、やっぱり今の既存業者、タクシーとか、大きく言えばバス会社とか、あとはJRにも影響することなので、落としどころをどういうふうにするか。やっぱり一番最後は、乗るお客様の安全確保です。これが起きたとき、誰が責任を負うかということです。このライドシェアがどのように議論されて、形づくられていくかということが1つと。

あともう一つは、去年の10月からですか、スタートした高齢者の協同組合法です。これも、今まだ私らもいろいろ情報収集しているのですが、昨日は昆秀一議員から訪問介護の質問があったのですが、労働者協同組合法で地域のことは地域でということで、そういった訪問介護、今非常に大変な状況にあるわけです。そういうものとか、あとはやはり地域づくりも含めた、あとは子育て支援とか、いろいろあるわけです。

だから、こういった2つの、ライドシェアと労働者協同組合、これらのこれから動きをしっかり見ながら、本町として一番、ベターというよりもベストな取組は何かということで、そしてもう赤丸秀雄議員さんと交通政策でこれ以上議論しないでも解決できる道を、方策を何としても見いだしていきたいなど、こう思っておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「終わります」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で16番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集されますようお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 3時5分 散会

令和5年矢巾町議会定例会 12月会議議事日程（第4号）

令和5年12月8日（金）午前10時00分開議

議事日程（第4号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
7番	齊 藤 勝 浩	議員	8番	小 川 文 子	議員
9番	木 村 豊	議員	10番	小笠原 佳 子	議員
11番	山 本 好 章	議員	12番	高 橋 安 子	議員
13番	水 本 淳 一	議員	14番	村 松 信 一	議員
15番	昆 秀 一	議員	16番	赤 丸 秀 雄	議員
17番	谷 上 知 子	議員	18番	廣 田 清 実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
政 策 推 進 監 督 兼 未 来 戰 略 課	吉 岡 律 司 君	總 務 課 長	田 村 英 典 君
企 画 財 政 課 長	花 立 孝 美 君	稅 務 課 長 兼 會 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	佐 々 木 智 雄 君
町 民 環 境 課 長	田 中 舘 和 昭 君	福 祉 課 長	野 中 伸 悅 君

健康長寿課長	浅沼圭美君	産業観光課長	佐藤健一君
道路住宅課長	水沼秀之君	文化スポーツ 課	高橋保君
農業委員会 事務局長	田口征寛君	上下水道課長	浅沼亨君
教育長	菊池広親君	教育次長 兼学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	南幅正勝君
子ども課長	田村昭弘君	農業委員会 会長	中川和則君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君	議会事務局長 補	高橋俊英君
主事	渋田稀結君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

最初に、9番、木村豊議員。

1問目の質問を許します。

（9番 木村 豊議員 登壇）

○9番（木村 豊議員） 議席番号9番、日本共産党矢巾町議団、木村豊です。早速質問番号1から始めます。

プロロジスパーク盛岡の竣工に伴う車両増加について。町長、答弁お願ひいたします。青森、秋田、岩手の東北3県をはじめ東北地方広域への配送動脈としてプロロジスパーク盛岡が建設されましたが、それに伴う大型車両の増加する予測が立てられますので、この地域の冬は特に雪が多く寒いため、道路は圧雪、ミラーバーンの状態になることがあります。物流車両は、東北縦貫自動車道のみならず、県道13号、国道46号への移動のため、町道西部開拓線を利用すると考えられることから、以下を伺います。

1点目、町道西部開拓線に流入する交差点信号部分、つまり南昌台団地、流通センターからの接続部は、特に急勾配になっており、冬場にはスタックする大型車両が見受けられることからロードヒーティング化できないでしょうか。

2点目、一般的に橋梁やトンネル出入口に設置しているロードヒーティングは、大改良工事になるため費用や時間がかかるかもしれません。ロードヒーティングが予算的に厳しいのであれば、現在は建設技術も進歩しており、安価でできる滑り止めもできております。例えば

ゴム貼りインターロッキングブロック舗装、これにできないでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 9番、木村豊議員のプロロジスパーク盛岡竣工に伴う車両増加についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現時点で当該交差点にロードヒーティングを設置する予定はないところではありますが、凍結防止剤の散布を重点的に行うなどの対策を確実に行い、交通の安全確保に努めるとともに、今後の道路交通状況の変化を見極め対応してまいります。

また、過去に発生したスタック現象は、冬タイヤの未装着等が主な原因であり、昨年北陸で発生したスタック車両による渋滞発生の例もありますことから、冬期間の装備の徹底についてトラック事業者に対して周知を行ってまいります。

2点目についてですが、ゴム貼りインターロッキングブロック舗装は耐久性に劣るため、積雪が少なく、除雪を行わない地域の凍結対策として歩道等に施工することが有効なことから、積雪が多く、凍結も発生する当地域におきましては、除雪作業によって容易に破損することから導入しておりませんが、今後も新技術については積極的に情報収集し、安全対策に取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 現在私南昌台団地に住んで、もう30年ほどになります。当時は、住宅も少なく、十字路交差点にも横断歩道もない状態でした。それから西部工業団地ができ、信号が設置され、みちのくコカコーラからプロロジスパーク盛岡と変化して、住宅も270世帯を超えるました。車がないと生活できない団地のため、冬場は非常に危険な交差点になります。加えて西部開拓線は、通常でも通勤車両や大型車両が多い道路でもあります。

1点目について伺います。凍結防止剤の散布を重点的に行うということは、車両から行われると思いますが、重要部分はスピードダウンして散布するということでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

現在散布のときの車両の速度自体は、もともとそんな速いスピードで走っているわけではございませんが、散布の頻度、それらを上げることで凍結の防止を図っていくということで

ございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 2点目ですけれども、インターロッキングブロック舗装については、道路を温めるのではなく、車両の通行で氷を碎く工法が北海道深川市にあったものですから、その一例として取り上げた次第です。ほかにもザペック工法というのもあります。これは、既存の道路に縦筋を入れ、カルシウムアセテートと廃スタッドレスタイヤを混ぜた物質を充填する工法であります。ほかにも安く、早くできる工法があると思いますから、ぜひ検討していただきたくお願ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまの質問にお答えいたします。

ゴム貼りインターロッキングを含めまして道路への加工、あとはゴム等の充填につきましては、除雪との関係がございまして、いわゆる路面を削りながら除雪していく私どものような地域の除雪におきましては、やはりワンシーズンももたずにそれらが破損してしまうというのが現状でございます。

北海道等の道路につきましては、何点か私どものほうでも勉強させていただいておりますが、基本的に向こうの道路は、冬期間もう圧雪の状態になるのが前提となっておりまして、路面が出ておらないようでございます。その中でどうやって春までいくかということになっておりまして、路面の状況に応じて様々な工法があろうかと思いますので、私たちの地域に適切な工法等を考えながら、今後も努めてまいりたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 次に、2問目の質問を許します。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 質問番号2、上水道の水質について。町長にお願いいたします。

西部浄水場、東部浄水場ともに地下水を水源としているため、おいしい水を感じていましたが、東部浄水場から供給されている地域の方から指摘があったものですから、以下を伺います。

1点目、西部と東部浄水場から供給されている範囲は、東北本線を境にしているようですが、双方からの流入する地域はありませんか。

2点目、西部浄水場は、湧き水と深井戸5井、東部浄水場の水源は、浅井戸2、深井戸4となっています。深井戸と浅井戸の違いは深さのみの差でありましょうか、またそれによる水質の差はあるのでしょうか。

3点目、過去3年間の水質検査結果で基準値の20%を超えた値の項目は、西部浄水場での3から6項目、それに比べ東部浄水場は8項目で約1.3倍となっています。3か月に1回の頻度の検査で水質は保持できるのでしょうか。

4点目、浄水処理方法の薬剤で次亜塩素酸ナトリウムとポリ塩化アルミニウムを使用していますが、使用薬剤数量はどちらも同じ量なのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　上水道の水質についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、西部系及び東部系の供給範囲は、基本的には東北本線を境にしておりますが、下矢次地区及び駅東地区の一部区域は、東北本線の東側ではありますが、西部系の供給範囲とし、西部系と東部系の配水量を均衡させております。

2点目についてですが、浅井戸は、深度、深さ30メートル未満における第一帶水層の不圧地下水または伏流水を取水する井戸であり、深井戸は深度、いわゆる深さが30メートル以上の深層部にあります被圧地下水を取水する井戸とされております。

また、水質に関しては、浅井戸は大腸菌やクリプトスパロジウム等の細菌汚染のリスクが深井戸より高く、深井戸は鉄、マンガン等の地質由来成分を浅井戸より多く含むといった特徴がありますが、浄水処理することで水質管理上の問題は全くないところであります。

3点目についてですが、当町の水道水は、水道法の規定に基づき定期の水質検査を実施しております、水道水質基準値以内であることを確認しております。また、検査項目、頻度につきましても法令等に基づく検査回数を全て満たしており、水質管理上の問題は全くなく、安心、安全な水道水を町民の皆さんに供給をさせていただいているところであります。

4点目についてですが、西部浄水場と東部浄水場では、浄水量と原水の水質の違いから、それぞれに必要とされる薬剤の量も異なる状況になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

木村豊議員。

○ 9 番（木村 豊議員） 1点目のこと伺います。

例えばどちらかの浄水場の供給量が足りなくなってしまった場合、相互供給できる連絡管は存在しているのですか。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問、連絡管等があるかというご質問に対してお答えいたします。

現在矢巾町においては、東部系、西部系を連結している連絡管については、赤林地区、南矢幅地区、あと白沢地区、3か所で横断管があります。議員がご心配されるとおり、例えば事故等があって、東部系のほうの水量が足りなくなったというときには、その緊急連絡管を活用して給水エリアを多少変更すると。それは、バルブ操作によって変更して水を供給したいなと考えております。

なお、そのときにおきましては、水圧等も変化することも考えられます。そのときには事前に広報等で町民の方々に、こういう状況でこういう操作をします、万が一には水道水が濁るということも想定されますけれども、それについては町のほうで責任を持って対応しますというような広報をして、皆様に安心を提供したいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○ 9 番（木村 豊議員） 引き続き、2点目についてお尋ねいたします。

東部浄水場から供給を受けている方から、臭いがひどく、白い沈殿物が混じっている、風呂のシャワーへッドが詰まる、高圧減菌機の管が詰まって掃除が大変だと、そういう声が聞こえてまいりました。東部浄水場に浅井戸とあったため、このせいかと思っていましたが、水質管理上問題ないとことで安心いたしました。水質検査51項目の中でカルシウム、マグネシウムが西部浄水場ではリッター当たり42ミリグラム、それに対して東部浄水場は、リッター当たり70ミリグラムとなっていますが、これが影響しているのでしょうか、お願いいいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、白いものがというのは、いわゆる原水由来の、例えばカルシウムとかマグネシウム、それに由来するものだと思います。これについては、体に悪いものではないです。ただ、大

量摂取するというわけではなくて、一応水質基準内に収まっているもの、もしその白いものが気になるというのであれば、そのものについては、弱アルカリ性成分になっております。それについては、中和させるということで、弱酸性のもので洗うことによってシャワーへッドなどのほうは使いやすくなるのかなとは考えております。ただ、それは地下水の水質に由来するものですから、確かに東部系、西部系の違いはあるのかもしれません。ただ、それについても町長答弁でもございますように、水質基準値内においては全てクリアしているということは確認をしておりますし、自信を持って回答できるところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 3点目について、これについては、安心、安全な水道水を供給というところで了解いたしました。

続いて、4点目です。おいしい水の要件で残留塩素0.4ミリグラム以下となっていますが、東部浄水場は1リットル当たり1.0ミリグラム、浄水処理薬剤、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウムの量が少し多いのではないかと思うのですが、ちょっとそれが心配ですので、そこだけお知らせください。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、次亜塩素酸ナトリウムというのは、ご存じのとおり消毒剤、ポリ塩化アルミニウムパックというものは凝集剤です。この量をどのようにして決めているかというと、原水を採水して、試験をして注入量を決めております。それによって原水に注入して浄水処理をすると。ただ、それについては、浄水場においても水質管理は行っております。また、東部系の末端のエリア、例えば高水寺等においても水質モニターを町民の方にお願いしております。毎日水道水の状況、濁りとか残留塩素、それを報告をしていただいてもらっております。当然浄水場においては、町の職員または委託している業者の方において、これは毎日、毎時間、それはチェックしております。ということで、多いということは言えないのかなと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 次に、3問目の質問を許します。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 質問番号3です。高齢者の補聴器購入助成事業について。町長にお願いいたします。

難聴は、認知症の危険因子として注目されています。それと同時に、補聴器の使用が認知機能低下を抑制するかどうかも注目を浴びています。欧米の研究でも、難聴のある人が使用すると脳の活性が保たれたという報告や、使用開始前と比べて開始後は記憶スコアが低下しにくくなつたという報告などがあります。日常生活に支障が生じるような難聴のある方は、補聴器を使用すると一部の認知機能の低下を抑制すると言えることから、次のことを伺います。

1点目、まず集音器というのもあります。集音器とは、音を大きくしたり、会話を聞こえやすくしたりすることができますが、医療機器ではないため、一般的に安価であるものの、難聴者の使用を前提とした作りにはなっていません。補聴器とは、個々の課題に合わせて調整され、補聴器メーカーが厚生労働省に申請して、厚生労働省から正式に医療機器として認定されているものだけでございます。現在県内では、大船渡市、久慈市、遠野市、九戸村の4市村が何らかの形で助成を行っています。補聴器は高額であるため、本町でも購入費助成できませんか、お願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 高齢者補聴器購入助成事業についてのご質問にお答えをいたします。

本町では、障害者総合支援法に基づき、町が窓口となり、国、県及び町の負担により、聴覚障がいのある方への助成を行っており、特に重度難聴につきましては、身体障害者手帳2級または3級、高度難聴につきましては4級または6級の方が対象であり、65歳以上で聴覚障がいをお持ちの方は現在35名であり、過去5年間で16名の方に助成を実施しているところであります。

なお、現状では、軽・中等難聴の高齢者の方への助成は行っておりませんが、議員がご指摘のとおり、難聴と認知症の関係に係る研究結果もありますことから、公的な補聴器購入助成制度の必要性を認識しているところであります。本年6月には県に対して当該助成制度創設に係る要望を行ったところであります。今後におきましても、当該助成制度の創設について、引き続き県や国に要望してまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 私の父も93歳で他界したのです。それも難聴から認知症へと移行したのではないかと私は思っています。思い出せば、通常に話を聞いているように見えるのですが、ただ相づちを打っているだけだと思うと、残念になってしまいます。

1点目について質問いたします。集音器というのは、助聴器とも呼ばれているのだそうです。それも骨伝導式というのがあって、骨に響かすという、その部分だけ耳が2つ使えるということになります。これは、人それぞれによって好みはあるでしょうけれども、購入助成内容につきましては、これは補聴器です。各市村様々で、県内では久慈市が65歳以上の方、両耳の聴力が40デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象にならない方、そして耳鼻咽喉科治療で聴力の改善が見込まれない方、この人に対して助成金として限度額が4万1,600円から4万3,900円です。遠野市は、聴力レベルが両耳55デシベル以上70デシベル未満で治療による聴力の改善が見込めない60歳以上の方に補聴器を給付しています。現物支給という形です。原則1割は自己負担という形になっております。本町も素早い実施を期待しております。

○議長（廣田清実議員） 質間に変えなければ駄目、一般質問だから、要望では駄目です。

○9番（木村 豊議員） 実施することができますか。

○議長（廣田清実議員） それもちょっと、この答えはもう出てしまっているから。

浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

県内でも議員ご指摘のとおり、高齢者の皆様の補聴器購入の費用の助成ということで少しずつ実施する自治体が増えていることは、私どものほうでも承知しております。直近では、宮古市がさらに創設したかなというふうに捉えております。その内容も、それぞれの自治体によって、今議員お話があったとおり、それぞれ費用助成または貸与だとか様々な対応があるかなというふうに捉えております。

本町いたしましては、町長答弁にあるとおりの内容となります、私どもも高齢者の補聴器の購入制度の創設について、県を通じて制度として創設いただくような要望を何度も何度も行っております。今年度につきましても、県を通じて要望を行っているところでございますので、粘り強くこの点は進めてまいりたいと思っておりますし、また県内の動向につきましても、他県も含めて動向は注視していきたいと思っております。そういう上で、お

話ありましたとおり、難聴が様々な認知症、そしてフレイルだとか様々な影響があることは、研究だとか、いろんな場面でも私どももお聞きしておりますので、そこら辺の動向を注視しながら検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で9番、木村豊議員の質問を終わります。

まだ4人ありますので、一般質問ですから、要望ではなくて質問に変えてよろしくお願ひします。ここは要望の場ではなくて一般質問の場ですから、そのところを踏まえて、要望事項であっても、こういうふうな質問だという部分に変えて一般質問をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、3番、横澤駿一議員の質問を許します。

1問目の質問を許します。

横澤駿一議員。

（3番 横澤駿一議員 登壇）

○3番（横澤駿一議員） 議席番号3、強くやさしい矢巾、横澤駿一です。通告に従って一般質問をさせてもらいます。

質問1、質問事項、人が集いつながっていくまちづくりについて。町長へ答弁をお願いいたします。現在、国全体で人口減少、少子高齢化問題をどう乗り切っていくかが喫緊の課題となっております。特に地方、この矢巾町においては、超高齢化社会に足を踏み入れている現状です。人口増加の一つの解決策として、数年前から関係人口、交流人口というワードが話題に上がっています。特に矢巾町は、小さい面積ながらも首都圏からの交通の便もよく、豊かな田園都市として町内外から人が集まりやすい環境があります。コロナ禍によって仕事のDXが進み、リモートワークが普及し、地方への移住、定住や国策として東京一極集中是正の議論も活発になってきています。そこで、人が集いつながっていくまちづくりについて、以下伺います。

1点目、矢巾町としての関係人口の定義はどうなっているか。

2点目、ワーケーションを検討している町外の企業やフリーランスの方へ、空き家や遊休物件などを活用した移住定住支援はできないか。

3点目、昨今メタバースを利用した関係人口の創出や、まちの魅力発信を行う自治体もあ

る。移住定住のきっかけづくりとしてデジタル技術を用いた取組はできないか。

4点目、人が集うという観点では、盛岡市がニューヨーク・タイムズ効果でインバウンド需要が高まっているように、海外需要にも対応した決済システムも含めた観光インフラの整備も重要だと考えます。本町でも外国人観光客などを見据え、町内の店舗であれば、どのお店でもスマホ一つで買物ができたりするようなインフラ整備も行政として後押しすることも重要だと考えますが、その見解を伺います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　3番、横澤駿一議員の人が集いつながっていくまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、関係人口につきましては、今のところ全国的に統一された定義はなく、各自治体や団体がそれぞれの捉え方によって把握しているものと認識しております。本町におきましては、町全体として関係人口を具体的に定義したものはございませんが、これまでに行われた個別事業の中では、令和2年度から4年度にかけて国の地方創生推進交付金を活用して実施をいたしましたまちづくりサポーターを活用した関係人口創出事業における指標の一つといたしまして、令和2年度以降に矢巾町に対してのふるさと納税を利用したことのある町外の方のうち、2回以上利用したことのある、いわゆるリピーターの方の実人数を関係人口として集計しております。

2点目についてですが、ワーケーションから移住定住へとつながっていくため、前提条件といったしましては、ワーケーションを考えている事業者に本町を知っていただき、この地域に魅力を感じていただくことが必要と考えております。このことから、まず本町を知りていただくための入り口として、ワーケーション体験プログラムのような事業が実施できないか検討してまいりたいと考えております。

また、移住定住支援を推進する上で、空き家や遊休物件等の利活用は一般的に有効な方法と考えられておりますが、本町におきましては、今のところそれに適した物件として把握しているものはないところであります。今後利活用できる物件の掘り起こしを進め、その適切な利活用方法についても検討してまいります。

3点目についてですが、インターネット上に構成されました三次元の仮想空間でありますメタバース空間を活用した自治体の取組として、自治体のPRや地域の活性化を目的とした施策を実施している例もありますことから、ご提言のあった移住定住のきっかけづくりとし

て、例えば町の魅力発信に生かしていくこと、メタバース空間上で町出身者を募っての集まりを開催していくことなど、実現が可能な取組内容を検討してまいります。

4つ目についてですが、町内店舗等におけるスマートフォンによる代金支払い決済、いわゆるキャッシュレス化につきましては、本町では令和3年12月、町内187事業所にご参加をいただき、ポイント還元事業を実施したことで町内におけるキャッシュレス決済の導入促進につながったところであり、岩手県でも同様の事業が実施されたところであります。

しかしながら、取扱手数料経費の課題もあり、キャッシュレス決済の導入について思いとどまる事業者もあることから、今後メリットやデメリットのほか、システム内容の説明など町商工会と連携を図り、導入に向けた取組を推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） まず、1点目について再質問させていただきたいと思います。答弁にもありましたとおり、関係人口というのは、かなり曖昧な定義の下議論されているなという印象がありまして、この質問の議論を進めていく上で定義をしないと議論を進めていけないと思い質問したのですが、今回の答弁にもありましたとおり、まちづくりサポーターを創出した事業におけるふるさと納税でカウントしているとの答弁でしたが、これだけだとすごく範囲が狭いような気がして、関係人口とくくてしまえば、例えばフリモントとの交流とかも、もしかしたらその中に含まれるのかなという印象もありますし、例えば国内に限ってですけれども、それ以外にある程度関係人口と認識できるような指標が、これというのがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

本町のほうで定義づけしたものがなかったので、これまで関係人口としていたのは、町長答弁にあったとおりなわけなのですけれども、本町に関わりがある方というのが結局関係人口なわけです。ふるさと納税だけではなくて、本町にルーツがある方とか、何らかの関わりがある方というのも当然関係人口というふうに考えます。

ただ、実際に数値として把握するというのがなかなか難しいものですから、どうしても把握しやすい数値として今回ふるさと納税2回以上というふうな方を使わせていただいているもので、例えばふるさと矢巾会という会がございます。こちらに参加していただいている

方々なんかも関係人口と言えるかと思います。それで、あとはいずれ観光で本町を訪れるほかに魅力を感じて何らかの方法で関係したいと思っていただけるような方、そういった方がどんどん増えるようなまちづくりをしていきたいと思っておりますので、関係人口に関しては、いずれこれからもどんどん増えていくという方向で施策を展開してまいりたいと思ってございます。よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） そのふるさと矢巾会とか、2点目の質問にもつながるのですけれども、ワーケーションを検討している町外への企業へのPRという答弁にもありましたとおり、ある程度認識しているものがないと、このPRもしていきづらいのかなと思いましてお聞きしたところであります。ぜひともその拡大を図っていってもらいたいと思います。

2点目の再質問に移りたいと思うのですけれども、ワーケーションを検討している企業にワーケーション体験のようなプログラムを考えていくとあるのですけれども、私が承知している点で10月にカダルさんが窓口となって行った矢巾式ワーケーションモニター事業というのがあったと思うのですけれども、それがこのプログラムに相当するのではないかと思うのですけれども、どういった認識でしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおりで、こちらもワーケーションのほうのプログラムの一環として、当方ないしカダルのほうで検討させていただいたもので、ただ残念ながら応募していただく方がちょっととなかったわけです。なので、もうちょっとPRに努めて、今後同様の事業をやっていきたいというふうに考えてございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） そのPRがある程度どの自治体でもやっている、そういうような肌感覚もありますので、差別化なども含めて展開していくかなければならないのかなと考えております。

それで、応募者がいれば、感想とか、それを踏まえて今後展開していくのではないかと思うのですけれども、まずはその獲得というところから進めていかれることを願って、答弁

にもありました移住定住を推進する上で、空き家や遊休物件等の利活用は有効な方法というふうにおっしゃられていたのですけれども、それに適した物件として把握しているものはないと言っていたのですけれども、適した物件というのはどのようなことを指しているのか、お答えいただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） なかなかちょっと、いろいろあるかと思うのですけれども、ワーケーションですので、ある程度の期間居住していただいたりする必要があるかと思いますので、いずれ古民家と言わなくとも、空き家になっている物件が、そしてある程度やっぱり人が住んでみて、そんなにひどくないなと思われるような物件でなければ難しいのかなというところがございますし、あとは後々、例えば矢巾町で起業していただきたいとか、商店を構えたいとかという方であれば、商店とか、こういったことも考えられるのかなというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） その方のニーズに合わせてということである程度あるかなと思うのですけれども、古民家に関して言えば、恐らく西部地域とか、いわゆる独り身になったところとかにアプローチする方法も有効的ではないかなと思いました、そういった掘り起こしということを進めていくという答弁がありましたので、そのアプローチの仕方について、どういったことを考えているのか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

ワーケーションも悪くないと思うのですけれども、昨日、おととい、いろんな議員さんからご質問等があつて、地域の活性化もしたいというふうな考えもあるかと思います。そして、町が介入しなくても地域を活性する方法というのはあろうかと思うのです。例えば私先日研修に行った際に、大学生の長期休みの際の旅行と、あとは日雇いアルバイト的なものを組み合わせた、例えば事業者、農家なら農家さんでもいいのですが、そういった方と学生をマッチングして、学生に限りません、これは我々のような年代の方でもいいそうですけれども、そういった方をマッチングして、例えば農業であれば、田植えとか収穫の時期だけでなく、ふだんの草刈りとか除草とか、そういったのも含めてマッチングしている企業という

のがあるというのを私も先日知りまして、このマッチングに関しては、企業は非常に、マッチング率100%に近いというふうな実績を持っているということでした。

ですので、例えば農家さんであれば、寝床とその働いた分の報酬を用意していただくと、そしてあとはマッチング企業には25%ほどの報酬を払っていただければいいというふうな形で、町が介入しなくとも各事業者さんの方が独自に取り組める方法ではないかと考えます。そして、それが将来的に関係人口につながっていくというふうなこともあろうかと思いますので、こういったところを農協さんとか商工会さんと連携して広報していくというのも一つの手段なのかなというふうに考えるところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） そういうった企業さんとかを使っていくのは、私も有効的な手段として捉えていまして、ただ実際に動いていく際に、仮にマッチングできて、そういうった場所ができる拠点ができましたといった際に、行政が主体で動いてしまうと、いつか事業費がなくなってしまった際に、せっかくつくったところが続かないというところが結構先進的な事例であったりしまして、有効的な手段としてNPOなどの第三セクターへ行政が支援をするという形が有効的ではないかなと思うのですけれども、町内にそういうた動きをしているNPO等は、あれば何社ぐらいあるのか、またはどういった活動を行っているのか、ちょっと簡潔に教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 事業といたしましては、カダルさんがそれに当たるかと思います。

お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 面積も小さい町ですし、1か所というのは、選択と集中がしやすいのかなという利点もあるかと思います。移住定住促進に関して、県でも補助メニューを出していまして、もうこれは締め切ってしまったのですけれども、令和5年度移住促進事業費補助金などを、県がメニューを出していまして、県内全域にそういうたNPO団体が交付を受けられる事業補助金があったのですけれども、この補助金の検討やカダルさんに提案等はあったかどうかを教えていただきたいです。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 我々も県と一緒にですが、移住支援促進事業に関しては広報しているところでありますと、ご利用いただく方は、ちょっと矢巾町にはなかったわけですけれども、周知のほうはしております。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 利用いただける方がなかったというのは、そこはしようがないかなと思うのですけれども、引き続きの周知と提案等は、カダルさんをはじめ様々な方が地域おこし協力隊とかで入ってきてるので、いろんな人材を確保して、この目的としては、やはり企業とかのワーケーションを呼び込むことによっての、当局お答えのとおり、地域の活性化、担い手不足とか、そういったところにつながっていくのが目指す姿かなと思いますので、引き続きの積極的な支援をお願いしたいと思います。

3点目の再質問に移らせていただきたいと思います。メタバース、いわゆる仮想空間へのアプローチと、その活用というところなのですが、取組の内容を検討するとあったのですが、やはりこれにはかなり専門的な知識がある人材がいないと、どうにもこうにも展開できないのかなと思いましたと、具体的に人、物、そしてお金、その観点をどのように確保していくか、分かる範囲でいいので、見解を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 議員おっしゃるとおりでございまして、現在町の中でそういった専門性、知識を保有している方というのがちょっといらないのではないかというふうに考えてございます。なので、すぐメタバースの世界にというのは、なかなか難しいのかなと思っているのが本音でございます。今後ちょっとそちらのほうも検討を進めて、あとは予算の問題もますございますので、そういったところを総合的に勘案しまして、できるのであれば進めたいというふうに考えます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり専門的な知識ですので、いるところといないところとあるのですけれども、産技短などもある矢巾町なので、そういったところから人材を育成するという観点も視野に入れながら進めていく方向性が有効的ではないかなと考えております。

それで、予算に関してなのですけれども、これは国が進めているSociety5.0というふうな事業もありまして、これに関する事業補助金も結構な額で出たりしているので、そういうところも視野に入れながら、お金のほうは予算組ができるのではないかと考えておりました。

それで、メタバースというあまり日常には落とし込めていない状況でありますけれども、目指す方向として、あらゆる方面に本町と関わりを持つ機会を増やすツールだと考えております。総務省の見解によりますと、今後メタバース市場は、技術の進展等サービスの開発によって、メタバースの世界市場は2021年に4兆2,640億円だったものが約7年後、2030年には78兆8,705億円まで拡大すると総務省の見解も出ております。やはりこれから大きくなる市場に行政としてもアプローチしていくような取組を今から進めていかないと、後手後手に回ってしまって取り残されてしまう感覚があります。インターネット等の普及によって、都市部と地方の情報格差もなくなったことですし、IT人材の積極的な獲得と育成を含めたこういったメタバース事業の積極的な導入ができないか、改めて見解を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

人事サイドとの協議が必要になろうかと思うのですけれども、例えば外部人材の登用ができるのかとか、こういったところを含めて将来的に検討していきたいと思ってございますので、よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） まずは、伝書鳩のような、それにたけた人材を探してもらい、地場でそういった産業が回り出すところまで支援できれば、あとはその人材の中でよりいいものをつくり上げていくのかなと考えております。積極的な取組を期待いたしております。

4点目の質問の再質問に移りたいと思います。インバウンド需要を見込んだスマホ決済についてなのですが、やはりペイペイなどの還元とかによって、かなり導入が促進したなという肌感覚もあります。それで、国内では30%程度の普及率、海外に比べると、やはり日本は後れを取っているのですけれども、インバウンド決済を導入する目的は、やはり町内の地場産品を海外に売り込む目的が一番妥当というか、その方向性でこれを導入していく这样一个位置づけがいいのかなと思っております。やはり町内の特産品である米とかを海外の人々が気軽に来て、気軽にお金を払ってもらえるような体制を行政で進めていく必要があると思

うのですけれども、187事業所で導入が進んだとあるのですけれども、大体それは町内で何割の導入実績になったのか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 先ほど横澤議員のほうからペイペイのお話がございましたけれども、キャッシュレス決済につきましては、いろんな業態がございますので、それを、全体を押さえることはちょっと困難でございまして、大体半分以上の店舗もしくは事業所では導入が進んでいるのではないかなというふうに捉えてございます。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 普及率なのですけれども、実際の事業所数、令和3年で1,359ほどある中での百八十幾つということで、すみません、ちょっと今計算機を持っていないのですけれども、それくらいの割合と、18%くらいですか、13.7%ぐらいの普及率でございます。
お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 今回のペイペイの話でしょう。その他もあるから、こっちと見解が違っているけれども、それはそれでいいのかな。

他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 導入しやすいところと、あと手数料などによって導入しにくいところがあると思うのですけれども、やはり大きなスーパーとかでは導入はすぐ進むと思うのですけれども、小さいところ、いわゆる日本の文化が残るスナックとか、ママさんがいるお店ですか、そういったところに海外の人たちは多分ほれ込む要素があるのだと思いますので、そういったところへの支援と導入をそっちの方向に進めていく必要があるのではないかと思うのですけれども、その選択とかはどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、横澤議員の1問目の質問、人が集いつながらしていくまちづくりと、これは本町にとっても、これから大事なことでございまして、今日大きく4つお話があったわけですが、まず1つは関係人口、ワーケーション、メタバースと、そして決済システムと。これどれ一つ取っても、横澤議員が質問したこれから人が集いつながらまちづくりにとっては欠かせない要素です。だからこそ、このことにはやっぱりしっかり取り組んでいかなければならぬということで。いずれ本町としても、今民間企業が本当に先導的な役割を果たしてどんどん進めておるわけです。いろんなデジタルとかグリ

ーン、いろんなトランスフォーメーションで取り組んでおるわけですが、そういったことを一つ一つ形にして見える化していくこと。

この間国民保養センターで、平成25年8月9日に被災して、リニューアル10周年のイベントをやったのです。そうしたら、あそこに来る方はお年寄りさんたちが多いから、入浴料を現金でほとんどやるのかなと。私もあるそこの脇で、いらっしゃいませをやってみている中で、今決済もスマホをかざして、お年寄りさんたち、そのとき私恥ずかしい思いをしたのです。今あそこに来る保養センターに来る方々も、お金ではなく、そういった決済システムをもうやっていると。だから、ある意味では、自治体が遅れているなど。そういったことで、あとはメタバースとか何か、さっき文化スポーツ課長に答弁しろと言ったのですが、いわゆる「今徳丹城に行ったって何もないじや」と、こう言われるわけです。だったら仮想空間で、昔はこうだったということを見える化したら、人はどんどん来る。特に若者がそういうものに非常に関心を持って来ると思うのです。

あと関係人口のこれから、定義はないということですが、先ほどいろいろご指摘いただいたことも踏まえながら矢巾町との関係上。

あとは、ワーケーションはご存じのとおり、ワークとバケーションの組合せ、だからそういう移住定住したいなという町を、そういうところないから、まず何もないのだと、ワーケーションも何もないのだということでは前に進まない。だから、今のところ返礼品もだし、地場産品も、今まで世界に発信できるような、そういうものをみんなでつくり上げていかなければならない。

だから、今日私、この4つのキーワード、非常にいいご質問をいただいたということで、これからまちづくりの、例えば町へのつながりとか、町としてのこだわり、これをこの4つを大きな柱にして、これから考えていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ないです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、ちょうど区切りがいいので、暫時休憩といたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

発言の訂正

○議長（廣田清実議員） 先ほどの答弁の中で、ちょっと訂正があるということで浅沼上下水道課長から申出がありましたので、それを許します。

浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼亨君） 木村議員さんの質問の中で、東部系と西部系を結ぶ連絡管の場所ということについて一部修正をさせていただきたいと思います。

答弁の中で赤林、南矢幅、白沢の3か所というふうに答えておりました。そこは、下矢次地区、南矢幅、白沢地区、この3か所ということで修正させていただきたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

○議長（廣田清実議員） 木村議員さん、よろしくお願ひします。そういうことで訂正がありましたので。

○議長（廣田清実議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 2問目の質問に移らせていただきたいと思います。

質問2、インクルーシブなまちづくりの実現に向けて。町長、教育長へ伺います。

令和5年度の施政方針の重点的に取り組む5項目のうち、1つ目に「共生で輝くいのちを守る取り組み」とあり、インクルーシブな考え方方がこの取組の根底にあると考えます。国の施策でも今年度障害者総合支援基本法等の改正が行われ、障害者が地域で安心して暮らしていくような環境づくりが求められています。

インクルーシブなまちづくりの実現には、障がい当事者の自立と健常者の意識改革が必要であり、障がいのある方が社会に出やすい環境を町としても進めていく必要があると考えます。ここ数年でスポーツ、eスポーツ、アートなど、障がいがある、なしにかかわらず、様々な分野で社会や地域で活躍できる環境も整ってきています。そこで、インクルーシブなまちづくりの実現に向けて、以下伺います。

1点目、支援学校に通う子どもたちや何らかの障がいを抱える方を対象に、役場庁舎内の掃除業務等の職業体験はできないか。

2点目、医療的ケアが必要な方や重度心身障がいのある方の社会進出の一つのツールとし

てeスポーツの活用が考えられる。障がいのある人もない人も同じ土壤で切磋琢磨できるすばらしいツールだと考えますが、インクルーシブなまちづくりの一環として、まちづくり出前講座などに活用する考えはないか伺います。

3点目、既に障がいを持つ方でもeスポーツの世界で活躍している方もおられます。小中学校においてもインクルーシブ教育の一環として、これらの方を招き、児童生徒との交流の場を設けてはどうでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　インクルーシブなまちづくりの実現に向けてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、支援学校に通学する生徒につきましては、学校の進路指導の先生方が調整を図り、一般企業での職業体験を実施しているところであります。また、支援学校に通学される方以外の方で障がいをお持ちの方につきましては、県立産業技術短期大学校などの職業訓練施設やハローワークが相談窓口となり、就労を目的とした職業訓練等を実施しているところであります。

本町といたしましては、支援学校やハローワークから職業体験の依頼があった際は、役場庁舎内の清掃業務を含め、障がい者の自立や社会参加への支援につながるように対応しております。

2点目については、一般的にeスポーツは、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、そしてビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える名称とされ、全国的にもeスポーツを活用し、世代、地域の交流を目的とした地域づくりに取り組んでいる例もあり、子どもから高齢者、障がいのある人も、ない人も、全て幅広く親しみやすいツールであると考えております。

本町では、平成31年にスポーツのまち宣言を行い、健康長寿のまちづくりに取り組んでおり、障がい者スポーツのイベントも開催しておりますが、現時点でeスポーツへの取組はございませんが、まちづくり出前講座等の活用を含め検討してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　引き続き、インクルーシブなまちづくりの実現に向けてのご質問に

お答えいたします。

3点目についてですが、インクルーシブ教育の目的は、障がい者と児童生徒との交流を通して、お互いの存在を理解し合い、学習活動に参加している実感、達成感を持ちながら、生きる力を身につけることであり、eスポーツに携わる障がい者との交流も、この目的にかなっているものと捉えております。

現在学校には、環境教育、復興教育、金融教育、主権者教育など、様々な教育が求められています。学校の教育課程の編成権は校長にありますので、教育委員会としては、今回いただいたご提案を校長会議などを通じて学校へ情報提供をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 1点目の質問についての再質問をいたします。

答弁にありました支援学校やハローワークから職業体験の依頼があった際は検討するというふうな答弁の内容でしたが、これはこういったロジックというか、ルートが確立されているので、こういういわゆる町の姿勢と思うのですけれども、こういったことになっているのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

各支援学校というか、矢巾町もその支援学校の就労関係の連絡会議がありまして、そちらのほうに出席しているところでございます。その中で、そういったことも希望があるのであれば対応するということでの答弁でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） そういった座談会のような会議で出席もされているということであれば、私はなぜこの庁舎内でというところに質問を組み込んだかというと、やはり質問にもあったとおり、自立と共生には当事者以外の意識改革が必要でありまして、福祉のまち宣言をしている矢巾町の庁舎内で、中心からそういった障がい者と、いわゆる人生の先輩方、おじいちゃん、おばあちゃんとの交流をしながら、経済活動を営んでいく姿を発信していく必要があるのではないかと思いまして、この質問に至ったところであります。

ぜひともその会議とか、いわゆる積極的な取組をできないか、働きかけをして向こうがイエスと言わないのならば、それは仕方がないと思うのですけれども、ぜひ序舎内での検討をお願いしたいと思うのですけれども、もう一度その検討について伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

現在職場体験ということで、支援学校以外の例えは中学校とか、高等学校とかというのも実際に受入れしておりますので、支援学校の生徒さん方につきましても、そういったご要望があれば、我々も積極的に対応したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 積極的な要望活動ということでお願い申し上げまして、次に2点目についてですけれども、eスポーツを出前講座にできないかという点なのですけれども、これはやり方、出前講座を検討する際に気をつけないといけない点があると思っております。やはりeスポーツというのは、まだまだ歴史が浅いものであります。ゲーム機器を活用することから、しょせんゲームでしょうという議論になってしまふと、いいものも悪い方向になってしまふような流れもあります。やはりそこで活躍している、いわゆる障がいを持つ人とともに、社会にはあまり出られないのだけれども、家の中でそういうところを通して社会参加をしている人たちの阻害になってしまふことがないような心がけを検討の際に行う必要があると思いまして、やはり出前講座を検討する際に、大体大きく分けて3つの方向性があると考えております。

まずは、一般的な子どもたちとか、はやっているゲームソフトなどを対象にした出前講座、2点目は、もう障がい者スポーツという名目でそういった方を対象に、そういった方がいるのだよということを対象にするような検討の仕方、3点目が、もう分け隔たりなくユニバーサルスポーツだというふうな認識でアピール、PRしていくような検討の仕方、これがあると思うのですけれども、どういった検討をしていくのか、答弁をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

まずeスポーツ、そのとおり普及がどんどん進んでいる中で、本町といたしましては、まだまだその普及率が少ないというふうなところも認識してございます。町職員もそうですが、まずeスポーツに対してのノウハウの取得、これが初めかなというふうに思ってお

ります。

先般9月23日の岩手日報に紫波町の高水寺に在住している方が、その方は電動車椅子ですけれども、この方は自ら顎でスティックを押しながらゲーム対戦を行うとかという方ですけれども、この方はプロデュースもやっておりまして、大規模なバリアフリーイベントということで9月23日、24日に八幡平市で大きなイベントを開催している実績もございます。そういった方、この方などを含めて、まず勉強会、講習会を開きたいなというふうに思ってございます。

そういう際に、町職員あるいは町民、そういうった皆さんもそうですし、高齢者としましては青松学園、うちのほうにもありますので、そういうたところでこういった方のお話を聞いて、まずeスポーツのスキルを身につけたいなというところを最初にし、そして出前講座、そういうた方向で展開していければなというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） ちょっと補聴器だけれども、聞こえないか、もしくはちゃんとマイクに向けて、立てないで、みんな、何か後ろのほう聞こえないような感じがしますので、ちょっと全体的に音を上げることはできないみたいなので、元気よくいきましょう。

他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 大変理解ある答弁で、まずは学習からということで、共通の認識を持った上で進める丁寧な進め方をしていただきたいと思っております。

それで、eスポーツの価値は、町長からの答弁にもあったように、世代、性別、障がいの有無に関係なく、同じフィールドで参加できる部分にあると考えております。矢巾町第7次総合計画後期計画の第1章に、健やかな生活を守るまちづくりに関してもバリアフリー化と当事者との交流、ふれあいの推進と明記されております。この計画の推進と、さらにその先にある共生社会の実現のためには、様々な立場の人が自立し、しっかりと経済活動を行える土壤づくりが必要だと考えております。

この観点から考えると、このeスポーツというのは、どんな立場の方であっても、重度の障がいがあっても経済活動できるような可能性がある分野であると思います。市場規模を見てみると、財務省の資料でありますけれども、eスポーツ元年と言われている2018年は48億円だったのにもかかわらず、その3年後には78.4億円に膨れ上がっております。対して世界のeスポーツ市場は1,188億円であります。この世界の規模に対して、日本はまだまだ

6.3%と小さい規模になっていますが、日本は世界的に有名なゲーム機器メーカーがありますことから、特に福祉的な分野でのeスポーツ市場に注目が世界から集まっています。やはり国内外問わず、今では複数の企業でeスポーツのチームを社内に設置したり、それこそアスリートとして契約したり、中には障がいをお持ちの方でもプロとして活動している方ももう既にいらっしゃいます。特にも、この矢巾町におきましては、となん支援学校や医療的ケア児支援センター、そして医大がありますことから、福祉のまちとスポーツのまちの掛け算で、スポーツを通じて育て上げられるインクルーシブ、誰もが分け隔たりない社会の実現に向けてという意味合いでeスポーツの普及をお願いしたいと思うのですけれども、改めて見解を伺います。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをいたします。

現在スポーツ推進計画の改定をしている時期でございまして、このeスポーツを盛り込むこと、これは必須というふうに思ってございます。このスポーツ推進計画をつくるに当たって、これからアンケート調査を実施する予定ですので、その中でこういったeスポーツについての項目についても触れたいというふうに思ってございます。

あと岩手県のeスポーツ協会というところもございますので、そういったところからのご指導もいただき、さらにはいざれは中学校の部活動の地域移行を今進めていますけれども、こういったeスポーツの競技についても後々は入ってくるのかなというのも想定しておりますので、そういった点を含めまして、教育委員会あるいは担当課、福祉課サイドとも連携を取りながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員）　アンケート調査と、そういったところも含めてというところでかなり前向きな答弁をいただき、心強く思っております。やはりそういった点に気をつけながら、誰もが参加しやすい社会を実現していきたいと思っております。

3点目の再質問に移らせていただきたいと思います。教育長の答弁では、かなり理解のある答弁をいただいたと感じております。教育現場において、先ほどの質問ともかぶるのですが、やはり教育現場においてこそ、eスポーツがなかなか受け入れられないのではないかという説明の仕方について考えておりまして、校長会議での情報提供の際に、しょせん

ゲームでしょうというような議論にならないような情報提供を心がけてほしいのですが、こういった点から、教育委員会として e スポーツをどのように捉えているのか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） お答えいたします。

e スポーツに対する見解でございますが、まず今町内小中学校におきましては、特別支援学校の児童生徒さん方が交流席というものをを利用して小中学生とともに共同学習を通じて交流の機会を持っているということがございます。その中に、今議員ご案内の e スポーツ、そういったものも、お互いの理解というふうなための交流のツールの一つとして十分活用ができるものではないかなというふうに、今お話を伺いながら感じたところでございます。幸いといいますか、今 1 人 1 台端末が子どもたちに配付になってございます。それも一つ追い風を感じているところでございます。

また、e スポーツ、IT 端末、ICT 端末を使うということにつきましては、障がいのある方、有する方々にとっても、その後のキャリアの部分においても非常に有効なツールであるというふうな思いも持ってございますので、ぜひタブレットの活用の検討も含めて e スポーツ、学校のほうで交流のツールの一つとしていかがでしょうかというふうな形で学校のほうには情報提供をしたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3 番（横澤駿一議員） 1 人 1 台端末も追い風になっているという認識で私も同じような認識でおりました。それで、特に障がいのある方が e スポーツをする際に、やはりそこには人の関わりがあります。例えば顎しか動かない方が顎でコントローラーを動かすこともありますし、そういう方には、いわゆる OT、作業療法士などが支援について、その方がプレーしやすいようにセッティングを出すのです。そして、その方がプレーして勝つと、みんなで喜ぶような、これはまさしくこのスポーツでしか味わえない体験、それは成功体験で、子どもたちにとっても、こういった次につながる夢や希望を追いかけられるエネルギーになるのではないかと認識しております。

インクルーシブな社会の実現に向けて、やはりそれぞれが持ち場、持ち場で小さい活動を行っていく必要があると考えておりますし、中でもやはり次の時代をつくっていく子どもた

ちにこそ、こういった教育と、やはり机の上だけでは分からぬ実体験から学べるものがあるにはあると考えております。そして、その多様性を尊重する次の時代を生きる力を身につけるためにも、やはり先ほど教育次長からの答弁にもありましたとおり、1人1台端末を使ってみんなが平等に学べる環境とか、そういった実際にいろんな人が関わって、それを競技している人を支えるとか、そういった現場を見ることこそが大切だと考えておりまして、ぜひともまず情報提供ということなので、情報提供する際にも、むしろそこにそういった方をお呼びするのもいいのかなというふうに今思いまして、そういったことも含めまして、どういう考え方の見解を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

インクルーシブ教育という部分は、教育の世界においては、もう10年以前から行われているもので、全ての先生方がこのことについて知っていると言っても過言ではないというふうに捉えております。その中の一つのいわゆるツールといいますか、交流の一つのアイテムとしてeスポーツもあると。ただ、そのeスポーツにつきましては、議員ご案内のとおり、なかなか表面的な理解にとどまっているケースがいまだ多いというのが現状でもございます。

先ほどご提示いただいたような例も含めまして、校長会議等で、いや、こういうのもあるということも含め、ちょっと私どもも勉強しながら伝えてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　それでは次に、3問目の質問を許します。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員）　3問目の質問に移らせていただきます。質問3、持続可能な農政について。町長から答弁を伺います。

ロシアによるウクライナ侵攻等により、日本の食料自給率問題が浮き彫りになりました。矢巾町は、豊かな田園都市として基幹産業である農業を基盤に発展し、様々な文化を築いてきました。農業従事者の高齢化、後継者不足、生産コストの高騰が話題となる中で、水田活用交付金の見直し等による地方の集落営農や家族経営体の農家のこれから先のビジョンが

見えづらい現状があります。そこで、持続可能な農政について、以下伺います。

1点目、畠地化促進事業の周知は、どのように行っているか。

2点目、畠地化促進事業を利用し、畠地化を進める上で転換作物等の収益力強化、また持続的な作付に向けて矢巾町としてどのような取組を行っていくのか。

3点目、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和5年4月から地域計画が定められ、目標地図の策定が進んでいると思うが、現在の状況を伺います。

4点目、生産コストが高騰しているのに対し、それに見合った売値の価格転嫁ができない状況にあります。肥料等の生産コストに対する支援も継続しつつ、価格転嫁しやすい環境づくりを進めていく必要があると考えますが、その見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 持続可能な農政についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、矢巾町農業再生支援協議会におきましては、本年2月に農業者の方々へ要望調査を行い、その後も事業概要に関する資料を各農家組合や農家組合長会議等において配付をさせていただき、周知を図ったところであります。また、今後の事業説明会におきましても、さらに周知に努めることとしております。

2点目についてですが、収益力の点におきましては、高収益野菜、花卉、加工用野菜、長期的な作付の点におきましては、小麦や大豆、飼料作物などの畠作物が適しておりますことから、農業者個人はもとより、地域全体の将来的な作付計画を基に畠地化促進事業を活用することが必要と捉えております。

畠地化促進事業につきましては、制度自体の要件も多く、畠地化促進事業を活用して、水田を畠地化する以外にも水田収益力強化ビジョンのメニューを選択することも可能であることから、どの事業を選択することが農業者にとってよりよい方法であるか、農業再生支援協議会として積極的な情報収集と丁寧な説明に努めてまいります。

また、畠地化促進事業における定着促進支援金が畠地化実施後5年間の交付に限定された条件となることから、持続的な作付に向け、国に対して支援期間を延長するよう働きかけを行ってまいります。

3点目についてですが、令和7年3月末までに町内各地区において地域計画を策定する必要がありますが、現在の状況といたしましては、昨年度に全31地区で実施をいたしました説明会を踏まえ、本年12月から来年3月にかけ農業委員会とともに順次地域計画策定に係る地

域主体の意見交換会を実施する予定であり、令和7年3月末の持続可能な農業経営を目指す目標地図を含めた地域計画の策定に向け、関係機関と連携を図りつつ、引き続き各地区において、農業者の方々と話し合いを重ねてまいります。

4点目についてですが、議員ご承知のとおり、本町では物価高騰対策といたしまして、畜産農家及び町内農業者への経費の掛かり増しに対する補助、肥料高騰に係る補助を行ってきましたところでありますが、農業を取り巻く環境に明るい兆しを見いだせない状況が続いております。現在国において食料・農業・農村基本法の見直しを行っており、新聞報道によりますと、政策展開のポイントとして、食料安全保障の強化、農産物の輸出促進、農林業のグリーン化、スマート農業について議論が交わされておりますが、中でも食料安全保障の強化における国内産の麦、大豆の生産拡大のほか、適正な価格転嫁を進めるための仕組みの創設について、国から見解が示される見通しでありますことから、今後の情勢をしっかりと注視をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 1点目の質問に対しての再質問をいたしたいと思います。

現時点での畠地化促進事業の希望者は何名なのか、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 最初の申請者につきましては、88名で435筆、面積にして41ヘクタールとなってございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 何となくですけれども、少し少ないような、少ないというか、もう少しあってもいいのではないのかなと思うのですけれども、やはりそこにはどういった、水田の収益力強化ビジョンもあるということで、そういったところとの整合性でそちらを選ぶ方がいるのか、それとも先日の藤原信悦議員の一般質問でありましたとおり、農業従事者の高齢化によって、次の新しいチャレンジ、それができづらいのも課題の一つなのか、そういったところの現場感を教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 国の事業が目まぐるしく変化していく中で、やはり農業者の

方々も今回の畠地化促進事業についても、なかなか理解が進んでいない部分が正直あるかと思います。この辺につきましては、町としても丁寧に説明を加えながら、何とか農業者にとって一番有利な、要は支援の方法を見いだしていただいて、継続して農業を営むような形に進めば、矢巾型農業につながるのかなというふうに感じてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 答弁にもありましたとおり、畠地化促進事業の国からの支援金が5年間というところも、やはり矢巾町の現状とは少しマッチングしていないなというところもありますので、粘り強く食料生産の町から働きかけを行っていただきたいという点もあります。

それで、3点目の再質問に移りたいと思うのですけれども、持続可能な農業経営を目指す地域計画の策定ということが進んでいると思いますが、この目標地図というのは、やはり10年後を想定してつくるものであると認識しております。高齢化する中で10年後、その地図を策定した上で、そこを実際に管理するところまで考えられているのかどうか、そこ辺を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話があった目標地図につきましては、それこそ絵空事の地図にならないように、しっかりと管理、もともとは集積、集約というのが、この目標地図の趣旨でございますので、最終的には管理がしっかりと及ぶように、そこはこちらとしても皆さんと協議を進めながら行っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはりつくったままだけでは、その労力の無駄というのですか、そういうことになり得ることもありますので、留意しながら持続的な農業の発展に私も努めてまいりたいと思っております。それに関してなのですけれども、農地の集積というところに関して、これは管轄は農業委員会になるかと思うのですけれども、地域計画策定に関わる地域主体の意見交換会の実施等も答弁がありました。その中でも11月26日に農地相談会が行われたと思うのですけれども、そのときの状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田口征寛君） お答えいたします。

この農地相談会は、当日10組の方が参加されまして、主にやっぱり貸借関係であるとか、相続関係の相談が多かったです。ただ、農地集積の関係も、例えば後継者、就農の関係にしますと、現在町内で5反歩に満たない農地で農業経営をしているけれども、これから規模拡大をしていきたい、そのための手続はどうしたらいいかというような相談がございました。

あとは、相談会のほうで、現在自分が今お勤めで農業ができなくて、農地を全部貸しているけれども、退職後にそれをまた活用して農業経営をしていきたいというようなご相談がありまして、それぞれ農業委員さんが助言しながら、手續等必要なものについては、農業委員会の事務局のほうからご案内したところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） そういう出向いて相談を受けて、つなげるという活動を地道に続けていくことも、担い手とか将来を見据える活動になるのかなと思い、継続的なそういう開催を求めます。

4点目に移らせていただきます。この価格転嫁の問題こそが農業の担い手の根幹にあるかなど私は認識しております。やはり家庭菜園とかがはやり出して、農業体験も多分ある程度親子での参加とかも、先日の答弁でもありましたとおりあるという話を聞きます。そのものとか、農作物を作ることが好きな人は、一定数潜在的には存在しているにもかかわらず、やはり農業となると、それで生活が成り立たないとやらない、そこにそもそもその国の農業の政策の欠点というか、そういうのがあるのかなというふうなことも考えておりまして、やはり本町として、答弁にもありましたとおり、新聞情報とかに農産物の輸出の促進とかスマート農業等の情報もありました、そういうものは直接価格転嫁に関して有効的な政策展開の一つだと考えますが、本町としての政策展開についての見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） やはり価格転嫁につきましては、町としても、なかなか一町村だけでは、どうしてもこういった転嫁するというのは非常に難しいところでございます。国あるいは県に対して、これについてはシステムとして確立できないかということで国、県のほうに要望を出してございます。

あと輸出の話ございました。今円安の時点で、輸出というのはなかなか厳しい状況ではございますけれども、一番なのは、輸出というのも十分重要なカテゴリーではございますけれ

ども、やはり国内の自給率をいかに上げていくかということが今求められているところでございますので、その辺はいろんな作物ございます。基本は水稻にはなるかと思いますけれども、そういういたものも含めて自給率を少しでも上げられるように、町としても農業者の方々に訴えかけていきたいなというふうに思ってございます。

○議長（廣田清実議員） 価格転嫁は、矢巾町だけでどうするという問題ではないので、そちら辺を考えて質問をお願いします。

他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり先ほど答弁にもありましたとおり、価格転嫁は、日本全体のスタグフレーションが原因になっておりまして、デフレマインドといいますか、食べ物は常に食べられて安いものだというふうな認識が根本にあるのかなというふうなことを思っております。ですが、農業を取り巻く食料生産の現場は、とてもコスト高騰によって今までとは全く違う環境に置いておられます。やはり価格というところに関しては、もともと基本の考え方として需要と供給というものがありますが、それ以前に消費者と生産者の合意の上で形成されるものであります。やはりこれぐらいの労力でこれぐらいのコストをかけて食料を作る、そしてこの値段で売っているけれども、実際は全然蓄えにならないのだよというふうなことを自治体間で、小さい単位で取り組んでいけば、そういういた意識の改革が始まって、やはりいいものはいい値段で買わないと、いずれは生産者がいなくなってしまう、スーパーに食べ物がなくなってしまったときに気づいてからではもう遅い、そういうことにつながりかねないので、そういう取組は、SNSとか町の広報紙でも毎月配られるので、やはり状況、状況によって変わる肥料の値段とか、今月はこれぐらい上がったので、農業者の方々の負担がこれぐらい増えています、なのでこの値段で売らないと、もう成り立たないのが現状ですけれども、頑張ってこの値段で出していますのよう、こういった説明をしていくことは、行政としてもできるのではないかと思うのですが、これを最後の質問にしたいと思うのですが、町長に農業を取り巻く環境を含めて伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきます。

今回のご質問は、持続可能な農政、これは表看板なのです。本当は農業者の思いは、もうかる農業、魅力のある農業なのです。ところが、今私たちも含めて農家の実態をしっかりと把握してサポートしているかというと、特に今国では、食料・農業・農村基本法、そし

て今食料安全保障のいろんな話が出ている。食料自給率38%で、戦争はあってはならないことだし、日本が巻き込まれることがあるかもしれません。そのときに、今の食料自給率38%で国民の皆さんのがんばるかと思うのです。賄うことはできないのです。

今日ご質問の中に、畠地化促進事業、国は5年でやれと、畠地化の、今日は一番最後に、再質問のところにもあったのですが、畠地化というのは、ご存じのとおり田んぼも肥料は必要とするのですが、畠こそ良質な堆肥というか。だから昔は、畠作に力を入れて耕畜連携なのです。うちには馬とか、牛とか、豚とか飼って。だから私に言わせていただければ、まさに真逆なことを今やっているのではないのかなと思うのです。

そこで、今そういうことを議論しても前には進まないわけですので、本当に畠地化をやるのであれば、5年ではできません。これはもうご存じのとおり、昭和45年に減反にまず入ったのですが、そのくらい半世紀またかけて畠地化に戻すぐらいのお考えがなければ、私は畠地化は絶対失敗すると思うのです。だから、農家の方々が本当に一番末端で、まさに猫の目農政です。このことで辟易としておると思うのです。

そこで、本町としてもそういうことを考えた場合、県とか国の批判ばかりしているわけにはいかないわけですので、畠地化するのであれば、私はいつも言っているのですが、例えば土壌診断をやったり、どういう肥料をあれしたら、どういう作物、みんな各農家で単品でやるのではなく、矢巾町としてはジャガイモをやるとか、タマネギをやるとか、サツマイモをやるとか、そういう方向性を、高収益につながる転換作物を矢巾町、できれば広域、県で。

この間もたまたま県北で、民間の組織が応援して魅力ある農業にお手伝いすると、県北の5つの市と町、市町村に。だから、本町でもそういうことを魅力のある農業、もうかる農業をみんなで、そして、農業委員会だけの農業委員にだけ任せる、農協に任せるというのではなく、やっぱり自治体そのものも動かなければならないのです。だから、私あんまりこういうことは言いたくないのですが、農協の組合長が背広を着てあれしているのではなく、長靴履いて、作業服着て、後ろに手拭い下げて、帽子をかぶって、そしていわゆる営農でもうけたあれで共済とか貯金、今逆なわけです。共済とか貯金するために年金のお金をあれしたりしている。だから、真逆なこと、だから行政もそうだと思うのです。だから、これは市町村とか、農協とか、N O S A Iとか、または水土里ネットだけではなく、今こそみんなで知恵を出し合って、魅力のある、そしてもうかる農業を考えていきませんか、みんなで力を合わせて頑張っていきましょう。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で3番、横澤駿一議員の質問を終わります。

ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を13時、午後1時といたします。よろしくお願ひいたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

この時間から中川農業委員会会長が出席しておりますので、お知らせいたします。

発言の申出

○議長（廣田清実議員） それから、ここで高橋町長より発言の申出がありましたので、これを許します。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 先ほど横澤駿一議員の質問の3点目で持続可能な農政の中で、私の答弁にちょっと舌足らずなところがあって、いわゆる農協の組合長は背広というのは、私の兄が生存中、農協の組合長をやっていたときのやり取りで、それこそ皆さん、今農協の組合長さん、みんな立派な方々なので、兄とのやり取りの中のお話なので、ここだけは誤解していただかないように、ご理解いただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（廣田清実議員） びっくりしました、申出があったので。

それでは次に、8番、小川文子議員の一般質問を受けます。

小川文子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（8番 小川文子議員 登壇）

○8番（小川文子議員） 議席番号8番、日本共産党の小川文子でございます。

質問に入る前に、一言申し述べさせていただきます。10月7日にハマスの攻撃に始まりました今回のパレスチナガザ地区におけるこの戦争は、今朝の報道では、パレスチナガザ地区では既に1万7,000人の犠牲者が出てているという報道がされております。そのうち、約4割

が子どもの被害となっております。このような世界の惨事が一刻も早く停戦に結びつくことを願っているものでございます。このことをまず最初に述べさせていただきます。

それでは、1問目の質問を町長にお願いします。ごみゼロ宣言ができないかについてでございます。昨今の大洪水、干ばつ、森林火災、海水温の上昇による漁獲高の激減、農産物の高温被害は、二酸化炭素の排出による地球温暖化の影響であることが誰の目にも明らかになってまいりました。二酸化炭素の排出抑制とごみの減量は、最重要かつ喫緊の課題であることから、以下お伺いをいたします。

1問目、ごみのリサイクルを進めるためにも家庭系、事業系ともにプラスチック、容器包装、硬質プラスチックのさらなるリサイクルを進められないか。

2点目、町民の理解と協力を得るために、温暖化防止、ごみ減量化を対象としたシンポジウム等は開催できないか。

3点目、本町の令和3年度のリサイクル率は19.3%であります、さらなるリサイクル率の向上に向けて目標値をどのように設定しているのか伺います。

4番目、町民へ強いメッセージを発し、ごみのリサイクル、これをまちづくりの柱とするためにごみゼロ宣言をしてはどうかということでございます。よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 8番、小川文子議員のごみゼロ宣言ができないかについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、家庭から排出されるプラスチックのうち、容器包装プラスチックにつきましては、平成22年8月から分別収集及び資源化を行っており、その量は年々増加傾向にあります。また、製品プラスチックにつきましては、盛岡広域環境組合が令和14年度を目指して整備する新ごみ焼却施設の稼働までに関係市町の全域で分別収集及び資源化を実施することを県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定書において定めておりますが、本町では早期に取り組むことを目指して検討に着手をしております。

2点目についてですが、地球温暖化防止及びごみの減量化は喫緊の課題であり、様々な事業を展開しているところであります。その取組について町民の皆さんに理解を深めていただくため、町広報紙や町ホームページなどの媒体の活用、青空教室の開催、町主催のイベント等の機会を捉えての周知を図っているところであります。

なお、シンポジウムの開催も啓発契機の一環と考えますが、ふだんの生活習慣や既存イベ

ントで無理なく環境問題に取り組むことにより、行動変容を促すことも有効であると考えておりますことから、タイアップして町民の皆さんとともに実施する、またできる方法を現在検討しているところあります。

3点目についてですが、リサイクル率の将来目標は設定しておりませんが、環境省の一般廃棄物処理事業実態調査から算出されるリサイクル率は、事業系を含む一般廃棄物に対する割合となっており、事業所が多い本町では、総体的にリサイクル率が低下する要因となっております。このことから、事業系ごみの資源化を推進するため、本年4月から盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターへの事業系古紙類の搬入規制を行っており、分別した古紙類を資源回収業者に直接持ち込んでいただいております。

4点目についてですが、宣言のようなメッセージにより発信を行うことも一つの手法と考えますが、令和4年度施政方針においてゼロ・ウェイストに取り組む旨を示しているところであります。2点目でもお答えしたとおり、無理なく町民や事業者の皆さんのが取り組みやすい個別の施策の積み重ねにより、ごみ減量につながる意識の向上を狙って事業を展開してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 再質問に入る前に、国連の気候変動締約の会議が、COP28が今UAEのドバイで開かれた経過がございます。この中で、大変貴重な宣言がなされておりますので、皆さんもご承知だと思いますが、この質問と深く関わっておりますことから、紹介をさせていただきます。

この中で、グテーレス事務総長さんは、今本当に温暖化ガス排出を抑制しなければ、世界は大変なことになるというふうな危惧を表明されております。また、常日頃グテーレス事務総長は、もう地球温暖化の段階ではないと、地球沸騰化の段階に入っているというような発言もされております。また、世界気象機関WMOは、2023年の世界の気温が産業革命以来最も高い気温となり、そして1.4度上昇する見通しに立ったということを発表いたしました。2021年のパリ協定では、産業革命以前の1.5度未満に抑えるというパリ協定の内容がございましたけれども、今長期目標が危機に瀕している状況になっているというふうに発言をしています。そして、このままこの事態が続きますと、世界は死と荒廃をもたらす状況になると警告をしています。そのことを踏まえて質問したいと思います。

また、気象庁も今年9月から11月の平均気温が、今までの最高気温であったことを報告をしております。いずれ気温を上げるもとが、温暖化のもとがCO₂をはじめとする温暖化のガスでございますので、この温暖化のガスをいかに抑制するかが喫緊の課題であります。その点において、私は次の質問をしたいと思います。

本町は、いち早く紙容器包装に取り組んでおりますけれども、資源として活用もされておりますが、事業系ごみの容器包装については、まだ回収をされていない状況でございまして、みんなみんなできるというわけではないかと思いますが、事業所によっては、たくさん出るところもあると思います。そこで、この事業系の紙包装、プラについてもリサイクルにできないかについて、まず伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、事業系のごみでございますけれども、基本的にプラスチックは、産業廃棄物に該当しますので、我々市町村での処理というよりは、産業廃棄物としてやっぱり事業者さんが取り組むべきものだと思っております。先ほど町長答弁にもございましたが、事業系の中でも一般廃棄物と言われるものは、盛岡・紫波地区環境施設組合で処理しているのですけれども、その中で、やはり古紙類とかが結構多いと、でもこれは資源化できるものだということで今年の4月から搬入規制を行ったのですが、これによりまして事業者さんは自らあるいは業者さんにお願いしてなど方法はありますが、資源化ができる業者さんのほうに持ち込んでいたいたしたことによって、これは明らかに数字に現れているのですが、昨年の4月から11月、それから今年の4月から11月までのごみの搬入量を比べてみたら、まず家庭系の可燃ごみ、これは大体3%ぐらい減っていたのです。これに対して、事業系ごみは14%下がっています。というのは、細かい分析ができているわけではないのですが、これはもう明らかに古紙類の搬入規制の効果が現れているのだなと思っております。

ということで、さらに今年度組合のほうで、ちょっと組合の取組をここでご紹介していいのかあれなのですけれども、組合のほうでその事業系ごみの組成分析といいますか、抜き打ちでちょっと点検しております。そうしたところ、本当に燃やすごみ以外に、先ほど議員がお話をあった包装プラ、こういったのも混入されておりで、これらを事業所さんのほうで分別していただきて適切な処理に回せば、もっとごみの減量というのは可能だと思っております。ということで今その点検をして、事業所さんのほうにこういったものはこちらの組合のほうには搬入しないでくださいという、今は文書でのお願いになりますが、そういう

た取組も始めておりますので、いずれ事業系ごみの減量というのは今後も引き続き取り組んでまいりたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 家庭も頑張っておりますし、特に本町の場合は事業者が多いということで、家庭と事業系の比率と申しますと、令和3年では事業系が46.5、家庭が53.5ということで家庭系のほうが少し上回っておりますけれども、約半分が事業系となっておりますことから、この事業系のごみをいかにリサイクルに回すかが、やはり今後は大事な視点になるのではないかと思います。廃プラ、紙容器包装についてもぜひ進めてほしいし、硬質プラについても進めていただきたいと思います。

そして、質問には出さなかつたのですが、さらに分別をする必要があるだろうなと考えることから、スチール缶、アルミ缶だけではなく、いわゆる缶詰のブリキ缶も現在ではまずリサイクルになっておりませんが、このリサイクルの可能性についてお聞きをしたいと思うが、いかがでしょうか、ちょっと無理ですか。

○議長（廣田清実議員） していますよ。

○8番（小川文子議員） ああ、そうですか、そのところをちょっと確認をさせてください。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） 私の認識に間違いがなければ、缶詰の缶はスチール缶で通常の資源ごみに出していただいて大丈夫なものだと認識しております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） それでは、そのように私の認識がちょっと足りませんでしたので、さらに、いずれ燃やすごみを減らすことが二酸化炭素の削減に直接つながるわけでございまして、さらなる分別とリサイクルを進めていただきたいと思って、そのためには私たち町民も頑張らなければならないという思いでございます。

そういうことからいきまして、シンポジウムができないかということも質問したわけでございますけれども、いろんな機会を捉えてやっていただくことは大変いいことだと思います。私がこれを取り上げたのは、一昨年だと思いますけれども、町が愛媛県の紙おむつも全部ひっくるめて発酵させて燃やすごみをゼロにしているという市の取組を紹介をしていただいた、そのシンポジウムが大変よくて、それがいろいろごみの減量、それから燃やさないでも

済む方法もあるということを知ることになりましたので、そういう機会をつくっていただければ、リサイクル、分別は大変やっかいなことではありますが、それが環境を守ることにつながるという、そういう意識の向上になるかと思います。

視察研修で徳島県の上勝町に7月に行ってまいりまして、私もそこでレクチャーを受けて、大変理解が深まったと感じております。ここは、リサイクル率がまず8割を超えて、燃やせないのはあと紙おむつなどの衛生用品とゴムだけであるという日本で一番進んでいるのではないかと思う町でございまして、そこで合同会社パンゲアが視察に来た人たちにいろんな説明をしてくださっておるのですけれども、高齢者が生き生きと45種類の分別をしておりました。そして、町に誇りを持って取り組んでいる、そういう姿が見られましたし、リサイクルセンターも廃品、要らなくなった窓枠で造られておりまして、それがモザイクのような模様になっておりまして、遊び心もあって、非常に感銘を受けてまいりました。

そこのパンゲアの理事長さんが葛巻町の森と風のがっこうにいらっしゃった方で、私も葛巻町がエネルギー自給率100%を成し遂げたときに、上外川の風力発電と、その帰りに森と風のがっこうに寄ってまいりましたけれども、そこにいらっしゃった方が、そのパンゲアの理事長として頑張っておられます。

そういうところでレクチャーを受けることが大変よかったです、できればその方に矢巾町に来ていただいて、ぜひその話をさせていただきたいなどと思いましたけれども、そういう人の話を聞くと、本当に理解が深まるという思いでますやりましたので、町長はむしろ私以上にそういうことをたくさんご存じでしょうから、ぜひ取り上げていただきたいと思いますので、その点について、またちょっと再度お答えをお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） ちょっともう一回、何を。

○8番（小川文子議員） さらに充実させるように、町民にどのように周知させるかについて、私はシンポジウムというのを取り上げましたけれども、ほかに青空教室とかもあるでしょうけれども、やはりシンポジウムって大変いいなと思っておりましたので、その点をもう一度お願いたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えしますが、今実は鹿児島の、議員さん方も行っていらした方、大崎、町村ではナンバー1、志布志という市もあるのですが、これも市でナンバー1。これは私お世話になった盛岡・紫波地区の手法を用いて向こうで花を咲かせたと。原点は、私たちの組合なのです。だから、何か議員さん方行ったとき随分待遇がよかつたと、何か送っても

もらったと。あそこの町長は、もう分かっているのです。

私もどのように化けているのか見に行つたのです。私も本当は、今回町長をやらないで、ごみの、もうごみで22年2か月お世話になったので、最後はごみに恩返ししたいなと思っておったのですが、実はこれはやっぱり当局、私が組合におったときは、とにかく集積所に足を運ぶことです。何をお願いするかを、例えば今集積所に乾電池のみんな、あの発案は私がやった案です。ところが、あれからまだ変えようとしないです。もうどんどん時代が変わっているですから。だからあの当時は、ビールの缶がどんどんごみに出てきたので、それに穴を空けて、そして乾電池ボックスに、回収箱にして、そういう発想です。

それから、ごみの仕事をやるのは、今私その癖が残って日経新聞、どういう商品開発がされて、私どもが環境施設組合であんまり大型ごみ、いわゆる今は粗大ごみとか、当時言ったのですが、あんまりどぎまぎすることなかつたのは、これは何年か後には、もうごみに出てくると、そういう受入れ対策を考えたのです。だから、商品が容器とか何か、いろんなものが出でてくるわけです。それがこれが何年後に、何ヶ月後に出てくるか、その受入れ、そういうもの。

今私紙おむつに挑戦して、今ちょっと中座していたのですが、紙おむつも名前は紙おむつなのですが、実際こんなこと、それこそ肌に触るところだけが良質なパルプ材、あとはみんな廃プラスチックなのです。だから、あれが全部紙だったら、今トンネルコンポストでもやっているのですけれども、コンポスト化もできるのです。だから、残飯と、今度、ならば紙おむつと一緒にコンポスト化できないかと、発酵速度が違うのです。だから、発酵速度の違うもの、だからよくあんまりよその話はしたくない、お隣でも家畜ふん尿と残飯とやって、結局失敗したわけです、発酵速度が違う。だから、私はもうこれをやるときに、絶対失敗するなど。

今バイオマス発電で、いわゆる好気性発酵と嫌気性発酵とあるのですが、消化液といって最後に液が出るのです。この処理が大変なのです。だから、例えば今葛巻なんかでもバイオマス、そこは広い牧野というかあるわけです。そういうところにまず散布できるからいいのですけれども、矢巾町の場合はなかなか難しいということで、ちょっと前段の話が長くなつたのですが、今日はごみゼロの町なり宣言できないかと、もう高橋昌造は宣言が大好きだからと、恐らく今日はそこを意表をついて小川議員が質問されてきたと思うのです。ただ、絶対令和14年度には矢巾町が減量化、資源化で、あそこに持っていくごみが一番少ないと言われる町をつくりたいです。

そして、これは私もあるのですが、絶対ランニングコストは利用割だと、全部。これいろいろな議論もあったのです。利用割にしなければ、みんな真剣にならないのです。持つていったごみで運転経費を積算するということです。それは、私も絶対もう利用割でなければ駄目だと、10割、100%、そうするとどこも本気度になるのです。

だから、ここです、もう令和14年といつても10年ないです。だから、これは議員さん方も、私たちも一緒になって、本当は私、毎週土曜日、盛岡・紫波地区に行って職員は平日休んでもらってもいいから、一緒に集積所を歩きたいのです、まず矢巾町の300足らずの。そして、そこにいろんなものを数値化して、今アプリでどういうごみが出されているとか状況が分かりますので、そういうものを分析しながらやっていきたいと。

だから、今ランニングコストで4億4,000万円、これを1割減らしても4,400万円です。3割近く減ったら、もう1億円を超えるですから、これはみんな税金なのです、補助金も何もないですから。だから、これは生かじりではなく、議員さん方も真剣になって一緒に、そして矢巾町は3市5町で一番、家庭系ごみだけでもまずいいから。

それから、事業系ごみは簡単なのです。当たり前にごみ処理手数料を取れば持てきませんから、今半分近く税で負担しているわけです。それをやると、私はやれと言っているのです。紫波も矢巾も、盛岡、都南地域。ところが、盛岡はなかなか駄目なのです。だから、一番何も事業系のごみなんか手数料を、かかったくらいの経費を手数料で取れば、持てきません。だって、高いのですもの。

だから、そういう、今日今ちょっと考えたのですが、今ナッジ理論ってあるのですが、ごみゼロ宣言もいいですけれども、ナッジ理論の考え方からいえば、私は前から言っているのですけれども、ごみを出さないために町民の皆さんには分別（ふんべつ）、ごみは分別（ぶんべつ）、徹底しませんか、一度挑戦してみませんかというキャッチフレーズで私やってみたいと思うのですが、ごみゼロの宣言の前にナッジ理論で各集積所に、そのとき議員さん方もぜひ各行政区の集積所に立っていただければ非常にありがとうございます。そうすると、がらり変わりります。

だから、質問していただくことはいいのですが、質問されるほうも一緒になって、さっきのもうかる農業、魅力ある農業ではないのですが、一緒になって考えてみませんか。そして、令和14年4月には矢巾町はもう一番ごみが少ないと、出すのが。そういうふうにしていきたい。これは、やればできます。だって、やっている自治体があるのですもの、あとは本気度です。やる気と根気と、この3つの気だと思います。ごみゼロ宣言はちょっと待ってく

ださい、それからです。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 町民に対していろいろな方法で理解促進をいただくという町長の姿勢はよく分かりました。

私は、次の再質問にリサイクル率なのですけれども、本町は以前は24%ぐらいだったこともあります、だんだん下がってきて19.3%が令和3年のリサイクル率で、全国平均は約20%であります。その中で、国も今年、いわゆる基本法改定をしまして、リサイクル率28%を目指してほしいというような改定もしております。いろんな指針も出しているわけでありまして、一日の1人当たりのごみは440グラムまでとか、そういう現状目標も出しておりますので、やはり本町も頑張ろうという合い言葉も非常にいいと思いますけれども、実際に本町は、それでは、ではリサイクル率をどこまで上げていくかとか、あるいは二酸化炭素の排出量を本町はどこまで下げていくかというような目標値をやはり持ったほうが町民の理解が促進するのではないかと思いますので、そのところについてのお考えをお聞きいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、リサイクル率の部分でございますけれども、今の矢巾町のごみの関係の計画で率を持っていないのですけれども、この率を出すときに、矢巾町の町民の方が、例えば努力が足りないからちょっと低いとか、そういうふうには私全然思っていないです。なぜならば、このリサイクル率の数字を出すときに、例えばなのですが、スーパーさんの店頭で拠点回収をやっていますが、例えば白色トレーですとか、ああいったものって入っていないのです、この率には。だけれども、実際町内のスーパーとかに行っても、結構来店する方、あそこに投入しておりますが、現実そうやって努力していただいているのだけれども、それは実際の率に跳ね返っていないというのがあります。だから、統計上の数字と実施の町民の方のリサイクルの行動とは少し離れている部分があるのかなと思っています。

その中、今我々の課で考えているのですけれども、昨年度ちょっと取り組んだ、ちょっと小さいことからこつこつとと思ってやっているのですが、コンタクトレンズの空ケースの回収を始めました。これ、本当に小さくて重量も少ないのでけれども、昨年度は6か所で始めて、特に昨年度は矢巾中学校、矢巾北中学校のほうがかなり集まったのですけれども、こ

れは生徒さんの協力でかなり集まりました。今年度を見ると、中学校さんは同じように集まっているのですけれども、やはり駅に設置したボックス、こちら去年どっちかというとあまりなかったのです。ところが、矢幅駅も先日ちょっと見たら、かなりたまっているということは、駅を利用する方がやっぱり気づいていただいて、こういうところに投入すればリサイクルにつながるのだという意識がやっぱり出てきているのだと思っていました。

そういうのを今度取り組みたいと思って、特にいろいろな企業さんがやっているリサイクル活動あります。今年度もちょっとある企業さんともいろいろ話をしているのですが、その中で取り組めるものがないかというところを検討しています。それによって、ふだんの生活の中で無理しないで取り組めるほうが、多分町民の方に長くやっていただけるのだと思っていましたので、そういう取組ができるだけ数を多くして、そしてふだんの生活の中でお店なり、いろんなところで資源物を捨てられるというのをやりたいなと思っております。そういうことで最終的にリサイクル率というのは上がっていけばいいなと思っています。

それから、後段のほうで二酸化炭素の関係、これにつきましては、今年度から環境省の重点対策加速化事業を利用して5年間の計画に取り組み始めたのですが、この計画を採択していただく条件といたしまして、温暖化対策法に基づく区域削減の策定が義務づけられておりまして、これは来年度計画を策定する予定となっておりまして、その中でこの目標値というのは定めたいなと思っています。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 次に、2問目の質問を許します。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） それでは、2問目に移ります。子どもの医療費助成における一部負担をなくして全額無償化をということで町長にお伺いをいたします。

本町の子どもの医療費助成は18歳、高校卒業まで現物支給が今年の8月から実施されております。子育て支援の主要な柱となっているところでございます。その効果も十分に検証されていると思いますが、父母等から一部負担をなくしてほしいという声もあることから、大分進んできている本町ですので、そろそろ全額無償化に取り組めないかということについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 子どもの医療費助成における一部負担をなくし、全額無償化についてのご質問にお答えいたします。

子どもの医療費助成事業につきましては、医療機関等を受診した際の診療報酬、明細書ごとに一月当たり外来750円、入院2,500円を超えた医療費の助成を行っております。なお、3歳未満及び住民税非課税世帯の自己負担額は、生じないところであります。

医療費を無償化した場合の費用につきましては、これまでの実績から推計をいたしますと、約2,400万円が見込まれることから、子ども医療費助成事業の全額無償化は、現在の財政状況を勘案して町単独での実施は難しいものと捉えております。

しかしながら、子育て世帯の支援は、町のみならず国や県の重要施策でもありますことから、国主導による子育て世帯に優しい医療費助成制度の実施や財政支援の拡充について引き続き国や県に要望をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 確かに本町にとって2,400万円という額は、大変大きいものがあるかと思います。しかし、一方で今度感染症とかが大変はやっておりまして、1人かかるとみんなかかってしまうという家庭内の感染が、学校でも学級閉鎖等が行われておりますし、非常に感染力が今回の風邪などは強いものがあります。非課税世帯ではなくても、若い世代の方々は、その医療費に大変苦慮しているのでございます。

それで、やはりどう考えるかということになるかと思いますけれども、本町の特殊出生率が多分今1.23ぐらいのところにあるかと思います。国も県も1.4を切りまして、それは全国的な流れにはなっておりますけれども、本町の特殊出生率、子どもが生まれる数というのが非常に激減をしている。そういう中で、やはり子育て支援にもっともっと力を入れなければならぬのではないかとまず考えるところでございます。

教育民生で私も今回は関西地方に行ってまいりました。せっかくですので、ご紹介したいと思いますけれども、1つは兵庫県の相生市というところでございました。ここは、いわゆる子育て応援都市宣言をなさっているところで宣言をされています。相生市は、企業城下町でありましたけれども、その企業が撤退した後、昭和50年には4万2,000人の人口があったものが令和2年では2万8,000人、本町とあまり変わらない人口になっておりまして、非常に財政的に逼迫をしたという市でございました。投資的経費の見直しとか、本当に繰上償還

による市債残高の削減とか、いろんなのに取り組む中で、やっぱり子どもの数が少ないということが一番課題であるということに行き着いて、それでそういう財政状況の非常に厳しい中ではあったけれども、やっぱり選択と集中で子育て応援都市宣言を行って、子育て世帯をターゲットにした政策をまずやったということでございます。これは、明石市の泉市長からのお話を聞いたこともございますが、明石市でもそのような状況でございました。高齢者福祉もいっぱいやらなければならぬことはあるけれども、今はまずは子どもだという考えでございます。

次に行きました大阪の門真市でもそうでありました。子どもを真ん中に置いた政策をすると。あれやこれやも大事だけれども、集中と選択を図っていくと、まずは子どもでやると。そして、その子どもへの支援をしますと、子育て世帯が消費にお金を回すことができると、それが経済を循環させていくと、好循環を生むのだということで徹底して子育て世帯への支援をやって成功した例でございます。

うちの町も確かに財政収支比率99.5%なんていうときもありますし、おととしも99.5とか99.7とか、数字から見ると、本当に0.3%しか自由度がないのかというぐらいの状況ではありますが、こういうときこそ集中と選択で子育て世帯を応援してこの難局を乗り切るのだというぐらいの成功例がありますので、そういう立場に立てないかなということをちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　まず、今年の6月、国ではこども未来戦力方針を示された。まず、私は、少子化対策も高齢化対策もある意味では、いろんな意味で多角的な視点から考えていかなければならない。今少子化だけ大事にすれば、今度、ならば高齢者の人たちがどうなのだと、やっぱりこれは一元化して考えていかなければならない。限られた財源の中で、特に市町村は、その財源の割り振りが非常に大変なのです。

そこで国では、こども未来戦略方針、一つ一つ取ったら「子ども」の「未来」の「戦略」と、その方針を国で示したわけです。だから、私は、国でしっかり対応すべきだと思うのです。そうでなければ、あとは市町村管理のパイの奪い合いみたいになってしまふ。人口の増えるところは、それは財源を見込むことができる。できないところは、ますます尻すぼみになると。だから、私はやっぱり少子高齢化対策は、国でしっかり方向性を、そして国も今児童手当を増やすとか、いろんな議論、何か一貫性がないような気がするのです。もう少し私は、子育てが楽しいと言えば失礼だけれども、いや、もうやってみたいとか、1人よりも2

人をと、今の国の政策だったら、そういう気になれるかどうかです。

あとは、市町村でも、私たち今年限られた財源の中で、学校児童生徒さんに3人目のお子さんからは学校給食費を無償化すると。本当は全部無償化したいのです。だって、そうでしょう。みんな等しく、そして食育とか、今三育のほかに食育が非常に大事になってきているわけですから。私は、だから今日、今ご質問いただいた子どもさんたちの医療費の、子ども医療費助成、こんなのは本当は二千何百万円ぐらいやっておあげしたいのです。でも、限られた財源の中でのやりくりですから、だからそこをひとつみんなで考えていかなければならぬ。

あとは、今国でよく言われているのは、予備費をいろんなものに、物価高騰対策とか、私からこういうことを言うとあれなのですが、もっと子どもとか、お年寄りさんたちとかにお金を使うべきではないのかなと。だから、6月にそういう方針を示され、まず何回も言うように、こども未来戦力方針を示された。そこにしっかり私はいかりを下ろしていただいて、あまりきょろきょろとあれしないで、国民の機嫌を取るようなことではなく、地に着いた政策の実行をやってもらいたいということです。

いずれこのところは、何ぼ小川文子議員さんに言われても、限られた財源の中だということだけはご理解していただきたいということです。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 多分そういうお答えだろうなと予想はしておりましたけれども、ここが逆転の発想なのです。泉市長も相生市もそうだけれども、とにかく高齢者に少し待ってくれと、まず子どもをやらせてくれと、その後は必ずあなたの方のちゃんといいようにするからという説得力があったのだそうなのです。

相生市でも発表時の主な意見としては、なぜ子育て世代だけの支援なのかと、そして学校給食も無償化しております。食に関しては、給食費は保護者が負担するべきではないかと、高齢者福祉サービスが後戻りするのではないかと、財政難で短期的に終わってしまうではないか、財政的に続けていけるのかという市民の声があったそうです。だけれども、実際にこれで成功して、そして子どもの出生率が1.59まで増加したということでございます。そして二次的な経済の好循環が生まれた。これ逆転の発想というのではないかと思うのです。もう駄目だ、お金がない、何でもできないというのではなく、集中と選択をどこに持っていくか。

本町は、私が議員になった頃は健康長寿日本一というのが標語でした。高齢者福祉はかなり力を入れてこられたと思います。今は、やはり子育てにもっと集中することによって全体が浮かんでくるというような取組の、まず紹介でございましたので、ぜひこれも参考にしていただきたいと思います。受け売りでございます。

○議長（廣田清実議員） ちょっと質問になって……

○8番（小川文子議員） 町長からもう一言……

○議長（廣田清実議員） ただ、大丈夫ですか。

○8番（小川文子議員） 選択と集中についてお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 医療費、そっちのほうを減らしてやるという、今提言していますけれども、本当に大丈夫ですか。

○8番（小川文子議員） 違うのです。

○議長（廣田清実議員） だから、質問にしてください、ちゃんと。先ほど木村さんにも言いましたけれども……

○8番（小川文子議員） というのは、お金がない……

○議長（廣田清実議員） 答えが出る質問にしてください。

○8番（小川文子議員） 2,400万が大変だという質問なのだけれども、逆転の発想でお金がないときこそ子どもにかけるべきだという発想についての逆転の関係についてのお考えをお聞きします。

○議長（廣田清実議員） 町長、手短にお願いします。

○町長（高橋昌造君） ちょっと今日答弁が長くて大変すみません。小川文子議員さん、先ほどは木村豊議員さんは高齢者に補聴器と、実は私も補聴器やっているのです。そこで、小川文子議員さんは、今度はまずは少子化のほうで子ども医療費助成をと。同じ党内の中でも片やや少子化対策と、片やや高齢者対策と。言いたい放題と言うと怒られるかもしれません。何回も言うのですが、もう絶対それで、実は昨日の小笠原佳子議員にすばりと指摘されて、私も反省しているのですが、矢巾町は今人口が増加しているのですかと。私、あのとき答弁調整したときに、「傾向」を入れたらいいのではないかと、あそこに「増加傾向」と。実は、今3地区、藤沢第2と田中と下花立、ハウスメーカーさんに押させていただいて、住宅の関係はほぼ完売の方向になっているということなので、いいですか、ここからが大事なのですが、そういう町税が、もしそういうことで幾らかでも今より財源が確保できるようなことが出たならば、そのときは党内でも意見が割れないように、補聴器に出せとか、子ども医療費

に出せとかと言わないで、みんなで議会の内部でこういう方向性でやっていただきたいと、私たちも一緒に、ならば考えていきますかというようにしていきたいということで、今日は子ども医療費助成は、まず国でも今考えて年齢拡大もしていただいておりますので、この拡大も含めてひとつその辺も国にこれからもしっかりと要望してまいりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） ちょっと誤解があつてはならないので、少しそこだけ訂正も兼ねての質問になります。

○議長（廣田清実議員） 質問ですよ。

○8番（小川文子議員） そうです。

○議長（廣田清実議員） 意見ではなく。

○8番（小川文子議員） はい、はい、分かります。

私どもは、それぞれが自分の考えていることをまず取り上げておりまして、そして高齢者福祉ももちろん重要なことでございます。子ども、福祉ももちろん重要なことでございます。私は、高齢者福祉を否定したわけではなくて、泉市長の言葉を借りて、そういうふうな説得をしたと、市民に対して。そのことでまず訴えたのでございまして、高齢者福祉を否定したのではない。流れからいって、やはり本町にとって子育て支援が今喫緊、やっぱり重要なのではないかという流れの中でお話をしたことでありまして、さらに町長にはいろんな立場の人がいらっしゃるのは、そのままそのとおりでございますので、取り上げていただきたいと思いますが、子育て支援は、国も口ではおっしゃっておりますけれども、現実的なものになると、なかなか見えてこない。そういう学校給食を無償化するとかという方針も出しておりますけれども、それがいつのことになるのかということが見えてこない。

そういう中で、やはり今後も、特に子育て支援は、本町にとって、住宅地が増えれば子どもが増えるという予想もございますけれども、やはりこれはそこで今喜んでいるわけにはいかないと。本当に重点的に取り組まなければならないことだということをやっぱり誤解のないように私のほうからも言って、再度そういうお考えがあるということで質問をしておきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） ちょっとこれは答えいいでしよう。

○8番（小川文子議員） 答えはいいです。

○議長（廣田清実議員） 自分でも言っていることをちゃんと理解してください。さっき老人

福祉のほうは後回しにしてと自分で言いましたからね。

○8番（小川文子議員） それは、泉市長の言葉を借りて……

○議長（廣田清実議員） ですから、やっぱり言うことには自分で責任を持って発言してください。よろしくお願ひします。

それでは、再質問ありますか。

（「再質問はございません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、ちょっと早いのですけれども、ここで暫時休憩に入ります。

再開を14時5分といたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

さっき午前中にも木村議員さんにも言いましたけれども、やっぱり質問になるように、答えがないような抽象的な質問だと、さっきは意見として処理しましたけれども、ぜひそういう部分はご理解いただいて、小川さんが一番先輩議員さんですから、よろしくお願ひします。

次に、3問目の質問を許します。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） それでは、3問目に移ります。3問目は、児童館の日曜、祝日の利用について教育長にお伺いをいたします。

本町の児童館は、6年生まで受入れ可能であり、また利用料金もなしであることから、放課後の児童の育ちを支えてきております。その中で、最近の父母の労働環境の変化、そして日曜、祝日の出勤等によって、特に小学校低学年の児童の預かり場所が必要となっていることから、休日の利用が求められております。そこで、利用者のニーズを把握するためにアンケート調査を実施し、日曜、祝日の利用を検討してはどうかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 児童館の日曜、祝日の利用についてのご質問にお答えいたします。

第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、令和元年に実施いたしました矢巾町子ども・子育て支援に関するニーズ調査において、日曜、祝日の利用希望について調

査したところ、利用する必要ないと回答した割合は、未就学児の保護者が71.9%、就学児の保護者が82.8%であり、その当時の利用ニーズは高くない状況となっております。

なお、令和元年以降子育て環境や労働環境が変化していることから、第3期矢巾町子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、本年度はニーズ調査を予定しておりますことから、ご提案の内容について改めて確認し、ニーズの把握を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 令和元年度のアンケートについてちょっとお聞きをいたします。必要はないという回答が未就学児の71%、そして就学児の保護者の82%であったということでありますけれども、逆に言いますと、未就学児の29%は必要だったのか、あるいは就学児の18%が必要だったのかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

就学前の児童で低学年の間は利用したいという回答が12.5%です。同じく就学前で高学年になっても利用したいは10.9%、小学校になりまして、低学年の間は利用したいが4.8%、高学年になっても利用したいは8.3%、その他は無回答4.7、4.1%というふうになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 10%あるいは5%、8%という感じで全体的には、その当時は多くはなかったということで理解をいたしました。私の周りでも子どもが学校に入ったので、そろそろ働きに行きたいと思っているけれども、やはり職安等に行きますと、採用しているところがまず飲食が多いと、サービス業が一般的には多いということで、サービス業は土日が書き入れどきですので、やはり土日に働いてほしいという状況が多いということで、夫のほうが定期的に休めれば、自分は土日子どもを預けて行けるけれども、夫の勤務も不規則であったために仕事をもうちょっと待ってみようかなということでちゅうちょしたという人がいらっしゃいまして、昨今の経済状況から家庭でお子様を保育、養育なさっている方でも、やはり共働きしたいと考えていらっしゃる方が増えているのではないかと思うので、その点

も含めてぜひ進めていただきたいと思うのです。

このアンケート調査に従って考えるということでおろしいとは思いますけれども、ただこれだけの一応人数があるわけでございますので、やはり多くなくともそれなりの改善といいますか、そういう選択ができるようなシステムがあればいいのかなと思いまして、例えば全児童館が祭日を開けるというのがまず大変であれば、人数的にそこまで多くないというのであれば、1か所開けて、全町がそこに来ていただくなとか、そういう形からスタートをして、人数が増えた段階で各児童館に振り分けるとか、いろんな方法があろうかと思いますけれども、人数がある程度まとまった時点でやることはできないかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

教育長答弁にもありましたとおり、令和元年度の調査になっていましたので、5年たつてしていましたので、社会情勢とか経済情勢、雇用情勢とか変わってきてていると思いますので、来年1月以降になりますけれども、再びニーズ調査を行って、結果を見て、それで検討してまいりたいと思います。

先ほど提言があった児童館4か所を1か所に集約して日曜、祝日の児童館の利用をやるというお考えは、もしやる場合はそれでいいかと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） そのようにぜひ進めていただきたいと思います。私たちの教育民生でもこの間子育てに關していくいろいろな自治体に研修をしてきたわけでございますけれども、やはり大阪の門真市などでも児童館以外にも子どもたちの居場所づくりをしているということで、先ほどの相生市でも子どもたちに11の事業をやっておりまして、放課後の先生のOBの人たちの力を借りて、英語、数学、それから国語の授業もして、補習などもやっているということで、子どもたちのそういうニーズもあるし、そしてやはり安全な居場所づくり、そしてまたいろんな友達との関わりの中での育ち、そういうことも含めて児童館というのは、非常に多様な育ちの場になっているのかと思いますけれども、一般的に見ると、放課後児童を預かるというような状況でございますが、非常にニーズも多様化しているということもありますので、そこら辺の見解についてお伺いをしたいと思います。意味がよく通じないかもしれませんね……

- 議長（廣田清実議員） いや……
- 8番（小川文子議員） それこそ……
- 議長（廣田清実議員） ちょっと待ってください。
- 8番（小川文子議員） そうですね。
- 議長（廣田清実議員） 4行で答えているよ、最後の4行で。
- 8番（小川文子議員） そうですね、以前に高橋敬太議員さんのほうからも夏休み等、長期休業は給食といいますか、そんなのを出してほしいというようなことも出されておりまして、それこそいろんなニーズがまずあるかと思われます。そういうことについての今後の考え方があつたらお聞きをして終わりたいと思います。
- 議長（廣田清実議員） 小川議員、本年度ニーズ調査をすると、逆に言えば、今まで令和元年でやってこの事実があるのだけれども、これから小川さんの言ったとおりにというか、言っていることで本年度また調査して、そういうことでやるというので、今質問していることは、また同じ4行の答えです。
- 8番（小川文子議員） ニーズ調査の中に、給食等のニーズがあるかどうか、そしてまた例えば英語教室とか、そういう相生市の取組なのですけれども、そういうふうなニーズに応えるようなものもアンケートの中に入れるのかどうか、そんなところをお聞きしたいと思います。
- 議長（廣田清実議員） そうであれば分ります。アンケートの内容にそういう部分を入れてほしいので、考えはないかということですね。
- 田村子ども課長。
- 子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。
- ご指摘の児童館の昼食の提供につきましては、高橋敬太議員に対する質問の回答をしまして、やっぱり今回の子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の項目として取り上げて、保護者と子ども本人からも聞くことにしております。そういう答弁をしております。
- あとは、いろいろなニーズ、先ほど視察に行かれたところのお話もあったわけですけれども、相生市ですか、当課の職員もこの相生市に視察に同行しておりましたので、ちょっと話をよく聞いてみて、採用できる質問項目があるのであれば、聞いてみたいというふうに考えております。
- 以上、お答えとさせていただきます。
- 議長（廣田清実議員） その他ござりますか。

(「ありません」の声あり)

○議長（廣田清実議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） では、4問目に移ります。農作物の高温被害、物価高騰対策について町長にお伺いをいたします。

この夏の異常な気温上昇による農作物の被害が全国で発生しております。本町においても、リンゴや野菜、米等での影響を聞いております。また、物価高騰も続いていることから、以下お伺いをいたします。

1番目、農作物の町内の被害の状況と支援策を伺います。

2番目、畜産農家への支援の状況を伺います。

3番目、昨年に引き続き物価高騰対策ができないかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 農作物の高温被害、物価高騰対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、議員ご承知のとおり、本年4月下旬から5月上旬にかけては、遅霜によるリンゴの凍霜害が発生したところであり、凍霜害によるリンゴの被害の状況は、岩手中央農業協同組合りんご部会矢巾支部会員から結実不良の報告が113件あり、そのうち栽培面積の30%以上に被害があった会員は94件となっております。また、今年の夏、今夏の異常気温による農作物被害といましましては、水稻では白濁や胴割れによる品質低下、ズッキーニ、キュウリ、トマトの作物では、品質及び収量の低下となっております。

町の支援といましましては、リンゴの凍霜害に関しましては、岩手中央農業協同組合りんご部会矢巾支部に対して、病害虫防除や生育回復に係る農薬等の経費の一部を農作物災害復旧対策事業として補助を行うこととしております。

2点目についてですが、畜産農家緊急支援給付金の支給を本年9月から実施したところであります。支援の内容につきましては、家畜の頭羽数により定めて、頭数とか、そういったものに定めており、乳用牛、肥育牛、繁殖育成牛は1頭につき5,000円、繁殖牛成牛、子牛は4頭につき5,000円、豚、養豚の関係は6頭につき5,000円、鶏は、養鶏の関係ですが、300羽につき5,000円として、いずれも申請者当たり100万円を上限に本年11月22日現在21件、129万円の申請があり、順次支給をしておるところであります。

3点目についてですが、物価高騰対策をはじめとする農業者支援につきましては、国からの支援メニュー等の情報収集を行い、実施時期等について検討を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） リンゴの遅霜というのも気候変動によるものでございますし、高温被害はもちろん気候変動によるものでございます。昨今の気候変動は、本当に大変なものがありまして、先ほどご紹介いたしましたCOP28でも農業を大変比重を大きく捉えておりまして、家族農業支援を明記をしています。状況把握の段階で農業、食料システムは小規模農家、家族農業者などを含む生活や生計の基礎となっているものであると。それから、気候変動が農業、食料システムを脅かし、弱い人々の食料アクセスが困難になっている。そして、国の食料安全保障で十分な食料を確保する、できる権利、実現が必要であるというこの3つの状況認識を示す中で、宣言の内容といたしましては、自然の保護、回復を図りつつ、持続可能な食料安全保障や技術革新へ資金、技術を支援する。貧困や飢餓に陥りやすい女性や子どもへの社会的保護制度、そして学校給食を充実させる。そして、気候変動で生計が脅かされている農業者らが働きがいのある仕事に就けるように支援をする。そして最後に、温室効果ガスや食品ロスの削減、そして生物多様性の保護を軸に持続可能な生産や消費を支援していくという、いわゆるエミレーツ宣言がなされております。

その中で、やはり家族農業をしっかりと支援していくと、弱い立場の人たちの食料を保障していくのだということが宣言されたわけでございます。本町も食料自給率37%で、今回の高温障害は、さらに低下を招いているのではないかと危惧されているところであります、本町も非常に重要な役割を担っているのだと思っております。

先ほどの横澤議員の発言にもありましたけれども、畜産農家が今大変な苦境になっていて、先日のNHKのスペシャルでも北海道の酪農家の実態を報道しておりましたけれども、搾れば搾るほど赤字になると。そして、餌がほとんど、飼料を海外に依存しているために、特にトウモロコシが足りないと。その中で、北海道のトウモロコシをどのように確保するかということで青森県の七戸町でトウモロコシ、子実コーンを作っているという紹介がされましたけれども、本町の場合は面積がそこまで多くないので、牧草を供給するというのはちょっと無理があるのではないかと思いますが、トウモロコシの子実コーンであれば、これは可能ではないかと考えますけれども、その考えについてお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今畜産農家の現状をお話をさせていただいた上で、転作作物ということでよろしいでしょうか。子実トウモロコシの普及ということでございますけれども、残念ながら矢巾町においては、子実トウモロコシを広く植えているというような農家さんは今のところございません。隣の紫波町のほうでは盛んと子実トウモロコシを推しながら植えているというふうなところございます。矢巾町でも今のところ特に農家のほうからそういった牧草なり、飼料作物等が不足しているということで困っているという話は、直接私の耳には届いておりませんけれども、いずれにしても飼料については、いろいろ海外の情勢の関係もありまして高騰が続いております。そういう部分については、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、1頭当たり5,000円ということで、最高の5,000円、1農家当たり最高で100万円ということで、そういう対策のほうをやってございますので、子実トウモロコシについては、あくまでも植える方の判断にもよりますけれども、いずれそういったことで水田活用交付金のほうでも補助がございますので、そちらを活用してもらえるような説明もこちらから行ってまいりたいというふうに思ってございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） いざれ輸入乾燥もなかなか高いと、飼料が今後下がるという見通しはないという報道がされております。今中国がかなり世界のトウモロコシを買っているということで、世界的にトウモロコシが足りなくなっている現状があります。そういう中で、うちの町内だけに限らず、いざれ飼料が不足しているということは、もう確実でございますし、これが酪農家の急激な廃業につながっています。本当に牛乳を搾れば搾るほど赤字になるという現状ですので、やはり町内で循環して支給するというのも大事なのですけれども、全国的な視点に立ちまして、やはり子実コーンが非常に求められているという状況を少し検討なさって、紫波町でそれをもしやっていらっしゃるのであれば、そのお話を聞くなどの対策も少し考えていただきたいのですが、その点についてお伺いをして終わりにいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 先ほどの話の続きになりますけれども、その辺は十分検討してまいりたいと思います。

○議長（廣田清実議員） その他ございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で8番、小川文子議員の質問を終わります。

次に、5番、吉田喜博議員の質問を受けます。

吉田喜博議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（5番 吉田喜博議員 登壇）

○5番（吉田喜博議員） 議席番号5番、町民の会、吉田喜博です。昨日は大雪ということでありましたけれども、昨日は本当に大雨で、今日はこのような天気、せいせい晴れ晴れとしております。そしてまた、今日は針供養というような日でもあります。各施設でいろんな祭りはやっているだろうと思います。我々もいろいろな苦悩している状態でありますので、やはり供養というものは、なかなかできるようでできないでありますけれども、やはり今日に限っては供養したほうがよろしいのではないかなど、そう感じております。供養、いろんな供養もありますけれども、といったところで質問に入らせていただきます。

質問1、指定管理者制度について。地方自治法の一部改正により、これまでの公の施設を管理する管理委託先は、公共団体や公共的団体、町の出資法人に限定されておりましたが、管理方法の選択肢を広げ、住民サービスの向上と経費の削減等を図るため、指定管理制度に移行し、公の施設の管理を法人や法人格のない団体を指定することができるようになりました。現在本町では、22施設、13団体を指定管理者として指定していますが、町が指定管理者制度を導入されてから収支状況等について以下伺います。

1点目、指定管理者制度の主な導入目的は、住民サービスの向上と経費の削減でありますか、矢巾町農村環境改善センター及び矢巾町文化会館の2施設について、指定管理者制度により向上したサービス内容及び経費はどれくらい削減されたのか、また2施設の指定管理料の積算方法を伺います。

2点目、指定管理者選定に際しては、複数の団体による申込みがあり、競争によってサービスの向上や指定管理料の低下が図られると思われます。本町では、非公募による指定が多く見られますが、その理由を伺います。

3点目、現在指定管理者制度を導入していない公の施設もありますが、指定管理者制度を導入する判断基準はどうなっておられますか伺います。

4点目、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、利用者が減少した施設に対する補填等、指定管理料の調整について町の対応状況を伺います。

5点目、公の施設の管理の適正を期するため、管理業務及び経理状況について、指定管理

者から毎年事業報告書を提出することになっておりますが、提出された報告書の検証はどのように行われておるのか、また検証結果についての指導は、指定管理者へはどのように行われるのかお伺いします。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　5番、吉田喜博議員の指定管理者制度についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、矢巾町農村環境改善センターにつきましては、指定管理者制度への移行により、単年度会計の原則に縛られず、複数年による安定した運営に取り組んでおります。向上したサービスでは、休館日の貸出しのほか、指定管理者が類似施設の実績等を踏まえ、所有する貸出備品の充実により、利用率の向上が図られております。また、経費の削減では、民間企業が持つ施設管理のノウハウにより、主に委託により作業を実施しております清掃等に係る経費分約30万円が縮減されたものと捉えております。

なお、指定管理料の積算に当たりましては、施設を管理する上で必要な給与等の人工費、光熱費等の需用費、清掃等の管理費の積み上げにより積算をしております。

矢巾町文化会館につきましては、指定管理者制度の移行により民間のノウハウと類似施設の運営実績を最大限に活用しながら運営に取り組んでおります。

向上したサービスでは、多くの芸術文化活動が行われるように受付時間の延長や利用時間の延長、休館日の貸出しを行うほか、自主事業は、今のところ月に1回のペースで様々なジャンルで実施しており、ホールの利用率にも反映されております。

また、経費の削減では、保守点検業務においては、専門知識を活用した最小限の経費に抑え、一元化した人員配置で業務の効率化を図り、直営当時は約9,000万円の経費だったものが昨年度は約5,200万円、直近5か年を見ましても、約5,000万円の経費に削減しているところであります。

なお、指定管理料の積算に当たりましては、施設を管理する上で必要な給与等の人工費、光熱費等の需用費、清掃等の管理費、事業費の積み上げにより積算をしております。

2点目についてですが、指定管理者による管理運営を行う公の施設は、平成18年度の導入後、公募が7つの施設、非公募が15の施設となっております。公の施設の指定管理につきましては、施設の特徴、規模、機能等を考慮した上で当該施設の設置目的を効果的かつ効率的

に管理運営できる法人や団体につきましては、非公募としております。

なお、今回は各児童館、町民総合体育館等は、これまでの非公募から公募に変更して募集を行ったところであります。

3点目についてですが、現在指定管理者制度を導入していない公の施設は、指定管理者制度の開始において、個別法令等の規定でその施設管理者について制限がある施設や施設の設置目的や特徴、管理運営状況等を勘案し、町が主体となって管理する場合と指定管理者による効果を比較検討の上、判断しております。

4点目についてですが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により利用者が減少した施設に対しましては、状況を踏まえ協議の上、指定管理料の減収補填を行っております。

5点目についてですが、指定管理者から毎年度事業報告を受け、管理運営状況を評価しており、指定管理者に対して評価結果を告知し、改善点を指示することで施設のさらなるサービスの向上に取り組んでおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 指定管理者制度を導入した自治体では、導入前と導入後に大きな違いがなかったことや制度導入のメリットが発揮されなかつたことなどから、指定管理者制度をやめて直営に戻す自治体も見られるような話も聞いております。本町といたしましても、施設ごとの設置目的や指定管理者を再度検討し、果たして指定管理者制度がその施設にとってふさわしいものなのか否かを検証することが必要ではないかと思うことから、以下伺います。

指定管理者制度そのもののメリット、デメリットについては、ご承知のとおりでありますが、お伺いしました2施設、農村環境改善センター、文化会館については、サービスの向上が図られ、経費の削減にも結びついているとのことでありました。特に文化会館の経費については、直営当時より大幅な削減となっており、まさに指定管理者制度導入のメリットが生かされている施設であると見受けられました。

そこでお伺いしますが、文化会館について、保守点検業務において、専門知識の活用と人員配置の一元化により、年間約4,000万円というような削減をされているとのことですですが、具体的な取組の内容を伺いたいと思います。

この中では、管理者制度の中には多分職員の給料が入っていないと思いますけれども、管

理者制度の中には、人件費の入っていない部分以外の取組内容についてお知らせ願います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

田園ホールの取組につきましては、毎年自主事業をメインとしながら、毎月1回イベントを行ってございます。中でもピアノスペシャルキャンペーンですとか、バックステージツアーや、あとはアコースティックライブ、こういったものを行っているところでございます。この運営につきましては、矢巾町文化会館運営委員会という組織がございまして、これはほとんど外部の学識経験者の方で構成されておりますけれども、田園ホールの事業効果を高めるため、実施事業の内容ですとか成果、こういったものを検証し、運営委員の助言をいただきながら、次年度のイベントなど、そういったものに対してのご意見をいただいているところでございます。

あとご質問のありました人件費についてでございますが、人件費については、指定管理料の中に含まれているものでございます。そのほかには需用費……

○議長（廣田清実議員） ちょっと待って、マイク当たっている。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） 失礼しました。需用費、役務費、あとは直営で業務を委託しているもの、例えば清掃管理ですとか、機械の整備ですとか、こういった委託料、あとは租税公課、ちょっとした税金もかかってございますので、こういったものを含めての指定管理者で委託しているものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 分かりました。次に、移ります。指定管理者制度の導入に際しては、経費の削減が図られている件数がうたわれておりますが、職員の人件費の削減以外に現在している施設で公費削減に結びついている施設があれば、伺います。あるのであれば、どんな施設で何のコストが削減できているのか、また収入減によるものか、併せて伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

申し訳ございません。個別の施設については、個別の管理課が担当になっておりますので、総体的なお話を回答させていただきます。

まず、指定管理者制度については、費用面のほかに住民サービスに十分応えることができ

ているかというのも大きな目標になってございます。さらに、指定管理になった事業者が民間のノウハウ等の活用をしっかりと生かしていただきながら、住民サービスに生かしているかというような、この2点も大きな課題になってございますので、その中で様々なノウハウを生かしていただきながら民間の能力も生かしていただいて、経費の削減につながるというような方向性を目指してございます。

基本的には、全ての22の指定管理している施設が経費削減になっているかというところではないところもございますけれども、そういった住民サービスにしっかりと活用が有効であるかという部分について着眼して指定管理を行っているということをご理解いただきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） よく分かりました。

次に移ります。文化会館と町民総合体育館について、令和5年度に指定管理者が企画、実施し、自主事業の内容と、その事業がどの程度の収益を上げているのか、併せて伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

まず、田園ホールのほうでございますけれども、事業収益としましては、いわゆるコンサートのチケットとかにもなるのですけれども、大体百二、三十万円といったところが収益が上がっているところでございます。

あと町の体育館につきましても、自主事業は行っているところでございますけれども、ほぼ施設の管理のほうをメインとして行っておりまして、自主事業といたしましても、例えば何とか教室というものにつきましても数百円で行っているというところで、トータル金額は、今手元にはございませんけれども、主にそういった指定管理の中の建物の管理、こちらのほうをメインとして行っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 確かに120万円、金額は大きいですけれども、立派にやっていると思いますけれども、やはりまだまだ、やはり公共事業でありますし、住民サービスというよう

な今の言葉にもありましたけれども、それが先決であるためには、どうしてもその程度かなと、もっとより以上のものを求めていければなと考えます。

次に行きます。指定管理者選定に際しては、公募による指定を推進されているようですが、答弁にありました各児童館、町民総合体育館、今回公募に変更して募集を行ったわけですが、特に町民総合体育館等が公募になった理由はいかがかなと、伺います。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをいたします。

町体の指定管理につきましては、今回公募で行ってございまして、これは平成18年の指定管理制度が始まってからずっと体育協会が指定管理として行ってございます。先日齊藤勝浩議員さんからもお話があったかと思うのですけれども、最近民間活力というものが非常に大きくなってきてございます。そういうところ、民間での活力というものを今指定管理者とどのくらい違うのか、どういったサービスを受けられるのか、そういうものも検証したいというところで今回公募を行ったところ、全部で4者から声が上がりまして、今2者の申請をいただいているところです。

今現在の庁舎内の指定管理者選定委員会のほうで内容を協議を進めているところでございまして、いずれ議員の皆様にご提案するときが来ますので、その際はよろしくお願ひいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員）　4者のうち2者の申請を選定すると。中にはいろんな方もいらっしゃるだらうと思いますけれども、やはりそういったものに関しては、スポーツにたけているとか、そういういろいろな特徴のある法人か個人か団体か分からぬけれども、どんな方が大体、名前をおっしゃらなくていいけれども、どんなものがあるか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをいたします。

今お話しのとおり具体的な社名等はお話しはできないところでございますけれども、一般的な企業として、総合会社的な、そういったところも来ているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

(「これは、企業ですか」の声あり)

○文化スポーツ課長（高橋 保君） 民間の企業も含めてでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 企業でもよろしいでしょうかけれども、やはり一般的な体育馆の運営のためには、企業も確かに選定するにはそれなりの審査は必要であろうと思います。それは、なってからでは遅いわけですから、なる前にしっかり精査して、審査してお願いします。

次に移りましょう。指定管理者制度を導入する際の判断基準について答弁いただきましたが、それを踏まえて今後共同調理場、煙山保育園、総合グラウンドについて指定管理者制度を導入する計画はあるのか伺います。また、それ以外の施設に予定や計画があるのであれば、併せてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今吉田喜博議員のご質問に出された3つの施設、これはやっぱり今利用されている方々のご意見もお聞きしなければならないし、利用されている方々、それから町民の皆さん、議会の皆さん方からもよくお聞きして、方向性を示していくかななければならないと思いますので、今ここで指定管理者制度を導入するとか導入しないということでなく、例えば一例を挙げれば、今の町立の煙山保育園も定員があるわけですが、昨年は定員割れをしたというようなこともありますので、まずいわゆる定員の見直しをするとか、そういうふうなことも含めながら、その施設に合った方向性を皆さんとよく協議しながら取り組んでまいりたいと、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） 町長の答弁に尽きますが、総務省の見解としてご紹介させていただきます。

公の施設は、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設とされております。これは、明確な規定はございませんが、例えば福祉施設や病院、図書館、それから町民センター、それから保育所、児童館、体育馆などが公的施設としてされてございます。

なお、混同されやすいのですけれども、廃棄物処理センター、ごみ焼却施設あるいは給食センターなどの公的施設は、自治体の庁舎と同じように行政事務を執行するための施設でありますので、指定管理者制度の対象となる住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に

供するための施設に当たらないというのが総務省の見解でございます。

しかしながら、今町長から答弁ありましたとおり、最終的な判断は、住民の福祉の増進のためということであれば、町長の判断ということになりますので、付け加えさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員）　確かに総務課長も町長の判断でということで、私も町長からご理解願いますと言われば、理解しましたと感じております。

次に移ります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用者が減少した施設に対して指定管理料の減収補填等を行っている答弁でありましたが、これは指定管理者の責によるものではなく、指定管理者との協定締結内容に基づいて補填されたものと思われますが、令和4年度について、どの施設にどれくらいの指定管理料の減収補填を行っているものなのか伺います。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　総務課として全体の考え方についてお答えします。金額がある場合は、各課の課長から答弁させます。

指定管理の協定書の中には、リスク分担表というのを必ず添付してございます。その中には、いざというときのためのそれぞれの町と指定管理者、受け持った部分のリスク管理の分担の明記がなってございます。その中の一つの項目の中に不可抗力という部分の項目がございます。不可抗力、自然災害、暴動、その他町または指定管理者のいずれの責めに帰すことができない自然的または人為的な現象に伴う経費の増加及び事業履行不能な場合は、町の負担だよということで明記してございますので、この条項に基づきまして、今回の自然災害、不可抗力の部分でございますので、コロナ禍における事業費負担という部分については、各担当課と事業所が協議の上、どの程度のリスク分担をするかということで負担割合を決めたという状況でございます。全体の考え方でご紹介いたしました。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員）　令和4年度どこかないの。

佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　令和4年度に限らず、令和3年度もやっているところもござ

いますけれども、産業観光課で担当している施設につきましては、保養センターと、あと流通センターにある勤労者共同福祉センター、こちらにそれぞれリスク分担ということで四、五百万円ずつそれぞれ補填をしているところでございます。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをいたします。

文化スポーツ課では、文化会館、町民総合体育館、屋外運動場、それぞれ指定管理を行っているところでございまして、今産業観光課長の答弁あったとおり、大体同じぐらいでの金額での減免補填というふうにさせていただいたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員）　数百万といつても、100万から990万まであるのです。1,000万円以下、101万円から990万まであります。

○議長（廣田清実議員）　9,900……

○5番（吉田喜博議員）　ですから、今数百万とおっしゃいましたから、どの程度の金額なのか分からないです。

（「四、五百万」の声あり）

○5番（吉田喜博議員）　四、五百万、ちょっと耳が難聴なもので、すみません、本当に。

ということで、でもこれは本来は管理者の責任ではないですか、そっちまで、それは国からの補填もありますけれども、いろいろなものがあるでしょうけれども、本来は管理者のやっぱり責任といいますか、実際にやっていることですから、そことの解釈の仕方がちょっと間違えば、いろんなものになってくるのではないですか。それは、これからいろいろ協議してやっていかなければできないのではないか、そう思います。

それでは、次に行きます。公の施設の管理方法について、自治体の運営が指定管理者制度かという二者択一ではなく、指定管理者制度の目的である多様化する住民ニーズへの対応や民間能力の活用、経費の削減を図るといった目的を鑑みた場合、いま一度現在の公の施設の現況を検証されまして、民間への移譲も一つの選択肢と考えますが、ご所見を伺います。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

ご指摘のとおり、例えばPFIとか、あるいは独立行政法人にお願いすると、移管すると

いうような手法も確かにあります。そういった部分につきましては、公の施設の指定管理委員会、庁内にも委員会ございますので、そこでしっかりと管理、それから審査を行って必要があれば、そういった部分も町長に提案していただいて、町長の判断も仰ぎたいというふうに思っております。ありがとうございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 町長判断ということですから、ひとつよろしくご判断をお願いします。

最後に、指定管理者制度では管理者運営状況を議会に報告する義務がないわけでありますけれども、議会としてチェック機能が発揮できないことから、指定管理者の業務報告に基づいて議会で質疑ができるよう検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。逆に町側の検討でなく、議会から町への申出により実現するものなのか伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

自治法上は、指定管理の指定に関する表決が議会にお願いしているという状況でございますので、それ以上の部分については規定がないということになっていますので、今この場でははっきりとしたお答えは出せませんが、例えばそういった指定管理の施設、それぞれの運営状況だとか、それから現在の状況というのを例えば委員会とか、そういった場でというお話ということであれば、ご紹介、報告もできるというふうに考えてございますので、今のところはそこまでの回答とさせてください。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 条例判断ですから。他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 確かに今の状態の中では、そうだと思います。ですけれども、やはり我々からすれば、町から金は出でていっているわけですから、その辺も踏まえて、やはり監視、監査しなければならない義務というものもありますから、それをやっぱり遂行していくためには、ぜひともそういうものをやっていかなければできないのではないかなど。今の状態の中では何もできません。ですから、それを遂行するためには、そういったものの機関、今までの一本通りのものではなく、ひとつ監査、審査できるようなもので遂行していた

だきたいと、そう思っていますので、いかがですか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、まず議員もご存じのとおり、本町では監査委員による監査制度もあるわけですし、それから何か問題が起きたときは、速やかに内部調査委員会、それでも解決ができないときは、第三者委員会とかも設置して対応するということで、いわゆる地方自治法に規定されたことを肅々と踏まえて対応してまいりたい。

ただし、議会にも報告しなければならないような事案とか、事件が起きたときは、これは当然議会にも報告しなければならないわけですので、まず地方自治法のルールにのっとって進めていくということだけはご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 議会の判断で採決で指定管理決まりますので、しっかりとその部分は、私たちも全協で説明を受けながらやっていますので、その中でしっかりと検証していきましょう。よろしくお願ひします。

他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ちょうど区切りのいい時間になりましたので、暫時休憩といたします。

再開を15時15分といたします。

午後 3時04分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、2問目の質問を許します。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 矢巾町合併70周年についてお伺いします。

矢巾町は、合併70周年記念に向けて現在矢巾町史の編集を進めておりますが、前回は昭和60年の発刊でありまして、その間の動きに加えて、これまでの歴史がさらに充実した内容になるように、町の歴史、教育、地域を大切に思う気持ちを育むことや愛着を持つこと、そして町民参加のまちづくり等につながるものと考えますので、お伺いします。

1点目、町外の方々から矢巾町の魅力はと聞かれます。一方で町内の方々からは、矢巾町は何もない、そういう言葉を聞き、残念な気持ちになることがあります。矢巾町史の発

刊は、町の歴史、これまでの歩みを文章や写真などを活用して示されことで町民の興味を引くものと思われます。町民が町の歴史を知り、学ぶことで新たな視点での町の魅力を発見するよい機会であり、今回を機に町の歴史をひもとく資料や写真を活用し、今後学校教育や社会教育のそれぞれの分野で矢巾町の歴史を知る環境をつくり、魅力発見につながるよう継続して取り組むべきものと考えますが、いかがですか。

2点目、我々住民が地域を大切に思う気持ちを育むことや愛着心を醸成し、最終的には、町民が地域の構成員であり、当事者として地域をよりよい場所にしていくこうとする機運を高めていく継続的な取組が必要と考えます。これがコミュニティの再生にも大きく関わると思いますが、合併70周年を一つの機運として、町民が町の歴史に触れ、町の魅力を知ることによって広い視点でコミュニティの再生につなげるストーリーを考えるべきではないでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 矢巾町合併70周年についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在矢巾町史の現代版の発刊に向け月1回のペースで町史編さん委員会を開催し、来年度末の発刊に向け原稿の作成や校正を進めております。現在の矢巾町を築き上げてくれました先人、先輩の足跡を後世にしっかりと伝えるとともに、魅力のあるまちづくりに資することを目的とし、町史は誰もが手に取りたくなるように、活字だけではなく写真等も含めた内容として、分かりやすく、親しみやすい町史を目指しておるところであります。

また、町史発刊後も継続的に編さん作業を進め、町内の暮らしぶりに関する資料や町内に残されている貴重な資料を整理してまいります。

2点目についてですが、地域コミュニティの再生は、本町にとってこれから的重要課題の一つと認識しております。昭和55年に全国に先駆けて制定した矢巾町コミュニティ条例の下、長年にわたって町民の皆さんのが力を合わせて築き上げてきた本町のコミュニティの価値を合併70周年を節目として、いま一度地域の中で、それぞれの地域コミュニティの中で再認識していただく機会を持っていただけよう、町といたしましても各コミュニティにしっかりと働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 町史は誰もが手に取りたくなるような活字だけでなく写真等を含めた内容となるよう記載しておりますが、さらに町民の方に見てもらうための矢巾町史のデジタル版を作成するとともに、図書として発刊する内容に加えて編集に携わった方々の苦労話やこぼれ話など、いろんなものがあると思います。それをまとめて興味の持てる内容にすることも矢巾町史をいかに好んで読んでいただけるかの意味も含めて、その考えについてご意見を伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

まず、町史編さん委員につきましては、委員6名で構成されてございます。新しい町史につきましては、第1章から第4章、約70項目についての構成になっております。今現在の状況でございますが、おおむね一通りの粗原稿はできておりまして、それを庁舎の方々の皆さんにご協力をいただき、精査をしているところでございます。

さらには、特集記事として、約10から13ほど特集も組む予定となっておりまして、それで構成をしてまいります。今お話をありましたとおり、活字だけではなく写真の挿入ですとか、そういった構成、そういったものにも工夫をしながら、誰にとっても見やすい町史にしたいというふうに思ってございますし、あともう一点、デジタル化につきましてでございますけれども、これも委員の中でも話題になってございます。これにつきましては、係る経費の問題があったり、あとどれくらいの方がデジタル版を見るか、そういったものも検証しながら、デジタル版の導入について検討を進めてまいりたいというふうに思ってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） やはり町民誰しもが喜んで見ていただけるような町史にしていただきたいと、そう考えております。それは、町民だったら誰もが考えていると思うのです。

次に、多くの町民の記憶に残る合併70周年とするために、希望者に自宅の写真をドローンで空撮し、70周年のときの記念として自宅を写真に撮ってプレゼントするような気持ちと、以前に空撮した自宅あるのです。それが昭和60年と平成18年なのです。それが自分の自宅の写真を空撮で、昔はヘリコプターなのです、今はドローンがありますけれども、それが昭和

60年と平成18年に撮っています。そのとき私も記憶があるのです。そのときが自己負担なのです。それが今の農協なのです。農協の組勘から差し引かれたような気がします、たしかそうなのです。組勘って分かると思います。ですから、そういうふうな自己負担なのです、昔。何ぼ払ったかというのは分からないですけれども、ですから今言ったように、全部が全部協力してくださいという意味ではなく、やはり町民の方々が理解してくださる方は、幾らかでもやって、町でも幾らかでも助成してもらって、そして自分の自宅をローン等で空撮していただけたら。

というのは、自分の家は自分で分かるのです。自分の家の周り、特に今矢巾地区なんかは、昔見れば、あれ、ここにあったな、写真を見ればもう一度分かるのです。今藤沢も変わっている、いろいろ変わっています。和味なんかも変わっているのです。道路が変わっているのですから、全部変わっているのです、山も変わっている。ですから、その家を見るだけではなく周りが見えるのです。ああ、あのときあったなど、これもあったなど、そういうふうなものを町史に載せておけば、これは町史とまた別な話なのですけれども、そういうのを撮っておけば、やはりこれからもう70年、あと30年後、50年後になれば、ああ、こういうのがあったのだなど、あの人もいたったと。確かに私も撮ってあるのです。そのときに私の息子がちょっと手を挙げている写真があるのです。まだ小学校に入る前かな、保育園だったかな。そういう写真があるのです、ああ、あそこにそういえば杉が生えておったな、何があったなど、ベコもやったつけなど、そういうふうなものを今ずっと思い出してくるのです。ちょうど私も家に行ってその写真を見て、思い出すのです。それを今度は町史に、どこかの、簡単に言えば、学校の周り、昔、何年前かな、運動場、あそこの火葬場も一緒に写りながらの写真があったのですけれども、そういうものを見れば、そこに住宅なんかなかったのです。火葬場の煙突だけしかなかった。それがグラウンドがあって、そしてそこにみんなが集まってやっている、運動会か何かの写真があったのです。それを見れば、やはりそうだなど、それを周りの写真、空撮してやつたらいかがかなと、それについて幾らかでも助成をお願いしたいということですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　吉田喜博議員、指定管理者制度、そして町の合併70周年の非常に格調の高いご質問をいただいている中で、今のご質問については、例えば今税務課でも固定資産の評価で航空写真というか、そういうのはやっておりますので、私たちとそういったもの、プライバシーの問題もあるわけですし、だからその辺のところは、自分たちでローンを飛

ばして、そういう空撮する。ただ、今非常にルールが厳しくなってきておりますので、だからこれは町史とこのことは結びつけることはちょっと難しいので、いや、今日は本当に吉田喜博議員さんはすばらしい質問をしていらっしゃるなということで、今このご質問をお聞きして、ちょっと何か残念な思い、やっぱりこれは町史と関わりのないことなので、それははつきりできないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 誠にそのとおりでございます。でも、この中から見れば、やはりそういうといったものに関しては、また別の場所でひとつお願いしたいなど、そう考えておりますので、ひとつこれからのことについて町長が駄目と言えば駄目です。ですけれども、別な場所でひとつ協議いただけるような考え方を持っておるかどうか、ひとつそれで最後にしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

ドローンの撮影というとてもよいアイデアをいただきまして、大変ありがとうございます。実は、町史編さん委員会の中でもドローン撮影のほう、検討してありますし、主要な建物を撮ることにはなると思うのですけれども、それメインではなく、歩き回って四季折々の景色ですか、といった写真も盛り込みながら町史をつくっていきたいというふうに考えてございます。貴重なご意見ありがとうございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で5番、吉田喜博議員の質問を終わります。

次に、2番、高橋敬太議員の質問を受けます。

高橋敬太議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（2番 高橋敬太議員 登壇）

○2番（高橋敬太議員） 議席番号2番、子育ても老後も、高橋敬太です。早速質間に移らせていただきます。

持続可能な地域社会の構築を見据えた産業振興によるまちづくりの展望について、町長及び農業委員会会長にお伺いいたします。岩手県内でも高齢化率の低い本町では、今後さらに

子育て世帯等の増加が見込まれ、令和9年に総人口のピークを迎えることが予測されています。それ以降は減少に転じることとなります、その後も持続可能な地域社会を形成していくために、早期に政策を実行し、将来も安心して生き生きと暮らせるまちづくりに備える必要があります。雇用機会の創出と地域経済の活性化、地域資源の活用と地域のブランド価値向上による住民の生活満足度向上等について当局の展望を伺います。

1点目、市街化調整区域における地区計画制度による企業誘致事業について、指標では令和2年度から令和7年度で誘致企業の数9社とあるが、現在は何社でありますでしょうか。また、資料等もつけさせていただきましたが、業務用地確保の進捗状況として、令和4年度末時点では2件、現在は新規地区4か所で調整中とのことであります、9社分確保のため今後残り新規3か所を調整するのか、さらにそのめどはついているのかお伺いいたします。

2点目、本町にとって農業従事者と後継者の確保は喫緊の課題であります。新規就農者の数は徐々に増加しているものの、第7次矢巾町総合計画の達成状況では、およそ半数にとどまっています。人・農地プランに代わる地域計画を作成する必要もある中、新たな取組等活路についてお考えをお伺いいたします。

3点目、本町が行っている創業支援事業補助金について、今年度の申請件数をお伺いします。

4点目、地域資源の活用として、住民が主体となり、先々月開催されました徳丹城曲家ミュージックフェスティバルが開催されたことは、喜ばしい限りであります。地域資源を活用して本町を盛り上げていくための今後の企画や各団体との協力、支援の拡充についてどう取り組んでいくのかお伺いいたします。

5点目、本町は、岩手医科大学や産業技術短期大学校等学生をはじめ若者が多いという強みがあります。一方、若者や子育て世帯からは、カフェやファミレスのような施設がもっと欲しいという声をよく聞いておりますが、そのような業種にフォーカスしてヒアリングを行う等、誘致に向けた渉外活動を行ったことはあるのかお伺いいたします。

6点目、町内の事業者を応援するために、今月リリースされました住民ポータルアプリやはナビ！で紹介するページを追加してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

7点目、道の駅構想について、現在の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　2番、高橋敬太議員の持続可能な地域社会の構築を見据えた産業振興

によるまちづくりの展望はについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、市街化調整区域における地区計画制度による企業誘致事業により立地した企業数は、現在のところ1社であります。また、市街化調整区域内における地区計画の策定状況につきましては、地権者の意向を踏まえつつ検討するものであり、現在4地区を候補地として事業者の候補者を選定しているところであります。

2点目についてですが、農業従事者及び後継者の確保は、全国はもとより本町におきましても深刻な問題となっております。本町では、人手不足を解消するため、国の新規就農者支援策を活用し、担い手確保に関わる支援を行っておりますほか、親元就農を促すための独自支援を行っております。

また、新規就農者が地域を支える担い手として経営の安定、規模拡大を図れるよう盛岡農業改良普及センター、岩手中央農業協同組合、町農業委員会と各分野で連携した支援体制と情報共有により営農相談から就農まで一貫した指導、助言を実施しております。

3点目についてですが、創業支援事業補助金の本年度の申請件数は、現時点、今のところ1件であり、前年度の申請と合わせて本年度2件の認定をしております。

4点目についてですが、本年初めての試みで行った徳丹城曲家フェスティバルにつきましては、地元とくとく振興会が主催し、町の商工会青年部と町が共催で開催したところであります。初開催でしたが、来場者やアーティストから一定の評価を得ているところであります。行政だけでは気がつかないことなど、お互いのよい案を持ち合わせた内容となり、盛会裏に行うことができましたことから、今後の企画、協力や支援の拡充につきましては、今回の改善点を踏まえ、関係団体と一緒にになり、また考え方を組んでまいります。

5点目についてですが、町内は飲食店が少ないとことについては承知しているところでありますが、町としても学生やファミリー層のニーズに応えるべく飲食サービス業の誘致に向けて現在交渉を行っているところであります。

6点目についてですが、町の媒体では、公平性の観点から特定の企業や店舗の紹介ができるないことから、やはナビ！におきましても、紹介ページの追加を行う予定はないところであります。町の媒体を活用する場合は、事業者の紹介という形ではなく、広告という形での事業内容等の掲載を町広報紙、やはラヂ！、町ホームページにおきまして広告料をいただいた上で実施しておりますので、今後も町の保有する資産を有料広告媒体として活用し、地域経済の活性化を図ってまいります。

なお、矢巾町商工会では、SNSでの町内事業者の紹介に取り組んでおりますことから、

町商工会等の民間団体と連携した町内事業者の応援について検討してまいります。

7点目についてですが、第7次矢巾町総合計画の目標進捗において、候補地を含めた具体的な方向づけが進んでいない状況となっております。平成30年3月の道の駅設置に係る調査結果の中間報告では、全国の道の駅の成功、失敗事例を検証しつつ、立地場所を国道4号付近、矢巾スマートインターチェンジ周辺を候補地として考察しておりますが、設置及び運営に係る町の財政負担が非常に大きいとして取りまとめたところであります。

なお、具体的な候補地としておりました国道4号周辺の史跡徳丹城跡につきましては、昨年に取得した駐車場と併せ道の駅としての活用を検討したところでありますが、国土交通省が定めております道の駅としての基準を満たすことが難しい状況となっております。道の駅を整備することにより、町の知名度向上を満たすことも必要ですが、本来の目的は、地域の活性化につながる施設としての位置づけでありますことから、現在実施しております徳丹城マルシェなどのイベントを通じて交流人口、関係人口の増加に努めてまいります。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 中川農業委員会会長。

（農業委員会会長 中川和則君 登壇）

○農業委員会会長（中川和則君） 引き続き、持続可能な地域社会の構築を見据えた産業振興によるまちづくりの展望はについてのご質問にお答えいたします。

2点目ですが、農業委員会では、毎年県が開催する新規就農セミナーや独自に開催しております農地相談会におきまして、本町の新規就農支援施策をアピールしながら、農業委員会が就農を検討する方の相談に応じ、就農者の確保に向け取り組んでいるところであります。

なお、国において農業従事者の減少に対応するため、多様な農業担い手の確保や新規就農の後押しなどを目的として、本年4月に農地法の一部改正が行われ、農地の権利取得に係る下限面積要件、俗に言う5反歩要件が撤廃されたところであります。この改正に伴い、農地の権利取得を伴う新規就農の相談がたびたびあり、本年度は3名の方々が新規就農し、地域を担当する農業委員が、その方々の営農に関する身近な相談役、地域の農業者とつなぎ役を担っているところでございます。地域によりましては、農業委員会と営農組織が連携して休日に農業後継者への農作業技術の伝承に取り組んでいるところもございます。

農業委員会は、新規就農や農業後継者に対し、直接的な支援施策を講じるものではございませんが、今後も様々な機会を通じて本町の支援施策を広く周知するとともに、さきに申し上げました農業委員による地域での活動を継続することで新規就農者や農業後継者が安心

して農業に取り組むことができる環境を全町的に広め、農業従事者、後継者の確保につなげてまいりたいと考えております。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 1点目についてお伺いいたします。

まず初めに、市街化調整区域における地区計画制度による企業誘致を進めてこられております。普通の企業誘致と異なり難しい点など、これまで感じられたことをまず教えていただけますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） ご承知のとおり、市街化調整区域における開発というのは非常に制限がございます。その中でこの事業を始めるに当たりまして、様々な手法を検討してまいりました。1つは、全体を用地買収して達成後に売却を企業のほうにするパターン。2つ目は、そこにあるインフラのみを買収して整備して企業に渡す。もう一つは、地権者交渉などに関与して、そこのみにとどめて、あとは民間のほうに任せる。この3つの方法を検討させていただきました。当時特命担当という担当課長がございまして、その中で、この3点について早期に矢巾町で市街化調整区域において業務用地を提供するにはどのようにしたらいいのかというようなことを踏まえて、この3つを検討してまいりました。その中で、一番期間を短く整備につなげができる3番目、この用途、この手法に基づいて事業を進めていくというものを令和元年度に事業化を決定いたしまして、これを市街化調整区域における地区計画制度における企業誘致事業として進めてきたものでございます。

一番苦労した点といいましては、様々ヒアリングを基に、例えば当時議会の全員協議会のほうに説明させていただいた資料につきましては、9社程度誘致したいと。大体計画面積は9ヘクタールということで考えていましたが、どのような形だったのかというと、ヒアリングに基づきますと、多くの場合が1万平米、約1ヘクタールぐらいの業務用地が欲しいですというようなお話がたくさん寄せられたと聞いています。ですので、9ヘクタールですから、1ヘクタールずつだったら9社というふうな形で当初考えておりましたけれども、やはり蓋を開けてみると、その事前の調査のニーズと実際はかなり異なっていたという現状はあるというふうに認識しております、現在はそういうことを踏まえながら事業を進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） ちょっと細かいことの確認なのですが、これは企業推進事業ではなくて、政策推進事業ということでよろしいのでしょうか。予算とかの関係。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） これは、道路住宅課で行っていた事業を未来戦略課で引き継いで今やっている形になりますので、新年度に当たりましては、事業のほう、政策推進監のほうの事業に回してくるような形で調整はしているところですが、なので新しく新設になりました未来戦略課のほうが、以前行っていた道路住宅課の分から引き継いた事業というような形になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、この4地区を候補地として事業者の候補者を選定中という答弁でございましたが、つまり応募が実際にあったということでおよろしいのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 4地区ということでございますけれども、まずどこどこかということなのですけれども、現在間野々地区、これは6月1日から10月末までということで募集しましたけれども、A地区、B地区、C地区ということで3か所に分けまして募集を行っております。募集結果といたしましては、区画2、1件、B区画はございませんでした。C区画には2社応募がございました。今現状はそういう形になっておりますし、今3つですが、残り1地区、南昌地区にございましては、企業の調整を進めているところでございますので、全てにおいて、B地区はございませんでしたけれども、進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、社数は教えていただきましたが、それぞれ業種など教えていただけますでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　こちらまだ事業者の審査途中ということでございまして、公表は差し控えさせていただいておりますけれども、物流関係のようなところの企業が申し込んできているというところでございます。こちらなのですが、募集要項の中で限られた中での募集になりますので、その用途、例えば事務所、研究所、工場、自動車車庫、倉庫、自動車修理工場、あとはドライブインとかコンビニ、あとガソリンスタンド、こういったところでの範囲の中での募集となっておりまして、その中の募集があったということで現在とどめさせていただいております。

なお、このことにつきましては、今月中に審査を終えまして、公表ができる段階になりましたら皆様のほうにはお知らせをしたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）　しっかりと戦略立てて限られた募集をしているということで、とても希望が持てる内容だったと思います。本町の国道4号沿いでは、個人的には空き物件が今目立つよう感じますが、この原因は何であるかと推察されて、この状況に対して当局は今後どうしていくのか、方針がありましたら教えてください。

○議長（廣田清実議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　まず、最近空き物件が目立ってきてているということについて、私どもでどのように分析しているのかということでございますけれども、交通体系というものがある程度整備されてきておりまして、国道4号につきましては、町内の中を移動していくに当たっては、ストロー現象というものが起きているのではないかと思います。交通の便がよくなりますと、当然自動車の流れというのもよくなります。そうしますと、滞留せずに直接目的地へ行ってしまうというような現象が起きがちになります。そういう意味で現在沿道サービスにおきましては、そのような状況に陥っているのではないかというふうに分析しているところでございますし、このようなものに対してどのような形で滞留させていくのかというようなことなのですが、それが今回地区計画を張っておりますけれども、沿道サービスにおいて若干滞留できるような企業の集積を図りたい。

ただ、ここは市街化調整区域でありますので、人口の集積が起きてはいけないというような制約もございまして、そういうジレンマはあるのですけれども、そういう形で滞留させ

ながらというようなところを実現できるような土地利用がしたいなというふうに考えております。

なお、今回B地区、募集がなかったわけなのですけれども、ここにつきましては、再度地権者さんのほうに相談いたしまして、そういうところに特化した形で募集ができないかなというようなことも踏まえて検討してまいりたいと思いますが、あくまで最初のスキームで申し上げましたように、私たちは介入してご紹介するという立場になりますので、その中で地権者の合意を、説得というか、地域がよくなるようにという形で皆さんと話し合いをしながら、新しい区画のほうの募集につなげて、空き物件なんかも、それを一気に解消することはできないのですけれども、滞留することによって、ああ、あそこは空いているからうちも入ってみようかなというような動きをつくれればいいのかなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 私の考え方とも一致しております、まさに飲食店等については、そもそもその矢巾の人口数であったり、目的地が矢巾となっていない場合は、そのまま通り過ぎるだけであるので、現状は難しいのではないかと思います。なので、幹線道路沿いは長期的視点による製造業またはヘルスケア産業だったり、物流だったりの誘致を進めて、そのような働くところが増えた段階で飲食店も入ってくればいいのかなと思っておりましたので、引き続き企業誘致事業の推進をお願いしたいと思いますが、その企業誘致事業の予算についてちょっと確認させていただきたいと思います。

ちょっと遡りますが、平成30年では200万円強の予算となっており、令和元年度は250万円増額されております。この令和元年度は関東だけでなく、関西方面にもセミナーなど参加するための理由で増額されていたと思いますが、現在も関西方面へ行っているのか、また関西方面での感触などを教えていただけたらと思います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 今この事業につきましては、どちらかというと地権者さんが関東のほうにいらっしゃる場合が多いので、そちらに行って話し合うための旅費というような形は取っていることでございます。あとこのような勉強という形、関西に直接行ってお話をし、企業の方々とお会いしてお話をされるというのは、例えば在京の企業の

方々の県人会みたいな形のものに参加したりしながら、ネットワークを広げて情報交換をしたりということもありますし、個別に企業訪問したりすることもございます。あとは、地権者との交渉というような形でのものになっております。あとは、県の誘致のセミナー等も開催されておりますので、県主催でたくさん集めて一気にやるようなセミナーもあるのです。そういうものに参加するような形で予算は使わせていただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 予算は使えばいいというわけではないと承知はしておりますが、しつかり使うところには使って、町の発展のために引き続き頑張っていただきたいと思っております。

もう一点、町内に誘致されたプロロジスパーク盛岡についてお伺いします。プロロジスは、行政や地域社会とともに官民一体となって新しい次代のまちづくりに取り組むと社でうたっているわけでありますが、他の自治体を見ますと、まちづくりも協働で行っている例もあり、兵庫県のプロロジスパーク猪名川では、周辺住民が利用できる約4,000平方メートルの公園があり、防災広場として整備もされていて、災害時の消防活動拠点や避難拠点として活用されているようです。また、愛知県のプロロジスパーク東海では、地元地権者で構成される土地区画整理組合が広域交流機能、居住機能、工業機能、物流機能など、複合的な機能を導入するまちづくり事業を施行中で、伝統を生かしながら、多様な都市機能を配置し、歩いて楽しいまち、にぎわいあふれるまちの形成を目指しているとのことでした。本町は、プロロジスパーク盛岡との連携、官民一体のまちづくりについての動きがあるのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） プロロジスパーク盛岡とどのような形をということで、今現在本社のほうと様々やり取りをしているところでございますけれども、おっしゃるとおり、防災の関係の協定は結べるかどうか、あとはただ結ぶのではなくて、実効的なものとなるかどうかというようなことに関して今調整を進めているところでございます。

あともう一点、これはまだ確定という形というか、様々な障害をクリアしなければいけないという前提ではあるのですけれども、プロロジスパーク盛岡の建物、屋根の部分、こちら全てソーラーパネルを張ることになっています。そこから水素を作りまして、その水素を使

ったまちづくり、当然自社利用もするのですけれども、その使い切れなかつた分を今度みんなで使っていくというようなスキームをプロロジスパークさんの方では考えているようで、本町を含め県も一緒になって、そういうことができないかということを今考えているところでございます。

土地利用に関して、これもまた土地利用が出てくるのですけれども、非常に制約が多いのですが、できない理由ではなく、やる方向で今考えているところでございまして、そうなると岩手県内においては初めてそういう水素の何らかの形で実装していくパートになります。そうなれば、矢巾町にとっても脱炭素という部分の中で大きなパートの一つになるのではないかと期待しているところでございまして、そういった部分につきましては、プロロジスさんぐらいの大きな企業だからこそ連携というところで特色を生かすような形になればいいなというふうに考えておりますし、実現できるように努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは2点目、本町における農業の現状について、これは本当に嫌みとかではないのですが、まず午前中の横澤議員のときに町長がまさに今後の矢巾町の農業の将来像について語っていただいたので、私がまたあえて聞くことはないのですが、私は担当課へちょっと細かいところを聞かせていただければと思っております。

まず、本町の農地集積率は81%で県内トップクラスとなっております。そして、集落営農組織が多いというのが特徴ではないかと思っていますが、一般的に農地集積は、農地中間管理機構が主体となって行われるものと思っておりましたが、本町の場合は、どのように集積率を高めてきたのか、また現在の課題についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田口征寛君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本町の農地集積につきましては、やっぱり圃場整備が進んでいるというのが大きいものと思います。それと併せまして集落営農組織を早くそれぞれの地域でつくりまして、そこに農地を住民の、地域の皆さんとの理解を得ながら集積を進めてきたというところが非常に集積率の高い要因となっているところだと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 問題点があつたら。

○農業委員会事務局長（田口征寛君） すみません、問題点ですけれども、やはり昨年度地域計画、目標地図作成のために地域を回ったときに、やはりその作成に当たっては、後継者、実際に将来の目標地図を作つても、就農する人がいるのかというところがやはり課題として出てきました。それに対応するためにも、やはりちょっと目標地図であるとか、地域計画をしっかり地域の中で話し合つて、実際に後継者はいないといいながらも、次の世代にどうやって農業をつないでいくかというのを地域の皆さんで考えていただきながらということでこの地図づくり、地域計画づくりを進めていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 当局担当課及び農業委員の皆様のご尽力のおかげで遊休農地は0.28%維持されております。さらに分散錯圃の課題に取り組まれ、県のモデル地区となったサンやはばでは集約化が行われてきました。現状町内の集積率は高いですが、持続可能な農業のために、私はやはり国の指針でもありますように、その先の集約化及び大規模化が重要であると思っております。集約による効率化を考えた場合に、集落営農組織が多いということが、それぞれの組織ごとの立場であつたり、考え方があるかと推察されて、集約等が難しくなってくる場合があるのではないかと思いますが、そのような問題はあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田口農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田口征寛君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現時点では、集落営農組織同士での農地に関する問題というのは、特には発生しているということはございません。ただ、やはり集約、大規模化を進めていくために、本町のほうとしましては、やはり離作、例えば盛岡市の方が来て農地をつくっているとか、そういうことも実際に多くありますので、そういった辺りでの地域内だけの調整ではなくて、他市町村との方との調整というのも出てくることが課題でもあると思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいま議員のほうから集落営農組織が多いというようなお話をあつたわけでございますけれども、確かに一つの行政区の地区で3つの集落営農組織があるという場所もございます。サンやはばがモデル地区になって集積、集約化に向けたとい

うふうなお話もございましたけれども、主に平場地区におきまして出作入作、要は地区外の人がその地区に入って営農しているというような状況を解消するために、そういった話し合いを進めながら、今では、サンやはばの次に白沢地区において、そういった中間管理機構を通じた集積、集約ができないかということで、いろいろ取組を行っているところでございまして、いずれにしても目標地図というようなものを作成しながら、そういった見える化を図つて集積、集約化が図られればいいのかなというふうに思ってございます。

集落営農組織が多いということでございまして、それが7次総合計画にも掲げてございます法人化に向かっていけばいいのかなということで、そういった取組も農協あるいは普及センター等と一緒にやってフォローをしていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 7次総の施策の方向として、農地利用最適化の推進があり、地域の担い手間の連携強化しますと記載があるのですが、これは集落営農組織内の連携を指すのか、集落営農組織間での連携を指すのか、どちらを指しているのかと、またこれまでどのような連携を取られてきたのか教えていただけますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話がありました担い手間の連携につきましては、今年度の例を挙げさせていただきます。定期的に行ってございます就農者の現地訪問の際に、タマネギの栽培を始めたものの、機械を持たない経営体と逆にタマネギの機械は持っているけれども、オペレーターが不足しているというような経営体のほうから相談がありました。これにつきまして、矢巾町の農業経営改善支援センター、このセンターが仲介することで、それぞれの問題点を解決したと、必要とするもの、余っているものということで、それぞれ解決したという例がございました。

いずれにしても、担い手間あるいは集落間に限らず、こういった連携については、何が課題でありまして、どのようにしていったらいいのかということを明確化して、それに向けて必要なサポートを関係機関とともにやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 事例のご提示、ありがとうございます。一例だとは思うのですが、そういう機械の利用に関しては、集落営農組織の前進である機械利用組合が担っていること

で、それが進化して集落営農組織となったと認識しております。集落営農組織は、先ほど答弁ありましたように、法人化を見据えた組織だと思いますが、具体的な法人化に向けての動きであったり、支援、初日の信一議員のことともちょっと重なることがあります、法人化に向けた動きについて、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 具体的な法人化に向けた動きということでございますが、今圃場整備事業が町内で2か所行われてございます。1つの地区は矢次地区ということで、今煙山小学校周辺で盛んと面整備が行われている地区がございます。あともう一つの地区は、広宮沢地区ということで、県道不動盛岡線、今予定されている国道南道路の周辺になりますけれども、その2地区で約30ヘクタールほどの面整備が行われまして、区画が拡大して効率的な農作業ができるというような事業が行われているところでございますが、このうちの矢次地区のほうで今後法人化を目指すということで、いろいろ町としても施策等を行っているところでございますので、この面整備をきっかけ、圃場整備事業をきっかけにそういった法人化が進めば、さらに明るい農業が少しでも見えてくれればいいのかなというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） まさにその法人化を推し進めるという点については、私も同じ認識であります。8次総の案の中では、農地利用の最適化推進で集積、集約及び新規就農を促進していく必要があるとされておりますが、新規就農が大切なのはもちろん理解しておりますが、やはり私はまず農地集約による効率化と法人化による福利厚生の充実など、労働環境の改善また経営、継承の円滑化など、将来も安心して働く魅力ある農業をつくり上げることにまずは注力して、そこから環境を整えてから新規就農者を掘り起こしていったりだと、確保していく動きのほうが苦戦しなくていいのかなと勝手に思っているわけですが、農業次世代人材投資事業で本町における経営開始型は、令和3年度では3組あったと見ることができましたが、これまでで大体何件、そういう新たな補助、交付金などを利用してやられた方がいたのか、ちょっと数、もし分かれば教えていただきたいのですけれども。

○議長（廣田清実議員） 的確に答えて。佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話しいただいた分、担い手育成事業ということで新規就農関係かなというふうには思いますけれども、令和3年度につきましては、確かに3組、夫

婦が2組と個人が1組ございました。今年度につきましては、これは5年間の事業でございますので、引き続きまだやっておられる方、夫婦1組ございますし、そのほかにもう一件個人の方で予定されている方がございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） これまでにそのような支援を受けて農業を始めた方がいらっしゃると思うのですけれども、続けられなかった事例だったり、途中で離農してしまった方などいらっしゃるのか、教えていただきたいのですが。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） そのまま新規就農者が認定農業者、もう一つ、ワンランク上になった方もいらっしゃいますし、あと1件だけ、営農意欲の低下によるということで、そういう継続して営農することがちょっと困難になったという方が一例だけございました。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） やはり環境を整えることが大事なのかなと、今の答弁で思ったところであります。集約化のモデルとなったサンやはば、今度白沢でも進めていくということでしたが、この集落営農組織間の連携が持続可能な農業を考える上では、やはり重要であるのかなと思います。サンやはばも元は3つの地区が一緒になって法人された背景があるとお聞きしました。人材がいないのであれば、ほかの地域と連携して行う、そのような取組が重要であると思いますが、他の地域でそのような組織を超えたような連携があるのかを確認させてください。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話をあったとおり、サンやはばにつきましては、3つの地域が1つになって一つの法人として営農を続けられているわけでございますけれども、ほかの地域につきましては、なかなか進まないというのが現状でございまして、モデル的な地区があれば、それに倣って進めばいい話なのですけれども、なかなか、やはり地域のしがらみというか、ちょっと一昔の考え方がまだ残っている部分がございまして、やはりそれは今後後継者が代替わりすることによって解消していくのではないかというふうに見込んでおりまして、積極的にこちらからも働きかけをしながら、合併というよりも共同ができる部分は共同でということで進めてまいりたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 当局でも支援をしていくということができたが、信一議員の質問で法人化の支援に対する質問もあったのですが、そのときは法人化を目指す地域の集落営農組織についての勉強会を行ったり、支援していくということでしたが、そういううえで法人化をしようという気にさせるところからの旗振りであったり、そういう支援も行なうことが大切かと思いますが、勉強会だけでなく、そういううえで旗振り役を担っていくような考えはあるのか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） いろんな研修会とか、そういった農業者が集う機会がありますので、そういう機会を捉えながら、法人化のメリットだけでなくデメリットもお示しながら、よりよい農業経営に向けてこちらのほうでも指導を行ってまいりたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 次に、農業委員会へお伺いしたいと思います。

まずは、休日に技術の伝承を行っているということで、ご尽力に頭が下がります。多くの人材確保に向けて農業委員会の発展も必須であると思っております。ご存じのとおり来年農業委員の改選を迎えるわけでありますが、農林水産省では、青年、女性の積極的な登用に努めることとしております。しかし、そもそもそのような方が応募とならなければ任命もできないわけで、そのような人材の確保や新たな委員の参入によって活性化をしていくなど、何か取組は行っているのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田口征寛君） お答えいたします。

農業委員さんの選出については、公募ということになっておりますので、こちらのほうからなかなか働きかけというのは、難しいところはございます。ただ、公募になったのは平成27年の法改正で公募になりました、それ以来農業委員さんは、農業者の方の県とか広域単位での会議、研修会などで、女性とか若い年代でというような話は出ておりますし、あとは農業委員会のほうで農業者の皆さんに普及しております全国農業新聞というのがあるのですが、それとも、どちらのほうにも女性の農業委員さん、若い農業委員さんの活動であるとか、最近は本町の女性の農業委員さんも紹介されておりましたけれども、そういうことで普及さ

れているのかなと。そして、本町の農業委員さん、現在の委員さんですけれども、改選時に女性の方2人、40代の方が3人というふうになっておりますので、徐々にではありますが、浸透しているものかなというふうに捉えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 農業委員会における最適化活動の目標については、農地の集約を目標設定されておりますが、集約率は高いとされていることから、集約について目標を定めるお考えはないのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田口農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田口征寛君） お答えいたします。

農地集積につきましては、農地を拡大していくということで、例えば8割というような目標設定は可能なものですが、集約については、例えば認定農業者の方、Aさんに集約、Bさんに集約、集落営農組織に集約というような形になりますので、なかなか数値で目標設定するのは難しいことがありますので、今回今年度から来年度にかけて、その地域の方々と話し合いながら作成する目標地図、その目標地図は、数字で現れない分、誰が見ても農地の集約が分かる可視化したものとなりますので、その目標地図の策定で集約の目標を設定することになります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） あとこの質問で何項目ぐらいある、質問の内容。

○2番（高橋敬太議員） あと3つ。

○議長（廣田清実議員） では、他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 平成30年、本町の最適化推進に関する指針では、地域によって農地の利用状況が異なっていることから、地域の実態に応じた取組を推進し、それに向けた対策が求められている。また、地域の特色を生かしながら、活力ある農業、農村を築くため農地利用最適化推進委員を置かないと決めたと記載しております。

私は、地域の特色を生かすためには、推進委員を置いて、多くの方の意見を取り入れたほうがいいのではないかと思ってしまうのですが、その点についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田口農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田口征寛君） お答えいたします。

推進委員につきましては、国のほうで設定する基準、設定しなくてもいいというところでの基準を本町のほうでは満たしております。そして、農業委員さん、各地域、担当を持って活動しておりますし、最適化活動の日数につきましても、本町のほうは集積率が高いので、1日以上というような設定の仕方をしているのですが、4日以上皆さん活動していただいております。それ以上活動している方もいらっしゃいますし、あとまた地域のほうの営農組織のほうがしっかりとしていることもありますので、その営農組織の役員の方と農業委員さん、うまく連携を図っていただきながら、地域での農地の適正化の活動をしていただいておりますので、現状の中でも特に問題はないものと捉えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 集積率であったり、遊休農地であったりの基準があつて、あえて設定しなくともよいというので、してもいいのだと思うのですが、私は農業委員への負担が大きいのではないかということを懸念しております、紫波町ではもともと19名であった農業委員を12名にして、新たに推進委員を18名加えて、合計30名で活発な農業政策を推進されていると聞きます。また、先ほどおっしゃったように、県でも推進委員の研修会を開催して、資料もつけさせていただきましたが、他の市町村ではうまく連携して活発に活動している体系が取られているのかなと思います。

本町では、農業委員が兼務する体制となっており、推進委員を設けることによって農業委員の負担を軽減し、農業委員はもっとほかのことができるのではないか。例えば必須事務と任意事務がございますが、任意事務の法人化の推進であつたり、そのような業務もできるのではないかと思って、そのほうがより有意義な組織になるのではないかと思ったので質問させていただきましたが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田口農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田口征寛君） お答えいたします。

他市町村の事例とか、私たちのほうでいい事例もあれば、悪い事例もございますので、そういうところをちょっと確認しながら、農業委員さん、今度改選がありますので、新しい委員さんとまた改めて推進委員につきましては検討させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太委員。

○2番（高橋敬太議員） これで農業関連は最後になります。答弁で5反歩要件が撤廃されて、狭い農地面積で新規取得された方が3名あったということでしたが、こういう狭い農地をぽつぽつと取ることによって、そういう集約化に対して不都合が生じることはないのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田口征寛君） お答えいたします。

当然農地取得については、農地法による許可が必要なものになります。その中で、当然地域計画であるとか、目標地図作成、地域の集約に影響がない範囲での対応ということで判断させていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） ここで暫時休憩といたします。

再開を16時35分といたします。

午後 4時24分 休憩

午後 4時35分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

会議時間の延長

○議長（廣田清実議員） 今日は、一般質問がすごく白熱しております、到底5時には終わらないようなので、ここで皆さんにあらかじめ申し上げます。

矢巾町議会会議規則第9条第1項の規定により、会議時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時を過ぎることが予想されますので、同条第2項の規定により延長することをあらかじめ宣言しておきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 続きまして、創業支援事業補助金についてお伺いいたします。

現在家賃の補助もしくは土地の補助としておりますが、起業の際に一番困るのは、初期費

用ではないかと思います。他の自治体では、初期費用としてまとまった金額を補助しているところもありますが、家賃補助としている理由を教えてください。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 確かに初期投資がかかるということで、いろいろ事業を始めるに当たりまして、いろんな備品、消耗品、いろんなものを買う必要がございますけれども、一番手っ取り早い、起業するのに今まで聞いてきた要望の中では、やはり家賃なり、地代の補助をいただくと一番、これは毎月に関わることでございますけれども、家賃であれば2分の1以内の月額4万円ということで、そういった毎月かかる部分の費用を意外と見込んでいない起業する方がいらっしゃるということで、最初にかかる部分については、当然償却資産も含めていろんな、車を用意したりとかというのは考えているようですけれども、そういうふた毎月の負担分が大きいという声があったものですから、町としては、こちらの創業支援事業補助金ということでただいま行っているのは、家賃と地代の補助という形となってございます。

また、いろいろな声がございましたならば、やはり伴走型の支援ということで別な形での支援も考えていきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） これは、まず考え方の違いでどちらもあるということだと思います。初期費用としては、まとまった金額を出すということは、やはりインパクトもありますし、リスクに対しては審査を厳しくするなど対応して、逆に大きな支援を受けることで矢巾町を愛する企業に成長する可能性があるのではないかと思います。この補助について、盛岡などでも行われている起業家コンテストのようにイベントにして起業家にピッチ、いわゆるプレゼンをしてもらって、金融機関と連携して、各組織の方に審査してもらう。そうすれば、町のそういう起業の雰囲気が醸成されたり、町民からも注目を浴びたり、周知、集客にもつながるかもしれません。町全体で盛り上がるのではないかと思います。すぐには難しいと思いますが、令和4年度のこの補助の予算は156万円で、決算を見ますと87万円だったので、幾らかは余地があるのではないかと思いますが、このことについてご意見をいただけたらと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 予算に対しまして、実際使われた金額が若干やっぱり少ない

ということで、これにつきましては、町に在住している人が町内で家賃を払いながら事業をやるというような、今対象はそういう形になっていますけれども、逆に町外に住所があるのですけれども、町内に店舗を持つという形態も支援が必要なのかなというふうに考えてございますので、今後要望等、その辺商工会と一緒にになって、今起業支援ということで経営支援を含めて応募している方が商工会のほうにありますので、そういった方々からも聞き取りをしながら、ぜひ矢巾町内で事業を起こしたいという方の支援も必要なのかなというふうに思ってございます。

あと先ほど高橋議員のほうからありましたビジネスコンテスト、こちらは盛岡広域というか、滝沢、盛岡、矢巾ということでビジネスコンテストをやってございますし、あと出資のほうでFBCということでSDGsに関わる出資、要はビジネス提案をすると、それに対して出資金が貰えるというか、出資してもらえるような取組も盛岡、滝沢、矢巾でやってございます。それに加えて紫波町も入ってございますけれども、そういった出資できるような仕組みもございますので、そこはPRをしていきたいなというように思ってございます。

○議長（廣田清実議員）他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）まさに、その対象者についてお聞きしようと思っていたのですが、矢巾町に居住する方を限定とホームページには記載しているかと思うのですけれども、これは移住予定といいますか、もしお金をもらえるのだったら矢巾町に住むよという方も対象になるのか、それとも本当に住民票がそこになければもらえないのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）現在の仕組みで申し上げますと、町内に居住する方ということが第一前提となってございますので、その辺は今高橋議員からもお話をあったとおり、今後住もうとする方についても対象にできるよう、その辺は要項等を改正できるような形で、方向性で考えてまいりたいと思います。

○議長（廣田清実議員）他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）これは、事例提供なのですが、石川県羽咋市では、起業家支援に力を入れております、初期費用に使用できる基本額は90万円、さらに加算として若者及び子育て世帯では50万円、転入者で50万円、まちなかでの創業で10万円、上限額200万円出している自治体もございます。若者や、先ほど転入者についてでしたけれども、若者や子育て世

帶が新たにチャレンジしたいという方に対して加算をしていくような、そのような考えも町を盛り上げるために必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） いい取組をお聞かせいただいたので、その辺についても併せて検討させていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） では続きまして、曲家ミュージックフェスティバルについてお伺いします。

答弁で今回の改善点とありましたが、どのような改善点があったのかをお聞きいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

今回開催した際に、入場された方にアンケートを取ってございます。アンケート回収率は100%ではなかったのですけれども、その中では、今回チケット制にしたところがあります。それを分からぬで来た方が、ちょっとお金を払うのであればということで帰られた方も数名いらっしゃったとお伺いしております。そういったところ、ある一定の対価を支払って見てもらうというのも一つの方法ではあるのですが、多くの皆さんに来てほしいというところの気持ちを考えますと、無料で見ていただく、こういった方法も来年度に向けて課題の一つだなというふうに捉えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 曲家の利活用についてご質問いたします。伝統的な建物でございまして、いわゆる和のものといいますか、そういうのと相性がいいのかなと思います。そこで、これまで四季を通してのイベントであったり、お茶会だったり、いろいろやられているということを拝見しましたが、書道家の方の個展を開催してもらったり、また町民には日本画の講師をされている方など、その他芸術活動を行っている方、たくさんいらっしゃいますので、そのようなアーティストやクリエーターにイベントスペースとして期間限定で貸し出したりすることで地域の芸術文化を促進し、曲家自体がアートの中心になるのではないかと思いますが、そういうイベントスペースとして貸出しは可能なのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

曲家の活用につきましては、例えば農家レストランですとか、そういう方法も検討した経緯がございます。ただ、あの建物、耐震診断を行っていないというところもありまして、耐震診断を行って、もし改善というふうになりますと、建て替えしたほうが安くなるという県の方のご指導もあったところでございます。ただし、一時的な活用ですとか、そういうものであれば、今でもわたまろ探検隊とか、中で手遊びとか、昔の遊びとか、あるいは昼食を取りたり、そういうもので一時的な活用はしてございますので、今ご提案がありましたものを含めて調整してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） そのわたまろキッズ探検隊で火起こしを行ったりというお話、先日お聞きしましたけれども、そこで大人向けの体験を用意してみてはいかがかなと思いまして、イメージとしてはグランピングのような感じで、囲炉裏を使って鍋を食べるだとか、そういうことができるのか。また、以前は宿泊体験があったと聞きますが、現在その宿泊は可能なのかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

以前にもちょっとご質問いただいたところで、曲家の中で火を使って、例えば鍋を食べるとか、そういうお話も高橋敬太議員から質問があったところですけれども、あそこの中で火をたくとなりますと、消防法の関係とか、そういうクリアする面がかなりありますので、今ここではつきり断言はできないところではございます。

ただ、先ほども申しましたとおり、いろんな使い方、一時的な利用の仕方によって可能だと思います。といいますのも、今回ミュージックフェスにつきましては、1週間前から雨の予報で、当日も雨予報でどうしようかというところで、奇跡的に当日の天気予報で晴れたところです。ただ、雨の日も想定しまして、中でフェスを開催するということも準備をしておりました。そういうところで2つのダブル開催ということも来年はもしかしてできるのかなというところも考えておりますので、いろんな使い方をできるところでやっていきたいなというふうに思ってございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 私は、春の徳丹城まつりについてなのですが、昨日安子議員、恵議員おっしゃっていたように、今はもう春から秋までずっと暑いという中で、人出が多いことはいいことでありますが、あまりに多過ぎであったり、特に祭りだと小さいお子さんを連れてきたりとか、家族連れが多くいらっしゃいますが、やっぱり野外なので、休むところがないので、屋内で飲食できるところがあればいいなとも思いますし、また駐車場もすごい渋滞だったかなと記憶しておりますが、このような課題に対して今後近隣との協力など、考えていることがあれば、よろしくお願ひします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

春まつりに限っての話をさせていただきますと、今年度久しぶりに通常開催としたところで、かなりの皆さん、このイベントを待っていたのかなというふうに思ってございまして、予想以上に人が多かったというところで臨時駐車場、併せて追加の駐車場も急遽準備したところでございます。

来年度におきましても、そういったことを想定しながら、開催準備を整えたいというふうに思いますし、暑さ対策につきましては、昨日恵議員からもご質問があったところでありますので、イベントを開催する際には、そういった気象状況を十分考慮しながら、予定あるいは確認を進めながら行いたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） これまで多く答弁されておりました町長の徳丹城周辺及び西部地区における活性化に対する熱い思いであったり、高橋課長のまずはやってみるという、そういうスタイルは本当にすばらしいと思って聞いておりました。私としては、何とか宮沢賢治と南昌山に絡めたPRをしていきたいという思いがありました。

観光客誘致には一日を通して楽しめるツアーのプランが大切だと聞いております。城内ダムを訪れて、南昌山を登り、保養センターの温泉に入って、キャンプ場でもいいですけれども、曲家で南昌山に沈む日輪を眺めるような、そういったできれば町内にも宮沢賢治の案内板等数か所ありますが、そういう宮沢賢治を押し出すような今後のPR等考えがあれば、教えてください。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） いろいろ南昌山に関連しまして、銀河鉄道の夜の舞台とも言われているところでございますけれども、いろんな場面で看板であったり、あとは行事であったり、今は宮沢賢治を語る会ということで、そういった会もございますので、そういったところを通じながら、矢巾町と宮沢賢治の深い関わりというものをPRできればというふうに思ってございますので、そういったイベントを通じながらPRを図ってまいりたいと思いますし、あとは何回かほかの議員の方にもお話をさせていただきましたけれども、今高橋議員からもありましたけれども、そういったコースの提案も考えていきながら情報発信ステーションのほうでPRをさせていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 次の質間に移ります。カフェやファミレスに絞った誘致についてですが、現在交渉中のことでしたが、何社と交渉しているのか、また感触はどうかなど教えていただけたらと思います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えいたします。

昨日も小笠原議員への答弁で使いました数字ですが、89の企業の方々と情報交換を行っているところでございます。この中には、感触のいいもの、悪いものございますし、当然その中で飲食系あるいは飲食につながる店舗の運営というようなところでは、現在5つの会社、法人とやり取りをしております。その中で、矢巾町にぜひ出店したいという強い意欲を持っているものは2店舗、2法人になります。そのほかは、動向を見ながらであるとか、今後のまちづくりの推移を見ながらというような状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） そのような飲食店となった場合に、場所の候補地とか、そういうところまで決まっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） ご承知のとおり、限られた用地になりますので、例えば今開発しているエリアとか、そういうところへの出店希望とかございますし、駅周辺

あるいは医大に向かった停車場線、そこら辺に対する問合せは非常に多いというふうに認識しているところでございますが、やはり朝、夕の人の流れというのは、矢巾町は非常に多いというところでございますが、昼の人の流れというのがないというようなところでございまして、出店希望者は、特に飲食の場合、昼をいかに取り込むかといったところがやはり勝負どころというところで、駅前でありますと駐車場がない、その駐車場がないところにそれだけ食べに来るという、有料駐車場に止めるということは基本的にはあまりないというふうに伺っておりますし、あるいは店舗、停車場線周辺あるいは新規のところになりますと、今度価格帯が高いというようなところの中で、やはり非常に考えているというようなところがあるようでございまして、そういったところを企業の方々には説明しながら、あるいは納得して出店していただけるように現地を見てもらってというような今工夫を、つなぎ方をしていくところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） では、6点目、やはナビ！について、これは昨日吉岡政策推進監がおっしゃっていたように、町内の事業者にファンをつけたいという思いがありまして、しかし公平性の観点からできないというのは確かに納得するところであります。私は、いわゆるローカルウェブメディアに魅力を感じています。事例を挙げると、盛岡市の盛岡という星で、また花巻市のまきまき花巻、盛岡は官民連携で、花巻は始まった当初の形は分かりませんが、今は住民主体、行政参加の形だと思います。広告だと、どうしても営業時間であったりとか、座席数などしか載っておらず、そういうのではなくて、店主の事業に対する思いであったり、矢巾町に対する思い、そういうのを載せることでファンをつくる取組が持続可能な事業となっていくのかなと思っております。それで、資料をつけましたが、カダルさんで実際に町の事業者に取材に行くような取組も行っておりましたし、答弁でありました商工会さんもＳＮＳを使ってやられているということで、もしこれらの取組を官民連携でローカルウェブメディアへ発展させていくこと、そのような民間からの協力依頼があった場合、町としては連携可能なのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 官民連携ということで、ほかの議員の方にもお話ししたように、例えば商工会とか、そういったところとの連携というのはできると思います。ただ、い

ずれ一企業にクローズアップして我々のほうでそこを取材して公表するというのは難しいと思います。

ただ、例えばやり方としてSDGsに先進的に取り組んでいる企業があつたりすると、であればそういうところであればいいのではないかというふうに考えます。なので、お店の状況を紹介するではなくて、そこの取組だけクローズアップするとか、そういったところであれば、紹介できる可能性があるかなと思っているところでございます。

○議長（廣田清実議員）他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）それでは、質問の1の最後の道の駅についてですが、まず具体的な方向づけが進んでいない状況とのことです、7次総の進捗状況では、今年度末に方向性決定の見込みとありますが、その辺ちょっと詳細、説明お願いします。

○議長（廣田清実議員）高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋保君）お答えをさせていただきます。

まず、候補地としての徳丹城の周辺というところについてでございますけれども、岩手河川国道事務所、近藤所長さんのところに私6回ほど足を運んでございます。何とか新しい駐車場用地にというお話をさせてもらいましたけれども、まず2つ条件クリアできないところがありまして、1つは、まず国県道に面していないというのが1つの条件ですし、もう一つは、道の駅石鳥谷に近いということが挙げられておりまして、それ以外で何か方法はという話もお伺いしたところでございますけれども、まず徳丹城周辺の道の駅というのは、ちょっと難しいなというふうに指導をいただいたところでございますので、徳丹城周辺につきましては、道の駅ではないところで、先ほどもお話ししましたソフト面、まずいろんなイベントを開催しながら、例えばそのイベントを開催しながら、こういったものが必要だよというような感じで今の状況を続けながら見極めていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）徳丹城絡みの道の駅については、今文化スポーツ課長がお話ししたとおりでございますけれども、7次総を計画した際には、国道南道路の話がまだ来ておりませんで、当時はスマートインターチェンジ付近がどうかというような候補の話もあつたわけでございますけれども、今後は国道南道路の進捗状況を見ながら、そちらのほうの検

討も今後必要なかなというふうなことで考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） ちょっと理解が追いつかなかったのですが、つまり今年度で何かしらの方向性が決まるというか、継続という方向性が決まるということなのでしょうか、確認をお願いします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 総合計画で上げてございましたけれども、一旦ここで検討を一回取りやめまして、また新たな展開が生じた際には、新たな目標として掲げてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからちょっと補足をさせていただきますが、道の駅については、実は国土交通省岩手河川国道事務所から、いわゆる先ほど文化スポーツ課長が答弁したとおり、徳丹城は、場所としては最高の場所だと、医大もそばだし。ただ、今言ったように国道に接道していなければ駄目だということです。それから、もう一つは、石鳥谷でこの間道の駅を改修ばかりで、そこで今国土交通省からは、南道路と併せて盛岡南インター、矢巾スマートインターチェンジ、そして紫波インターまで包含した道の駅を考えるべきではないかと。その際には、私も応援しますからということで、だからこれはちょっと南道路のこれから進捗状況を見極めながら道の駅ということで、あとはもうご存じのとおり、今度宮古から秋田までつながる道路とか、西バイパスも今度あれなので、そういった道路環境が整備されてくるのと併せて造るのであればよかったですと言えるような状況で考えてみたらどうなのかという岩手河川国道事務所のアドバイスですので、そういったことを包含しながら、第8次の総合計画の中で検討させて、ただ南道路がどのくらい、今月も南道路の関係で河川国道事務所が来ますので、どういう進捗でいくか、あとは予算のつけ方なのです。だから、そういうこともあるので、第8次の総合計画にのせられるかどうかも含めてちょっと河川国道事務所の動向を見極めながら慎重に対応していきたいということでご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） その8次総にはしっかり見極めたいということでしたけれども、本

日この後全員協議会の資料に都市計画マスタープランの改訂案ありましたけれども、そこにはまだばっちり推進していくみたいな文言が載っていたので、今後そのマスタープランもちょっと道の駅の文言について一回取っておくのか、上位の8次総に即してそごがないようにしないといけないのかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　この後、都市計画マスタープランの説明があるわけですけれども、こちらにつきましては、平成30年から令和5年までの動向を踏まえてということでございまして、それに関して大きな取組の変更点があったものということで考えているところでございます。

現段階で私ども集約した段階では、道の駅というのは、今後考えていくものというふうに認識しておるところでございますけれども、現在はこちら掲載されたとおりという形の中で各課協議が出ておりますので、先ほど町長が申し上げましたとおり、今後の動向、隨時変わっているので、最終的にということではどのような形になるかというのは、最終調整になろうかと思いますけれども、現段階では記載のとおりという形で調整をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）　ちょっと最後に確認でお聞きしたいのですけれども、これまで多くの成功と失敗の事例を検証してきたということでしたが、あとは今回いただいた答弁書では、やはり財政的になかなかそっちの面も難しいというような答弁でしたが、矢巾では、そういう事例を検証した結果、成功する見込みがあり、財政的にも比較的めどがついたら行いたいという方向なのか、その成功事例、失敗事例の検証について矢巾はどうなのかお聞きをして終わりにしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　ちょっと私のほうからお答えをさせていただきます。

岩手河川国道事務所からもいろいろご指導をいただいたところでは、道の駅を造ったところが必ず活性化しているというわけでもなく、今道の駅の中でも飲食店を閉めたり、ただトイレだけが残ったりという悪い事例も聞いております。なので、今建物を建てればいいというわけではありませんので、建物を建てていいかどうか、ここについて、そういったものも

検証しながら、果たして地域の活性化として地元発信というところは一番大事だなというふうに思っておりますので、そういったものにつきましては、建物の建築等につきましては、十分地元の皆さんとの話し合いをしながら、町発信ではなく進めていきたいなというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 次に、2問目の質問を許します。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 続きまして、矢巾町病児保育事業について教育長にお伺いいたします。

新型コロナウイルスに加え、今期はインフルエンザが猛威を振るい、県内でも多くの学校で学級閉鎖になっております。夫婦共働きや核家族の増加、さらには各業種で働き手不足が問題となっている現在では、子どもが体調を崩した際でもなかなか仕事を休めないという方もいらっしゃいます。さらに、多子世帯では、兄弟で次々と感染が広まり、休暇を長期に取得しなければいけない場合もございます。休暇を取得しても仕事のことが気になり、子どもの看護へ余裕がなくなってしまうことも懸念されます。

このようなときに期待されるのが病児保育であり、親子ともに適切なサポートを受けることができる、これまでの一般質問で多く取り上げられてきた背景もあり、当局も多くのニーズがあると認識されており、綿密な調整を図りながら実施に向けて努めるとの答弁がございましたので、再度現状をお伺いいたします。

1点目、平成31年度より滝沢市とも協定を締結されましたが、これまでの滝沢市の施設の利用件数についてお伺いします。

2点目、煙山保育園では感染症対策に対して職員向けの講習会等は実施されているのかお聞きします。

3点目、煙山保育園での感染症による体調不良児の保育の対応はどうなっていますでしょうか。また、個室での隔離等感染防止の対応はできているのかお伺いします。

4点目、病児保育シッターを利用した際の補助を検討してはどうか。

以上、4点お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

(教育長 菊池広親君 登壇)

○教育長（菊池広親君） 矢巾町病児保育事業についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、滝沢市の利用可能施設は2か所あり、平成31年以降令和3年度に2件の利用がございます。

2点目についてですが、新型コロナウイルス感染症をはじめとした各種感染症に関する理解を深め、各施設において適切な感染対策を講じることができるよう矢巾町感染症対策アドバイザーを講師に町内の児童福祉、教育施設の職員を対象に感染症対策に係る研修会を令和3年度から3年連続で開催しております。煙山保育園におきましては、研修会の内容を職員会議で共有し、感染予防の徹底を図っております。

3点目についてですが、感染症による体調不良児の対応につきましては、発熱時に保護者に連絡を行うとともに、保護者が迎えに来るまでの間、看護師が付き添いの上、施設の構造上、個室での隔離とはなってございませんが、保育室から離れた事務室内のベッドで他の園児と隔離し、静養する対応を取っております。

4点目についてですが、病児保育シッターの利用状況につきましては、町で把握してはおりませんが、令和元年に実施した矢巾町子ども・子育て支援に関するニーズ調査において、子どもの病気等への対処の際に利用したいと回答した方はおりませんでした。第3期矢巾町子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、本年度ニーズ調査を予定しておりますことから、ご提案の内容について改めて確認し、ニーズの把握を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） まず最初に、4点目について確認したいのですが、令和元年度に実施したニーズ調査、これ実際に探すことができなかつたのでお聞きしますが、子どもの病気等への対処の際に利用したいと回答した方がいないというのは、病児保育についてなのか、病児保育シッターについてなのか、ちょっと確認させてください。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今言われたこと……

○議長（廣田清実議員） ちょっとマイク、マイク、マイク押して。

○子ども課長（田村昭弘君） すみません。病児保育シッターの利用がなかったということです。

ございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 他市町と病児保育の協定締結しておりますが、負担金の額はどのように決まって支出されるのか教えてください。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

補助限度額というのがありますて、それを超えると補助限度額を基準に計算するわけですが、国が3分の1、県が3分の1、残りの3分の1を、例えばここで言えば盛岡市、滝沢市、矢巾町でひとつ協定を結んでいますし、もう一つは、紫波町と矢巾町で協定を結んでいます。紫波町の場合は人口割もありますけれども、基本的に利用割で計算、負担割合を決めて、矢巾町が例えば紫波町に負担金を支出すると。滝沢、盛岡、矢巾の場合は、盛岡市に負担金を支出することになります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 滝沢市と盛岡市、矢巾町の盛岡広域でやっているということですが、矢巾町にそもそも病児保育がないから連携して、仕方がない部分もあると思いますが、協定を結んでから今年5年目ですか、滝沢市への利用が2件という数字に対して、どのように感じているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

やはり保護者さんからしてみれば、近くの施設を利用する傾向になっていまして、盛岡市の施設、4施設あるのですけれども、ほとんど町境といいますか、都南地区、向中野地区と、近いところ2か所だけ使われています。あと上田とか、そっちのほうの盛岡の北側のほうの施設は、やっぱりゼロ件になります。滝沢につきましても、やはり遠方になりますので、そういう関係で使用が低くなっているということになります。一番使われているのは、紫波町の病児保育施設になります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　聞き方が違っていたから、全体的には何件あるの、そうしたら。件数、滝沢は2件なのだろうけれども、きっと。

田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　すみません、滝沢は31年から協定を結んでいまして、4年間で2件になります。盛岡の場合は、4施設あるのですけれども、平成31年度は109件、令和2年度は31件、令和3年度は58件、令和4年度は44件というふうになります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）　2点目、3点目について関連があるので、併せてお聞きしますが、煙山保育園に限らず町内の幼児施設での話も含まれますが、インフルエンザや新型コロナウイルス以外での発熱の場合、解熱後24時間経過後の登園が望ましいと厚労省の指針に従って保護者に自宅療養をお願いしているところが多いと思います。しかし、中でも、どうしても仕事を休めないから保育を引き受けてしまう、そのようなケースが生じていると聞いております。案の定、そのまま再び発熱してしまい、そこから他の園児に感染が広がってしまうこともあります。あるとのことでした。また、発熱による体調不良児の保育は、個室で管理できているのが町内の施設では一部のみとなっており、多くは事務室内の保育となります。そのため、職員への感染拡大も懸念されます。また、体調不良児が出ると、職員1人が付きっきりとなってしまって、人手不足となってしまい、通常の保育へも影響が出てしまうことがあります。保護者及び社会全体の理解も大切であり、煙山保育園ではしっかりととした感染症対策についての講習会が行われているとのことでしたが、その資料を保護者へ配布し、理解を促すようなことは行っているのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

保護者への周知ということですけれども、そのことだけを周知していることはないと思います。あとはオガールシステムという保護者との連絡メールがあるわけですけれども、あらゆる連絡事の中で感染症対策については周知しているというふうに思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○ 2番（高橋敬太議員） 園児には、小学生の兄弟がいることも多く、小学校での学級閉鎖などの感染状況が分かれば、早めにより一層気をつけて感染対策に臨むことができるので、情報をいち早く欲しいという現場の声もありました。小学生の保護者には、メール等により迅速に情報提供をされることもありますが、保育園に対してもメール等で小学校の学級閉鎖などの感染状況について情報提供をしているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） お答えいたします。

閉鎖の学級が本当に限られている少ないようなときにつきましては、なかなか今議員ご指摘のような形での共有ということはできていないということでございます。ただ、やはり今議員お話しのとおり、兄弟等々が多い状況もございますので、今お話しいただいた形で情報共有のほうを図ってまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○ 2番（高橋敬太議員） このように現状といたしましては、保育施設の職員による献身的努力によって支えている部分も大いにあると思います。しかし、現場では限界を訴える声もあり、やはり矢巾町で病児保育実施については、場所や設備など検討しなくてはいけませんが、実際に保育士の職員さんたちからは、人材については町内の保育施設が協力して輪番制とすることなどで対応できるかもしれないで、もしやってくれたら助かるというご意見もいただいております。

このように保護者だけでなく、保育現場からも病児保育を望む声がありますが、子どもが体調不良のときは親が看護するのがもちろん一番よいですが、そういう仕事の都合など、どうしてもの場合も想定されますので、また町内で働いている方は、紫波や盛岡での病児保育となるのは、距離的な負担もありますので、矢巾町での病児保育の環境を選択肢の一つとして整備しておくことが今後の優しい子育て環境につながるのではないかと思いますが、矢巾町の病児保育実施について、今後の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

病児保育は、医療機関併設型と保育所併設型と単独型と3パターンあります。一番保護者が安心するのは、医療機関併設型になります。医療機関に隣接する保育所に預ける、病児

保育室に預けるというやり方が一番安心すると思います。保育所併設型は、一旦医療機関に行って受診をして、離れているか近いか分からぬのですけれども、隣接はしていない保育所に預けるという一手間かかるわけでして、そういったところから考えると、矢巾町の場合は、まず小児科専門医が1か所しかなくて、その先生とも協議を2回ぐらいしているわけですけれども、ちょっと難しいというお返事をいただいておりまして、それ諦めることなくまた交渉して前向きに進めたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2番、高橋敬太議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

なお、明日、あさっては休日休会、11日は休会、12日は予算決算常任委員会を行う旨、昆予算決算常任委員長から申出がありましたので、午後1時30分に本議場に参集されますようお知らせいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 5時20分 散会

令和5年矢巾町議会定例会 12月会議議事日程（第5号）

令和5年12月12日（火）午後1時45分開議

議事日程（第5号）

第 1 議案第94号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する訂正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
7番	齊 藤 勝 浩	議員	8番	小 川 文 子	議員
9番	木 村 豊	議員	10番	小笠原 佳 子	議員
11番	山 本 好 章	議員	12番	高 橋 安 子	議員
13番	水 本 淳 一	議員	14番	村 松 信 一	議員
15番	昆 秀 一	議員	16番	赤 丸 秀 雄	議員
17番	谷 上 知 子	議員	18番	廣 田 清 実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長 高橋昌造君 副町長 岩渕和弘君
政策推進監査課長 吉岡律司君 総務課長 田村英典君
健康長寿課長 浅沼圭美君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田 徹君

主 事 渋田 稔結君

議会事務局長 高橋 俊英君
補佐

午後 1時45分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

日程第1 議案第94号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する訂正について

○議長（廣田清実議員） 日程第1、議案第94号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する訂正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 廣田議長さんはじめ議員の皆様方には、この提案理由の前に、令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計の補正第2号につきまして、私の全く確認不足でこのように至ったことについて、まずもっておわびを申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案第94号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する訂正についてご説明を申し上げます。

このたびの訂正につきましては、12月5日に提案をさせていただきました議案第91号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について一部に訂正が生じたものであります。

その訂正内容でありますが、歳入歳出予算補正事項別明細書の中の3、歳出の4款保健事業費の1項保健事業費、2目疾病予防費を追加し、補正額の財源内訳の欄の国庫支出金を8万6,000円とし、一般財源を8万6,000円減とし、1項保健事業費の補正額の財源内訳欄の計の欄について国庫支出金を5万9,000円減にして、一般財源を20万3,000円減に、それぞれ訂正するものであります。

また、今回の訂正につきましては、議員各位におわびを申し上げるとともに、今後こういうことのないようにしっかりと取り組んでまいる覚悟でございますので、ひとつよろしくお願ひをいたします。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

訂正ですから、もうこれは質疑も討論も行いますので、よろしくお願ひします。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第94号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する訂正についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本案について、訂正された議案第94号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、会議規則第39条第1項の規定により修正前と同様予算決算常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、本議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、前にも言いましたけれども、予算決算常任委員会に付託した補正予算議案については、12月14日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとへ提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、本議案については、12月14日午前10時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 1時51分 散会

令和5年矢巾町議会定例会 12月会議議事日程（第6号）

令和5年12月14日（木）午前10時00分開議

議事日程（第6号）

第 1 請願・陳情の審査報告

5 請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦を求める
請願

第 2 議案第90号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について

第 3 議案第91号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につ
いて

第 4 議案第92号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

第 5 議案第93号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について

第 6 議案第95号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第96号 訴えの提起に関し議決を求ることについて

第 8 議案第97号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）について

第 9 発議案第8号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦に向けた取
り組みを求める意見書の提出について

第10 閉会中の継続調査の申出について

第11 閉会中の議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
7番	齊 藤 勝 浩	議員	8番	小 川 文 子	議員
9番	木 村 豊	議員	10番	小笠原 佳 子	議員

11番	山本好章	議員	12番	高橋安子	議員
13番	水本淳一	議員	14番	村松信一	議員
15番	昆秀一	議員	16番	赤丸秀雄	議員
17番	谷上知子	議員	18番	廣田清実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	岩渕和弘君
政策推進監課 兼未来戦略課長	吉岡律司君	総務課長	田村英典君
企画財政課長	花立孝美君	税務課長 兼会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄君
町民環境課長	田中館和昭君	福祉課長	野中伸悦君
健康長寿課長	浅沼圭美君	産業観光課長	佐藤健一君
道路住宅課長	水沼秀之君	文化スポーツ 課長	高橋保君
農業委員会事務局長	田口征寛君	上下水道課長	浅沼亨君
教育長	菊池広親君	教育次長 兼学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	南幅正勝君
子ども課長	田村昭弘君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君	議会事務局長 補佐	高橋俊英君
主事	渋田稀結君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 請願・陳情の審査報告

5 請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦を求める請願

○議長（廣田清実議員） 日程第1、請願・陳情の審査報告を議題とします。

総務常任委員会に付託しておりました5 請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦を求める請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題といたします。

総務常任委員長の報告を求めます。

高橋安子 総務常任委員長。

（総務常任委員長 高橋安子議員 登壇）

○総務常任委員長（高橋安子議員） 審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

令和5年12月14日。矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会総務常任委員会委員長、高橋安子。

請願審査報告書。

本委員会が令和5年矢巾町議会定例会12月会議において付託を受けた請願の審査が終了しましたので、矢巾町議会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

記。 1、付議事件名。 5 請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦を求める請願。請願者、矢巾町大字煙山第24地割1、みちのく療育園矢巾九条の会、共同代表世話人、伊東宗行。矢巾町大字南矢幅第6地割80番地1、三堤住宅4号棟11、矢巾

九条の会、共同代表世話人、佐藤征克。紹介議員、小川文子、昆秀一。

- 2、委員会開催年月日。令和5年12月12日。
- 3、出席委員。高橋安子、赤丸秀雄、高橋敬太、ササキマサヒロ、齊藤勝浩。
- 4、審査経過。令和5年12月12日午後零時30分から委員出席の下、5請願第2号について協議、検討を行い、慎重審議した。
- 5、審査結果。5請願第2号については、採択すべきものと決定した。

6、審査意見。パレスチナ自治区ガザ地区を支配するイスラム組織のハマスとイスラエルの戦闘が始まり2か月以上が経過しました。双方の応酬はガザ地区において、多くの犠牲者を出すとともに市街地に甚大な被害をもたらしております。特に無差別攻撃により、多くの一般市民や幼い子どもたちが犠牲になっており、人道的見地から、一刻も早い紛争の終結に向けた国の取組を求める本請願の趣旨は理解できるものであり、採択すべきものといたしました。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして審査報告とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。5請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦を求める請願についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、5請願第2号は採択することに決定いたしました。

日程第2 議案第90号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について

日程第3 議案第91号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第4 議案第92号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第5 議案第93号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（廣田清実議員） 次に、日程第2、議案第90号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について、日程第3、議案第91号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第4、議案第92号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第5、議案第93号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について、この補正予算4議案については、予算決算常任委員会への付託に関わるものであります。審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

昆秀一予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 昆秀一議員 登壇）

○予算決算常任委員長（昆秀一議員） 審査報告書を読み上げて報告といたします。

令和5年12月14日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、昆秀一。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第90号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について、議案第91号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第92号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第93号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について。

本常任委員会は、令和5年12月5日付で付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略いたし

ます。

ただいまから各議案について討論に入ります。

なお、討論は4議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 異議がないようなので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決に入れます。

議案第90号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第95号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第6、議案第95号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第95号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をさせていただきます。

このたびの条例の一部改正は、令和元年に交付されました戸籍法の一部を改正する法律の一部施行に伴い、戸籍に関する新たな事務が生ずることにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されることから、所要の改正を行うものであります。

その主な改正内容ですが、戸籍謄本等の交付請求が本籍地以外の市区町村の窓口でもできる広域交付が可能となるほか、行政機関での手続の際に、戸籍謄本等の添付に代え、市区町村から発行を受けた電子証明書提供用識別符号を提出することができることなど、手数料を徴収する事務を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第95号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第96号 訴えの提起に関し議決を求めるについて

○議長（廣田清実議員） 日程第7、議案第96号 訴えの提起に関し議決を求めるについてを議題とします。

なお、当職より皆さんにお願いがあります。本案件の相手方は、議案書に示されたとおりでありますが、個人情報でありますことから、質疑等発言に際しては、個人情報の保護に配慮願います。

なお、全員協議会でまだこれの扱いについては、守秘義務が発生しておりますので、そこも個人名、それから住所等の質問も気をつけていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第96号 訴えの提起に関し議決を求めるについて提案理由の説明をさせていただきます。

このたびの訴えの提起は、町営住宅に入居しているが、居住実態がなく、加えて家賃を滞納し、督促や催告にも応じない入居者に対し、町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払い請求をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第96号 訴えの提起に関し議決を求めるについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第97号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（廣田清実議員） 日程第8、議案第97号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第97号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、15款県支出金の生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業費補助金を新設補正し、14款国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、3款民生費の生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策給付金支給事業を新設補正し、同じく3款民生費の住民税非課税世帯等の物価高騰対策給付金給付事業、8款土木費の道路橋梁総務事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ

ぞれ1億6,147万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億6,079万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　議案第97号　令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）の詳細についてご説明いたします。

事項別明細によりましてご説明いたします。9ページにお進み願います。歳入補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金1億5,522万9,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増1億5,522万9,000円は、住民税非課税世帯等に7万円を給付するための交付金と県で行う生活困窮者原油価格・物価高騰対策費の県補助以外の部分に充当する分となります。

15款県支出金、2項県補助金560万円、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業費補助金560万円で、昨年度もこの時期に行っておりますが、非課税世帯や一定基準以上の障がい者がいる世帯等に7,000円を給付するための県補助金となります。

18款繰入金、2項基金繰入金64万1,000円、財政調整基金繰入金の増64万1,000円で、これによりまして補正後の財政調整基金残高は10億179万3,000円となります。

次に、歳出の説明をさせていただきます。13ページにお進み願います。歳出補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。主なものについて説明をさせていただきます。歳出、3款民生費、1項社会福祉費1億6,082万9,000円、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付費給付事業の増1億4,938万8,000円は、既に非課税世帯等に給付している3万円に続き7万円を給付する給付費及び事務費となります。対象世帯は、住民税非課税世帯等が2,100世帯、家計急変世帯分として30世帯を想定しております。また、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策給付金支給事業1,144万1,000円は、住民税非課税世帯等1,600世帯への給付費及び事務費となります。

8款土木費、2項道路橋梁費64万1,000円、道路橋梁総務事業の増64万1,000円は、退職する職員の分を会計年度任用職員で補充するための人員費となります。

以上で議案第97号　令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

す。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 異議がないようなので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、小川文子議員。

○8番（小川文子議員） この申請ですけれども、プッシュ型になるかと思われますが、申請が必要な部分もあると思いますので、その広報をどのようにされるのかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

周知の関係ですが、1月の広報に掲載させていただきたいと思っております。あとホームページでも掲載いたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑ありませんか。

10番、小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 7万円の給付は、いつ頃になるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

本日議決後、直ちに事務のほうに取りかかりまして、今年中に給付のほうを考えております。3万円既に受給している方につきましては、確認と、あと口座等も確認できていますので、プッシュ型でいきますので、何とか今年中に考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） その他質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第97号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数あります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議案第8号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦に向けた取り組みを求める意見書の提出について

○議長（廣田清実議員） 日程第9、発議案第8号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦に向けた取り組みを求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみといたします。

（職員朗読）

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明を求めます。

12番、高橋安子議員。

（12番 高橋安子議員 登壇）

○12番（高橋安子議員） 発議案第8号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦に向けた取り組みを求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、5請願第2号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦を求める請願について、総務常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁などに意見書を提出するものであります。

パレスチナ自治区ガザ地区を支配するイスラム組織ハマスとイスラエルの戦闘が始まり2か月以上が経過しましたが、双方の応酬によりガザ地区において、多くの一般市民や幼い子どもたちなど貴い命が犠牲になっております。請願の趣旨にあるとおり、一刻も早い紛争への終結への働きかけや人道的支援のほか、併せて人質解放も含め、国としてでき得る取組を求めるべく関係省庁等に意見書を提出し、要望するものです。

なお、意見書の提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、衆参議員議長及

び県選出国会議員であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第8号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦に向けた取り組みを求める意見書の提出についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、発議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第10 閉会中の継続調査の申出について

○議長（廣田清実議員） 日程第10、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。議会運営委員長、広報広聴委員長、第8次矢巾町総合計画策定調査特別委員長から調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。それぞれ委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第11 閉会中の議員の派遣について

○議長（廣田清実議員） 日程第11、閉会中の議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会後、次期定例会までの間における本町の重要事項の促進要望、

事業の調査及び実務研修などのため、県内外の関係機関等に本議会の議員を派遣する場合、その期日、派遣地及び人員については、矢巾町議会会議規則第128条の規定により、その都度議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の議員の派遣については、そのように決定しました。

以上をもって、12月会議に付託されました議案の審議は全て終了いたしました。

○議長（廣田清実議員） ここで高橋町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田議長さんからお許しをいただきましたので、12月会議の閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

廣田議長さんをはじめ議員の皆様方におかれましては、今月5日から本日までの10日間にわたりまして、議会定例会12月会議におきまして、本町の施策推進に様々なご提言やご意見を頂戴いたしましたことに、まずもって深く感謝を申し上げます。

また、一般質問につきましては、昆秀一議員、村松信一議員、小笠原佳子議員、藤原信悦議員、水本淳一議員、高橋安子議員、高橋恵議員、赤丸秀雄議員、木村豊議員、横澤駿一議員、小川文子議員、吉田喜博議員、そして高橋敬太議員の13名から37項目と多岐にわたるご質問をいただいたわけでございますが、今後その内容をしっかりと精査をさせていただいて、これから町政に反映してまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、私ども当局からは、条例の制定や一部改正、指定管理者の指定、一般会計をはじめとした各会計の補正予算など21件にわたる議案を提案させていただきましたが、全てご可決賜りましたことに感謝申し上げますとともに、このことにしっかりと確実に施策を推進してまいります。

また、この1年間を振り返りますと、4月には町議会議員選挙が行われ、町民の皆さんからご信任を得られました議員の皆さん方の特段のご理解の下に町勢発展のために各種施策を推進させていただきました。特にも重点的な取組といたしましては、1つ目の「共生で輝くいのちを守る取り組み」におきましては、昨年の11月の「認知症の人にやさしいまちづくり

り「やはば」宣言を受け、認知症への理解やサポートにつなげるべく矢巾町認知症とともに生きるまちづくり条例を制定したほか、医療的ケア児の受入れの実現など、全世帯に優しいまちづくりに取り組んできたところであります。

2つ目の「住環境の整備」におきましては、皆さんもご存じのとおり、今現在藤沢第2地区、田中地区、そして下花立地区で大規模宅地開発が行われており、移住定住の促進が図られるものと期待しているところであります。

3つ目の「産業の活性化」におきましては、一般国道4号盛岡南道路の事業化などを背景に、西部地区には、東北エリア最大級のマルチテナント型の物流施設、プロジェクトスパーク盛岡が11月に竣工したほか、国道4号沿線には、岩手日野自動車株式会社の本社、盛岡支店が来春に新築移転予定でありますことから、物流基盤を生かしたさらなる販売ルートの開拓による産業の活性化と併せ地域雇用の創出と地域の活性化に引き続きしっかりと取り組んでまいります。

4つ目のデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの取組、これに併せて今グリーントランスフォーメーション、GXも併せて、特にデジタル化が急速に進む中、町民の皆さんの利便性の向上のため、住民総合ポータルアプリやはナビ！を今月から運用し、プッシュ型で行政情報の発信を行っているほか、マイナンバーカードを利用したオンライン手続きなどのDXの推進に引き続き取り組んでまいります。

そして、グリーントランスフォーメーションも皆さんもご存じのとおり、西部地域にはバイオマス発電、これも着工されて、着々と今進められているところを併せて皆さん方にご報告をさせていただきます。

また、一方では、若者の活躍が目覚ましい年でもありました。スポーツ分野では、第18回春の全国中学生選手権大会において、町立矢巾中学校男子ハンドボール部が準優勝の快挙、立派な成績を収めたほか、音楽分野では、第76回全日本合唱コンクール全国大会において県立不來方高等学校音楽部が15大会連続となる金賞を受賞したほか、第23回東日本学校吹奏楽大会において、町立煙山小学校吹奏楽部が銀賞を受賞するなど、スポーツのまち、音楽のまちの下、若者が大いに活躍する姿に今後のさらなるご活躍を期待するところであります。

また、年明けて令和6年には、第8次の矢巾町総合計画を目指す本町の将来像に向けて各種施策をスタートする年となります。町政運営に当たりましては、地域コミュニティの醸成と、そして共に創り上げる共創による町民本位のまちづくりを念頭に、議員の皆さん方からもいただきましたご意見、ご提言をしっかりと受け止め、またそのことを大切にしながら意

を体して取り組んでまいる覚悟でございますので、今後とも廣田議長さんはじめ議員の皆さん方におかれましては、大所高所からご指導、ご助言を賜りますようお願いを申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。

この1年間、皆さん方には本当にお世話になりました。そして、来年は甲辰なのだそうです。皆さんにとって本当に躍進、そして希望に満ちた新年をお迎えになられますことを心から願い、御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（廣田清実議員）　ここで矢巾町民歌の斉唱を行いますので、よろしくお願ひいたします。

（町民歌斉唱）

○議長（廣田清実議員）　これをもって令和5年矢巾町議会定例会12月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午前10時40分　散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員